

研究叢書 10

国際私法条約集

川上太郎著

神戸大学
経済経営研究所

1966

国際私法条約集

川上太郎著

神戸大学経済経営研究所

1966

は し が き

国際私法を学ぼうえに、国際私法条約を知る必要があることはいうをまたないところである。それにも拘わらず、今日までわが国では国際私法に関する条約集が編さんされておらず、学習上不便が少なくなかった。本書は、この不便を補いたいと考えて編さんしたものにほかならない。解説を付したのは、個々の条約の成り立ちやその相互の関連を説明し、参考文献をあげておくのが、研究の便宜に合すると考えたからである。

邦訳は、公定訳あるもののほかは、私自らがこれをなした。しかし翻訳のことは困難であり、思わぬ誤訳をしてはいないかとおそれている。読者からご叱正を賜わることができれば、幸いこれにすぎたるはない。

本書は、私が数年前に公にした『国際私法の法典化に関する史的研究』(1961)につづくものである。この書と同様、本書についても神戸大学経済経営研究所が刊行の労をとって下さった。関係の各位に対し、あつく謝意を表する。校正については大阪大学大学院学生松岡博君を煩わした。記してあつく謝する。

1966年2月

神戸大学六甲台研究室において

川 上 太 郎

目 次

第1部 条 約

I	モンテヴィデオ条約	3
1	国際民法条約	3
2	国際陸商法条約	12
3	国際通商航行条約	19
4	国際民事訴訟法条約	25
II	ブスタマンテ法典	34
5	ブスタマンテ法典	34
III	国際連盟・国際連合下の国際私法条約	61
6	仲裁条項に関する議定書	61
7	外国仲裁判断の執行に関する条約	62
8	外国仲裁判断の承認および執行に関する条約	66
9	避難民の法的地位に関する条約	71
10	無国籍者の地位に関する条約	73
11	外国における扶養料取立に関する条約	75
IV	スカンデナヴィア条約	80
12	婚姻、養子縁組および後見に関する 若干の国際私法規定をふくむ条約	80
13	扶養料の取立に関する条約	84
14	外国判決の承認および執行に関する条約	86
15	破産に関する条約	89

16	相続および相続財産の清算に関する条約	92
附	録	99
V	ベネリュックス条約	101
17	ベネリュックス条約	101
VI	ハーグ条約	107
18	婚姻に関する法律衝突を規律するための条約	107
19	離婚および別居に関する法律 並びに裁判管轄の衝突を規律するための条約	109
20	未成年者の後見を規律するための条約	111
21	夫婦の身分上の権利義務および夫婦財産に及ぼす 婚姻の効力に関する法律の衝突に関する条約	112
22	禁治産および類似の保護手段に関する条約	115
23	民事訴訟手続に関する条約	117
24	破産に関する条約	124
25	相続および遺言に関する法律 並びに裁判管轄の衝突に関する条約	127
26	ハーグ国際私法会議規程	131
27	民事訴訟手続に関する条約	134
28	有体動産の国際的性質を有する売買に 適用すべき法律に関する条約	140
29	本国法と住所地法との間の抵触を規律するための条約	143
30	外国の会社、社団および財団の法人格の承認に関する条約	145
31	有体動産の国際的性質を有する売買における 所有権の移転に適用すべき法律に関する条約	148
32	有体動産の国際的性質を有する 売買における合意管轄に関する条約	150
33	子に対する扶養義務の準拠法に関する条約	153

34	子に対する扶養義務に関する判決の承認 および執行に関する条約	154
35	未成年者の保護に関する官憲の管轄権 および準拠法に関する条約	157
36	遺言処分的方式に関する法律の衝突に関する条約	160
37	外国公文書の認証の必要性を廃止する条約	163
38	養子縁組に関する官憲の管轄，準拠法 および判決の承認に関する条約	166
39	民事および商事に関する裁判上および 裁判外文書の外国における送達に関する条約	170
40	裁判所の選択に関する条約	176
	附録 ハーグ条約署名，批准および加入表	179
41	財産事項に関する外国判決の承認と 執行に関する条約案についての決議	180
42	外国において得られた離婚および 別居の承認に関する条約予備草案	182

第2部 解 説

I	モンテヴィデオ条約	189
II	ブスタマンテ法典	191
III	国際連盟・国際連合下の条約	193
6	仲裁条項に関する議定書	194
7	外国仲裁判断の執行に関する条約	194
8	外国仲裁判断の承認および執行に関する条約	195
9	避難民の法的地位に関する条約	196
10	無国籍者の地位に関する条約	196
11	外国における扶養料取立に関する条約	196

IV	スカンジナビア条約	199
V	ベネリュックス条約	200
VI	ハーグ条約——概説, 文献と解説	201
18	婚姻に関する法律衝突を規律するための条約	206
19	離婚および別居に関する法律並びに 裁判管轄の衝突を規律するための条約	207
20	未成年者の後見を規律するための条約	207
21	夫婦の身分上の権利義務および夫婦財産に及ぼす 婚姻の効力に関する法律の衝突に関する条約	207
22	禁治産および類似の保護手段に関する条約	208
23	民事訴訟手続に関する条約	208
24	破産に関する条約	210
25	相続および遺言に関する法律並びに 裁判管轄の衝突に関する条約	210
26	ハーグ国際私法会議規程	211
27	民事訴訟手続に関する条約	212
28	有体動産の国際的性質を有する売買に 適用すべき法律に関する条約	213
29	本国法と住所地法との間の衝突を規律するための条約	216
30	外国の会社社団および財団の法人格の承認に関する条約	219
31	有体動産の国際的性質を有する売買における 所有権の移転に適用すべき法律に関する条約	222
32	有体動産の国際的性質を有する 売買における合意管轄に関する条約	225
33	子に対する扶養義務の準拠法に関する条約	227
34	子に対する扶養義務に関する判決の承認 および執行に関する条約	231

35	未成年者の保護に関する官憲の管轄および準拠法に関する条約…	236
36	遺言処分の方式に関する法律の衝突に関する条約…	240
37	外国公文書の認証の必要性を廃止する条約…	246
38	養子縁組に関する官憲の管轄，準拠法 および判決の承認に関する条約…	247
40	裁判所の選択に関する条約…	251
41	財産事項に関する外国判決の承認 および執行に関する条約予備草案…	258
42	外国において得られた離婚，および 別居の承認に関する条約予備草案…	259

第1部 条 約

I モンテヴィデオ条約⁽¹⁾

1 国際民法条約

(1940. 3. 19, モンテヴィデオで署名)⁽²⁾

第1章

第1条 自然人の存在, 身分および能力はその住所地法による。ただし刑事上の無能力および宗教, 民族, 国籍又は思想上の理由による無能力はこれを承認しない。

第2条 住所の変更は, 既に取得した能力を制限しないものとする。

第3条 国その他の外国公法人は他国領域においてその国の法律に従いその能力を行使することができる。

第4条 私法人の存在および能力はその住所地法による。

法人は附与された法人たる資格により設立地以外の地において, その法人に属する一切の権利又は訴権を行使することができる。

ただし法人がその特別の設立目的に属する行為を継続的になすためには, その行為をしようとする国の定める規定に従わなければならない。

前2項の規定は民事組合にも適用される。

第2章 住 所

第5条 この条約に特別の規定のない限り, 自然人の住所は国際的法律問題に関しては, 次に掲げる事情によりかつ次に指定した順序に従ってこれを定める。

(1) 条約正文—Hudson, *International Legislation*, VIII [1938–1941], 513; Makarov, Quellen (1960) S. 98; *Journal du droit international*, vol. 84 (1957) No. 2, 482 et suiv.; *American Journal of International Law*, vol. 37 (1943) 95–157;

(2) 当事国—アルゼンチン, (ボリヴィア, コロンビア), パラグアイ, (ベルー)ウルグアイ。

- 1 一定の場所に継続的意図をもって常住すること、
- 2 前号に定める常住地がないときは、夫婦および未成年の子からなる家族団体の同一場所における常住居所、又は当事者と共同生活する配偶者の常住居所、又は配偶者のない場合においては、当事者と共同生活する未成年の子の常住居所、
- 3 主たる営業所の所在地、
- 4 これらのいずれの事実も存しないときは、単なる居所をもって住所とみなす。

第6条 何人も無住所であることはできない。同時に2ヶ又はそれ以上の住所を有することはできない。

第7条 親権、後見又は保佐に服する無能力者の住所は、その法定代理人の住所にあるものとする。法定代理人の住所は代理の行なわれる場所にあるものとする。

第8条 婚姻住所は配偶者の同居する場所にあるものとする。これを欠くときは、夫の住所をもって婚姻住所とみなす。

第9条 裁判上別居し又は離婚した妻は他に住所を取得しない限り、夫の住所を保有する。夫に遺棄された妻は他国に自己の独立住所を定めたことが証明されない限り、婚姻住所を保有する。

第10条 民事法人は主たる営業所の地にその住所を有する。

他国に住所を有する法人により一国において設立された営業所、支店又は代理店は、その地でなす営業行為に関しては、営業地に住所を有するものとみなされる。

第11条 住所変更の場合、その意思は、反証のない限り、居住者がその到来した地の地方官憲の面前でなす表示によってこれを定める。これを欠くときは、住所変更の事情による。

第3章 不在

第12条 不在者の財産に対する不在宣告の法律効果は財産所在地法による。不在者のその他の法律関係は従前からその法律関係を支配していた法律によるものとする。

第4章 婚姻

第13条 婚姻締結の能力、婚姻挙行の方式、その存在およびその有効性は婚姻挙行地

の法律による。

ただし次に掲げる婚姻障碍のひとつが存在するときは、締約国は他の締約国で挙行された婚姻を承認する義務を負わない。

- (a) 婚姻当事者の一方が年令上の要件を充たさないこと、ただし男は14才、女は12才をもって婚姻最低年令とする。
- (b) 嫡出であると非嫡出であることを問わず、直系の血族又は婚姻関係、
- (c) 嫡系又は非嫡系の兄弟姉妹関係、
- (d) 生残配偶者と婚姻するために行爲者としてまたは補助者として、配偶者の一方を殺害したこと、
- (e) 前婚が適法に解消されていないこと。

第14条 身分関係に関する一切の事項において配偶者の権利義務は婚姻住所地の法律による。

第15条 婚姻住所地法は次の事項を支配する。

- (a) 夫婦の別居、
- (b) 婚姻の解消、ただし主張される解消の原因が離婚であって挙行地国の法律がこれを離婚原因として認めないときは、婚姻挙行地国にとってはこれを承認する義務は存しないものとする。後の婚姻が他国の法律に従ってなされた限り、その挙行はどんな場合にも重婚の不法行為を構成することはない、
- (c) 第13条によって締結された婚姻の無効の効果。

第16条 夫婦財産契約および夫婦財産関係は最初の婚姻住所地の法律による。ただし厳格に物的性質の事項について財産所在地法が禁止するときはこの限りでない。

第17条 財産が住所変更の前に取得されたとその後取得されたとを問わず、住所の変更は夫婦財産関係の準拠法に影響を及ぼさないものとする。

第5章 親 権

第18条 身分上の権利義務に関する親権は、これを行使する者の住所地法による。

第19条 前条の規定は、子の財産に関する親権に固有の権利義務並びに子の財産を目的とする譲渡その他の行為を支配する。ただし厳格に物的性質の事項に関し、財産所在

地法が禁止するときはこの限りでない。

第6章 親子関係

第20条 婚姻の挙行を支配する法律は嫡出親子関係および後婚による準正を支配する。

第21条 婚姻の有効無効にかかわらず親子関係の正嫡の問題は子の出生当時における婚姻住所地法による。

第22条 婚外親子関係に関する権利義務はその権利義務がその効力を生ずべき国の法律による。

第7章 養子縁組

第23条 養子縁組は、当事者の行為能力その他の要件、制限および効力に関しては、当事者の住所が一致している限り、当事者の住所地法による。ただし縁組行為は公文書によって認め得るものであることを要する。

第24条 当事者に関するその他の法律関係は各当事者の服する法律による。

第8章 後見および保佐

第25条 後見および保佐の選定は無能力者の住所地法による。

第26条 締約国における後見又は保佐の設定は他の締約国で承認されるものとする。後見人又は保佐人となる義務およびこれらの地位を引受けることを拒むことのできる事はその他の地位を引受けるべき者の住所地法による。

第27条 後見および保佐の行使に固有の権利義務は無能力者の住所地法による。

第28条 住所地以外に存在する無能力者の財産に関する後見人および保佐人の権限は、無能力者の住所地法による。ただし厳格に物的性質の事項において、財産所在地法が禁止するものは、この限りでない。

第29条 法律が無能力者に与える法定抵当権は、後見人又は保佐人がその職務を行なう国の法律が抵当権を設定せられた財産の所在地国の法律と一致する限りにおいてのみ、その効力を生ずるものとする。

第9章 第4章、第5章および第8章に共通の規定

第30条 夫婦間の身分関係に関する緊急処分、親権、後見若しくは保佐の行使は、それぞれ夫婦、家長、後見人若しくは保佐人の居所地法による。

第31条 法律が親権者、後見人、保佐人に与える報酬並びにその支給方式は、親権行使地、又は代理人が選任された国の法律によってこれを定める。

第10章 財 産

第32条 その性質のいかんを問わず、どんな財産もその種別、その占有、その絶対的若しくは相対的不可譲渡性およびその財産について生ずるべき一切の物権的法律関係に関する限り、もっぱら財産所在地法によってこれを定める。

第33条 債権は債務の履行地にあるものとみなされる。債権発生当時債務履行地を決定することができないときは、債権はその当時における債務者の住所地にあるものとみなされる。

交付のみによって譲渡することのできる債権的証券はその現に存在する地にあるものとみなされる。

第34条 動産所在地の変更は、動産の旧所在地の法律に従って取得された権利に影響を及ぼさない。ただし、利害関係人がこの権利を取得しかつ保存するためには新所在地法の定める実質上並びに方式上の一切の要件を充たさなければならない。

物的訴訟の開始後に生じた係争動産の所在地の変更は準拠せられるはずであった法律管轄又は裁判管轄の規則に影響を及ぼさない。

第35条 所在地の変更ののち、かつ、前条に定める要件が充たされるのに先立ち、新所在地法に従い、同一動産上に第三者の取得した権利は、最初の取得者の権利に優先するものとする。

第11章 法 律 行 為

第36条 法律行為の準拠法はそれに該当する証書の性質を決定する。法律行為の方式はその行為が締結又は着手される地の法律による。公示の方法は、それぞれの国の法律

による。

第37条 契約履行地の法律は次の事項を定める。

- (a) 契約の存在,
- (b) 契約の性質,
- (c) 契約の成立,
- (d) 契約の効力,
- (e) 契約の効果,
- (f) 契約の履行,
- (g) その他観点のいかんを問わず、契約に関する一切の事項。

第38条 特定物に関する契約は、契約締結当時におけるその物の所在地法による。

種類物に関する契約は契約締結当時における債務者の住所地法による。

消費物に関する契約は契約締結当時における債務者の住所地法による。

役務の提供に関する契約は、

- (a) 契約が物に関するときは、契約締結当時におけるその物の所在地法による。
- (b) 契約の効力が特定の場所に関するときは、その契約が効力を生ずべき地の法律による。
- (c) その他の場合には、契約締結当時における債務者の住所地法による。

第39条 慈善行為は慈善者の住所地法による。

第40条 その締結当時、前2条の規定により、履行地を決定することができない行為又は契約は、その行為地法による。

第41条 従たる契約は主たる契約の準拠法による。

第42条 通信により又は代理人を通じて締結した契約の履行は承諾された申込みが发出せられた地の法律による。

第43条 契約なくして生じた債務はその原因たる適法又は不適法な事実の発生した地の法律により、必要があるときは、さらにその債務の原因たる法律関係を規律する法律による。

第12章 相 続

第44条 遺言の方式は死者の死亡当時における相続財産所在地の法律による。

ただし、締約国で要式行為によりなされた公開又は封印の遺言は他のすべての締約国において承認されるものとする。

第45条 前条に定める財産所在地の法律は次の事項を支配する。

- (a) 相続人又は受遺者の相続能力、
- (b) 遺言の成立および効力、
- (c) 相続の権原および権利、
- (d) 義務分の存在およびその割合、
- (e) 処分自由な相続財産の存在およびその総額、
- (f) その他、法定又は遺言相続財産に関する一切の事項。

第46条 締約国で支払われるべき債務は死者の死亡当時その国に存在する財産から優先的に弁済せられるべきものとする。

第47条 死者の財産が前条の債務を支払うのに足りないときは、債務者は他国にある死者の遺産からその債務の未払額に相応する弁済を受けるべきものとする。ただしその地の債務者の優先権を害することはできない。

第48条 債務の弁済が死者の遺産の存在しない国においてなされるべきときは、債務者は他国にある遺産から、前条に定める制限のもとに、その債務の未払額に相当する弁済を受けるべきことを請求することができるものとする。

第1項および前2条の規定は物的財産によって担保せられる債権には適用されない。

第49条 種類物の遺贈は、その弁済地が指定されていないときは、遺言者の死亡当時における住所地の法律による。この遺贈は遺言者の住所地にある遺産のうちからこれを支弁すべきものとする。住所地に支弁すべき遺産がないとき又は遺贈の未払部分を補充する必要あるときは、遺贈の弁済は遺言者の遺したその他の遺産のうちから比例的になされるべきものとする。

第50条 相続財産に対して持戻をなすべき義務は、持戻を必要とする相続を支配する法律による。

持戻財産が不動産又は動産からなるときは、持戻財産はその財産の属する相続財産にとどめられるべきものとする。

持戻財産が一定額の金銭からなるときは、持戻義務を負う相続人が一切の遺産部分について相続分に比例して有する一切の遺言部分の間に分割せられるべきものとする。

第13章 時 効

第51条 人的訴訟の消滅時効は関連債権の服する法律による。

第52条 物的訴権の消滅時効は財産所在地の法律による。

第53条 動産の所在地に変更があった場合、消滅時効はその完成に必要な期間の経過した地の法律による。

第54条 動産又は不動産の取得時効は財産所在地の法律による。

第55条 動産の所在地に変更があった場合には、取得時効はその完成に必要な期間の経過した地の法律による。

第14章 裁 判 管 轄

第56条 人的訴訟は訴訟の目的たる法律行為の服する法律の属する地の裁判所にこれを提起するものとする。

被告の住所地の裁判所にも人的訴訟を提起することができる。

裁判管轄の領土的拡張は、对人的財産権に関する訴が提起せられた後に、被告がこの拡張に同意したときに限りこれを許すものとする。

被告の意思は、擬制的な形式においてではなく、積極的に表示されなければならない。

第57条 失踪宣告は推定失踪者の最後の住所地の裁判所に請求しなければならない。

第58条 管理の計算に関する訴は後見人又は保佐人の選定がなされた地の裁判所の管轄に属する。

第59条 婚姻の無効、離婚、婚姻の解消、その他一般に夫婦関係に関する問題についての訴は、すべて婚姻住所地の裁判所に提起しなければならない。

この訴が第9条の規定に該当する者の間に提起されるときは、最後の婚姻住所地の裁判所がこれを管轄するものとする。

第60条 夫婦財産の譲渡その他夫婦財産に関する厳格に物的性質を有する行為に関して夫婦の間に生ずることあるべき問題の決定はその財産所在地の裁判所が管轄する。

第61条 第30条に定める処分 of 審理は当事者の居所地の裁判所が管轄する。

第62条 組合に関する組合員間の訴は組合の住所地の裁判所が管轄する。

第63条 相続に関する訴は相続財産所在地の裁判所に提起しなければならない。

第64条 物的訴訟および混合訴訟は係争物の所在地の裁判所に提起しなければならない。

この訴が数多の地に存在する多数の物に関するときは、訴はその物が存在する地の裁判所に提起しなければならない。

一般的規定

第65条 この条約が効力を生ずるためには一切の締約国が同時にこれを批准することを要しない。この条約を受諾する国はその決定をウルグアイ共和国政府に送付するものとする。同国政府はこれを他の締約国に通知しなければならない。この手続は署名の交換に代わる。

第66条 前条に定める形式による手続が行なわれたときは、この条約は直ちにこの手続を行なった国の間に、無期限に効力を生ずるものとする。これにともない1889年2月12日モンテビデオにおいて署名された従前の条約は自動的に効力を失うものとする。

第67条 いずれかの締約国が条約から脱退し又は条約文書に変更を加えることを適当と考えるときは、これを他の署名国に通知しなければならない。ただし脱退は2年間は効力を生じないものとし、その間に新しい協定に達するための努力をなすべきものとする。

第68条 第65条はこの条約に加入することを希望する会議不参加国にもこれを適用する。

2 国際陸商法条約⁽¹⁾

(1940. 3. 19, モンテヴィデオで署名)⁽²⁾

第1編 商事実, 商行為および商人

第1条 事実および法律行為の民事または商事性はその発生した国の法律による。

第2条 特定人に対する「商人」性の付与はその者がその商事住所を有する国の法律による。登録およびその効力は登録が要求される国の法律による。

第3条 商事住所は商人または商事組合の主たる営業所の存する地である。

ただし、商人または商事組合が他国に営業所、支店、または代理店を設けたときは、その他における取引に関するかぎり、その商人または商事組合はその営業地に住所を有するものとみなされ、かつその地の裁判所の管轄に服する。

第4条 商人および補助的商事代理人は、その取引に固有の活動については、その活動をなす地の法律に服する。

第5条 会計帳簿は、種類、数量および方式に関しては、これを保有する義務を課せられた地の法律による。

会計帳簿を呈示する義務は同一の法律による。

会計帳簿が証拠方法とみとめられるかどうかおよびその証拠力は証明を要する行為を支配する法律による。

呈示の方式および方法はその呈示に関与する裁判官の法律に服するものとする。

第2編 組 合

第6条 組合設立契約に必要な書面の性質は商事住所の法律による。

(1) 条約正文—Hudson, *International Legislation*, vol. VIII, [1938–1941], 498 et ss.; Makarov, *Quellen* (1960) 307; *Am. J. Int. Law*, number 3, July, 1943.

(2) 署名批准国—アルゼンチン, (ボリビア, ブラジル, コロンビア), パラグアイ, (ペルー), ウルグアイ—括弧内は批准未了。

組合契約の方式に関する要件はその契約のなされた地の法律による。

公示方式に関する事項はそれぞれの国により制定されるべき規定による。

第7条 組合契約の内容ならびに組合員相互間、組合員と組合との間、または組合と第三者との間の法律関係は組合がその商事住所を有する国の法律による。

第8条 商事組合はその商事住所国の法律によるべきものとし、他の締約国において完全な法律上の承認を与えられ、かつ商行為をなし、法廷に出頭する資格あるものとみなされる。

組合の設立目的に付随する行為の通常の履行に関しては、前項の規定にかかわらず、組合はこれらの行為をなそうとする国の法律規定に従わなければならない。

この種の組合の代表者は第三者に対しては、その地域の組合の理事と同一の責任を負う。

第9条 特定国において、他国の法律に知られない方式において設立された組合または法人は、他国においてその地の法律に従い、商行為をなすことができる。

第10条 商事組合の株式または社債の発行または譲渡に関する法律要件はその発行または譲渡が効力を生ずる国の法律による。

第11条 組合の住所の存する国の裁判所は、組合員相互間に生ずることあるべき訴訟、または第三者が組合に対し提起することあるべき訴訟を審理するにつき管轄権を有するものとする。

ある国に住所を有する組合が他国において法律上の紛争となる取引をしたときは、他国の裁判所にその組合を訴えることができる。

第3編 保 險

第12条 陸上保険契約は契約締結当時保険の目的たる財産の存在していた国の法律による。生命保険契約は、保険会社、またはその支店もしくは代理店が住所を有する国の法律による。

第13条 陸上保険または生命保険に関し提起された訴訟を審理する管轄裁判所は、前条の規定に従い当該契約を支配する法律の国の裁判所である。ただし、保険者またはその支店および代理店（後者に関する事件において）が住所を有する国の裁判所、または

被保険者がその住所を有する地の裁判所は、原告の選択において択一的に管轄するものとする。

第4編 陸上運送、および混合運送

第14条 別異の国での履行が予定されている商品に関する運送契約は、その方式および効力ならびに契約当事者に課せられる義務の性質に関しては、契約地の法律による。もっぱら一国の領域内において履行せられるべき運送契約は、その国の法律による。商品の引渡しに関する義務の履行および強制的方式に関する一切の事項は、商品が荷受人に引渡される国、または引渡されるべかりし国の法律による。

第15条 混合サービスによる国際運送契約は、それが1ヶの直接積荷証券の発行によって締結されるときは、その運送が種々の国の会社の介入によってなされるときでも、単一の契約とみなされる。

この規定は陸上、水上または空中の混合運送にも適用される。

第16条 混合サービスによる国際運送契約にもとづく訴訟は、原告の選択により、荷主と契約した第1の運送人、または荷受人に引渡されるはずの商品をうけとるべき最終運送人に対して提起することができる。

前項の訴訟は、原告の選択により、船籍地の裁判所、仕向地の裁判所、または被告たる運送人の代表者の駐在する、通過地の裁判所に提起されるべきものとする。

各種の運送人により相互のあいだに提起される訴訟はこれを除く。

第17条 唯一の会社により締結されると、共同サービスにより締結されるとを問わず、数国の領域を通過する旅客運送契約は、旅客の到達国の法律による。

管轄裁判所は、原告の選択により、あるいは旅客の到達国の裁判所または契約締結国の裁判所たるものとする。

第18条 運送人または代理店の発行する特別証書に登録せられ、かつ旅客によりその旅行のために指定せられた地に持参されない手荷物の運送は、商品運送のための規則による。

登録されないで旅客が持参する手荷物は、旅客運送に適用される法律による。

第5編 商 事 質

第19条 個々の質契約を支配する法律は当該証券の性質を決定する。その契約の方式および要件は契約締結地の法律による。

第20条 質物として交付された目的物に関する契約当事者の権利義務は、目的物の移動の有無に拘わらず、質入当時における所在地法による。

第21条 質入された目的物の所在地の変更は質入のなされた国の法律に従って取得せられた権利に影響を及ぼさない。ただし、その権利保存のためには、その物の新所在地国の法律の定める方式および実質的要件を具備することを要する。

第22条 前条の場合において質入された目的物に関する善意の第三者の権利は、その物の新所在地国の法律による。

第6編 為替手形およびその他の指図式証券

第23条 振出、裏書、引受、保証、引受拒絶証書、および為替手形に関する権利の行使または保全に必要な行為は、当該行為のなされる国の法律による。

第24条 為替手形において約定された債務が前条に定める法律に従い有効でないときでも、その後の義務の約定された国の法律に適合するときは、当該手形の方式上の不適式は義務の効力に影響をおよぼさない。

第25条 為替手形の振出の結果として、その振出人と受取人との間に生ずる法律関係は、振出地の法律による。振出人と支払人との間の法律関係は、引受のなされるはずであった地の法律による。

第26条 持参人に対する支払人の義務および支払人を利する免除は、引受のなされた地の法律による。

第27条 裏書が裏書人と被裏書人との間に生じさせる法律効果は、手形の譲渡または裏書のなされた地の法律による。

第28条 参加引受の法律効果は第三者の参加する国の法律による。

第29条 戻手形に基づく訴訟を提起するための期限は、手形の全署名者につき、その義務の生じた国の法律による。

第30条 為替手形がその取立のなされるべき国における法定レートのない通貨によって振出されたときは、その手形の支払は満期日における為替相場によりその国の通貨でなされるべきものとする。

債務者が支払を遅延したときは、持参人はその選択に従い、手形金額が満期日における為替相場により支払われるべきこと、または支払日における為替相場により支払われるべきことを請求することができる。

手形金額が同一の名称を有してはいるが、振出国におけると支払地におけるとにより異なる価値を有する通貨によって記載されているときは、その記載は支払地の通貨をさすものと推定する。

休日、恩恵日にもとづいて生ずる満期日のごとき、他の支払条件および事情は支払地の法律による。

第31条 証券の盗難、紛失、または毀損の場合、もしくはそれを實際上無用なものとする事情の場合にとられるべき措置は、手形の支払のなされるべき国の法律による。

第32条 この編に定められた規定は、それが適用しうるかぎり、証券式小切手、銀行手形、その他の指図式証券を支配する。

第33条 この編に定められた規定は、つぎの変更のもとに、小切手について支配する。以下に掲げる事項は小切手の支払われるべき国の法律による。

- 1 呈示の時期、
- 2 小切手が引受、線引、保証、または確認をなしうるかどうか、およびこれらの行為の効力、
- 3 小切手資金の送り高に関する所持人の権利、およびこの種資金の性質、
- 4 小切手の支払停止、または支払に対し異議を申立てる振出人の権利、
- 5 裏書人、振出人、その他の義務者に対する権利保存のための、拒絶証書その他類似の証書が必要であるかどうか、
- 6 小切手の附随的記載事項に関するその他の条件。

第34条 為替手形、小切手、その他の指図式もしくは持参人払い式証券から生ずる権利、およびこの種の証券に基づく義務の効力は、印紙税法に含まれている規定の遵守を必要としない。しかしながら、締約国の法律は、税金および負わされた罰金の支払いが

なされるまで、この権利の行使を差止めることができる。

第35条 為替手形、小切手、その他の指図式証券もしくは持参人払い式証券の取引に参加した当事者間に生ずる問題は、被告が義務を負担した当時にその住所の存した地、または訴の当時にその住所の存する地の裁判所に提訴せられるべきものとする。

第7編 社債、および持参人払式証券

第36条 社債その他の持参人払式証券に関する方式、ならびにこの種証券の法律効果は、これらの証券発行国に行なわれる法律による。

第37条 社債および持参人払式証券の譲渡は譲渡のなされる国の法律による。

第38条 第31条に定めた場合において、遵守せられるべき方式および要件ならびに生ずべき法律効果は債務者の住所地法による。公示は他の締約国における事項に対してもこれをなすことができる。

第39条 第31条に定めた場合において、社債または問題たる商業証券に関する第三取得者の権利は、その者が占有を取得した国の法律による。

第8編 破 産

第40条 破産宣告をなすにつき管轄する裁判所は、当該商人の住所地の裁判所または商事組合がたまたま他の国において商行為をなす場合、もしくは他の国に本店のためおよび本店の責任において営業をなす代理店、もしくは支店を有する場合においても、当該商事組合の住所地の裁判所である。

第41条 破産者が種々の国に2ヶ以上の独立の営業所を有するときは、それぞれの商事住所の裁判所が各営業所に関する破産手続を審理するにつき管轄する。

第42条 破産宣告、および宣告のなされた国の法律上公示を必要とする、その宣告に関するその他の行為は、破産者が代理店、支店、または営業所を有する国においても公示せられなければならない。公示はその他の法律の定める方式によってなされなければならない。

第43条 破産宣告が特定の国においてなされた場合、当該破産手続において定められた保全の予防的措置は、破産者が他国に有する財産に関しても執行せられるべきものと

する。この執行は、その地の法律に従ってなされなければならない。

第44条 予防措置が有効な調査依頼状により適式になされたときは、依頼状のあてられた裁判所は、破産者が財産を有する場所において、30日以内に破産宣告および定められた措置を示す公示の公告を命令しなければならない。

第45条 地域的な債権者はそれぞれの国において前条に定めた通知の末日後60日以内に、破産者に対する新たな破産手続を開始することができる。また、事情により破産手続をなすことができないときは、地域的な債権者は破産者に対し民事訴訟を提起することができる。これらの場合においては、数個の破産手続はたがいに独立になされるべく、かつ各手続の開始せられる国の法律がそれぞれの手続に適用されるものとする。また、当該法律が異なるそれぞれの手続にたいし、予防契約の締結、その他類似の措置に関するすべての事項につき、適用されるものとする。上記のすべての規定の解釈は第43条に定められた措置の遵守、この編の第47条の規定、または譲受人もしくは他の手続に関係する全債権者団体の代表者によってなされることあるべき異議の申立てを害しないようになされなければならない。

第46条 いずれかの国で宣告された破産事件に関し「地域的な債権者」なることばは、その宣告のなされた国においてその請求が満足せしめられるべき債権者をさすと解釈されるべきものとする。

第47条 この編に定められた規定に従い、2ヶ以上の破産手続が適法に開始された場合においては、ひとつの国において破産者のために残された差引残高は他国において破産手続を審理する裁判官の処分委ねられなければならない。かつ各裁判官はその目的のためたがいに協調しなければならない。

第48条 第40条の規定によればただ一ヶの手続のみが適法であるため、または地域的な債権者が第45条によって認められた権利を行使しなかったために、唯一の破産手続が開始せしめられた場合においては、破産者の全債権者は破産宣告のなされた国の法律に従い、かつその国の裁判所の面前にその請求を提出して、その権利を行使しなければならない。

前項の場合、特定の国に存する地域的な請求権は、その請求権の存する国にある財産総額に関しては、他国に存在する請求権に優先する。

第49条 単一の破産手続に関する場合において、譲受人または管理人の権限は、彼等または彼等の代表者がどんな名称をもってよばれようとも、すべての締約国において承認されなければならない。

これらの者は保全または管理の措置をなし、法廷に出頭し、かつ破産宣告のなされた国の法律によって与えられた作用および権利を行使することができる。ただし、その手続を審理した裁判所の管轄外にある財産に関する執行はその所在地の法律に従わなければならない。

第50条 単一の破産手続にかかわる場合においても、確定的支払停止の日以前に設定せられた抵当権者もしくは質権者は、抵当または質入された財産の存在する国の裁判所の面前においてその権利を行使することができる。

第51条 2ヶ以上の破産手続に関する場合において、債務者に属する財産であって、破産手続、支払不能の民事訴訟その他類似の手続のなされなかった他国領域内に存在するものは最初の裁判行為のなされた手続における破産財団の一部をなすものとする。

第52条 2ヶ以上の破産手続に関する場合においては、破産者の住所の存する国の裁判所が破産者個人に関する一切の民事的処置を命ずるにつき管轄権を有するものとする。

第53条 破産宣告に関する規則は、相当と認められるかぎり、裁判上の清算、予防契約、支払停止、その他締約国の法律において定められた処置に適用されるものとする。

一 般 規 定

第54条ないし第57条——省略。

3 国際通商航行法条約⁽¹⁾

(1940. 3. 19, モンテヴィデオで署名)⁽²⁾

第1章 船 舶

第1条 船舶の国籍は国旗の使用を許可した国の法律の定めるところによる。船舶国籍の証明はその国の管轄官庁の発行する証書によってこれをなす。

第2条 船舶に国籍を付与する国の法律は船舶所有権の取得・譲渡・先取特権その他の物権並びにこれらの事項を第三者に了知させることを目的とする公示手段に関する一切を支配する。

第3条 国籍の変更は、船舶に対する先取特権その他の物権に関する既存の権利には影響を及ぼさないものとする。この種の権利の存続期間は国籍変更当時における船舶の旗国法によってこれを定める。

第4条 訴訟手続により船舶を差押えまたは売却する権利はその所在地法による。

第2章 衝 突

第5条 衝突はその生じた水域の属する国の法律により、かつその国の裁判所の管轄に服する。

第6条 一国の領海外において、同一国籍の船舶間に衝突が生じたときは、船舶の旗国法を適用し、かつその国の裁判所が衝突にもとづく民事訴訟事件を審理する管轄権を有するものとする。

第7条 一国の領海外において異国籍の船舶間に衝突が生じたときは、各船舶はその旗国法の条規に服する。この場合には、各船舶はこの法律の認める額以上の損害賠償を求めんことはできない。

第8条 前条の場合、訴は原告の選択に従いつぎのいずれかの裁判所に提起しなければならぬ。

- (a) 被告の住所地の裁判所
- (b) 船舶の登録港の裁判所
- (c) 船舶が衝突のゆえに差押えを受けた地、またその最初の寄港地、若しくは偶然入港する地を管轄する裁判所。

第9条 前条の場合に、船舶上に勤務する船長その他の船員を刑事上または懲戒手続

(1) 条約正文—Hudson, *International Legislation*, vol. VIII [1938-1941], 4600 et ss.; 37 *Am. J. Int. Law*, No. 3, July, 1943.

(2) 署名批准国——アルゼンチン、(ボリビア、ブラジル、チリー、コロンビア)、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ——括弧内は未批准。

上訴追することはできない。ただし衝突当時に船舶の旗国の裁判所に訴追するときはこの限りではない。

第10条 船主または艀装者に対して衝突に基づく権利を有するすべての債権者は、船舶が発航しようとしているときでも、これを差押えまたは抑留することができる。締約国に住所を有する締約国の国民または外国人は締約国の船舶が上記住所地国の裁判所の管轄区域内にあるときは、締約国の国籍を有する船舶につき、この権利を行使することができる。差押、差押の解除、または裁判上の抑留に関する手続、および附帯事項は、その措置を命ずる裁判所の法律に服する。

第11条 船舶の衝突に関する前数条の規定は、船舶と動産または不動産との間の衝突、並びに物理的接触の有無を問わず、一の船舶の他船附近の通過または航行によって生じた損害の賠償についてもこれを適用する。

第3章 救 援 救 助

第12条 締約国の管轄水域内においてなされた救援救助はその国の国内法による。前項の行為が領水外でなされたときは、救援または救助はこれをなす船舶の旗国法による。

第13条 救援または救助に関して生ずることあるべき問題の決定はつぎの裁判所による。

- (1) 救援または救助が領海内で行なわれたときは、この行為のなされた地の裁判所。
- (2) これらの行為が領水外で行なわれたときは、原告の選択に従い、次に掲げる裁判所、
 - (a) 被告の住所地の裁判所、
 - (b) 被救援船の登録地の裁判所、
 - (c) 被救援船の最初の寄港地、または偶然の入港を管轄する裁判所、

第14条 前2条の規定は、船舶が海上の航空機に対してなした救援救助に適用される。前2条の規定は陸上の人または浮動構成物により海上の船舶または航空機に対してなされた救援救助にも適用される。

第4章 海 損

第15条 海損の性質は、船舶の国籍に該当する法律がこれを定める。

第16条 船舶に関する単独海損は旗国法による。積荷に関する単独海損は備船契約または運送契約に適用される法律による。陸揚港の裁判所、またはそれがいない場合には、陸揚が行なわれるはずであった港の裁判所が争を審理するにつき管轄権を有する。

第17条 共同海損は、その清算および分担がなされる港の存する国の法律による。ただし共同海損行為の要件および方式に関する事項はすべて船舶の旗国法による。

第18条 共同海損の清算および分担は船舶の到達港において行なわれるものとする。ただし船舶がその目的港に到達することができない場合には、陸揚港において行なわれるものとする。

第19条 清算および分担のなされる港の存する国の裁判所は、共同海損に関する訴訟を審理するにつき管轄する。他国の裁判所に管轄権を付与する約束は無効である。

第5章 船長および船員

第20条 雇用契約は士官および普通船員の勤務する船舶の旗国法による。

第21条 船内秩序および船長、士官その他普通船員の権利義務に関する事項はすべて船舶の旗国法による。

第22条 締約国の港の地方官憲はその港域内に所在する、他国の国籍を有する船舶上の規律および船内秩序の維持に関しては管轄権を有しない。ただし船舶の所在する港の安全または公の秩序が乱されたか、またはみだされるおそれがあるとき、若しくは船長または適当な国の領事から上記地方官憲の介入が要請されたときは、このかぎりでない。

第23条 締約国国籍の船舶に勤務する船長と船員間に生ずる可能性のある、その職務の遂行に関する紛争は、その船舶が他国の領水にある場合においても、地方官憲の管轄外である。この紛争の解決は、その船舶の旗国の官憲により、その国の法律および規則に従ってなされなければならない。

第24条 締約国の国籍を有する船舶の船長または船員とその船舶に常時雇用されていない者との間の民事紛争が当事者が他国の領水内におるあいだに生じたときは、その紛

争はその他国の法律により、かつその地方の裁判所により解決せられるべきものとする。

第6章 備船および物品または旅客の運送

第25条 同一国の港のあいだの運送に関する備船契約および物品または旅客の運送契約は、船舶の国籍のいかんにかかわらず、その国の法律による。生ずることあるべき訴訟の審理はその国の裁判所の管轄に属する。

第26条 前条に掲げた契約がいずれかの締約国で履行せられるべきときは、その契約は、契約締結地、または船舶の国籍のいかんにかかわらず、その国の法律による。「履行地」とは物品の陸揚港または旅客の上陸港をいう。

第27条 前条に定めた場合においては、履行地の裁判所、または原告の選択により、被告の住所地の裁判所が当該の訴訟を審理するにつき管轄する。これに反する特約は無効とする。

第7章 保 險

第28条 保険契約は保険会社またはその支店または代理店の住所の存する国の法律による。支店または代理店に関する事件においては、支店または代理店はその営業をなす地にその住所を有するものとみなす。

第29条 敵性財産を担保する保険契約は、敵国が締結したときでも、有効とする。ただし、その契約が戦時禁制品に関するときは、この限りでない。補償金の支払は平和条約の締結のときまで延期されなければならない。

第30条 保険会社の住所の存する国の裁判所、または支店若しくは代理店の場合には、その住所の存する国の裁判所が保険契約に基づく訴を審理するにつき管轄する。

保険会社、その支店または代理店が原告であるときは、これらのものは被保険者の住所の存する地の裁判所に出訴することができる。

第8章 抵 当

第31条 締約国の国籍を有する船舶に対する抵当権その他の担保物権は、その国の法律に従い正規に設定登記されたときは、他国においても効力を有し、執行しうるものと

する。

第9章 冒 険 貨 借

第32条 冒険貸借契約は個々の貸借のなされる国の法律による。

第33条 貸主および借主間の争は、被告の裁判所または契約締結地の裁判所の管轄に服するものとする。

第10章 国 有 船 舶

第34条 締約国の所有または運行にかかる船舶、その船舶により運送される貨物および旅客、並びに締約国の所有に属する積荷は、船舶の運行または旅客および積荷の運送に関する請求については、私の船舶、積荷および装備に適用される責任および管轄の法律規則に服する。

第35条 前条の規定は、軍艦、ヨット、航空機、または病院船、沿岸警備船、巡視船、防疫船、補給船および土木工事船には適用されない。国の所有または運行にかかるその他の船舶、および請求の当時商事以外の公用に供せられている船舶にも適用されない。

第36条 船舶の所有者または艦装者たる国は次の事項のひとつに関するばあいには、その特別免責を主張することができない。

- 1 衝突その他航行災害にもとづく訴、
- 2 救援、救助にもとづく訴または共同海損に関する訴、
- 3 船舶に関する修理、補給、その他の事項に関する契約にもとづく訴、

第37条 第35条に定める船舶を船舶所有者または艦装者たる国の法律によって許されない差押その他の訴訟手続の目的とすることはできない。

第38条 前条の規定は、第35条所定の船舶により運送される特定の国の所有にかかる積荷に適用される。

第39条 商事以外の公用執行のため商船により運送される締約国の所有にかかる積荷を差押、抑留その他の司法手続の目的とすることはできない。ただし、衝突その他の航行災害、救援、救助、または共同海損にもとづく訴、および積荷に関する契約にもとづく訴は、第36条に従って提起することができる。

第40条 船舶またはその積荷の商事的用途に関係のない公共用途性につき疑いがあるときは、外交使節の署名した国の証明書が、差押または抑留からの解除のため十分な証拠となるものとする。

第41条 司法手続のなされた当期において、船舶の所有またはその運用が私人たる第三者に移されていたときは、商事以外の公共用途に国の船舶を使用しているあいだになされた行為に対して差押からの免除の特権を主張することはできない。

第42条 商事用途にあてられた国有船舶、および郵便事務に従事する私船を、これらの船舶が業務を行う義務のある寄港地において、これらの船舶の債権者が差押えることはできない。

第11章 一般的规定

第43条 この条約の規定は河川、湖および空の航行にも適用あるものとする。

第44条 すべての締約国がこの条約を同時に批准することはこの条約の発効のために必要でない。この条約を受諾する国はその受諾をウルグアイ共和国政府に送付するものとする。同国政府はこれを他の締約国に通告しなければならない。この手続は署名の交換に代わるものとする。

第45条 前条に従い署名の交換がなされたときは、この条約はそのとき以後無期限に効力を生ずるものとする。これにともない1889, 2, 12, モンテビデオで署名された条約は失効するものとする。

第46条および第47条 省略

4 国際民事訴訟法条約⁽¹⁾

(1940. 3. 19, モンテビデオで署名)⁽²⁾

第1章 総 則

第1条 審理およびその附帯事項は、その性質のいかんを問わず、審理のなされる国の訴訟法による。

第2条 証拠は訴訟の目的物を形成する裁判行為に適用されるべき法律によって認められ、かつ評価されるべきものとする。

第2章 認 証

第3条 民事、商事、または行政争訟事件に関して〔締約国において〕なされた判決および確認された仲裁判断、〔署名〕国の官憲により作成された契約書その他の証書、および移管申述書または証人調嘱託書は、それが適法と認証されたかぎり、他の締約国においても、この条約に従い認証されたものとみなされる。

第4条 認証は、それが問題たる証書の発行された国の法律に従ってなされ、かつその証書が、執行を求められている国の政府によりその国に差遣されている外交使節または領事により認証されたときは、適式になされたものとみなされる。

第3章 移管申述書、判決、および仲裁判断の執行

第5条 民事および商事に関し署名国でなされた判決および仲裁判断は、つぎの要件を充たすかぎり、他の締約国の領土上においても、その宣告のなされた国における同一の効力を有するものとする。

- (a) 判決および仲裁判断が国際的に管轄権を有する裁判所によってなされたものであること、
 - (b) それらのものが、そのなされた国において、最終的性質、または既判力を有していること、
 - (c) 判決および仲裁判断が不利になされた当事者が、法廷地法に従い、適法に召喚されたこと、または代理されたか、または欠席において言渡しのなされたものであること、
 - (d) 判決および仲裁判断がその執行国において公の秩序に反しないこと
- 締約国において、私人または私益に関し、国際裁判所によってなされた判決および仲

(1) 条約正文—37 Am. J. Int. Law, No. 3, July, 1943.

(2) 署名批准国——アルゼンチン、(ポリビア、ブラジル、コロンビヤ)、パラグアイ、(ペルー)、ウルグアイ——括弧内は未批准。

裁判断は、本条の規定の適用をうけるものとする。

第6条 判決または仲裁判断の執行を請求するのに必要な証書はつぎのものである。

- (a) 判決または仲裁判断の完全な謄本，
- (b) 前条(c)項の要件が充たされていることを示すのに必要な証書の謄本，
- (c) 当該判決または仲裁判断が最終的のものであること，または既判力を有することを宣言する命令の認証謄本，およびその命令の基いている法律の認証謄本。

第7条 上掲の判決および仲裁判断の執行は、第5条第2項の国際裁判所の判決を含めて管轄裁判所に請求しなければならない。管轄裁判所は検察官の意見を聴いたうえ、かつその判決または仲裁判断が前条の要件をみたすとの証拠をみとめたのち、その地の訴訟法の相応する規定に従い、適当な方法によって執行を命じなければならない。

判決または仲裁判断の執行を求められた敗訴の当事者は、検察官の請求があるとき、またはこのような請求にかかわりなく、どんな場合にも、他の防禦手段を採ることなしに、審問をうけることができる。

第8条 外国判決の執行を求められた裁判官は、当事者一方の申立により、または職権によっても、特別の手續に立入ることなしに、地域的裁判所の仮差押、差止命令、差押その他の予防措置に関する法律の規定に従い、その判決の効力を確保するのに必要な一切の処置をなすことができる。

第9条 所与の判決または仲裁判断が既判力を有するとの事実の立証が事件のために必要なときは、その地の法律に従い適当な時期に第6条に定める証書を添えて、その判決または仲裁判断を訴訟手続において提出しなければならない。この場合、裁判所は検察官の審問において、第5条に定められた要件が充たされていることを認めたのち、その宣告する判決においてそれについての評価を言渡さなければならない。

第10条 一国においてなされた財産目録の作成、遺言書の検認、財産評価等のような非訟的性質の行為が、前数条に定められたすべての要件を充たしているかぎり、これらの非訟行為は他国においても、その国でなされた場合と同一の効力を有するものとする。

第11条 通知書の発出、宣誓証書の作成、その他裁判の処分の執行を目的とする移管申述書、および証人調嘱託書は、それらのものがこの条約に定められた要件を充たしているかぎり、締約国においてこれに従わねばならない。なお、これらの書面は、発行国

のことばで作成され、かつこれに宛先き国のことばによる認証された翻訳を添付しなければならない。民事または刑事事項に関する証人調嘱託書が発行国の外交使節——またはそれがいないときは領事——を通じて送達されたときは、署名の認証は必要でない。

第12条 移管申述書または証人調嘱託書が差押、財産証価、財産目録の作成その他の予防処置に関するときは、名宛裁判官は、鑑定人、財産証価人、管財人の選任、および一般に委任事務の完全履行に導く一切について必要な処置をしなければならない。

第13条 移管申述書または証人調嘱託書は、その作成を求められた国の法律に従い、実行されなければならない。それらの書面が差押に関するときは、その処置の適正は手続のなされる地の法律および裁判官によって決定されるべきものとする。

差押の手続・方式、およびそのために指定された財産の差押免除は、その財産の存在する地の法律により支配され、かつその地の裁判所により命令されるべきものとする。

他国の領域にある財産の差押が命令された手続においてなされた判決を執行するためには、この条約の第7条および第8条に指示した手続に従わねばならない。

第14条 差押手続が開始されたときは、この処置により影響をうける利害関係人は、移管申述書の宛てられた裁判官に対し第三者異議の申立てをなすことができる。ただし、原裁判官にこの申立てを知らせることを目的とするときにかぎる。原裁判官が第三者異議の申立のありたることを通知されたときは、申立人がその権利を主張することができるために、60日を超えない期間原手続を停止しなければならない。第三者異議の申立は原手続の裁判官により、その地の法律に従って審理されなければならない。第三者が異議の申立六〇日の期間満了後に出頭したときは、現在の訴訟状況に従わなければならない。

第三者異議請求の主張が差押財産に対する所有権その他の物権にもとづくときは、申立は当該財産の所在する国の法律により裁判されなければならない。

第15条 移管申述書および証人調嘱託書の執行に利害関係を有する者は代理人を選任することができる。利害関係人は代理権の行使またはそれにもとづく訴訟において生じた費用について責任を負わねばならない。

第4章 債権者集会

第16条 債権者集会は債務者の住所を有する国の法律に従い、かつその地の裁判官の

面前において開かれるものとする。

第17条 債務者の住所にある財産以外の財産であって締約国にあるものに関するときは、債権者はいずれの締約国においても独立に手続を開始することができる。

第18条 破産宣告がなされたときは、各裁判官は他国にある財産に関しても適切な予防措置を講じなければならない。ただし前条に定める権利を侵してはならない。裁判官が予防措置をなすについては、前数条においてこの種の場合のために定められた方式に従わなければならない。

第19条 予防措置がなされたときは、召喚状の名宛裁判官は、30日間にわたり、破産の審問、破産管財人の選定およびその住所、請求の証拠提出の期限、およびなされた予防措置を告知する公告をしなければならない。

第20条 第17条に規定した場合においては、その地域の債権者は、前条に定める最後の公告につづく、60日の期間内に、自国にある財産に関し、債務者に対する破産手続を求めることができる。これらの手続においては、その地域の債権者は、債務者の住所地国の裁判所に、かつその国の法律に従ってなされる単一の破産審理に関するばあいにおけると同様に、その請求にたいし弁済のなされるべき領域にある財産に関して優先権を有するものとする。

第21条 数個の破産審理が進行中のときは、締約国の一債務者のために残すことのできる剰余額は、他の審理の結果を待つために留保され、かつ裁判経路を通じて、最初に告示された審理目的のために優先的に引渡されるべきものとする。

第22条 先取特権は個々の手続のなされる国の法律による。ただし、つぎの制限に服する。

(a) 不動産の特別先取特権および譲渡抵当権は不動産の存在する国の法律による。

(b) 動産の特別先取特権はその動産の存在する国の法律による。ただし、国家の課税権を害することはできない。

動産の占有または賃借、もしくは公の登記、その他どんな公示方式に基づく権利に関しても同一の規則が適用される。

第23条 破産管財人または債権者の法定代理人の権限は、いずれの国においても承認されるものとする。いずれの国もその領土内において、破産法およびこの条約によって

上掲破産管財人および代理人に認められた機能の行使を許さなければならない。

第24条 債務者にかかわる無能力はその住所地の裁判官によりその地の法律によってこれを定める。他国にある財産に関する無能力は、その地域の裁判所によりその地の法律に従って宣告することができる。破産者の復権およびその効力は同じ規則によって支配されるべきものとする。

第25条 破産手続に関する規則は、裁判による整理、破産予防の合意、支払の停止および締約国の法律に規定されることあるべきその他類似の処置にも適用されるべきものとする

一 般 規 定

第26条ないし第29条——省略

知能的財産権条約

(1939. 8. 4, モンテヴィデオで署名)

第1条 締結国は、この条約に従い知能的財産権およびその行使を承認し、かつ保証することを合意する。

第2条 この条約の規定は知的創造に関し、かつ何らかの手段により公にし、または複製することのできるすべての作品の著作者、とくに、書物、パンフレット、およびその種類大きさのいかんを問わず、あらゆる種類の文書、公の講演、学校または大学の講義、口上、演説、説教および一般に口頭の説話、楽譜（歌詞入りまたは歌詞なしの）、演劇および舞踊および無言劇の作品、および文書または図画により個別化することのできる単純野外劇の作品、映画および担当する音楽的伴奏によって客観化されるように意図されている原作、工学、作図、図画、彫刻、建築上の構図、銅板彫刻、石板、写真および比較工芸の分野における作品、科学的、技術的または美術的目的のために準備された図形的および塑像的図解の作品、または地図、図式および統計的の著作物に適用されるものとする。

第3条 前条に定める著作者の権利は、自己の作品を処分し、これを公にし、譲渡、翻訳および翻案する権能、またはその翻訳、翻案を許可する権能ならびにその管弦作楽

曲化、演奏、映画、写真、電送写真、蓄音機への吹込み、無線電話その他の技術的方法による複製および普及を許可する権能を包含する。

第4条 文学的、または美術的著作物の翻訳、翻案、または編曲その他一切の変形的再現（たとえば、その映画化のごとし）、ならびに異なる著作物の編集物は、この条約の目的のためには、原作物の著作権者またはその適法なる承継人の権利を害しない範囲内において原著物とみなされるべきものとする。

第5条 この条約によって保証される権利が存在しないか、またはその期間が満了した製作物を、何らかの手段により、公にし、翻訳、翻案、編曲、複製または流布する者は、自己の作品に関し、第3条に定める権利を享有するものとする。ただし、これらの者がこの製作物の新版の作製、翻訳、翻案、編曲および複製または新たな流布を禁じることはできない。

第6条 この条約に加入している国の法律に従いその権利が保護されている著作権者、締約国が他の非加盟国と締結した条約にもとづき保護される権利に関する場合を除き、すべての他国において、それぞれその国の法律によって与えられている権利と同一の権利および保障を享有するものとする。締約国の法律機関は、このような権利の証明に関する情報および保障を直接に供給し合うのに必要な調整を、当事者の費用において、その間につくりださなければならない。著作権保護のために合法的に創設された団体は、当事者によって適法に授権せられているかぎり、他国において、そのそれぞれの法律訴訟を進行するにつき管轄するものとする。ただし、その場合その団体は訴訟の行なわれる国の法律に従わなければならない。

第7条 どんな国も、自国において文学的または美術的財産権を有する著作権者に適用される期間よりも長い期間にわたり、これらの財産権を承認するを要しない。この期間が、原国において定められた期間が短いときは、その期間に限定されることができる。

第8条 新聞記事は、その出所を明らかにしている限り、これを複製することができる。

第9条 審議機関、裁判所の面前または公の集会においてなされまたは読まれた陳述は、授権の必要なくして、新聞紙上に公にすることができる。

第10条 それ自身原作たるの性質を有しておらず、種々の表現により示される文学的

または美術的作品の間接的かつ無権限の使用は、違法の複製とみなされる。

第11条 著作権は、反対の立証ある場合を除き、その氏名または雅号が当該文学的または美術的作品にあらわれている者のために認められるべきものとする。

著作者が自己の氏名の維持を欲するときは、刊行者はその著作権がその者に属することを明記しなければならない。

第12条 この条約に掲げられた権利を侵害する者の負担する責任は不法行為のなされた国の法律により、かつその国の裁判所によって決定せられるべきものとする。

不法行為が非加入国においてなされたときは、その責任は、行為の効力が生ずべき国の裁判所および法律によって決定せられるべきものとする。

第13条 その著作者が法律上の保護を受ける資格のある著作物の違法の複製は締約国の管轄官庁により没収することができる。

第14条 文学的または美術的作品に関する財産権の承認は締約国がその法律に従い、道徳または善良の風俗に反する作品の複製、頒布、流布、上演または展示を禁止する権限を奪うものでない。

第15条 著作者は、この条約によって保護される所有権にかかわらず、自己の作品の著作権を主張する権利、ならびに著作者からみてその名誉、信用を害すると思われる汚損、削除、その他の変更に対し異議を申し立てる権利を保有する。

第16条ないし第17条——省略。

商 標 権 条 約

(1889. 1. 16, モンテヴィデオで署名)

第1条 締約国において排他的商標権を附与されたときは、その者は他国においても同一の特権を享有するものとする。ただし、他国の法律の定める方式および条件を尊重しなければならない。

第2条 商標の所有権はその使用、または売渡その他譲渡の権利をふくむものとする。

第3条 商標は、商人または製造業者がその商品または製品を同種の商品を取引きする他の商人または製造業者のそれと区別するために採用して、その商品または製品に適用する標識、表象または外部的標語を意味するものとする。

織込みまたは押捺により売り物に出された製品に附着される実用考案または意匠といわれるものもこの種の商標に属するものとする。

第4条 商標の偽造または変造はその詐害行為のなされた国の裁判所においてその国の法律に従い訴追されるものとする。

第5条ないし**第8条**——省略。

発明の特許に関する条約

(1889. 1. 16, モンテビデオで署名)

第1条 締約国において発明の特許または特権を取得した者は、その者がその承認を求めようとする国の法律の定める方式に従い一年以内にその特許を登録させることができたならば、他のすべての締約国において発明者の権利を享有するものとする。

第2条 特権の存続期間はそれが効力を生ずべき国の法律の定める期間とする。この期間は、最初に特許権を与えられた国の法律の定める期間の方がより短いときは、その期間に限定されることができる。

第3条 発明の順位に関して生ずる問題は特許が与えられた国におけるそれぞれの特許に対する申請の日付けによって決定されるものとする。

第4条 発明または発見は工業製品の製造のための、新規の方法、機械的または手工業的装置、新規の工業製品の発見、およびすでに知られているものにまさる結果を得るための完成した方法の適用を意味するものとする。

次のものには特許権は与えられないものとする。

- (1) 締約国またはこの条約により拘束されない他国における公知の発明または発見、
- (2) 善良の風俗または特許権が与えられもしくは承認されるべき国の法律に反する発明または発見。

第5条 発明者の権利はその発明の使用を享有する権利およびそれを他に譲渡する権利をふくむものとする。

第6条 何らかの方法により発明者の権利を妨げる者は、その非行のなされる国の法律に従い訴追処罰されるべきものとする。

第7条ないし**第10条**——省略。

II ⁽¹⁾⁽²⁾ ブスタマンテ法典

5 ブスタマンテ法典

(1928. 2. 20, ハバナで採択)

序 編 総 則

第1条 締約国に属する外国人は他の締約国領土においてその国の国民に附与せられている私権と同一の私権を享有する。

各締約国は公の秩序の理由により他の締約国国民に対しある種の私権の行使を拒み、又はこれを特別の条件に服せしめることができる。

前項の場合には、他の締約国もまた右の締約国国民に対し、自国におけるその権利の行使を拒み、又はこれを特別の条件に服せしめることができる。

第2条 締約国に属する外国人は他の締約国領土において内国人と同一の個人的保障を享有する。ただし、各締約国の憲法および法令上定められた制限ある場合はこの限りでない。

この個人的保障は、その国の法律に特別の規定ある場合を除き、公的職務の執行、選挙権その他の政治上の権利には及ばないものとする。

第3条 私権の行使および同一の個人的保障の享有に関する各締約国の現行法令はつ

(1) 条約正文—Rec. Sd. N. LXXXVI, III; Revue, XXIII (1928), 545-587; Niboyet et Goulé, Recueil des textes usuels de d. i., II 1929, 508-548; Makarov, Quellen 1960 836 ff.

(2) 第6回汎アメリカ会議の決議—この会議によって採択された国際私法の法典は公式にブスタマンテ法典と命名されるものとする(1928. 2. 13 決議)。

(3) 署名, 批准—(アルゼンチン), ボリヴィア, ブラジル, チリー, (コロンビア), コスタ・リカ, キューバ, ドミニカ共和国, エクアドル, グアテマラ, ハイチ, ホンジュラス, (メキシコ), (ニカラグア), パナマ, (パラグアイ), ペルー, エル・サルヴァドル, (ウルグアイ), ベネゼラ—括弧内は未批准

ぎの3種に含まれるものとする。

- 1 住所又は国籍の故に人に適用され、かつ他国に赴いた場合においてもその人に追従し、属人法又は内国的公序法と呼ばれるもの。
- 2 自国民であると否とに拘わらず、領土内に居住する者に対しひとしく拘束力ある法令であって、領土法、地方法又は国際公序法と呼ばれるもの。
- 3 当事者の双方又はその一方の明示の意思、解釈によって探究された意思若しくは推定意思のみにより適用せられるもの——任意法又は私的秩序の法と呼ばれる。

第4条 憲法規定は国際公序の法である。

第5条 憲法および行政法によって定められた、すべての個人的又は集团的保護の規定もまた国際公序の法である。ただし、別段の明示の定めあるときはこの限りでない。

第6条 この法律に規定されていない一切の場合において、第3条に掲げられた法律群に相当する法律制度又は法律関係に対して自国の性質決定を適用することができる。

第7条 各締約国は属人法として住所地法、本国法又はその国内法によってすでに採用せられているか、若しくは将来採用せられるべき法律を適用する。

第8条 この法典の規定にしたがって取得せられた権利は締約国において完全な領土的効力を有する。ただし、国際公序規定がその効力又は効果を排除するときはこの限りでない。

第1巻 国際民法

第1編 人

第1章 国籍および帰化

第9条 各締約国は衝突している国籍のひとつが自国国籍であるときは、事実発生地が自国領土の内外何れであるかを問わず、すべての自然人又は法人の根源国籍の決定並びに国籍の取得、喪失および回復につき自国法を適用する。その他の場合においては、この章の他の条の規定による。

第10条 衝突の生じた国に関係のない根源国籍の衝突については、係争国籍中当事者が住所を有する国の法律を適用する。

第11条 前条に規定せられた場合において、当事者がいずれの国にも住所を有しないときは、法廷地法に行なわれる規則を適用する。

第12条 新たな国籍の個人的取得について生ずる衝突は、取得したと推定される国籍の法律によってこれを定める。

第13条 国家の独立宣言に伴う集団的国籍編入については、新国が訴訟地国によって承認されているときは、新国の法律により、そうでないときは旧国の法律による。ただし、両当事国間の約定はつねに優先するものとする。

第14条 国籍の喪失は喪失せられる国の法律による。

第15条 国籍の回復は回復せられる国の法律による。

第16条 団体および財団の根源国籍は団体又は財団を許可し、又は承認する国の法律によってこれを決定する。

第17条 社団の根源国籍は設立国の法律によってこれを定める。設立国の法律が登記又は登録を必要としているときは、その登記又は登録はその国でなされねばならない。

第18条 株式会社でない民事会社、商事会社および工業会社は定款に定められた国籍を有する。定款にその定めがないときは、その管理又は主たる指揮が通常なされる地の国籍を有するものとする。

第19条 株式会社の国籍は定款によってこれを定める。定款にその定めがないときは、通常株主総会が開かれる地の法律による。これがないときは、最高の指揮又は管理がなされる地の法律による。

第20条 団体、財団、社団および会社の国籍の変更は、領土主権に変更のあった場合を除き、旧法および新法の要件を充さなければならない。

独立宣言に伴う領土主権の変更の場合には、集団的国籍編入に関する第13条の規定を適用する。

第21条 法人に関するかぎりにおいて第9条の規定および第16条ないし第20条の規定は、法人に国籍を附与しない締約国においては適用されないものとする。

第2章 住 所

第22条 自然人又は法人の一般のおよび特別住所の觀念、取得、喪失および回復は領

土法によるものとする。

第23条 外交官および職務上又は本国政府の使命を果すため若しくは科学的又は美術的研究に従事するため一時外国に滞在する者の住所はそれらの者が本国領土上において有していた最後の住所とする。

第24条 家長の法定住所は妻および親権に服する子に及ぶ。後見人又は財産管理人の法定住所はその保護を受ける未成年者又は無能力者に及ぶ。ただし、他人の住所を附与される者の属人法に反対の規定があるときはこの限りでない。

第25条 自然人又は法人の住所の変更に関する問題は、法廷地法がいずれかの関係国の法であるときは、法廷地法によってこれを決定する。法廷地法が関係国の法律でないときは、最後の住所が取得されたと主張される地の法律による。

第26条 人が住所を有しないときは、居住地又は現在地を住所とみなす。

第3章 人格の発生、消滅および効果

第1節 自然人

第27条 自然人の能力はその属人法によってこれを決定する。ただし、この法律若しくは行為地法によりその適用に制限があるときはこの限りでない。

第28条 出生が人格を決定するか否か、胎児が利益を受けるすべての関係について生れたものとみなされるか否かは、属人法による。出生子の生存能力並びに双生子又は数生子出生の場合における出生順位の効果もまた同じである。

第29条 証拠がない場合の生残又は同時死亡の推定は相互の相続に関しては、死者各自の属人法による。

第30条 各締約国は自然人の死亡又は法人の消滅若しくは解散の場合における人格の消滅について自国の法律を適用する。未成年、心神喪失若しくは耗弱、聾啞、浪費および禁治産だけで、権利およびある種の義務の享有を許す人格制限の事由となるかどうかについても同じである。

第2節 法人

第31条 各締約国はその法人たるの資格において、他国領土内において私権を取得し、

また同種の義務を約定する能力を有する。ただし、行為地法により明文をもって定められたその他の制限はこの限りでない。

第32条 法人の観念および承認は領土法によってこれを定める。

第33条 前数条に定めた制限を除くほか、行政団体の人格はこれを設置又は認可した法律により、財団の人格は、本国法上その必要あるときは、管轄官庁により認可せられたその設立規約により、社団（組合）の人格は同一条件のもとにおいてその定款によってこれを定める。

第34条 同一の制限内において、民事会社、商事会社又は工業会社の人格は会社契約に関する規定によってこれを定める。

第35条 消滅した法人の財産帰属については、定款寄附行為又は会社を支配する現行法に別段の定めがない限り、行為地法による。

第 4 章 婚姻および離婚

第 1 節 婚姻の挙行に先行すべき法律要件

第36条 婚姻締結能力、父母の同意又は助言、婚姻障碍およびその免除に関するすべての事項は当事者の属人法によってこれを定める。

第37条 外国人は婚姻に先だち、前項の規定に従い、その属人法上必要な条件を具備していることを証明しなければならない。外国人はその本国の外交官又は領事の証明書により、若しくはすべての場合認定につき完全な自由を有する婚姻挙行地の官庁によって充分であると判断せられるその他の方法によってこの証明をすることができる。

第38条 婚姻挙行地の法律が免除不能の婚姻障碍を規定するとき、およびこの法律が意思表示の方式、婚姻予約の拘束力の有無、婚姻に対する異議、婚姻障碍告知義務および虚偽申述の民事上の効力、予備的請求の方式および婚姻の挙行を管轄する官庁を規定するときは、この法律は外国人に対しても適用される。

第39条 婚約の不履行並びに婚約の場合における婚姻予告の公示の不履行による損害賠償義務の存否は当事者の共通属人法により、これがないときは、行為地法による。

第40条 締約国は、内国人又は外国人が締約国でなした婚姻が前婚解消の必要、絶対的婚姻障碍を形成する血族または姻族間の親等、婚姻解消の原因となった姦通の場合に

おける姦通者相互間の婚姻禁止および配偶者一方の生命を害した有責者と生残配偶者との間の婚姻禁止，その他一切の絶対的無効原因に関する規定に違反するときは，これを承認する義務を負わない。

第2節 婚姻の方式

第41条 婚姻挙行地法により有効と認められる方式に従いなされた婚姻は方式に関しては，つねに有効とみとめられる。宗教方式を必要とする法制の国は，前段の規定に拘わらず，自国民が外国において自国法の方法を遵守しないでなした婚姻の有効性を否認することができる。

第42条 その法律が許す国において，両当事者が本国の外交官または領事の面前でなす婚姻はその属人法に従ってこれを挙行することができる。ただし，第40条の規定の適用を妨げない。

第3節 夫婦の身分に関する婚姻の効力

第43条 夫婦相互の保護および服従義務，夫の居住の変更に伴なう妻の追従義務の有無，共通財産の処分又は管理，その他婚姻の特別効力はすべて夫婦の属人法，これが異なるときは，夫の属人法による。

第44条 妻の特有財産の処分又は管理および妻の訴訟提起の権利はその属人法による。

第45条 夫婦の同居の義務，相互の誠実および扶助の義務は領土法による。

第46条 重婚者の婚姻の効力を否認する属地法もまた強行的に適用される。

第4章 婚姻の無効およびその効果

第47条 婚姻の無効はその原因たる内的又は外的条件の従うべき法律による。

第48条 婚姻無効原因としての暴行，強迫又は誘拐は婚姻挙行地の法律による。

第49条 無効婚姻から生れた子の監護に関する規則は，父母がこの点につき約定することができなかったか，又はこれを欲しなかったときは，夫婦の共通属人法により，そのいずれもないときは，夫の属人法によるものとする。

第50条 無効婚姻のその他の効果もまた夫婦の属人法による。ただし，夫婦財産制の

準拠法によるべき夫婦の財産に関する無効婚姻の効果はこの限りでない。

第51条 婚姻無効の訴の裁判上の効果を定める規則は国際公序法とする。

第5節 別居および離婚

第52条 別居又は離婚の権利は婚姻住所地の法律による。ただし、婚姻住所の取得以前の原因に基づくものは、夫婦の属人法がこれに同一の効果を認めているのでなければ、これを主張することができない。

第53条 各締約国は属人法の認めない効果が与えられ、又は属人法の認めない原因に基づくという事情がある場合においては、外国において離婚した者の離婚又は再婚を許可又は承認し若しくはこれをしない権利を有する。

第54条 離婚および別居の原因は夫婦が訴訟地に住所を有する限り、その地の法律による。

第55条 訴訟地法は訴の訴訟上の効果並びに夫婦とその子に対する判決の効力を決定する。

第56条 前数条の規定に従い得られた離婚および別居は他の締約国において判決裁判所の法律に従って民事上の効力を生ずる。ただし、第53条の規定はこの限りでない。

第5章 父子関係

第57条 嫡出の推定およびその要件に関する規定、氏名権に関する規定、親子関係の証明および子の相続権に関する規定は国内的公序法とする。子の属人法が父の属人法と異なるときは、これらの法律関係は子の属人法による。

第58条 準嫡子に相続権を附与する法律もまた国内公序法とする。ただし、この場合には父の属人法による。

第59条 子に扶養の権利を与える規定は国際公序法とする。

第60条 準嫡をなす能力は父の属人法により、準嫡子とされる能力は子の属人法による。

準嫡にはこのふたつの法律の定める要件の存在することが必要である。

第61条 単純私生子以外の子を準嫡とすることの禁止は国際公序法とする。

第62条 準嫡の効果およびこれに対する異議の訴は子の属人法による。

第63条 父子関係又は母子関係の捜索の訴およびその禁止は領土法による。

第64条 認知の要件を定める規定、特定の場合に認知をなすことを義務づける規定、認知訴訟を定める規定、氏名権を附与又は拒否する規定および無効の原因を列挙する規定は子の属人法による。

第65条 非嫡出子の相続権は父の属人法に服し、婚外父母の相続権は子の属人法に服する。

第66条 非嫡出子認知の方式および状況は領土法による。

第6章 親族間の扶養義務

第67条 扶養義務の法律概念、扶養すべき者の順序、扶養の方法およびこの権利の消滅は扶養権利者の属人法による。

第68条 扶養義務、扶養の額およびその増減、扶養を必要とする事情、給付の方式並びに扶養を受ける権利の放棄および譲渡の禁止に関する規定は国際公序法とする。

第7章 親 権

第69条 子の身上および財産に対する親権の存在およびその一般的範囲、並びに親権の喪失および回復の原因並びに再婚の場合における懲戒権の制限は子の属人法による。

第70条 用益権の存否および各種の特別財産に関するその他の規定は財産の性質およびその所在地が何であるかを問わず、子の属人法による。

第71条 前条の規定は外国領土内においてもこれを適用する。ただし、領土法の附与する第三者の権利を害し、又は抵当担保の公示および特定に関する領土法の規定に反するときは、この限りでない。

第72条 矯正又は懲戒に関する親権の性質および限界並びに官憲に対する訴権を定める規定並びに無能力、不在又は処罰の場合における親権の喪失を定める規定は国際公序法とする。

第8章 養子縁組

第73条 養子縁組に関する能力、条件および制限は当事者各自の属人法による。

第74条 養親の相続に関する養子縁組の効力は養親の属人法により、養子の氏名権、養子はその実方に対して保有する権利義務並びに養親による養子の相続は養子の属人法による。

第75条 各当事者はその属人法の規定に従い、養子縁組につき異義を申し立てることができる。

第76条 養親子間における扶養の権利を定める規定および縁組の厳格方式を定める規定は国際公序法とする。

第77条 前4条の規定は養子縁組を認めない法制の国においてはこれを適用しない。

第9章 失 踪

第78条 失踪の場合における暫定処分は国際公序法とする。

第79条 前項の規定に拘わらず、推定失踪者の代理はその属人法によってこれを定める。

第80条 失踪宣言の効力発生の時期並びにその効力および不在者の財産管理が終了する時期並びにその方法および計算報告の義務並びにその方法は属地法によってこれを定める。

第82条 失踪者の死亡推定およびあるいは生ずべきその権利に関するすべての事項は失踪者の属人法による。

第83条 失踪宣告又は失踪推定の宣告、その取消の方法および失踪者の死亡推定の宣言は領土外的効力を有する。管理人の選任並びにその権限もまた同一の効力を有する。

第10章 後 見

第84条 後見又は財産管理の目的、その設定並びに種別に関する一切の事項は未成年者又は無能力者の属人法による。

第85条 補助後見人の選任に関してもまた前条の法律によるものとする。

第86条 後見、財産管理および補助後見の無能力並びに忌避の原因については、後見人、財産管理人又は準後見人の属人法と未成年者又は無能力者の属人法とを同時に適用するものとする。

第87条 後見人又は財産管理人の提供すべき担保および後見又は財産管理の職務執行に関する規定は未成年者又は無能力の属人法による。担保が抵当権又は質権からなるときは、その設定は属地法によって定められた方式に従わなければならない。

第88条 計算をなす義務もまた未成年者又は無能力の属人法による。ただし、領土的な刑法上の責任はこの限りでない。

第89条 後見の登録に関しては、属地法および後見人又は財産管理人の属人法並びに未成年者又は無能力者の属人法を適用する。

第90条 精神病者および聾啞者につき禁治産の宣告を請求するようにその地域の検事その他の官吏を義務づける規定およびこの禁治産宣告手続を定める規定は国際公序法とする。

第91条 禁治産の効力に関する規定もまた国際公序法とする。

第92条 無能力の宣言および禁治産宣告は領土外的効力を有する。

第93条 未成年者又は無能力者を扶養する後見人又は財産管理人の義務及び適当な方法によりこれらの者を懲戒する権限は属地法による。

第94条 親族会員となる能力は当事者の属人法によって定める。

第95条 行為能力の特別の制限、親族会の組織、作用および権利義務は被後見人の属人法による。

第96条 親族会の議事録および決議は、親族会会合地の法律の定める方式に従わなければならない。

第97条 住所地法を属人法とみとめる締約国は、無能力者がいる国から他国に移転するときは、従来の後見又は財産管理の承認若しくは後見又は財産管理の新たな設定を求めることができる。

第11章 浪 費

第98条 浪費の宣言およびその効力は浪費者の属人法による。

第99条 前条の規定に拘わらず、浪費宣告の制度をみとめない国に属する者については、住所地法を適用して浪費者としての宣告をすることはできないものとする。

第100条 締約国においてなされた浪費者としての宣告は、他国の法律がこれを認めるときは、その他国に対する関係において領土外的効力を有する。

第12章 親権解除および成年

第101条 親権解除および成年は当事者の属人法の規定による。

第102条 成年については、前条の規定に拘わらず、問題となっている法律を有する国の国籍のための選択を条件として属地法を適用することができる。

第103条 身分登録簿に関する規定は領土的である。ただし、外交官および領事の作成するものはこの限りでない。

前項の規定は、国際法によるべき法律関係に関する限り、他国の権利には関しないものとする。

第104条 他国の身分登録簿になされた締約国人民の一切の身分登録についての認証謄本は外交手続により、無償で、当事者の本国に送達されなければならない。

第2編 財 産

第1章 財 産 の 分 類

第105条 財産は種類のいかんを問わず、所在地法による。

第106条 前条規定の適用上、有体動産および各種の有価証券についてはその通常の所在地法による。

第107条 債権の所在地は債務の弁済地とし、弁済地の特定していないときは、債務者の住所地とする。

第108条 工業所有権、著作権その他法律により認められたある種の行動をなすことのできる経済的価値ある類似の権利は公けに登録せられた地に存在するものとみなす。

第109条 特許権は適法に取得せられた地に存在するものとみなす。

第110条 ほかに別段の定めがなく、かつ、この法典に規定されていないときは、一切の動産はその所有者の住所地に、これがないときは占有者の所在地に存在するものと

みなす。

第 111 条 前条の規定に拘わらず、質物はこれを占有する者の住所地に存在するものとみなす。

第 112 条 動産・不動産の区別は第三者の既得権を害しない限り、領土法によってこれを定める。

第 113 条 財産に関するその他の種別および性質決定もまた領土法による。

第 2 章 所 有 権

第 114 条 譲渡不能で、負担が免除されており、かつ、差押不能の家産 (*propriété de famille*) はその所在地法による。

ただし、この種の財産が認められておらず、又は規定されていない締約国の人民は他国においては、これによって法定相続人が害されない限度において、この種の財産を所有又は設定することができる。

第 115 条 著作権および工業所有権は現行又は将来合意せられる特別国際条約の規定によってこれを定める。条約の存しない場合には、これらの権利の取得、登録および行使はこれを附与する地の法律による。

第 116 条 各締約国は外国人の鉱山所有権、漁船又は沿岸航海用船舶の所有権、内水および沿岸海における工業の実施並びに特許、公企業および公共事業の取得および実施については、これを特別規定に服せしめることができる。

第 117 条 埋蔵物に適用せられるものを含んで、所有権、所有権の取得又はその生前譲渡の方法に関する一般規定並びに公水、私水およびその利用に関する一般規定は国際公序法とする。

第 3 章 共 有

第 118 条 共有は一般に当事者の合意又は一方的意思によりてこれを定め、これを欠くときは、所在地法による。反対の特約がない限り、所在地法が共有の本拠となる。

第 119 条 共有物分割請求権およびその行使の方式又は要件については所在地法を適用する。

第120条 境界劃定，界標設置，耕作地を囲う権利に関する規定並びに老朽建物および倒壊のおそれのある樹木に関する規定は国際公序法とする。

第4章 占 有 権

第121条 占有およびその効果は属地法による。

第122条 占有取得の方法は，その性質に従い，各場合に適用せられるべき法律による。

第123条 占有者が占有を妨害せられるおそれがあるか，又は現に妨害せられているとき，若しくは占有を侵害せられたとき，占有保護のための裁判上の処分又は判決に基づいてなされる処置および方式は法廷地法による。

第124条 用益権が締約国の法律に従い設定されたときは，この法律はこれを強制的に支配する。

第5章 用益権，使用権および居住権

第125条 用益権が生前行為又は死因行為により表示せられる当事者の意思によって設定されたときは，その行為の法律又は相続の法律がそれぞれ適用される。

第126条 用益権が取得時効に基づくときは，時効を定める法律に服する。

第127条 用益権者たる父に担保の提供を免除するか否かは子の属人法による。

第128条 遺産用益権につき生存配偶者に課せられる担保提供の義務および用益権者の負担する遺贈又は相続債務支払義務は相続の法律による。

第129条 用益権，その設定方式およびその法定消滅原因を定める規定並びに市町村，社団および組合の用益権を一定年間に制限する規定は国際公序法とする。

第130条 使用権および居住権はこれを設定する当事者の意思による。

第6章 地 役 権

第131条 地役権の概念，種類，合意に因らないその取得又は消滅の態様並びに要役地および承役地の所有者の権利義務は所在地法による。

第132条 契約又は任意の意思に基づく地役権はその原因たる法律行為又は法律関係

の法律による。

第 133 条 前条の規定は公有地における共同牧場および私有山林の枯木とその他の産生物の利得の消却にはこれを適用しない。これらのものは領土法による。

第 134 条 私的利益又は私的利用のために設定された法定地役権に関する私的秩序の法とする。

第 135 条 法定地役権の概念，種類並びに用水，通行，囲障共有，採光，観望，通水および建築又は植林のために必要な空地および中間工事のための地役についての合意によらない規律は領土法による。

第 7 章 財 産 登 記 簿

第 136 条 財産登記簿の組織並びに規律およびその第三者に対する必要性に関する規定は国際公序法とする。

第 137 条 他国において作成せられ，この法典の規定に従い締約国において有効な証券又は権利名義，およびこの法典の規定に従い登記簿所属国において有効又はこの国において既判力を有する執行力ある判決は各締約国の財産登記簿に登録せられなければならない。

第 138 条 国，州，又は都市のための法定抵当権に関する規定は国際公序法とする。

第 139 条 若干の法律が特定の個人に許与する法定抵当権は属人法並びに抵当財産所在地の法律がともに認める場合に限り，これを主張することができる。

第 3 編 所有権取得の態様

第 1 章 総 則

第 140 条 この法典に反対の定めない限り，所有権の取得方法は領土法による。

第 2 章 贈 与

第 141 条 契約に基づく贈与の成立および生存者間の効力は一般の契約規定に服する。

第 142 条 贈与者および受贈者の能力は各当事者の属人法による。

第 143 条 贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与は遺言に関する規定に服し，この

法典の遺言相続に関する国際的規定による。

第3章 相 続 一 般

第144条 相続順位、相続権の範囲又は終意処分の実質的要件を含む法定並びに遺言相続はこの法典に定める例外の場合を除き、財産の種類、その所在地のいかに拘わらず、被相続人の属人法による。

第145条 人の相続財産に対する権利がその死亡当時に移転するとの規定は国際公序法とする。

第4章 遺 言

第146条 遺言による処分能力は遺言者の属人法による。

第147条 精神病者たる遺言者が正気の状態にあるということの確認に関する各国の規定は領土法によってこれを定める。

第148条 共同遺言、自筆遺言又は口頭遺言を認めない規定および遺言を純屬人的な行為であるとする規定は国際公序法とする。

第149条 遺言に関する私署証書の方式に関する規定および強迫又は詐欺による遺言の無効に関する規定もまた国際公序法とする。

第150条 遺言の方式に関する規定は国際公序法とする。ただし、外国において作成された遺言および国外において作成された軍事遺言又は海事遺言に関する規定はこの限りでない。

第151条 遺言取消の手続、要件および効力は遺言者の属人法による。ただし取消の推定は属地法による。

第5章 相 続

第152条 遺言又は法定相続能力は相続人又は受遺者の属人法による。

第153条 前条の規定に拘わらず、締約国により相続無能力の原因とみなされるものは国際公序法とする。

第154条 相続人および補充相続人は遺言者の属人法による。

第 155 条 信託遺贈的補充相続人の指定が第 2 親等を超え又は遺言者の死亡当時未出生の者のためになされ若しくは永久的譲渡禁止を含む場合における補充相続人の指定の禁止は、属地法によってこれを定める。

第 156 条 遺言執行者の選任および権限は死者の属人法による。この選任および権限はいずれの締約国においてもこの法律によって承認されるべきものとする。

第 157 条 法定相続の場合、相続人がなく、法律が国家を相続人として指定するときは、被相続人の属人法による。国家が無主物の先占者として指定されるときは、属地法による。

第 158 条 寡婦の懐胎した場合に執られるべき保護措置はその居所地の法律による。

第 159 条 限定承認の方式又は熟慮権行使の方式は相続開始地の法律によってこれを定める。それだけで領土的効力を生ずるものとする。

第 160 条 相続財産の無制限の共有又は暫定的分割に関する規定は国際公序法とする。

第 161 条 遺産の分割を請求し、実行する能力は相続人の属人法による。

第 162 条 相続財産の管理人若しくは分割のための鑑定人の選任および権限は被相続人の属人法による。

第 163 条 相続債務の弁済は被相続人の属人法による。ただし、物的担保を有する債権者は担保を支配する法律に従って満足をえることができる。

第 4 編 債権および契約

第 1 編 債 権 総 則

第 164 条 債権の性質および種類は領土法による。

第 165 条 法律に基づく債権はその成立を定める法律による。

第 166 条 契約に基づく債権は、この法典に例外の定めのない限り、当事者間において法たるの効力を有し、かつ契約の内容に従い履行せられるべきものとする。

第 167 条 不法行為又は過失行為に基づく債権はその原因たる不法行為又は過失行為と同一の法律による。

第 168 条 法律上処罰されない過失又は懈怠による作為若しくは不作為に基づく債権はその原因たる過失又は懈怠による作為又は不作為のなされた地の法律による。

第169条 各種債権の性質、効力および消滅は当該債権の従う法律による。

第170条 前条の規定に拘わらず、債務弁済の要件および弁済のなされるべき貨幣は属地法による。

第171条 弁済にかかわる訴訟費用の支払義務者およびその規律の方法もまた属地法による。

第172条 債権関係の証明の許容およびその効力は債権自体の準拠法による。

第173条 私署証書作成地が正確であるかどうかの争いが証書の有効性に影響を及ぼす場合、これを争うことは権利を害せられた第三者の権限に属する。挙証の責任はこれを主張する者に属する。

第174条 外国判決がこの法律に従い内国における執行に必要な条件を具備するとき、その既判力の推定はこれを認めなければならない。

第2章 契約 総 則

第175条 法律、道徳および公の秩序に反する契約、約款又は条件の締結を禁止する規定並びに宣誓を禁止し、これをなされなかったものとみる規定は国際公序法とする。

第176条 法律行為能力は各当事者の属人法によってこれを定める。

第177条 合意に関する錯誤、強迫、威圧又は詐欺は領土法による。

第178条 法律および善良の風俗に反する給付又は流通の禁止せられている物を契約の目的物とすることを禁止するすべての規定もまた属地法である。

第179条 契約における不法原因に関する規定は国際公序法とする。

第180条 或る種の契約の有効性のために公正証書を作成すること若しくはこれを書面方式において作成することの必要性については、契約地法並びに履行地法を累積的適用にする。

第181条 無能力又は失踪に基づく契約の解消は無能力者又は失踪者の属人法による。

第182条 その他の契約取消原因およびその方式又は効力は属地法による。

第183条 契約の無効に関する規定は無効原因のあるべき法律に従う。

第184条 契約の解釈は原則としてその準拠法によるべきものとする。ただし、この法律が争われているとき、又はこの法律が当事者の暗黙の意思に従って決定せられねば

ならぬときは、たとえこの解決が当事者の意思解釈の結果として別異の法律を適用するように導くものであっても、当該場合のために第 185 および第 186 条において定められた法律が推定として適用せられるものとする。

第 185 条 これまでに定められた規定および今後特別の場合のために定められる規定を除き、附合契約においては、明示又は黙示の意思表示がなされない限り、契約の申込をする者又はこれを準備する者の法律を採用したものと推定する。

第 186 条 その他の契約において明示又は黙示の意思表示がなされない限り、まず当事者の共通属人法を適用し、これがないときは契約締結地の法律による。

第 3 章 夫婦財産契約

第 187 条 夫婦財産契約は当事者の共通属人法により、これがないときは最初の婚姻住所地法による。

前項の法律は、契約の締結されない場合に補充的に適用される法定財産制を決定する。

第 188 条 婚姻継続中における夫婦財産契約の締結又は婚姻挙行後の国籍若しくは住所の変更の場合における夫婦財産制の変更を禁止する規定は国際公序法とする。

第 189 条 法令又は善良の風俗の維持、第三者に対する夫婦財産契約の効力および夫婦財産契約の厳格方式に関する規定もまた国際公序法とする。

第 190 条 婚姻に基づく贈与については当事者の意思に従いそのいずれの国の法律によるべきかを定める。ただし、当事者の行為能力、遺留分権を有する相続人の権利保護および婚姻が継続する限り、婚姻を規律する一般法によるべき婚姻の無効は、国際公序法に反しない限り、これを除く。

第 191 条 嫁資および妻の嫁資外特有財産に関する規定は妻の属人法による。

第 192 条 嫁資の不可譲渡性を排除する規定は国際公序法とする。

第 4 章 売買，債権譲渡および交換

第 194 条 公益を理由とする強制徴収に関する規定は国際公序法とする。

第 195 条 占有の効力および多数の取得者間における登記の効力を定める規定並びに法定買戻権に関する規定もまた国際公序法とする。

第5章 賃貸借，雇傭，請負

第196条 賃貸借の場合，第三者の権利保護の方法および賃貸不動産買主の権利義務は領土法による。

第197条 雇傭契約の場合，終身又は一定期間を超える義務を負うことを禁止する規定は国際公序法とする。

第198条 労働災害および労働者の社会的保護に関する法律もまた領土的効力を有する。

第199条 水上，陸上および空中運送に関する地方法は領土的である。

第6章 年金又は定期金

第200条 年金又は定期金の性質及び種類の決定，その買戻可能性，時効並びに物上訴権は領土法による。

第201条 永貸借については，その要件方法を定める規定，一定年数後における承認を義務づける規定および転貸を禁止する規定もまた領土的である。

第202条 他人の不動産上に年金権を設定した場合，果実の給付が負担附不動産の産出物の一部から成り立ちうることを禁止する規定は国際的公序法とする。

第203条 土地所有権の譲渡と引き換えになされる年金権設定契約の場合負担附不動産の評価請求条項は国際的公序法とする。

第7章 会 社

第204条 適法な目的，厳格方式を必要とする法律および不動産が存在する場合において財産目録を必要とする法律は領土性を有する。

第8章 消費貸借

第205条 利息および利率に関する特約の要件は地方法による。

第9章 寄 託

第206条 必要寄託および強制寄託に関する規定は領土的である。

第10章 射 倅 契 約

第207条 博戯契約に基づく訴訟の場合における行為能力の効力は当事者の属人法による。

第208条 射倅契約および博戯又は賭事の許容若くは禁止の限度は地方法による。

第209条 被保険者が契約締結当時死亡していたとき又は不治の病に罹っていて一定時期に死亡するときは、その者の生命についての終身定期金契約は無効であると宣言する規定は領土的ある。

第11章 和解および仲裁契約

第210条 特定事項につき和解し又はこれを仲裁契約に附することを禁止する規定は領土的である。

第211条 仲裁契約の範囲又は効力及び和解の既判力もまた領土法による。

第12章 保 証

第212条 保証人に主たる債務者以上の義務を負担させることを禁止する規定は国際公序法とする。

第213条 法律上又は裁判上の保証に関する規定もまた国際公序法とする。

第13章 動産質、不動産質および抵当

第214条 債権者に対し質物又は抵当物の領得を禁止する規定は領土的である。

第215条 質契約の要件を定める規定もまた領土的である。質物が契約設定地の法律とは異なる規定を有する地に移された場合においても、契約の履行はこの法律によらねばならない。

第216条 質物は債権者又は第三者の占有内にとどまらねばならぬとの規定、契約の

日附を第三者に対して対抗力あるものとするためには、その日附が公正証書において確定されていなければならぬということを要求する規定並びに質物の譲渡手続を定める規定もまた領土的である。

第217条 質屋および類似の公共施設に関する特別規定はこれらの者とのあいだになされる一切の取引について領土的効力を有する。

第218条 抵当契約の目的、要件、態様、範囲および登記に関する規定は領土性を有する。

第219条 債務の弁済がない場合、不動産における債権者に不動産所有権を取得することを禁止する規定もまた領土性を有する。

第14章 準 契 約

第220条 事務管理はそのなされる地の法律による。

第221条 不当利得の返還は当事者の共通属人法により、これがないときは、弁済地の法律による。

第222条 その他の準契約はこれを生ぜしめた法律制度を規律する法律による。

第15章 債権の競合および優先

第223条 競合する債権が物的性質を有せず、かつ共通の法律に服するときは、その優先順位はその法律による。

第224条 物的訴訟をもってする担保については、担保物の所在地法による。

第225条 前2条の規定による場合を除き、数個の債権間の優先関係は訴訟地の法律による。

第226条 問題が数国の裁判所において同時に提起されたときは、その問題は優先権が現に行使されるべき財産又は金額を現実にその管轄下におく裁判所の法律によって解決せられるべきものとする。

第16章 時 効

第227条 動産又は不動産に関する取得時効はその所在地法による。

第 228 条 動産が時効進行中にその所在地を変更したときは、取得時効は所要期間満了当時その物が所在する地の法律による。

第 229 条 対人訴権の消滅時効は時効が問題となっている債権自体の準拠法による。

第 230 条 物上訴権の消滅時効は物の所在地法による。

第 231 条 前条に定められた場合において、時効進行中その所在場所を変えた動産は、消滅時効期間満了当時その物の所在する地の法律による。

第 2 卷 国 際 商 法

第 1 編 商人および商一般

第 1 章 商 人

第 232 条 商業を営み又は商行為および商事契約をなす能力は各当事者の属人法による。

第 233 条 無能力およびその解除は各当事者の属人法による。

第 234 条 無能力者がその代理人により、妻がその名において商業を営むことができるために必要な公示方法は営業地の法律による。

第 235 条 公務員、代理商および仲立人が商業を営むことの不適格は地域の法による。

第 236 条 特定地域の特別法に基づく営業についての一切の衝突はその地域の法律による。

第 237 条 外交官および領事に関する営業の不適格は任命国の法律による。駐在国も同じくこれらの者の営業を禁止する権利を有する。

第 238 条 合名会社の社員が自己のため若しくは第三者のために営業又はある種の営業を行うことについての禁止は定款により、定款にその定めがないときは、定款の従うべき法律による。

第 2 章 商人の資格および商行為

第 239 条 公的性質を有する一切の効果について、商人たる資格は当該行為のなされる地又は当該営業活動のなされる地の法律による。

第 240 条 商事契約および商行為の方式は領土法による。

第3章 商業登記簿

第241条 外国商人および外国会社の商業登記に関する規定は領土的である。

第242条 この登記簿への債権および第三者の権利の登記の効力に関する規定もまた領土的である。

第4章 国債証券および無記名証券の取引場所および
取引商社、公定相場付け

第243条 国債証券および無記名証券の公定相場付けの行なわれる取引地および取引商会に関する規定は国際公序法とする。

第5章 商事契約総則

第244条 商事契約については本法第1巻第4編第2章民事契約に関する一般規定を適用する。

第245条 隔地者間の契約はすべての当事者の法律に定める条件を具備する場合に限り、有効に成立する。

第246条 不法契約および猶予期間、恩恵期間その他類似の期間に関する規定は国際公序法とする。

第2編 商事特別契約

第1章 商 事 会 社

第247条 合名会社又は合資会社の商法上の性質は定款の従う法律により、これがないときは会社の本拠地法による。

前項の法律が商事会社と民事会社との間に区別を設けないときは、訴訟地法による。

第248条 株式会社の商法上の性質は定款の従う法律による。これを欠くときは、株主総会が開かれる地の法律により、いずれもないときは取締役会の通常の所在地法による。

前項の法律が商事会社と民事会社とを区別しないときは、会社がそのいずれの性質を

有するかは、訴訟地国の商業登記簿上に登記せられているか否かによってこれを定める。登記簿を欠くときは、訴訟地の法律による。

第 249 条 商事会社の組織、業務執行方法および機関の責任に関する一切の事項は会社の定款による。定款上にこれに関する規定がないときは、定款を支配する法律による。

第 250 条 締約国における株式および社債の発行、公示の方法および保証、代理店若しくは支配人の第三者に対する責任は領土法による。

第 251 条 その営業行為の故に会社を特別の規定に服せしめる法律もまた領土的性質の法である。

第 252 条 締約国において適法に設立せられた商事会社は他国において同一の法人格を有する。ただし領土法による制限はこの限りでない。

第 253 条 発行銀行、割引銀行、倉庫会社その他類似の会社の設立、営業および特権に関する規定は領土的である。

第 2 章 問 屋 営 業

第 254 条 問屋が委託せられた物品の価格をできる限り維持しようとしてなす緊急売却の方式に関する規定は国際公序法である。

第 255 条 受託者の義務は委託者の商事住所の法律による。

第 3 章 商事寄託および商事貸借

第 256 条 受寄者の商事上の責任は寄託地の法律による。

第 257 条 商事利息の利率およびその無制限性は国際公序法とする。

第 258 条 取引所において公定相場をつけることを認められた有価証券を担保として、相場づけを委任されている組合に所属する仲立入又は公吏の立会いのもとになされる、貸付けに関する規定は領土的性質を有する。

第 4 章 陸 上 運 送

第 259 条 国際的運送契約においては、契約はその性質に応じて定まる法律による。

第 260 条 運送契約に基づく訴提起の期間および方式は、契約に別段の定めのない限

り、訴の原因たる事実発生地法律による。

第5章 保 險 契 約

第261条 火災保険契約は契約締結当時における被保険物の所在地法律による。

第262条 その他の保険契約は一般規定に従い、当事者の共通属人法により、これを欠くときは、契約締結地法律による。ただし、訴権若しくは権利の行使又は保存に必要な事実又は不作為の証明に関する外部方式はその原因たる事実若しくは不作為の発生地法による。

第6章 手形契約、為替手形および類似の商業証券

第263条 為替手形の振出、裏書、保証、参加、引受および拒絶証券作成の方式は各行為地法律による。

第264条 明示又は黙示の合意のないときは、振出人および受取人間の法律関係は振出地法律による。

第265条 前条と同じ場合において、引受人および手形所持人間の権利義務は引受地法律による。

第266条 同一の場合、裏書人および被裏書人間における裏書の効力は手形裏書地法律による。

第267条 各裏書人の義務の範囲の広狭が振出人及び最初の手形受取人の権利義務を変更することはない。

第268条 手形保証は同じ事情のもとにおいては、そのなされた地法律による。

第269条 合意のない場合、参加引受の効力は第三者が参加引受する地法律による。

第270条 引受、支払および拒絶証券作成についての猶与期間および方式は属地法による。

第271条 この章の規定は約束手形、指図証券又は小切手に適用される。

第7章 信用証券および無記名証券の偽造、窃取、横領又は喪失

第272条 財産証券および無記名証券の偽造、窃取横領又は喪失に関する規定は国際

公序法とする。

第 273 条 事実発生地法の定める処置の適用はこれらの証券および有価証券の相場立ての行なわれる地の法律およびその支払地法によって定められた他の一切の処置をなすべき義務を関係者に免除するものではない。

第 3 編 海商および空商

第 1 章 船舶および航空機

第 274 条 船舶の国籍は航行認可書および登録証書によって証明され、その標徴としての国旗によって示される。

第 275 条 船舶所有権の移転に必要な公示方式は旗国法による。

第 276 条 船積み又は発航のいかんを問わず、船舶の差押および競売の可能性は、その所在地法による。

第 277 条 船舶売却後における債権者の権利およびその消滅は旗国法による。

第 278 条 旗国法に従い設定された船舶抵当権、先取特権および物的担保はこの抵当権又は先取特権を認めず、若しくは規定していない国においても領土外的効力を有する。

第 279 条 船長の権利および義務並びに船長の行為についての船舶所有者および船舶機装者の責任もまた旗国法による。

第 280 条 船舶の検査、水先案内人の請求および海上警察は属地法による。

第 281 条 高級船員および海員の義務並びに船舶の内部秩序は旗国法による。

第 282 条 この章の前数条の規定は航空機にも適用される。

第 283 条 船舶又は航空機の所有者および船舶機装者高級船員並びに海員の国籍に関する規定は国際公序法とする。

第 284 条 締約国の河川、湖沼、沿岸航海又は締約国の特定地域間における商事のため、並びに領海における漁業その他海中事業のために用いられる船舶および航空機の国籍に関する規定もまた国際公序法とする。

第 2 章 特別の海事および空中商契約

第 285 条 附合契約でない運送契約は貨物発送地の法律による。この契約は履行地の

法律に従って履行せられるべきものとする。

第 286 条 冒険貸借に関する船長の権限は旗国法による。

第 287 条 別段の合意なき限り、冒険貸借契約は貸付けのなされた地の法律による。

第 288 条 海損の単独又は共同、若しくは船舶、および積荷の海損分担の割合の決定は、旗国法による。

第 289 条 領海又は領空内における船舶又は航空機の偶然の事由による衝突は、国旗が共通であるときは、旗国法による。

第 290 条 前条の場合において、国旗が異なるときは、衝突地の法律による。

第 291 条 領海又は領空内における故意又は過失による衝突の場合には、つねに衝突地の法律による。

第 292 条 公海又は公空上における偶然の事由又は故意若しくは過失による衝突の場合において、船舶又は航空機が同一国旗を有するときは、その旗国法による。

第 293 条 同一国旗を有しない場合において、衝突が故意又は過失によるものであるときは、被衝突船舶又は被衝突航空機の旗国法による。

第 299 条 異国籍を有する船舶又は航空機の間における公海又は公空上における偶然の事由による衝突の場合、各自はその一方の旗国法に従い、割当てられる総損害額および他の一方の旗国法に従い割当てられる総損害額の半額を負担する。

第 4 編 時 効

第 295 条 商事契約および商行為に基づく訴権の時効はこの法典中民事訴権に関する規定による。

(以下省略)

Ⅲ 国際連盟・国際連合下の国際私法条約

6 仲裁条項ニ関スル議定書⁽¹⁾

(1923. 9. 24 ジュネーブで署名)⁽²⁾

正当ノ委任ヲ受ケタル下名ハ其ノ代表スル国ノ為ニ左ノ規定ヲ受諾スルコトヲ宣言ス

1 各締約国ハ夫々別異ノ締約国ノ裁判権ニ服スル当事者間ニ於テ商事其ノ他仲裁ニ依リテ解決シ得ベキ事項ニ関スル契約ニ関連シテ生ズルコトアルベキ現在又ハ将来ノ争議ノ全部又ハ一部ヲ仲裁ニ付スルコトヲ定ムル約定ハ、仲裁ガ何レノ当事者モ裁判権ニ服スルコトナキ国ニ於テ為サルベキ場合ト雖モ、尚其ノ効力ヲ承認ス

各締約国ハ前記ノ義務ヲ其ノ国ノ法令上商事契約ト認メラルル契約ニ限定スルノ権利ヲ留保ス該権利ヲ行使セントスル締約国ハ之ヲ他ノ締約国ニ通知ノ為国際連盟事務総長ニ通告スベシ

2 仲裁手続（仲裁裁判所ノ構成ヲ含ム）ハ当事者ノ意思及仲裁ヲ為ス地域ノ属スル国ノ法令ニ依ルベシ

締約国ハ仲裁手続ニ関スル自国法令ノ規定ニ従ヒ自国領域内ニ於テ為スベキ仲裁手続上ノ一切ノ行為ヲ容易ナラシムコトヲ約ス

3 各締約国ハ前数条ニ依リ自国領域内ニ於テ為シタル仲裁判断ヲ其ノ官憲ニ依リ且其ノ国ノ法令ノ規定ニ従ヒ執行スルコトヲ確保スルコトヲ約ス

4 締約国ノ裁判所ハ第1条ノ適用アル者ノ間ニ締結セラレ且同条ニ依リ有効ニシテ

(1) 議定書正文——League of Nations: Treaty Series, vol. XXVII, 1924. 158-166.

(2) 当事国——アルバニア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、英帝国、ニュージーランド、インド、チェコスロヴァキア、デンマーク、エストニア、ダンチヒ、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、イラク、イスラエル、イタリア、日本、ルクセンブルグ、モナコ、オランダ、ノールウェイ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ (U N document E/Ac. 42/2; of Feb. 16, 1955). その後、アイルランド、ユーゴスラヴィアが批准した。

実行シ得ベキ現在又ハ将来ノ爭議ニ関スル仲裁約定ヲ含ム契約ニ関スル紛争ニ付出訴ヲ受ケタルトキハ当事者ノ一方ノ申請ニ基キ当事者ヲ仲裁人ノ判断ニ付スベシ
右付託ハ約定又ハ仲裁手続ガ実行不能ナルカ又ハ無効ト為レル場合ニ於テ司法裁判所ノ権限ヲ害スルコトナシ

5 本議定書ハ一切ノ国ニ依ル署名ノ為開キ置カルベク且本議定書ハ批准セラルベシ批准書ハ成ルベク速ニ國際連盟事務総長ニ寄託セラルベク事務総長ハ右寄託ヲ一切ノ署名国ニ通知スベシ

6 本議定書ハ二国ノ批准書ガ寄託セラレタルトキハ直ニ効力ヲ生ズベシ爾後本議定書ハ各締約国ニ付事務総長ヨリ其ノ批准書寄託ノ通知ヲ為シタル後1月ヲ経テ効力ヲ生ズベシ

7 本議定書ハ各締約国ニ於テ1年ノ予告ヲ以テ之ヲ廃棄スルコトヲ得廃棄ハ國際連盟事務総長ニ宛テタル通告ヲ以テ之ヲ為スベク事務総長ハ直ニ該通告ノ謄本ヲ一切ノ他ノ署名国ニ送付シ且其ノ通告ヲ受ケタル日附ヲ通知スベシ廃棄ハ事務総長ニ通告アリタル日ノ後1年ヲ経テ其ノ効力ヲ生ズベク且該通告ヲ為シタル国ニ関シテノミ効力アルベシ

8 締約国ハ其ノ本議定書ノ受諾ガ左ノ地域即チ其ノ植民地、海外属地若ハ海外領土、保護領又ハ其ノ委任統治ヲ行フ地域ノ何レカ又ハ全部ヲ含マザル旨ヲ宣言スルコトヲ得右締約国ハ斯ク除外セラレタル何レカノ地域ノ為ニ其ノ後ニ於テ各別ニ加入スルコトヲ得右加入ハ成ルベク速ニ之ヲ國際連盟事務総長ニ通告スベシ事務総長ハ右加入ヲ一切ノ署名国ニ通知スベシ右加入ハ事務総長ヨリ一切ノ署名国ニ対シ通知ヲ為シタル後1月ヲ経テ効力ヲ生ズベシ

締約国ハ又前記地域ノ何レカノ為ニ各別ニ本議定書ヲ廃棄スルコトヲ得第7条ハ右廃棄ニ之ヲ適用ス

7 外国仲裁判断の執行に関する条約⁽¹⁾

⁽²⁾
(1927. 9. 26 ジュネーヴで署名,
1952. 8. 18 日本国署名, 条約第11号)

第1条 この条約が適用される締約国の領域においては、1923年9月24日にジュネー

で開放された仲裁条項に関する議定書が規定している現在又は将来の紛争に関する約定（以下「仲裁付託」という）に従ってされた仲裁判断は、その効力を有するものと認められ、かつ、その判断が援用された領域の手続規定に従って執行されるものとする。但し、その判断が、この条約が適用される締約国の一の領域でされないか又は締約国の一の裁判権に服する者の間にされたものでないときは、この限りでない。

このような承認又は執行を得るためには、更に次のことを必要とする。

- (a) 判断が、関係適用法令により有効な仲裁付託に従ってされたこと。
- (b) 判断の目的たる事項が、判断の援用される国の法令により仲裁による解決が可能なるものであること。
- (c) 判断が、仲裁付託に定める仲裁裁判所によって、又は当事者の合意による方法で且つその仲裁手続に適用される法令に従って構成された仲裁裁判所によって、されたものであること。
- (d) 判断が、その判断がされた国において確定したこと。判断について異議の申立、控訴若しくは上告をすることができるとき（このような手続の形式が存する国の場合）、又は判断の効力を争うための手続が係属中であることが証明されたときは、確定したものと認められない。
- (e) 判断の承認又は執行が、判断が援用される国の公の秩序又はその国の法の原則に反しないこと。

第2条 第1条に掲げる要件を備えている場合でも、裁判所が次のことを認めるときは、判断の承認及び執行は、拒否される。

- (a) 判断が、その判断がされた国において無効にされたこと。
- (b) 判断が不利益に援用される当事者が、¹防ぎよ²をすることができる適当な時期に仲裁手続について通告を受けなかったこと又はその当事者が、無能力者であって正当

(1) 条約正文—League of Nations: Treaty Series, Voll. XCII, 1929~1930, 302-310.
(2) 当事国—オーストリア、ベルギー、大ブリテン、ニュージランド、インド、チェコスロヴァキア、デンマーク、エストニア、ダンチヒ、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、イスラエル、イタリア、日本、ルクセンブルグ、モナコ、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、アイルランド、ユーゴスラヴィア (AJCL, 1959 p. 288 n. 24).

に代理されていなかったこと。

- (c) 判断が、仲裁付託の条項に定める紛争若しくはその条項の範囲内にある紛争に関するものでないこと又は判断が、仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判定を含むこと。

判断が仲裁裁判所に付託されたすべての問題を包含していない場合において、判断の承認又は執行を求められた国の権限のある機関は、適当と認めるときは、その承認若しくは執行を延期し、又はその機関が定める保証を条件として承認を与え、若しくは執行を許すことができる。

第3条 判断が不利益にされた当事者が、その仲裁手続に適用される法令によれば第1条(a)及び(c)並びに第2条(b)及び(c)に示される理由以外の理由で司法裁判所で判断の効力を争うことができるものがあることを証明する場合において、裁判所は、適当と認めるときは、判断の承認若しくは執行を拒否し、又はこのような当事者が権限のある裁判所から判断を無効にしてもらうための相当な期間をこの当事者に与えて判断の承認若しくは執行についての審理を中止することができる。

第4条 判断を援用し、又はその執行を請求する当事者は、特に次のものを提出しなければならない。

- (1) 判断の正本又は判断がされた国の法令の要件に従って正当に認証されたその謄本
- (2) 判断がされた国でその判断が第1条(d)に定める意味において確定したことを証明する書証その他の証拠
- (3) 必要があるときは、第1条第1項並びに第2項(a)及び(c)に掲げる要件を備えていることを証明する書証その他の証拠

判断及び本条に掲げるその他の書類については、判断が援用される国の公用語への翻訳を請求することができる。この翻訳は、判断を援用しようとする当事者の属する国の外交官若しくは領事官により、又は判断が援用される国の宣誓した翻訳者により、正確であることが証明されなければならない。

第5条 前条までの規定は、関係当事者から、仲裁判断が援用される国の法令又は条約により認められる方法及び限度でその判断を利用する権利を奪うものではない。

第6条 この条約は、1923年9月24日にジュネーブで開放された仲裁条項に関する議

定書の効力発生後にされた仲裁判断のみに適用される。

第7条 この条約は、仲裁条項に関する1923年の議定書のすべての署名国の署名のために開放しておくものとし、且つ、批准されなければならない。この条約は、国際連盟の連盟国及び非連盟国で、1923年の議定書を批准したもののみが、批准することができる。

批准書は、できるだけすみやかに国際連盟事務総長に寄託しなければならない。事務総長は、この寄託をすべての署名国に通知する。

第8条 この条約は、2締約国が批准したときから3箇月後に効力を生ずる。その後においては、この条約は、各締約国が国際連盟事務総長に批准書を寄託したときから3箇月後にその締約国について効力を生ずる。

第9条 この条約は、連盟国又は非連盟国が廃棄することができる。廃棄は書面により国際連盟事務総長に通告されなければならない。事務総長は、他のすべての締約国に、通告と合致することを確証したその謄本を直ちに送付し、同時に、通告を受領した日を通報する。

廃棄は、それを通告した締約国についてのみ、且つ、その通告書が国際連盟事務総長に到達したときから1年後に効力を生ずる。

仲裁条項に関する議定書の廃棄は、当然にこの条約の廃棄を伴うものとする。

第10条 この条約は、特に指定される場合を除く外、締約国の植民地、保護領又は宗主権若しくは委任統治の下にある地域には適用されない。

前記の締約国の一は、いつでも、国際連盟事務総長にあてた宣言により、1923年9月24日にジュネーブで開放された仲裁条項に関する議定書が適用される前記の植民地、保護領又は地域の一又は二以上に対して、この条約を適用させることができる。

前記の宣言は、その寄託の後3箇月で効力を生ずる。

締約国は、前記の植民地、保護領又は地域の全部又は一部についていつでもこの条約を廃棄することができる。第9条は、この廃棄に適用される。

第11条 この条約の認証謄本は、国際連盟事務総長が国際連盟のすべての連盟国及びこの条約に署名するすべての非連盟国に送付するものとする。

8 外国仲裁判断の承認および執行に関する条約⁽¹⁾

(1958. 6. 10 国連本部で署名のために開放, 1959. 6. 7 発効,
⁽²⁾
 (日本国—1961. 6. 21 加入書寄託, 1961. 7. 14 公布(条約第10号))

第1条 1 この条約は、仲裁判断の承認及び執行が求められる国以外の国の領域内においてされ、かつ、自然人であると法人であるとを問わず、当事者の間が紛争から生じた判断の承認及び執行が求められる国において内国判断と認められない判断についても適用する。

2 「仲裁判断」とは、各事案ごとに選定された仲裁人によってされた判断のほか、当事者から付託を受けた常設仲裁機関がした判断を含むものとする。

3 いかなる国も、この条約に署名し、これを批准し、若しくはこれに加入し、又は第10条の規定に基づき適用の拡張を通告するに当たり、他の締約国の領域においてされた判断の承認及び執行についてのみこの条約を適用する旨を相互主義の原則に基き宣言することができる。また、いかなる国も、契約に基くものであるかどうかは問わず、その国の国内法により商事と認められる法律関係から生ずる紛争についてのみこの条約を適用する旨を宣言することができる。

第2条 1 各締約国は、契約に基くものであるかどうかを問わず、仲裁による解決が可能である事項に関する一定の法律関係につき、当事者の間にすでに生じているか、又は生ずることのある紛争の全部又は一部を仲裁に付託することを当事者が約した書面による合意を承認するものとする。

2 「書面による合意」とは、契約中の仲裁条項又は仲裁の合意であって、当事者が署名したもの又は交換された書簡若しくは電報に載っているものを含むものとする。

3 当事者がこの条にいう合意をした事項について訴えが提起されたときは、締約国

(1) 条約正文—8 (1959) Int. C. L. Q. 228; Rev. crit. d. i. p., 1961, 431-438. Am J Int Law (1959) 414-426; Wengler, N J W 1959, 2105.

(2) 批准加入—イスラエル, アラブ連合, フランス, チェコスロヴァキア, タイ, カンボディア, インド, ソ連邦, ウクライナ, 白ロシア, ノールウェー, オーストリア, モロッコ, 日本。

の裁判所は、その合意が無効であるか、失効しているか、又は履行不能であると認める場合を除き、当事者の一方の請求により、仲裁に付託すべきことを当事者に命じなければならぬ。

第3条 各締約国は、次の諸条に定める条件の下に、仲裁判断を拘束力のあるものとして承認し、かつ、その判断が援用される領域の手続規則に従って執行するものとする。この条約が適用される仲裁判断の承認又は執行については、内国仲裁判断の承認又は執行について課せられるよりも実質的に厳重な条件又は高額の手数料若しくは課徴金を課してはならない。

第4条 1 前条にいう承認及び執行を得るためには、承認及び執行を申し立てる当事者は、その申立ての際に、次のものを提出しなければならない。

- (a) 正当に認証された判断の原本又は正当に証明されたその謄本
- (b) 第2条に掲げる合意の原本又は正当に証明されたその謄本

2 前記の判断又は合意が、判断が援用される国の公用語で作成されていない場合には、判断の承認及び執行を申し立てる当事者は、これらの文書の当該公用語への翻訳文を提出しなければならない。その翻訳文は、公の若しくは宣誓した翻訳者又は外交官若しくは領事官による証明を受けたものでなければならない。

第5条 1 判断の承認及び執行は、判断が不利益に援用される当事者の請求により、承認及び執行が求められた国の権限のある機関に対しその当事者が次の証拠を提出する場合に限り、拒否することができる。

- (a) 第2条に掲げる合意の当事者が、その当事者に適用される法令により無能力者であったこと又は前記の合意が、当事者がその準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかったときは判断がされた国の法令により有効でないこと。
- (b) 判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと又はその他の理由により防禦することが不可能であったこと。
- (c) 判断が、仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその条項の範囲内にない紛争に関するものであること又は仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判定を含むこと。ただし、仲裁に付託された事項に関する判定が付託されなかった事項に関

する判定から分離することができる場合には、仲裁に付託された事項に関する判定を含む判断の部分は、承認し、かつ、執行することができるものとする。

(d) 仲裁機関の構成又は仲裁手続が、当事者の合意に従っていなかったこと又は、そのような合意がなかったときは、仲裁が行なわれた国の法令に従っていなかったこと。

(e) 判断が、まだ当事者を拘束するものとなるに至っていないこと又は、その判断がされた国若しくはその判断の基礎となった法令の属する国の権限のある機関により、取り消されたか若しくは停止されたこと。

2 仲裁判断の承認及び執行は、承認及び執行が求められた国の権限のある機関が次のことを認める場合においても、拒否することができる。

(a) 紛争の対象である事項がその国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること。

(b) 判断の承認及び執行が、その国の公の秩序に反すること。

第6条 判断の取消し又は停止が第5条1(e)に掲げる権限のある機関に対し申し立てられている場合において、判断が援用されている機関は、適当と認めるときは、判断の執行についての決定を延期することができ、かつ、判断の執行を求めている当事者の申立てがあるときは、相当な保障を立てることを相手方に命ずることができる。

第7条 1 この条約の規定は、締約国が締結する仲裁判断の承認及び執行に関する多数国間又は二国間の合意の効力に影響を及ぼすものではなく、また、仲裁判断が援用される国の法令又は条約により認められる方法及び限度で関係当事者が仲裁判断を利用するいかなる権利をも奪うものではない。

2 1923年の仲裁条項に関するジュネーブ議定書及び1927年の外国仲裁判断の執行に関するジュネーブ条約は、締結国がこの条約により拘束される時から、及びその限度において、それらの国の間で効力を失うものとする。

第8条 1 この条約は、国際連合加盟国のため、及びその他の国であって、国際連合の専門機関たる加盟国であるか若しくは今後その加盟国となるもの、国際司法裁判所規程の当事国であるか若しくは今後その当事国となるもの又は国際連合総会が招請状を發したもののため、1958年12月31日まで署名のために開放しておく。

2 この条約は批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託するものとする。

第9条 1 この条約は、第8条に掲げるすべての国に対し加入のために開放しておく。

2 加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することにより行うものとする。

第10条 1 いかなる国も、署名、批准又は加入の際に、その国が国際関係について責任を有する領域の全部又は一部にこの条約の適用を及ぼす旨を宣言することができる。その宣言は、この条約がその国について効力を生ずる時に、その効力を生ずる。

2 前記の適用の拡張は、その後いつでも国際連合事務総長にあてた通告により行なうものとし、国際連合事務総長がその通告を受領した日の後90日目又はこの条約が当該国について効力を生じた日のいずれかおそい日から効力を生ずるものとする。

3 署名、批准又は加入の際にこの条約の適用を及ぼさなかった領域については、各関係国は、憲法上の理由により必要があるときは、その領域の政府の同意を得ることを条件として、その領域にこの条約の適用を及ぼすため必要な措置を執ることの可能性を考慮するものとする。

第11条 連邦制又は非単一制の国の場合には、次の規定を適用する。

(a) この条約の条項で連邦の機関の立法権の範囲内にあるものについては、連邦の政府の義務は、この範囲では連邦制の国でない締約国の義務と同一とする。

(b) この条約の条項で、州又は邦の立法権の範囲内にあり、かつ、連邦の憲法上立法措置を執ることを義務づけられていないものについては、連邦の政府は、州又は邦の適当な機関に対し、できる限りすみやかに、好意的な勧告を附してその条項を通報しなければならない。

(c) この条約の締結国である連邦制の国は、国際連合事務総長を通じて伝達される他の締結国の要求により、この条約の個々の条項に関する連邦及びその構成単位の法令及び慣行についての説明を提出し、かつ、立法その他の措置によりいかなる程度にその条項が実施されたかを示さなければならない。

第12条 1 この条約は、第3番目の批准書又は加入書の寄託の日から90日目に効力を生ずる。

2 第3番目の批准書又は加入書の寄託の後にこの条約を批准し又はこれに加入する各国については、この条約は、その国の批准書又は加入書の寄託の後90日目に効力を生ずる。

第13条 1 締約国は、国際連合総長にあてた文書による通告により、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長が通告を受領した日の後1年で効力を生ずる。

2 第10条の規定に基き宣言又は通告を行なった国は、その後いつでも、国際連合事務総長にあてた通告により、同事務総長がその通告を受領した日の後1年でこの条約の適用を関係領域に及ぼすことを終止する旨を宣言することができる。

3 この条約は廃棄が効力を生ずる前に承認又は執行の手続が開始された仲裁判断については、引き続き適用する。

第14条 締約国は、他の締約国に対し、この条約の適用を義務づけられている範囲を除き、この条約を援用する権利を有しないものとする。

第15条 国際連合事務総長は、第8条に掲げる国に対し、次の事項について通告するものとする。

- (a) 第8条の規定による署名および批准
- (b) 第9条の規定による加入
- (c) 第1条、第10条及び第11条の規定に基づく宣言及び通告
- (d) 第12条の規定によりこの条約が効力を生ずる日
- (e) 第13条の規定による廃棄及び通告

第16条 1 この条約は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語の本文をひとしく正文とし、国際連合の記録に寄託するものとする。

2 国際連合事務総長は、第8条に掲げる国に対し、この条約の認証謄本を送付するものとする。

9 避難民の法的地位に関する条約⁽¹⁾

(1951. 7. 28 ジュネーブで署名, 1954. 4. 22 発効)⁽²⁾

A

第1条 この条約の意味で、「避難民」なることばはつぎの者に適用される。

(1) 1926年5月12日及び1928年6月30日の取極、又は1933年10月28日及び1938年2月10日の条約、1939年9月14日の議定書又は国際避難民機関憲章において避難民とみなされた者

国際避難民機関により、その活動期間中においてなされた非適格との決定は、本項(2)の条件をみたす者に避難民の地位を与えることを妨げないものとする。

(2) 1951年1月1日以前に発生した諸事情の結果、及び人種、宗教、国籍、特定の社会集団の構成員であること又は政治的意見のゆえに迫害をうけるという、充分に理由のある恐怖のために、その国籍を有する国の外にあって、本国の保護をうけえないか、またはそのような恐怖のために本国の保護をうけることを欲しない者。または国籍をもたず、かつ、そのような事件の結果、以前の常居地国の外にあり、その国に帰国しえないか、またはそのような恐怖のために帰国することを欲しない者。

2以上の国籍を有する者については、「本国 (the country of his nationality, le pays dont elle a la nationalité)」という用語は、当事者がその国民である各々の国を意味するものとする。しかして、充分に根拠のある恐怖に基くなんらかの有効な理由なくして、自分がその国民であるいずれかの国の保護を求めなかったときは、その者は本国の保護を欠いているとはみなされないものとする。

B

(1) 本条約のためには、第1条A項における「1951年1月1日以前に発生した諸事

(1) 条約正文—Rec. N U., Vol. 189, 150; Makarov, Quellen 1960 S. 323.

(2) 批准国—ドイツ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、(ブラジル、コロンビア)、デンマーク、エクアドル、フランス、大ブリテン、(ギリシャ)、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、モロッコ、モナコ、ノールウェイ、オランダ、法王庁、スウェーデン、スイス、チュニジア、(トルコ、ユーゴスラヴィア)。

件」とは次のいずれかを意味するものとする。

- (a) 「1951年1月1日以前にヨーロッパにおいて発生した諸事件」または、
 - (b) 「1951年1月1日以前にヨーロッパ又はその他の地域において発生した諸事件」
そして、締約国は、署名、批准又は加入の時に、本条約に基く義務のために、これらのうちいずれの意味を適用するかを明確にするための宣言をなすべきものとする。
- (2) 右2者のうち(a)を採用した締約国は、何時でも、国際連合の事務総長に対する通告によって、(b)を採用することにより、その義務を拡大することができる。

C

本条約は次の場合には、A項に該当するいかなる者にも、適用されなくなるものとする。

- (1) 当事者が、再び自発的に、その本国の保護をうけたとき、または、
- (2) 国籍を喪失し、再び自発的にそれを回復したとき、または、
- (3) 新国籍を取得し、その新国籍の所属国の保護を享受したとき、または、
- (4) 迫害の恐怖のために、その国を去ったかまたはその国の外に留ることになった国に再び自発的に定住したとき、または、
- (5) 避難民とみなされてきた事情が存在しなくなったため、本国の保護をうけることを、もはや拒絶し続けられなくなったとき、

ただし、本号の規定は、本条A項(1)に該当する避難民であって本国の保護をうけることを拒絶するについて、以前の迫害から生じた理由でやむを得ない理由を主張することのできる者には適用しない。

- (6) 国籍を有しない者であって、避難民とみなされてきた事情が存在しなくなったために、以前の常居所地国へ帰ることができるとき、

ただし、本号の規定は、本条約A項(1)に該当する避難民であって、以前の常居所地国へ帰ることを拒絶することについて、以前の迫害から生じた理由でやむを得ない理由を主張することのできる者には適用しない。

D

本条約は、現在、国際連合避難民高等弁務官以外の国際連合の諸機関から保護又は援助をうけている者には適用されない。

ただし、国際連合により採択された関係決議に従って、その地位が確定的に決定する

ことなく、右のような保護又は援助が、なんらかの理由で停止したとき、これらの者は、事実上当然に本条約の利益を享受する資格をもつものとする。

E

本条約はその居所地国の管轄官庁により、その国の国籍の保有に付着せしめられている権利及び義務を有するとみとめられる者には適用されない。

F

本条約の規定は、その者に関して、次のようにみなされるべき重大な理由の存する者には適用されない。

- (a) 平和に対する犯罪、戦争犯罪、又は人道に対する犯罪を犯したこと。その犯罪は、それに関して準備のために作成された国際的文書において定義される。
- (b) 避難民の国外において、その国へ避難民として受け入れられる以前に、重大な非政治的犯罪を犯したこと。
- (c) 国際連合の目的と主義に反する行為のゆえに有罪となったこと。

10 無国籍者の地位に関する条約⁽¹⁾

(1954. 9. 28 ニューヨークで署名、発効 1960. 6. 6)⁽²⁾

前 文

締約国は、国際連合憲章および国連総会により1948. 12. 10に採択された人権宣言が、人類は差別なしに基本的権利および自由を享有するとの原則を確認したこと、

国連は、種々の機会に、無国籍者に対する深い関心を示しかつ無国籍者に対しできるかぎり広汎な基本的権利および自由の行使を確保するために努力してきているということ、

1951. 7. 28 の避難民の地位に関する条約によっては単に避難民でもある無国籍者だけが対象であること、および条約に規定されていない多数の無国籍者の存すること、

(1) 条約正文—Nations Unies, E/Conf. 17/5 Rev. 1; Clunet 1961, 268–281; Makarov, Quellen 1960 S. 3301/1 ff.

(2) 批准国—ベルギー、デンマーク、フランス、大ブリテン、イスラエル、ルクセンブルグ、ノルウェイ、加入国—ユーゴスラヴィア。

無国籍の地位を国際的合意によって規律し改良することが望ましいことを考慮して、次のように合意した。

第1章 総 則

第1条（「無国籍者」なることばの定義）

1 この条約のためには、「無国籍者」ということばはいかなる国によってもその国の法律上国民であるとみなされない者を意味する。

2 この条約はつぎの者には適用されない。

(i) 国連避難民高等弁務官以外の国連の機関から保護または援助を現在受けつつある者、ただしかかる保護または援助を受けつつある機関に限る。

(ii) 居住国の管轄官庁によりその国の国籍の所持に附せられる権利義務を有する者と認められている者。

(iii) その者につきつぎの事項に該当すると考えるについて重大な理由のある者。

(a) 平和に対する罪、戦争犯罪、または人道に対する犯罪に関する規定を作成するために起草された国際文書において定義された意味での、これらの犯罪を犯したと考えられる者。

(b) それらの者がその国への入国許可に先だちその居住国外において重大なる非政治的犯罪を犯したこと。

(c) それらの者が国連の目的および原則に反する行為を犯したこと。

第2条ないし第11条省略

第2章 法 的 地 位

第12条（人的地位）

1 無国籍者の人的地位はその住所地国の法律により、住所なきときは、その居住地国の法による。

2 無国籍者および家族が取得した人的地位に関する権利、とりわけ婚姻に付著する権利は、その権利が、その者が無国籍者でなかった場合にその国の法律により承認され

るはずのものであるときは、締約国により尊重されるものとする。ただしその必要があるときは、その国の法律の定める方式を守ることを要する。

第13条ないし第25条省略

11 外国における扶養料の取立に関する条約⁽¹⁾

(1956. 6. 20 ニューヨークで署名)

前文 その法律上の扶養義務者が外国にいるところの窮迫状態にある人について生ずる人道問題解決の緊要性にかんがみ、

外国における扶養請求権の訴追または判決の執行が法上ならびに實際上重大な困難を生ぜしめることを考慮して、

これらの問題を解決しかつこれらの困難を克服することを得させる手段をあらかじめ規定することを決意して、

締約国はつぎのように合意した。

第1条 条約の目的

1 この条約は、締約国の領土上にある人（以下には債権者という）に対し、その者が締約国の管轄下にある人（以下には債務者という）の側について権利を有すると主張する扶養料の取立を容易ならしめることを目的とする。このために使用される機構は以下においては伝達機関および仲介機関という。

2 この条約に定められた法的手段は国内法上または国際法上存する他の一切の法的手段にとって代わるものではなく、これを補充するものとする。

第2条 機関の指定

1 各締約国は、批准書または加入書の寄託当時に、その領土上で伝達機関の作用を営む1個または数個の行政または司法機関を指定する。

(1) 条約正文—Documents relatifs à la Huitième Session, Conférence de la Haye de droit international privé, 178 et s.; Nations Unies, Documents E/Conf. 21. 法務資料 339号 p. 252 以下参照。

2 各締約国は、批准書または加入書寄託の当時にその領土上で仲介機関の作用を営む公的または私的機関を指定する。

3 各締約国は、遅滞なく国連事務総長に前2項の適用によりなされた指定およびこれに関し生ずべき一切の変更を通知する。

4 伝達機関および仲介機関は他の締約国の伝達機関および仲介機関と直接に交渉することができる。

第3条 伝達機関に対する請求の提示

1 債権者が締約国（以下には債権者の国という）の領域上におり、かつ債務者が他の締約国（以下には債務者の国という）の管轄下にあるときは、債権者は義務者の側から扶養料を得るために自己のおる国の伝達機関に対し請求書を差し出すことができる。

2 各締約国は事務総長に、仲介機関の国の法律により扶養料請求書確証のために通常必要とされる証拠手段、扶養料請求書受理のために充当されなければならない要件その他この法律によって定められた要件を通知する。

3 請求書には必要な一切の資料とりわけ、仲介機関に債権者の名義で行為または債権者の名義で行為することのできる者を指定することを得させる委任状を添付しなければならない。また債権者の写真および可能であれば、債務者の写真をも添付すべきものとす。

4 伝達機関は、仲介機関の国の法律上の要求が遵守されるために可能な一切の措置をとる。請求書には、この法律の規定を留保して、つぎの情報をふくまなければならない。

- a 権利者の氏名、宛先、出生日、国籍および職業、ならびに必要なときは、その法定代理人の氏名および宛先；
- b 義務者の氏名および、権利者が知っているかぎりにおいて、義務者の最近5年間の継続的宛先その出生の日、その国籍および職業；
- c 請求の基礎をなす原因の詳細なる説示、請求の目的およびとりわけ権利者ならびに義務者の資産状態および家族的地位に関するその他一切の情報。

第4条 訴訟記録の伝達

- 1 伝達機関は訴訟記録を義務者の国により指定された仲介機関に伝達する。ただし

請求を無謀なものと認めるときはこの限りでない。

2 伝達機関は、訴訟記録を伝達するに先だち、送付書類は、権利者の国の法律上正規なものであることを証明する。

3 伝達機関は仲介機関に対し請求の理由あることについての自己の意見を通知し、かつ権利者が訴訟救助および訴訟費用の免除をうけるように勧告することができる。

第5条 判決その他の裁判上の書類の伝達

1 伝達機関は、権利者の請求によりかつ前条の規定に従い、締約国の管轄裁判所により権利者のためになされた扶養命令に関する一切の仮判決または確定判決その他一切の裁判行為、ならびに、必要がありかつ可能であれば、この判決がなされた審議録を伝達する。

2 前項に定めた判決および裁判書類は第3条に掲げた書面にとって代わりまたはこれを補充することができる。

3 第6条に定めた手続は、義務者の国の法律に従い、第1項の規定により伝達された判決についての執行手続または登録手続であり、またはこの判決にもとづく新たな訴訟であることができる。

第6条 介入機関の作用

1 介入機関は、権利者により与えられた権限の範囲内において行動し、権利者の名義で扶養料の取立を確保するのに適当な一切の措置をとる。とりわけ、仲介機関は和解をなしかつ、その必要があるときは、扶養の訴を提起して訴追しかつすべての判決、命令その他の裁判行為を執行させる。

2 仲介機関は伝達機関に通知をなす。もし仲介機関が行動することができないときは、理由を付して訴訟記録を伝達機関に送り返す。

3 当該訴訟および一切の関連問題を支配する法律は、この条約のすべての規定にかかわらず義務者の国の法律、とりわけ国際私法に関する法律である。

第7条 裁判事務の委託

両当事国の法律が裁判事務の委託をみとめているばあいには、つぎの規定が適用されるものとする。

a 扶養の訴の受訴裁判所は、資料その他の証拠を得るために、他の締約国の管轄裁

判所に、または裁判事務の委託が執行されねばならぬ締約国の指定したその他一切の機関に対して裁判事務の委託の執行を求めることができる。

- b 受託機関は、当事者に自ら立ち会わせまたは代理人によって立ち会わしめるために、関係伝達機関および仲介機関、ならびに義務者に、求められた措置のなされるべき日時および場所を知らせなければならない。
- c 裁判事務の委託は望まれる一切の注意をもって執行されなければならない。委託事務が受託機関による委任事務受理のときより4ヶ月の期間内に執行されないときは、委託機関に対しその履行のないことまたは遅滞の理由を通知しなければならない。
- d 裁判事務委託の執行には、手数料その他種類の何であるかを問わず費用の支払を生ぜしめることはできないものとする。
- e 裁判事務委託の執行は、つぎの場合を除き、これを拒絶することができない。
 - 1 記録の公正なことが証明されないとき、
 - 2 その執行のなされるべき領域上の締約国がその執行をもって自国の主権または安全を害するものと判断したとき。

第8条 裁判の修正

この条約の規定は、扶養義務に関してなされた裁判の変更を目的とする申立に対しても適用されるものとする。

第9条 負担の免除および特典

1 この条約の定める手続において、権利者は、訴の提起される国に居住する権利者またはその国の国民である権利者に与えられる待遇ならびに手数料および費用の免除を享有するものとする。

2 外国人たる権利者または非居住の権利者は、訴訟費用の担保の提供、その他の払込または供託をなす義務を免れるものとする。

3 発送機関および介入機関がこの条約の規定に従ってなす役務についてこれらの機関によりいかなる手数料も徴収されることはできない。

第10条 資金の移動

外国への資金の移動に対しその法律により制限を課する締約国は扶養料として支払わ

れるべき資金またはこの条約によって支配される一切の裁判行為のために必要な費用にあてるための資金の移動に対しては最優先順位を与えなければならない。

第11条 連邦条項

連邦国または不統一国の場合においては、つぎの規定が適用される。

- a その実施が連邦立法機関の立法行為に関わるこの条約の規定に関しては、連邦政府の義務は、その限度において、連邦国でない当事国のそれと同一なるものとする。
- b その適用が連邦憲法上立法措置をとる必要のない州、プロヴィンスまたはカントンの立法行為にかかわる、この条約の規定に関しては、連邦政府はできるかぎりすみやかに、かつ好意的な意見を付して、それらの規定を州、プロヴィンスまたはカントンの管轄機関に知らせなければならない。
- c この条約の当事国たる連邦国は、事務総長を通じて伝えられた他の締約国の要請に対し、立法行為その他により、その規定に効力が与えられた限度を示して、この条約のしかじかの規定に関し連邦およびその組成集団内に行なわれている立法ならびに実行の報告をなさねばならぬ。

第12条以下第21条省略。

IV スカンディナヴィヤ国際私法条約

12 婚姻、養子縁組および後見に関する若干の

国際私法規定をふくむ条約⁽¹⁾

(1931. 2. 6, ストックホルムで署名)⁽²⁾

1 婚 姻

第1条 締約国の国民が他の締約国の官憲の面前で婚姻しようとするときは、その者の婚姻能力はその者が婚姻挙行地国に2年間住所を有するかぎり、その国の法律によってこれを定める。そうでないときは、その者の本国法による。

本国法を適用すべきときは、婚姻能力は本国官憲の発行する証明書（婚姻許可書）によって証明されなければならない。

第2条 婚姻予告および婚姻の挙行は婚姻挙行地国の法律による。

第3条 締約国国民が婚姻当時に締約国の国籍を有していたかぎり、それらの者の婚姻の効力は、夫婦財産制に関しては、夫婦が婚姻後に住所を定めた国の法律による。夫婦がその後その住所を他国に移したときは、その他国の法律による。ただし以前になされた法律行為の効力は妨げない。

不動産または不動産上の権利を処分する夫または妻の能力は、その物が締約国に在るときは、その国の法律による。

第4条 婚姻当時締約国の国籍を有していた締約国の国民が現に締約国にその住所を定めているときは、その間になされた夫婦財産契約が、第3条に従い夫婦財産制を決定

(1) 条約正文—Convention on Marriage, Adoption, and Guardianship, League of Nations Treaty Series, vol. 126, pp. 121, 150, and 155.; 修正条約, cf. Recueil des Cours de d. i., 1959 I, 342-3.

(2) 当事国—デンマーク, アイスランド, ノルウェー, フィンランド, スウェーデン。

すべき法律に従っているだけでなく、当事者双方もしくは一方の属する国の法律の定める方式を具備しているときは、その夫婦財産契約はその形式に関するかぎり、すべての締約国において有効なるものとする。

締約国は第三者に対する夫婦財産契約の効力を問題たる国の法律に従ってなされる登録またはこの契約の裁判所に対する通知にかかわらしめることができる。

第5条 第4条に定める夫婦の間の財産分離の申立は夫婦の住所地の裁判所に対してなされるべきものとする。夫婦が同一国に住所を有しないときは、その申立は被告たる配偶者の住所地の裁判所になされるべきものとする。被告たる配偶者がフィンランドに住所を有するときは、申立は第3条に従い夫婦財産制を決定する国の裁判所になされるべきものとする。

事件が前項の規定によりいずれの国においても取扱うことができないとき、またフィンランド国民でない夫婦間の別居、または別居の結果としての離婚の問題が前項の規定により、フィンランドにおいて取扱われるべきときは、事件の解決は夫婦の一方の属する国においてこれをなすことができる。

別居の結果としての離婚はどんな場合にも夫婦の共通本国においてこれを宣告することができる。

第6条 婚姻の効力が問題たる国の法律に従い旧婚姻法によるべきときは、第3条ないし第5条の規定はその婚姻には適用されない。

第7条 締約国国民の別居または離婚の問題は夫婦が住所を有する国または夫婦が最後の共同住所を有していた国であって、現在夫婦の一方が住所を有する国において取扱われるものとする。

事件が第1項の条項によって決定することができないとき、またはフィンランド国民でない夫婦間の別居若しくは別居の結果としての離婚の問題が第1項の規定に従いフィンランドにおいて決定されなければならぬときは、その決定は夫婦の一方の本国においてなすことができる。

別居の結果としての離婚はつねに夫婦双方の共同本国において宣告することができる。

第8条 別居または離婚の請求との関連において、同一またはいずれか他の裁判所もまた共同生活の一時的停止、財産の分割、損害賠償、扶養料支払義務および親権に関する

る問題を審理することができる。

扶養義務および親権に関する問題が後に生じたときは、これらの問題は請求の相手方たる配偶者の住所地国において取扱われるものとする。他の締約国においてなされた判決の変更についても同じである。別居または離婚に関する判決のなされた国の法律のもとで、離婚配偶者または別居配偶者に対する扶養料の爾後の付与若しくは爾後の増加が許されないときは、この問題に対する判決を他の国でなすことはできない。

第9条 第7条および第8条に定められた問題を支配する法律は各国の現行法とする。しかしながら財産の分離および損害賠償に関する問題は、どんな場合にも第3条に従い夫婦財産制を支配する法律によってこれを定める。

フィンランド国民に対しては、別居は、その者が請求のなされる国に少なくとも2年間居住しているの でなければ、これを付与することはできない。

いずれか一国においてなされた別居は、他国において、それがその他国で得られた場合におけると同様に、離婚を得る権利を生ぜしめるものとする。

第10条 婚姻当時締約国の国籍を有していた締約国国民間の婚姻無効に関する問題の審理に関しては、第7条ないし第9条の規定が類推適用せらるべきものとする。ただし、無効の要件存否の問題は原告の婚姻締結権を定める法律によるか、もしくは、婚姻の当事者双方に対し訴が提起されたときは、当事者双方の婚姻締結権を定める法律に従ってこれを定めるものとする。

2 養子縁組

第11条 締約国に住所を有する締約国国民が締約国国民を養子としようとするときは、その申立は養親の住所地国においてなすべきものとする。

第12条 前条の申立は、各国においてその地の法律に従いこれをなすべきものとする。ただし、養親たるべき者が18才未満であり、かつ本国に住所を有するときは、その申立は他国においてその者の本国における管轄児童福祉機関がその意見を述べる機会を有するまでは許可されえないものとする。

第13条 締約国において創設せられた、締約国国民間の養子縁組を取消す訴は、養親が住所を有する国、または養親が締約国に住所を有しないときは、養子が住所を有する

国の裁判所にこれを提起すべきものとする。

前項の訴は各国においてその地に行なわれる法律に従って審理されるべきものとする。

3 後 見

第14条 締約国国民たる未成年者が他の締約国に居住するときは、その者の後見は住所地国の管轄に服する。ただし、後見が他の締約国においてすでに法定後見人もしくは特別の選定後見人によって行使せられているときはこのかぎりでない。

前項の規定は禁治産の宣告および禁治産者の後見に準用する。

第15条 いずれの国においても仮後見の設定その他の仮措置をなすことができる。

第16条 前2条にかかげた事項はいずれの国においてもその国の法律に従って定められるべきものとする。

第17条 禁治産宣告の無能力者の財産に及ぼす効力ならびに後見人の権限は後見事務の行なわれる国の法律による。

前項の規定は為替手形または小切手による取引契約をなす能力には適用しないものとする。

第18条 禁治産者が他国にその住所を定めたとき、またはその他の理由により後見の移転が適当であるとみとめられるときは、管轄官庁間の協議により後見を他の国に移すことができる。

第19条 締約国においてなされた禁治産宣告の取消は、禁治産者が締約国国民であるときは、後見が行なわれている国において取扱われるものとする。この点については各国においてその国の法律を適用するものとする。

第20条 禁治産の宣告が他の締約国国民に対してなされたとき、若しくは禁治産宣告が本国以外の他国において取消されたときは、ただちに本国の管轄官庁に対して通知すべきものとする。

第21条 デンマークに居住し、かつ締約国において禁治産に付せられたことのない締約国国民がデンマークにおいて後見に付せられたときは、第17条、第19条および第20条の規定を類推適用する。

デンマークにおけるこの後見はその禁治産者が住所を定めた他国における禁治産の宣

告を妨げないものとする。

4 一般規定

第22条 締約国において、第7条、第8条、第10条、第11条、第13条、第14条、第15条、第19条、もしくは第21条の規定に従ってなされた行政処分および既判力ある判決は、他国において特別の承認なくして、また判決の理由または当事者がいずれかの締約国に住所を有するか若しくは締約国の国民であるかどうかの点に関し判決の服する条件を審査することなくして、有効なるものとする。

第23条 省略

13 扶養料の取立に関する条約⁽¹⁾

(1931. 2. 10, オスロで署名)⁽²⁾

第1条 人が締約国において、その配偶者、前配偶者、嫡出子、継子、養子、婚外子、もしくは婚外子の母に対し扶養料支出の義務を負う確定判決、行政官庁の決定または書面による契約は、この判決決定もしくは契約が当該国において執行可能なときは、他の締約国においてその請求がなされたばあい、その国においても執行可能なものとする。フィンランドもしくはスウェーデンにおいて裁判所、裁判官または上級執行吏のした決定であって、既判力を生じた判決に適用される規定によれば執行可能な決定についてもまた同じ。

決定がその執行を求める国において、より低額の扶養料を定めもしくは扶養義務は存在しないと決定している判決もしくは決定と衝突するときは、前項の規定にかかわらず、執行を求めることはできない。

婚外子またはその母に対する扶養義務が、義務者の本国でない国またはその住所を有

(1) 条約正文—Convention on the Collection of Maintenance Claims, League of Nations Treaty Series, vol. 126 pp. 41 and 61. 修正条約, cf. Recueil des Cours de d. i., 1959-I, 342-3,

(2) 当事国—デンマーク、アイスランド、ノルウェー、フィンランド、スウェーデン。

しない国において判決または簡易命令によって決定されたばあいにおいても、その執行を求めることはできない。ただし、義務者が自ら裁判所に出頭したとき、または呼出もしくは簡易手続命令が、義務者のその国に滞在中に適時に送達されたときは、この限りでない。

第2条 執行の請求はつぎの官庁になされ、これによって受理せられるべきものとする。デンマークにおいては管轄法務局または上級官庁、フィンランドにおいては外務省、アイスランドにおいては法務省、ノルウェーにおいては管轄官庁、スウェーデンにおいては外務省法律部または地方庁。

請求には、判決、決定または契約が前条第1項および2項に定める執行の要件を具備していることを証する、発行官庁の証書を添付することを要する。

フィンランド語またはアイスランド語によって作成した書面には、デンマーク語、ノルウェー語またはスウェーデン語による、必要部分の認証ある翻訳を添付しなければならぬ。

第3条 執行はいずれの国においてもその国の法律に従ってなされるべきものとする。ただし、裁判所または行政官庁の確認のない書面上の契約に関しては、執行は、給料またはこの点でそれと同一視される報酬に対する支払差止にとどまることができる。

執行は扶養料の受益者に対する費用の支払を含まないものとする。ただし、執行が不動産に対する強制執行に適用される規定に従ってなされるときは、この限りでない。

取立てた金額は執行の請求をした官庁に引き渡されるべきものとする。

第4条 扶養料に関する規定は、分娩費用、ならびに子の教育、または子の洗礼、堅信礼、病気または埋葬により必要となった費用にも適用される。

第5条 扶養料の支出に関する判決によりその支払の責ある者の支払うべき訴訟費用は、この条約の規定に従って取り立てることができる。

第6条 省略

14 外国判決の承認および執行に関する条約⁽¹⁾

(1932. 3. 16, コンペンハーゲンで署名)⁽²⁾

第1条 民事に関し締約国においてなされた確定判決は、他国においても拘束力を有するものとする。刑事に関しなされた判決も、加害行為に関する補償または損害賠償に関するかぎり、同様なるものとする。

〈判決〉なる言葉は訴訟の目的たる請求または法律関係に関する裁判所の決定を意味するものとする。

第2条 つぎのものはこの条約の意味で確定判決とみなす。

(1) 上級執行吏がフィンランドまたはスウェーデンにおける債権取立訴訟において支払期限を定めた決定に対し上訴期限がきたとき、

(2) 調停委員会または裁判所でなされた和解、

(3) 民事に関し、訴訟費用の支払または証人もしくは鑑定人に対する支払に関し判決によりまたは訴訟手続の過程においてなされた確定的決定。

第3条 デンマーク、アイスランドまたはノルウェイにおいて被告に対し第1審でなされた欠席判決、並びにフィンランドまたはスウェーデンにおいて欠席した被告に対し第1審でなされた欠席判決その他の判決は、他の締約国においては拘束力を有しないものとする。ただし以下に掲げるものはこの限りでない。

(1) 訴状、調停委員会または上級執行吏への呼出状の送達当時に、被告が判決のなされた国にその住所または登録された営業所を有していたとき、または被告を代表する取締役会がその国にその本拠を有していたとき、若しくは法律上被告がその国に有すべきものとされている代表者に送達がなされたとき、

(2) 判決をした裁判所に提訴せられるべき趣旨の拘束力ある合意がなされていたとき、

(3) 判決が判決国でなされた不法行為に関する損害賠償または原状回復に関し、かつ

(1) 条約正文——Convention on Recognition and Enforcement of Foreign Judgements, League of Nations Treaty Series, vol. p. 165.

(2) 当事国——デンマーク、アイスランド、ノルウェー、フィンランド、スウェーデン。

訴状がその国に滞在中の被告自身に送達されたとき。

第1審の判決もまた欠席のままなされたときは、この規則は被告に対する控訴審でなされた欠席判決に適用されるべきものとする。

第4条 前3条の規定に従い、判決国外において拘束力を有し、かつ判決国において執行可能な判決または和解については他の締約国においてその執行を請求しうるものとする。

第5条 執行請求の宛先はつぎのとおりとする。

デンマークおよびアイスランドにおいては、執行吏、
フィンランドおよびスウェーデンにおいては、上級執行吏、
ノルウェーにおいては、執行に関する管轄裁判所。

第6条 判決執行の申立にはつぎの書面を添附しなければならない。

- (1) 判決の正本または管轄官庁の認証ある謄本、
 - (2) 判決が第1条または第2条に掲げられた種類のものであること、判決が既判力を有すること、および判決国において判決の執行が可能であることを証する書面、
 - (3) 第3条に掲げた種類の判決については、同条に従いその有効なる旨の証明書。
- 和解の執行をもとめる申立には、管轄官庁による適法の認証のある和解調書の謄本、および和解が調停委員会または裁判所においてなされたものであって、そのなされた国において執行可能なものである旨の証明書。

フィンランド語またはアイスランド語によって作成された書面には、適正の認証のあるデンマーク、ノルウェーまたはスウェーデン語の翻訳を添附しなければならない。

第7条 第6条に掲げた証明書の作成はつぎのとおりとする。

デンマーク・フィンランドおよびアイスランドにおいては、法務省、
ノルウェーにおいて、法務局、
スウェーデンにおいては、地方庁。

第8条 この条約のもとでの判決の執行に関する決定は相手方の審訊なくしてなされるべきものとする。ただし特別の場合には当事者は意見の陳述をなすことを許される。

第9条 判決または和解において定められた強制措置に関する規定のいかににかかわらず、強制は各国に行なわれる法律によるものとする。

第10条 判決の拘束力に関するこの条約の規定は、婚姻、養子縁組および後見に関する国際私法規定を含む、1931. 2. 6の条約第22条に影響を及ぼすことはないものとする。これらの規定が同条に定められている場合以外の他の場合に、この事項における判決を有効とする効力を有することはないものとする。同条に従い有効な判決の執行はこの条約第4条ないし9条によってこれを請求することができる。

判決がデンマーク、アイスランドまたはノルウェイにおいて夫婦財産制に関する法律の適用によりなされた場合において、この争訟がフィンランドまたはスウェーデンでは自国の婚姻に関する旧法によって裁判されなければならなかったときは、この条約はこの判決には適用されないものとする。

この条約は、親族法による扶養義務に関する判決または和解には適用されず、かつ扶養料の取立に関する1931. 2. 10条約には影響を及ぼさないものとする。

この条約は、他の条約にふくまれている判決その他の決定の効力または執行に関する規定には影響を及ぼさないものとする。

第11条 この条約は以下に掲げる事項に関する判決および和解には適用されないものとする。

(1) 親族関係、相続権、相続債務に対する相続人の責任、遺産の承継的処分、破産財団の管理、強制和議または破産の場合における裁判行為その他の処置の無効、

(2) 他の締約国にある不動産上の所有権その他の権利、これらの権利に関する処分をなす義務、またはこの義務かい怠の効果、

(3) 国または府県市町村の取立てる租税その他の義務、またはその他一切の公法問題、判決が民事事項に適用される形式でなされた場合をふくむ。

この条約は労働争議に関し特別裁判所の下した裁定には適用されない。

第13条 この条約は条約発効前になされた判決または和解には適用されない。

第14条 この条約は批准されなければならない。批准書はできるだけ速かにデンマーク外務省の記録局に寄託されなければならない。

……以下省略

15 破産に関する条約⁽¹⁾(1933. 11. 7, コペンハーゲンで署名)⁽²⁾

第1条 締約国でなされた破産宣告は他国の領土上にある破産者の財産にその効力を及ぼす。

破産手続が開始された国の法律は、別段の定めのない限り、次の事項につき破産宣告の効力を定める。破産者に対するその財産管理権の剥奪、破産財団の積極財産の範囲およびそのうちに含まれる財産、もしくは取消訴訟の結果としてそのうちに回復される財産、破産手続中における破産者の権利義務、破産財団の管理およびそれに関する業務、債務の弁済に関し債権者に属する権利、破産財団の分割、和解その他の清算方法。

所在地国の法律によりどんな債権のためにも差押え得ない破産者の財産は破産財団のうちに含まれないものとする。

第2条 締約国でなされた破産宣告が他国にある財産にその効力を及ぼすときは、破産管財人は遅滞なく、その国の官報に破産を公告し、かつその国の規定に従い、不動産登記簿船舶登記簿その他の公簿にその登記をしなければならない。

破産宣告の通知は、できるかぎり速かに他国にある、すべての知られた債権者にこれをしなければならない。ただし、権利者の特別の申立がなくその権利が貸借対照表に記載されている債権者はこれを除く。他国に居住する債権者の請求に対し異議の申立がなされたときは、これを当該債権者に通知しなければならない。

第3条 締約国の裁判所は、他国にある破産管財人から請求があったときは、自国領土上にある財産につき財産目録を作成し、かつその物の仮保存のために必要な措置を講じ、保存に適しない物は売却しなければならない。

そのほか、破産管財人は、破産宣告のなされた国以外の他国にある財産については、その国の破産管財人におけると同じ程度の官憲の援助を求めることができる。

その申立は直接管轄裁判所にこれをなすことができる。必要があるときは、費用の前

(1) 条約正文—Convention on Bankruptcy, League of Nations Treaty Series, vol. p. 115.

(2) 当事国—デンマーク、アイスランド、ノルウェー、フィンランド、スウェーデン。

払いを求めることができる。

フィンランド語またはアイスランド語によって作成された書面には、デンマーク語、ノルウェー語またはスウェーデン語による認証された翻訳を添付しなければならない。

第4条 不動産登記簿への謄記が、破産宣告前に不動産並びにその従物になした債務者の権利設定行為が破産財団に対し有効であるための要件であるかどうかの問題、ならびにこれらの権利設定行為の無効の問題は、財産所在地国の法律による。不動産登記簿への謄記がこれらの財産につき破産宣告を受けた債務者によってなされた法律行為が財団に対して効力を有することを妨げるために必要であるかどうかの問題もまた同じ。登録された船舶または航空機、若しくはその一部に関する同種の問題は、船舶または航空機の属する国の法律による。

締約国の法律によれば、前項に掲げた財産以外の動産の譲渡または質入れが破産財団に対し有効なるために、不動産登記簿への謄記、登録その他の公示手段が必要となるときは、問題たる財産が破産手続開始当時にその国にある限り、この法律行為の無効または取消はその国の法律による。

強制執行によって取得された権利に対する破産宣告の効力の問題は執行がなされた国の法律による。

第5条 その権利が抵当権または質権によって担保されている債権者が、債務者の破産にかかわらず、その権利の実現を迫る権利は、破産手続開始当時に担保の目的たる財産が所在する国の法律による。この規則は留置権に類推適用される。

破産宣告が執行方法により強制執行をなす権利に及ぶ効力は執行のなされる国の法律による。

第6条 破産財団の一部をなす財産の売渡しに適用される手続は財産所在国の法律による。

第7条 特定物について設定された先取特権の制度および先取特権、抵当権、質権その他当該目的物に付せられた物権の順位の問題は、それらの物が破産手続開始当時に存在する国の法律による。上に掲げた特別の先取特権は一般先取特権に優先する。

破産宣告のなされた国以外の他国によって課せられる、租税その他の公課に対し付与せらるべき優先的取扱いはいこれらの負担の支払われるべき国の法律による。他国の領土

上に存する不動産の賃貸人，所有者に与えられるべき先取特権はその不動産所在国の法律による。これらの優先権は，破産者がこれらの負担を課した国または問題たる不動産が存する国に所有する財産のみにおよぶものとする。これらの先取特権が特別のものである場合，その順位は本条第1項によってこれを定める。それらが一般的先取特権なるばあいには，それらは他のすべての一般的先取特権に先だつ順位を有するものとする。税法上の一般的先取特権および本項に定める特別先取特権の間の順位は，第1項の規定にかかわらず，公課を課した国の法律による。ただし，この条約は，破産宣告国以外の他国において課せられる公課の取立てのためになされる請求がどの程度破産財団の負担となるかの問題にかかわるものではない。

第8条 前数条の規定の適用が財産の所在地にかかわるときは，破産者に属する債権はすべて破産宣告のなされた国にあるものとみなす。ただし，支払を得るために呈示を必要とする約束手形その他の証券によって確認される債権にかかわるときは，この種の債権は問題たる証券の存する国にあるものとみなされる。

登録された船舶または航空機はその属する国に存在するものとみなされる。ただし，第6条の適用ある場合はこの限りでない。

第9条 この条約の規定は，破産財団の債権者が破産宣告当時全部の条項が履行されていない双務条約により破産者に属する権利を行使することができるかどうか，およびその限度いかなの問題には適用されないものとする。

第10条 裁判管轄に関する1932.3.16の条約の規定は，取消訴訟に関してなされる判決または締約国でなされた破産宣告の場合における権利の消滅についてなされる判決（和解の認可をふくむ）に適用されるものとする。

和解の認可のために締約国においてなされた判決は他国においてもその効力を生ずる。前数条の規定は，破産者が締約国領土上のみに財産を有するというにかかわりなく適用されるものとする。

第11条 この条約は，相続財産の清算が締約国間に効力ある条約によって規定されている場合に限り，破産を宣告せられた相続財産の分割に適用されるものとする。

第12条 この条約は，銀行の本店所在地国の法律によれば，銀行の公的清算が破産手続をしりぞけているときは，その清算手続にも適用あるものとする。

第2条に定める通知は、清算が条約の適用せられるべき種類のものであるとの陳述を含んでいなければならない。

第13条 裁判所が破産宣告をなすにあたり、その管轄を破産者の住所、破産を宣告せられる会社、組合もしくは財団の本拠にかかわらない事実に基づけようとするときは、この事実は破産を宣告する判決において開示しなければならない。この場合、この条約はこの破産手続には適用されない。この破産手続は、他国における爾後の破産手続の開始にかかわりなくこれを追行することができる。

第14条 この条約において、「破産管財人」なることばは破産宣告手続に関し権限あるすべての機関を含む。

第15条 締約国において開始された強制和議手続は他国における破産ならびに強制和議手続の開始をしりぞけ、かつその国において開始せられた和議手続と同じ制限を他国における強制執行の適用に生じさせるものとする。

和解手続が和解の認可に達したときは、その認可は他国においても拘束力があるものとする。

第13条の規定は類推適用されるものとする。

第16条 この条約の発効前になされた申立によってなされた破産宣告ならびに条約発効前に正当に開始申立のなされた和解は、この条約の適用をうけないものとする。

第17条 省略。

16 相続および相続財産の清算に関する条約⁽¹⁾

(2)

(1934. 11. 19, コペンハーゲンで署名)

I 相 続

第1条 締約国の国民が死亡当時他の締約国に住所を有していたときは、その相続権

(1) 条約正文—Convention on Succession and Administration of Estates, League of Nations Treaty Series, vol. 164, p. 243.

(2) 当事国—デンマーク、アイスランド、ノルウェー、フィンランド、スウェーデン。

は住所地の法律による。ただし、死者がその死亡当時その国に5年来居住していなかった場合において、その権利が死者の本国法にもとづく相続人または受遺者の請求があるときは、死者の本国法を適用する。死者の本国法がその相続財産を国庫に帰属せしめているときは、この請求は許されない。

死者の本国法を適用すべき旨の申立は、その死後6カ月以内にこれをしなければならぬ。ただし、この期間満了当時清算が未完了のときは、この申立は清算完了のときまでこれをなすことができる。清算が完了したときは、遺産共有権者の側からこの種の申立をなすことは許されない。

相続権に関する本条の規定は、死者が直系の相続人を残さなかったときは、法律により生残配偶者に認められた共有関係を維持する権利にも適用あるほか、死者の本国法によれば相続人が相続権のほか、相続財産の負担となる扶養料をうける権利を有するときは、この権利にも適用あるものとする。

第2条 死者が生残配偶者にたいし直系相続人との共有関係にとどまる権利を認める国に住所を有していたときは、この法律は死者が他国の国民であったときにも、適用される。ただし、死者が死亡当時その住所地国に5年間居住していなかったときは、死者の本国が直系相続人に分割請求権を認めているかぎり、相続人は直ちにまたはその後において遺産の分割を請求することができる。生残配偶者が婚姻当時死者の住所地国の国民であったときは、相続人はこの権利を有しないものとする。

前項に規定された請求がなされ、スウェーデン国民の遺産を分割すべきときは、生残配偶者はその分割時にスウェーデン法の定める金額の限度まで一定の財産を先取することができる。

第3条 死者が生残配偶者に直系相続人との共有関係にとどまる権利を認めていない国に住所を有していた場合においても、死者の本国法によれば配偶者が共有関係にとどまる権利を認められているときは、死者が死亡当時にその本国に5年間住所を有していなかったかぎり、配偶者は共有関係にとどまることができる。死者の本国法によれば「相続裁判所」その他の機関のなすべき行為は、死者が住所を有していた国の第1審裁判所に属するものとする。生残配偶者もその国に住所を有しており、かつ死者の本国法が相続財産の管理の監督を規定しているときは、その監督は裁判所がその目的のために

選任する人によって行なわれるものとする。積極的相続財産および相続債務の財産目録が裁判所に登録されているときは、死者の本国法上財産目録の作成に関する規定は適用されないものとする。

第4条 共有関係にとどまることを欲する寡婦のために遺産管財人を選任すべき旨の判決がデンマーク法に従ってなされたときは、その判決は、寡婦が夫の死亡当時デンマークに住所を有していた場合においてのみ有効なるものとする。寡婦がその後、その住所を他の締約国に定めたときは、遺産の管理は終了するものとする。

第5条 直系相続人と共有関係にとどまる権利に関する第2条、第3条および第4条の規定は、養子またはその直系相続人と共有関係にとどまる権利に対し類推適用せられるものとする。

第6条 第1条、第2条または第3条により死者の本国法の適用を請求する者はすべて必要あるときは、上記条件の具備を証明し、かつその法律規定に関する資料を提供しなければならない。

第7条 夫婦の一方または双方の死亡にともなう夫婦の遺産の分割は、夫婦財産制に関する1932.2.6の条約第3条および第6条によって定められた規定に従ってなされねばならない。ただし、第2条第2項にもとづく反対の処分があるときはこのかぎりではない。

第8条 死亡当時締約国の国民であって、締約国に居住していた者の残した遺言は、それが作成された国の法律に従ってなされたか、または遺言者が住所を有していた国もしくは遺言作成当時遺言者が属していた本国の法律に従ってなされたかぎり、方式に関しては有効なものと認められる。遺言の取消は、遺言者が取消当時に住所を有していた国またはその属していた本国の法律に従っているかぎり、有効とする。

第9条 遺言をなしたまたは取消するために必要な年令および行為能力の問題は遺言の作成または取消当時に遺言者が住所を有していた国の法律による。その当時遺言者がその国に5年間住所を有していなかった場合においても、遺言またはその取消は、遺言者の本国法の定める要件を具備しているかぎり有効なものとする。

第10条 遺言者の心的状態、詐欺、錯誤、強迫その他不当になされた影響を理由とする遺言の無効または遺言取消の無効の問題は遺言の作成または取消当時に遺言者が住所

を有していた国の法律による。

第11条 遺言は遺言者の死後一定期間内裁判所に寄託されなければならないと定める、フィンランド法またはスウェーデン法の規定は、他の締約国国民がその死亡当時フィンランドもしくはスウェーデンに住所を有していたときは、その遺言にも適用されるものとする。遺言の有効を争おうとする相続人はすべて遺言があったことを知った後一定期間内にそのための訴を提起しなければならないと定めるフィンランド法もしくはスウェーデン法の規定もまた同じ。

第12条 死因贈与、遺言処分および放棄の死者に対する拘束力の問題は、死者がその死亡時に締約国国民であったときは、当該行為がなされた当時にその者が住所を有していた国の法律による。

相続人が死者の生前に死者から受取った財産が、相続分の前渡しとみなされるべきかどうかの問題に関してもまた同じ。

第13条 締約国において不動産およびその従物に関する相続人の権利および遺言によりこの種の財産をいずれかの相続人のために処分する遺言者の権限に適用される特別規定は、その国に存在する財産に適用されるものとする。

不動産に関し、将来生れるべき子のために介立遺贈その他の処分をなす遺言をなす権利もまた当該不動産の在る国の法律による。この条約は不動産以外の他の財産につきこの種の処分をなす権利には適用されない。

第14条 締約国の国民が養子を残し、かつ締約国において与えられた養子縁組の許可が養子縁組にもかかわらず、養親にその相続財産を処分する権利を留保しているときは、その留保は他の締約国においても有効なるものとする。

第15条 相続財産または遺贈をうける権利の喪失の問題ならびに相続権剥奪の権限は、死者が締約国の国民であったときは、その者が死亡当時住所を有していた国の法律による。

第16条 締約国国民の残した相続財産または遺贈をうける権利の消滅時効は死者が死亡当時住所を有していた国の法律による。

Ⅱ 相続債務

第17条 締約国国民の残した債務または遺贈若しくは遺言処分の履行に関する相続人の責任は、死者が死亡当時住所を有していた国の法律による。婚姻外に生れた子またはその子の母に対し死者の負担する扶養義務の履行の責任についてもまた同じ。

第18条 締約国国民の相続財産に関する夫権を伴う遺産債権者会議の招集は、債権者が他の締約国に住所を有していて、適時に招集およびその効力を知らせる特別の通知を受けなかったか、または他の方法によりそれを知らなかったときは、知られている債権については無効なるものとする。

Ⅲ 相続財産の清算手続

第19条 相続財産の清算および死者の相続人と生残配偶者との間の分割は、死者が締約国の国民であり、かつ締約国に住所を有していたときは、その死亡当時住所を有していた国の法律に従ってなされ、かつその法律が裁判上の分割を規定しているときは、その清算および分割は当該住所地国の裁判所の管轄に属するものとする。

締約国の国民たる生残配偶者が共有関係にあり、相続財産の分割をなすべきときは、その手続はその配偶者が現に住所を有している国、または死亡当時有していた国の法律による。その国の裁判所は法律の定める限度において、その手続に協力するものとする。

相続財産の清算は他の締約国に存在する財産をもふくむものとする。

第20条 生残配偶者が求償のためであると否とを問わず、分割当時ある種の財産を先取することができるか否かは、第19条に従い清算に適用される法律による。生残配偶者が相続人に対しその権利を保証する担保権を附与することにより、分割時代に相続分の引渡しを延期させることができるか否かも同じ法律による。ただし、この権利は他の締約国に存在する財産についてはその国に行われる規則に従ってのみこれを設定することができる。

第21条 国内に住所を有する締約国国民の遺産または遺贈を受ける権利に関する紛争、または相続人若しくは生残配偶者個人についてのものではなく、相続財産に対する生残配偶者の権利若しくはこれに対する債権に関する紛争は、第19条により清算手続に適用

される法律の国の裁判所の管轄とする。

当事者の合意があるときは、前項の規定にかかわらず、他の締約国において紛争を裁判することができる。ただし、相続財産が管轄裁判所、遺言執行者、または裁判所の選任した清算人若しくは鑑定人の手により清算中であるとき、または紛争が清算中の相続財産を目的とする分割に関しないときは、このかぎりでない。フィンランドまたはスウェーデンに住所を有する者の作成した遺言の効力は他の締約国における無効訴訟の目的となることはできない。フィンランドに住所を有する者の相続財産の分割を無効とする訴訟についてもまた同じ。

第22条 相続財産の一部をなす財産が清算手続の準拠法外国以外の他の締約国にある場合において、その申立がなされたときは、財産所在国の裁判所がその登録をなし、かつその仮保存のためおよび有効に保存し得ないものの売却のため必要な措置を講じなければならない。

そのほか、財産所在国の官憲は、その申立があったときは、その国の法律によって定められている限度において、その清算手続に協力しなければならない。そのための申立は直接管轄官庁になすことができる。その必要があるときは、費用の前払を求めることができる。フィンランド語またはアイスランド語によって作成された書面には、デンマーク語、ノルウェー語またはスウェーデン語による真正と認証された翻訳を添付しなければならない。

住所地以外の国で死亡した場合において、その旨の申立がない場合においても、死亡国の規則に従って保存措置を講じなければならない。

第23条 第19条に規定された相続財産がデンマーク、アイスランド若しくはノルウェーにおいて公の清算手続の目的となるときは、相続財産に対する債権者の強制執行の権利を制限する法律規定は清算手続のなされる国以外の国に存在する財産にも適用あるものとする。ただし、この規定は問題たる財産の存する国において支払われるべき租税その他の公課を取立てる権利、債権者が質権または留置権を有する財産につき債権の取立をなす権利には適用されない。

第24条 第19条に規定された相続財産がデンマーク、アイスランド若しくはノルウェーにおいて公の清算手続の目的をなすときは、債権の順位問題の規律には、破産に関す

る 1933. 11. 7 の条約第 7 条が類推適用されるものとする。

第25条 不動産登記簿もしくは裁判官書記課への登録が法律行為または強制執行により取得せられた権利の第三者に対する有効要件であると定める締約国の法律規定は、死亡当時他の締約国にある財産には適用されないものとする。

第26条 前数条の規定の適用が財産所在地にかかっているときは、死者に属していた債権は、第19条により清算手続に適用される法律の国に存在するものとみなされる。ただし、債権が取立のため呈示を必要とする債務証券その他の債権証券の目的をなすときは、その債権は問題たる証券の存する国にあるものとみなされる。

登録された船舶または航空機は登録国にあるものとみなされる。

Ⅳ 一 般 規 定

第27条 締約国において裁判所が、第19条に規定せられた相続財産は「相続裁判所」、遺言執行者もしくは清算人により清算されなければならないと決定し、またその分割は鑑定人の協力によって行なわれなければならないと決定し、若しくは分割手続は共同分割者に委ねなければならないと決定したときは、この判決は他の締約国においても拘束力があるものとする。

生残配偶者に共有関係にとどまる権利を与える判決もまた同じ。

第28条 判決および和解の承認および執行に関する 1932. 3. 16 の条約の規定は、相続または遺贈を受ける権利に関する判決および死者が締約国国民であって、いずれかの締約国に住所を有していたかぎり、死者の残した債務の責任にも適用されるものとする。

欠席判決に関する上記条約の第 3 条および第 6 条の特別規定は判決が死者の残した債務についての生残配偶者または多数相続人の責任に関する場合においてのみ適用されるものとする。

第29条 この条約は、死者が条約発効前に死亡したときは、適用なきものとする。生残配偶者が共有関係にあり、かつ先死配偶者が条約発効前に死亡したときもまた同じ。

この条約は批准されなければならない。批准書はできるだけはやくデンマーク外務省に寄託されなければならない。

条約は、すくなくとも 3 ヶ国の批准書の寄託後 3 カ月の期間満了に続く 1 月 1 日また

は7月1日に、これを批准した国家間に効力を生ずるものとする。その後に批准する国については、この条約は批准書の寄託後3カ月の期間の満了に続く1月1日もしくは7月1日に、効力を生ずるものとする。

最終議定書

附 録

1 婚姻、養子縁組および後見に関する条約⁽¹⁾

第2条をつぎのように改める。

「婚姻要件の具備に関する調査をふくむ、婚姻予告の公告および婚姻の挙行は、婚姻挙行地国の法律による。

他国の法律に従ってなされた婚姻予告の公告が効力を有するときは、婚姻すべき当事者双方が挙行地国の法律に従い、その婚姻権を支配する法律のもとで、それにより婚姻する権利を有するものとされるかぎり、上記の法律による婚姻予告の公告は必要でない。婚姻すべき男女の一方のみが婚姻挙行地国以外の他の締約国の国民であって、他方が挙行地国の国民である場合においても、同じ法律が適用されるものとする。」

第7条第2項をつぎのように改める。

「どんな国においても第1項のもとではその適用をなすことができないときは、事件は当事者一方の属する本国において決定することができる。」

第9条第2項を削除する。

2 扶養料の取立に関する条約⁽²⁾

第1条第1項末段をつぎのように改める。

「裁判所、裁判官または上級執行吏による判決、命令または決定が、法的効力を取得した判決を支配する規則に従い執行し得られるかぎり、また法上の効力を取得していない

(1) cf. Recueil des Cours de d. i. 1959-I, 342-3.

(2) Cf. Recueil des Cours, 1959-I, pp. 241.

判決および命令または決定に対しても同じ規則が適用されるものとする。」

第1条第3項 「その者のその国における滞在中」なる文言を削除する。

第2条第1項, ノールウェイについての行に 「あるいは **Fylkesmond** により」を
附加する。

第3条第3項 「またはその官憲により指定された当事者に対し」なる文言を附加す
る。

V ベネリュックス条約

17 ベネリュックス条約⁽¹⁾

(1951. 5. 11, ハーグで署名, 未発効)⁽²⁾

第1条 以下の諸条において、一国の法律とは、反対の定めがない限り、国際私法の規定を除き、その国の現行法を意味するものとする。

以下の諸条の適用上、人の住所は、一国がその領域上における外国人の住所取得を服せしめることのできる条件にかかわらず、決定される。

第2条 自然人の身分および能力はその本国法による。

ただし、本国法上無能力の者は、法律行為において、善意にかつ行為地法に従い、自己を能力者と考えた相手方に対しては、自己の無能力を主張することができない。

第3条 法人の存在および法人を代表する機関は、法人の本拠の存する国の法律による。外国に本拠を有する法人は、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグにおいては、内国に本拠を有する同種の法人が享有しうるより以上の権利を享有することができない。

法人は、本条の適用に関しては、主たる事務所の所在地に本拠を有するものとみなされる。

第4条 夫婦間の権利義務は夫の本国法による。ただし、夫の本国法が妻が完全に又は一部無能力者であると定めているときは、この規定は、夫と国籍を異にする妻に対しては、妻の本国法が夫の本国法に一致する限度においてのみ、適用される。

第5条 夫婦財産制は婚姻締結当時における夫の本国法による。夫婦財産契約により法定財産制に抵触することができるか否か、および夫婦財産契約の効力は夫婦財産制にふくまれる。

(1) 条約正文—Rev. crit. d. i. p. 1951, 710-714.; Makarov, Quellen des I P R (1960) 125; International and Comparative Law Quarterly, I (1952), 426.

(2) 署名—ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ。

夫がその本国に住所を有しないか、又は外国に定住した後、5年以上経過した場合において、夫婦財産契約が存しないときは、夫婦財産制は、前項の規定に拘わらず、夫婦が婚姻挙行直後にその住所を設定した国の法律の定めるところによる。ただし、夫の本国法がその夫婦財産制を承認しないときはこの限りでない。

夫婦財産制の準拠法は、婚姻継続中に夫婦財産契約を締結し、または変更しうるか否か、ならびに夫婦財産契約の効力またはその変更の効力を規律する。ただし、夫が婚姻継続中に国籍を変更したときは、これらの事項は新本国法による。

夫婦財産制が変更されることがあっても、その変更は第三者の権利を害して遡及効を生ずることはない。

第6条 どんな場合に離婚が許されるかは離婚を請求する配偶者の本国法による。

ただし、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグの法律が離婚を許容しないときは、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグにおいて離婚の請求を受理することはできない。

第7条 離婚に関する前条の規定は、別居に適用される。オランダ、ベルギー、ルクセンブルグの法律によれば別居が可能なときは、原告の本国法が離婚しか許さない場合においても、オランダ・ベルギー・ルクセンブルグにおいて別居の宣告をなすことができる。

第8条 婚姻の継続中に夫婦の一方のみが国籍を変更したときは、第4条、第6条および第7条により定められた法律は、国籍の変更にかかわらず適用されるものとする。

前項の規定は、妻が婚姻前に有していた国籍を回復するときは、適用されないものとする。

第9条 嫡出親子関係は父の本国法による。

婚外父子関係も同じ法律による。婚外母子関係は母の本国法による。

前項により適用される法律は、身分の請求または異議にかんする訴訟、ならびに、扶養料の請求にかんする訴訟を支配する。ただし、婚外子に対する父または母の扶養義務は、子の本国法が父または母の本国法よりも子に有利であるときは、子の本国法による。

オランダ、ベルギー、ルクセンブルグの裁判官は、身分の請求または異議に関する訴訟若しくは扶養料請求訴訟において、父子関係または母子関係若しくは婚姻外関係がオランダ、ベルギー、ルクセンブルグ法がこの搜索の受理を服せしめている条件を満足さ

せていないかぎり、これらの関係の搜索を命ずることはできない。

第10条 未成年者の後見はその本国法による。

未成年者の代理人がその者の本国法により指定されていない場合および、緊急の場合にかぎり、未成年者の常居所地において、かつその地の法律に従い、その一身および財産の保護のための処分をなすことができる。

前項におけると同様の場合において、財産所在地の法律に従い未成年者の財産保護のためになされる処分は有効なるものとする。

第11条 前条の規定は、成年者保護のためその能力に関する処置がなされねばならない場合、若しくはなされた場合においても、適用されるものとする。

第12条 人の生死が不明であるとき、若しくは人がその業務を完済しないでその住所を去ったときは、管理人の任命は最後の住所地法によりこれをなすことができる。

不在者の財産保護のための処分は、管理人が任命されるまでは財産所在地法に従いこれをなすことができる。

第13条 相続は、相続人の指定、相続順位、相続分、遺留分および持戻義務に関しては、死亡当時における死者の本国法による。

遺言の実質的有効要件および効力もこの法律による。

相続人に贈与をなした当時死者の属していた本国の法律が、相続人に対して持戻義務の全部又は一部を免除しているときは、持戻はこの法律によって定められた限度においてのみ義務づけられるものとする。

遺言執行人に関する規定を含む、相続財産の清算および分割相続の承認放棄、債務の持戻並びに贈与の持戻方法は、死者の最後の住所地法による。

第14条 相続財産所在地国に行われる国際私法規定の適用が前条により相続財産上に権利を行使することを許されるべきは必ずの者を全部又は一部相続から排除する効果を生ずるときは、この規定に従い他者により取得せられた物権は有効なるものとみとめられる。

前項の規定の適用により利益をうけた者はその適用により得た利益の限度において相続を排除された者に対し補償をしなければならない。

第1項に規定する国際私法規定により取得せられた財産は共同相続人間においては死

者の本国法に従い各自に帰属する持分から控除されるものとする。

第15条 前数条により人の本国法によるべきすべての場合において、つぎの場合には、本国法は住所地法によって代替されるものとする。

1 この者が国籍を有しないとき、若しくはその国籍又はその者に適用されるべき本国法を確定することができないとき、

2 外国人がその住所をオランダ、ベルギー、ルクセンブルグに有し、かつその本国の国際私法規定が住所地法の適用を命じているとき、

3 外国人がその住所をその本国以外に、かつオランダ、ベルギー、ルクセンブルグ以外に有し、かつ、その者の本国法およびその者の住所地法の国際私法規定がその者の住所地法の適用を命じているとき。

第16条 有体物に対する物権はその物の所在国の法律による。この法律が動産であるか不動産であるかを定める。

一国から他国に移転する物は、移転中は、仕向地国の法律による。

第17条 契約が特定の国に密接につながっており、主としてその国の法域に属すると看做されるべきときは、契約はその国の法律による。ただし、当事者が契約の全部または一部を、他の法律によらしめているときは、この限りでない。この選択は、この契約を上掲法律中の強行規定から免れしめる効力を有することはできない。

契約が主として一国の法域に属するか否かを判断するためには、契約の締結地、その履行地、当事者の住所および国籍、その他一切の事情を考慮することできる。

契約が主として特定国の法域に属せず、かつ当事者が準拠法を指定しなかったときは、契約は、その締結地の法律による。契約が郵便、電信、電話によって締結されたときは、最初の申込の発信地の法律による。

第18条 ある事実が不法行為となるか否か、ならびにその事実から生ずる義務いかなはその事実の生じた地の法律による。

ただし不法行為の結果が事実の発生した地以外の地の法域に属するときは、その事実による義務はその地の法律による。

第19条 債務の履行方法、その不履行の効力ならびに債務消滅の条件もまた債務を支配する法律による。

有体物の引渡については、受領されるべき地の法律が、検査の時期および方法、ならびに受領拒絶の場合にその物に関して採られるべき処置を定める。ただし別段の合意あるときは、この限りでない。

履行の方法に関しては、どんな場合にも履行地の強行規定を尊重しなければならない。

第20条 先取特権を享有する債権および先取特権の順位は、強制執行の売得金の分配がなされるべき地の法律による。

第21条 債務が譲渡の対象となるかどうか、およびそのための条件いかんは、債務の準拠法による。

移転が債務者の協力なくして行なわれるときは、債務者の利益または第三者の利益のために債務者の住所地法によって定められた規定を遵守しなければならない。

第22条 権限により他人を代理する権利は、第三者に対する関係においては、代理人が行為する地の法律による。

他人のため自己の名において行為する者が自己がそのために行為する本人と自己の相手方たる第三者との間にどんな限度で法律関係を発生せしめうるかもまたこの法律による。

第23条 法律行為が方式について行為地法によって定められた条件を充たすときは、その法律行為は方式に関しては、どんな場合にも有効なるものとする。ただし、行為の性質または行為者の本国法がこの方式に反対するときは、この限りでない。

第24条 オランダ、ベルギー、ルクセンブルグの裁判所における証明はオランダ、ベルギー、ルクセンブルグの法律に従ってなされる。ただし以下に掲げる例外の場合はこの限りでない。

法律による推定の許容性および効力、ならびに挙証責任は、法律関係の準拠法による。

人証および書面による証明は、それらの方法が法律関係の準拠法、法律行為のなされた地の法律、若しくは、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグの法律によって許されているときは、受理される。

証書の証拠力は、証書作成地の法律による。ただし、証書が権限ある外交官若しくは領事官により、またはその面前で作成されたときは、証書の証拠力はその外交官若しくは領事官の代表する国の法律による。

第25条 この法律の規定に従って取得せられた権利は、準拠法を決定した事情が爾後変更するにいたった場合においても、引続き承認されるものとする。

法律関係がその発生または消滅の当時本質上関係のあった国の国際私法に従い適用せられるべき法律により、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ国以外の地で発生または消滅したときは、たとえその発生または消滅がこの法律の規定により適用せられるべき法律の規定に反する場合においても、その発生または消滅はオランダ、ベルギー、ルクセンブルグにおいても承認されるものとする。

第26条 この法律の規定の適用が公序を害するとき、または公序が外国法の規定の適用に反対するとき、若しくはオランダ、ベルギー、ルクセンブルグ法の規定の適用が強制されるときは、この法律の規定は適用されない。

第27条 この法律は、海洋河川または空中航行に関する法律によって支配される権利義務には適用されない。

第28条 この法律は、現に効力を有する条約、または、その施行にかかわる法律の適用を妨げない。

VI ハーグ条約

18 婚姻に関する法律衝突を規律するための条約⁽¹⁾

(1902. 6.12, 署名, 1904. 8. 1, 発効)⁽²⁾

第1条 婚姻を締結する権利は各婚約者につきその本国法によってこれを定める。ただしその法律が他国の法律によるべきことを明定するときは、この限りでない。

第2条 婚姻举行地の法律は、外国人の婚姻がつきに掲げる規定に反するときは、これを禁止することができる。

- 1 絶対的婚姻禁止の存する親等の血族または姻族、
- 2 姦通のゆえに婚姻を解消せられた姦通者に対する婚姻締結の絶対的禁止、
- 3 共謀してその配偶者の生命を害したために有罪の宣告をうけた者に対する婚姻の絶対的禁止。

婚姻が前項に掲げる禁止に違反して締結された場合においても、その婚姻が第1条に定める法律に従って有効であるかぎり、これを無効として取扱うことはできない。

この条約の第6条1項の規定を留保して、締約国は、従来の婚姻の故に又は宗教上の障害の故に、自国の法律に抵触する婚姻を締結させるように拘束されることはない。しかしこの種の婚姻障害の侵犯は婚姻举行地国以外の外国において婚姻無効の効果を生じさせることはできない。

第3条 第1条に定める法律の禁止がもつばら宗教上の理由に基づくものであるときは、婚姻举行地の法律はその禁止にもかかわらず、外国人の婚姻を許すことができる。他国はかかる事情のもとに举行せられた婚姻を有効なものとも認めないことができる。

(1) 条約正文——Makarov, Quellen (1960) 233.; Kusters et Bellemeans, Les Conventions de La Haye de 1902 et 1905 sur le d. i. p., (1921).

(2) 当事国——ドイツ、(ベルギー、フランス)、ハンガリヤ、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、(スウェーデン)、スイス。括弧内のフランス、ベルギーおよびスウェーデンはこの条約を廃棄した。

第4条 外国人が婚姻しようとするときは、第1条に定める法律に従い必要な条件を具備することを証明しなければならない。

この証明は婚姻契約者の本国の外交使節若しくは領事の証明書または国際条約若しくは婚姻挙行地国官庁が充分と認めるその他の証明方法によってこれをなすことができる。

第5条 婚姻挙行地の法律に従って挙行した婚姻は、方式に関しては、いずれの地においても有効と認められるものとする。

宗教上の挙行を必要とする法律を有する国は、前項の規定にかかわらず、その国民が外国においてこの規定に従わないで締結した婚姻を有効と認めないことができる。

婚姻の公告に関する本国法の規定は守らなければならない。ただし、この公告の欠缺は、その法律が違反せられた国以外の他国における婚姻の無効を生ぜしめることはないものとする。

婚姻証明の公正謄本は各配偶者の本国官庁に送付するものとする。

第6条 外交使節又は領事の面前においてその国の法律に従ってなされた婚姻は、当事者双方が婚姻挙行地国の国民でなく、かつ当該国がこの婚姻に反対しないときは、方式に関しては、いずれの地においても有効と認めなければならない。婚姻挙行地国は、前婚の存在または宗教上の故障のためにその国の法律に違反する婚姻については、これに反対することができない。

第5条2項の留保は、外交官婚姻または領事婚姻に適用せられる。

第7条 婚姻が、その挙行地国において方式上無効なときでも、各当事者の本国法に定める方式に従ってなされたときは、他国においてはこれを有効と認めることができる。

第8条 この条約は、少くとも当事者の一方が締約国の国民である者相互間において、かつ、締約国の領域において挙行せられた婚姻についてのみ適用されるものとする。

いかなる国も、この条約により、締約国の法律以外の法律を適用する義務を負うものではない。

第9条 以下省略。

19 離婚および別居に関する法律並びに裁判管轄の
衝突を規律するための条約⁽¹⁾

(1902. 6. 12, 署名, 1904. 8. 1, 発効)⁽²⁾

第1条 夫婦は、その本國法および訴訟提起地の法律がともに離婚を許す場合にのみ離婚の訴を提起することができる。

別居についても、また同じ。

第2条 離婚は、原因のいかんを問わず、夫婦の本國法および訴訟提起地の法律に従い理由があるときに限りこれを請求することができる。

別居についても、また同じい。

第3条 第1条および第2条の規定に拘わらず、訴訟提起地の法律が本國法のみによると定め、又はこれを許しているときは、本國法のみによる。

第4条 前数条に掲げた本國法は、夫婦の双方又はその一方が他國の国籍を有していた間に発生した事実をもって離婚又は別居の原因となすためにこれを援用することができない。

第5条 離婚又は別居の訴はつぎの裁判所に提起することができる。

1 夫婦の本國法に従い管轄権を有する裁判所、

2 夫婦の住所地の管轄裁判所。夫婦がその本國法により同一の住所を有しないときは、被告の住所地の裁判所が管轄権を有するものとする。悪意遺棄の場合および離婚又は別居の原因が発生した後に住所の変更があった場合においては、離婚の訴は最後の共同住所の管轄裁判所にも提起することができる。

本國の裁判所が専属管轄権を有する限り、本國裁判所のみ管轄するものとする。ただし本國の管轄裁判所に離婚又は別居の訴を提起することができない婚姻については、外

(1) 条約正文—Journal du d. i., t. 31, 1904, p. 746 et s.; Kusters et Bellemans, Les conventions de La Haye 1902 et 1905 sur le d. i. p., 1921, p. 3 et s.

(2) 当事國—(ドイツ), ハンガリー, (ベルギー), (フランス), イタリア, ルクセンブルグ, オランダ, ポルトガル, ルーマニア, (スウェーデン), (スイス), ポーランド, ダンチッヒ。ただし括弧内の諸國は後に廃棄した。

国裁判所が管轄権を有するものとする。

第6条 夫婦が住所地において離婚又は別居の訴を提起する権利を有しない場合においても、各配偶者は住所地の法律が婚姻共同生活の排除のために規定している仮処分をなすことをその地の管轄裁判所に請求することができる。この処分は1年以内に本国裁判所によって確認せられたときは、その効力を存続する。ただし住所地の法律が許す期間より長く存続することはできない。

第7条 第5条により管轄権を有する裁判所の宣告した離婚および別居の判決はいずれの地においても承認されるものとする。ただしこの条約の規定を遵守したこと、および欠席判決の場合において被告の本国法により外国判決の承認のために必要とされる特別規定に従い被告を呼出したことが必要である。

行政官庁の宣告した離婚又はこの別居もまたいずれの地においても承認されるものとする。ただし各配偶者の法律がこの離婚又は別居を承認することが必要である。

第8条 夫婦が同一国籍を有しないときは、最後の共通国籍の国法をもって前数条に規定した本国法とみなす。

第9条 この条約は締約国において提起せられ、かつ少なくとも当事者の一方が締約国に属する場合における離婚および別居の訴についてのみに適用されるものとする。

いかなる国家もこの条約によりて締約国以外の国の法律を適用する義務を負うことはない。

第10条 この条約は締約国のヨーロッパ領域のみに適用されるものとする。この条約は批准せられるべく、かつ、批准書は多数の締約国がこれをなすに従い、ハーグにおいて寄託せられるべきものとする。

批准書の寄託については調書を作成すべく、その認証謄本は外交上の手続により各締約国に交付せられるべきものとする。

第11条 以下（省略）。

20 未成年者の後見を規律するための条約⁽¹⁾(1902. 6. 12, 署名, 1904. 8. 1, 発効)⁽²⁾

第1条 未成年者の後見はその本国法による。

第2条 未成年者が外国に常居所を有する場合、その本国法が本国において後見人を任命しないときは、未成年者の本国により授権せられた外交官又は領事はその本国法に従い後見人を任命することができる。ただし未成年者の常居所地の国がこれに反対しないことが必要である。

第3条 外国に常居所を有する未成年者の後見が第1条又は第2条の規定に従い設定せられず又は設定することができないときは、後見の設定および後見事務の行使は住所地の法律による。

第4条 第3条の規定に従い設定せられた後見の存在は第1条又は第2条の適用により新後見を設定することを妨げないものとする。

新後見の設定は、遅滞なく初めに後見を設定した国の政府に通知しなければならない。通知を受けた政府はこれを後見を設定した官憲に、またこのような官憲が存しないときは、後見人自身にこれを通知しなければならない。

本条に規定せられた場合において前の後見が何時終了するかは、前の後見を設定した国の法律による。

第5条 後見の開始および終了の時期並びに原因は、いかなる場合においても、未成年者の本国法による。

第6条 後見人のなす管理は未成年者の身体および財産所在地のいかんを問わず、その全財産に及ぶ。

(1) 条約正文—Kosters et Bellemans, *Les Conventions de La Haye de 1902 et sur le d. i. p.*, 1921, p. 3; *Journal du droit international*, t. 31 (904), p. 746 et s. Makarov, *Quellen* 1960, 625.

(2) 当事国—ドイツ, ハンガリー, ベルギー, スペイン, (フランス), イタリア, ルクセンブルク, オランダ, ポルトガル, ルーマニア, スウェーデン, スイス。

ただし, フランスは後に廃棄した。今日では1960年の改訂条約によって改められている。

前項の規定は所在地法上特別の土地制度に服する不動産には適用されない。

第7条 後見が設定せられていない場合において、かつ、緊急の必要あるときは、地方官庁は外国人たる未成年者の一身並びに財産上の利益保護のために必要な処置をすることができる。

第8条 外国人たる未成年者の現に居住する国の官憲がその者につき後見を設定することを必要とする事情にあることを知ったときは、ただちにその未成年者の本国の官憲にこのことを通知しなければならない。

右の通知をうけた官憲は遅滞なく、通知を發した官憲に後見が設定せられたこと又は設定せられるべきことを通知しなければならない。

第9条 この条約は、締約国の国民であつて、かつ、締約国の領域に常居所を有する未成年者の後見についてのみ適用あるものとする。

この条約の第6条および第8条は、前項の規定に拘わらず、締約国の国民たるすべての未成年者に適用あるものとする。

第10条 この条約は締約国のヨーロッパ領域にのみ適用あるものとし、批准されなければならない。批准書は、締約国の過半数がこれを行うことができる状態になったときは、ただちに、ハーグにおいて寄託されるべきものとする。批准書の寄託については調書を作成し、その認証謄本1通を外交上の手続により各締約国に交付するものとする。

第11条 第3回国際私法会議に代表を派遣した国でこの条約に署名しない国は、この条約に無条件で加入することが許される。

この条約に加入することを希望する国はおそくとも1904年12月31日までにオランダ政府の記録に寄託されるべき書面によりその意思を通告しなければならない。オランダ政府はその認証謄本1通を外交上の手続により各締約国に交付するものとする。

第12条, 第13条 省略。

21 夫婦の身分上の権利義務および夫婦財産に及ぼす 婚姻の協力に関する法律の衝突に関する条約⁽¹⁾

(1905. 7. 17, 署名, 1912. 8. 23日, 発効)⁽²⁾

第1条 夫婦の身分上の権利義務はその本国の法律によってこれを定める。

右の権利義務は、前項の規定に拘わらず、その実現が求められる国の法律上も許される方法によってのみこれを実現することができる。

第2条 動産たると不動産たるとを問わず、婚姻が夫婦財産に及ぼす効力は、別段の契約がないときは、婚姻挙行当時における夫の本国法によってこれを定める。

夫婦の双方又は一方の国籍の変更は夫婦財産制に影響を及ぼさないものとする。

第3条 婚約者の夫婦財産契約締結能力は各当事者につき婚姻挙行当時におけるその本国法によってこれを定める。

第4条 夫婦の本国法は夫婦が婚姻中に夫婦財産契約を締結することができるかどうか、夫婦財産契約を取消し、又は変更することができるかどうかを定める。

夫婦財産制の変更は第三者の不利益において遡及的効力を有することはできない。

第5条 夫婦財産契約の実質的要件および効力は、婚姻挙行当時における夫の本国法、またこの契約が婚姻中に締結されたときは、契約当時における夫婦の本国法による。

夫婦が他の法律を指定することができるかどうかおよびその限度いかんは前項の法律によってこれを定める。夫婦が他の法律を指定したときは、夫婦財産契約の効力はその法律による。

第6条 夫婦財産契約は、それがなされた国の法律に従い、又は婚姻挙行当時における各婚約者の本国法に従い、若しくはそれが婚姻中に締結されたときは、夫婦の各の本国法に従って締結されたときは、方式については有効なるものとする。

婚約者の一方の本国法、又は夫婦財産契約が婚姻中に締結されたときは、夫婦の一方の本国法が契約の有効要件として、当該契約が外国において締結された場合においても、契約が特定の方式を有することを要求しているときは、その規定は遵守されなければならない。

第7条 この条約の規定は、所在地法上特別の土地制度の下にある不動産には適用されない。

(1) 条約正文 Kosters et Bellemans, *Les Conventions de la Haye de 1902 et 1905 sur ser le droit international privé*; Makarov, *Quellen* (1960) s. 248.

(2) 当事国——ドイツ、(ベルギー、フランス)、イタリア、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スウェーデン。括弧内の国はのちに条約を廃棄した。

第8条 各締約国はつぎのことを留保する。

- 1 第3者に対し夫婦財産制を主張すべき場合に、特別方式を要求すること、
- 2 国内において職業に従事する妻と第三者との法律関係につき第三者保護のための規定を適用すること。

各締約国は本条に従い適用せられるべき法律規定を相互に通知することを約定する。

第9条 夫婦が婚姻中に同一の新国籍を取得したときは、第1条、第4条および第5条に掲げる場合には、新本国法を適用すべきものとする。

夫婦が婚姻中に同一国籍を有しないようになったときは、前数条の規定の適用のためには最後の共通本国法をもってその本国法とみなす。

第10条 前数条の規定に従い適用せられるべき法律が締約国の法律でないときは、この条約は適用されない。

第11条 この条約は批准せられるべく、かつ批准書は6締約国が批准をすべき状態に達したかぎり、ハーグにおいて寄託せられるべきものとする。

批准書の寄託については調書を作成すべく、その認証謄本は外交上の手続により各締約国に伝達せられるべきものとする。

第12条 以下省略。

<右の条約に加えるべき改正案> (第6会期において採択、ただし今日まで未発効)

1 第1条第1項後段としてつぎのように加える。

夫婦が婚姻中に同一国籍を有したことがないときは、その権利義務は婚姻挙行当時の夫の本国法によってこれを定める。

2 第4条第1項後段としてつぎのように加える。

夫婦が婚姻中に同一国籍を有したことがないときは、夫の本国法のみを適用するものとする。

3 第5条第1項後段として次のように加える。

夫婦が婚姻中に同一国籍を有したことがないときは、夫の本国法のみを適用するものとする。

4 第9条の次につぎの2条を加える。

第9条の2 夫婦の一方が無国籍者であるときは、その居所地の法律をもってその本国法となす。

第9条の3 夫婦の一方が2ヶ以上の国籍を有するときは、この条約の規定の意味においては、同時に常居所地の法律である本国法、常居所がないときは、同時に居所地の法律である本国法をもってその者の本国法とみなす。

ただし、その者が国籍を有するいずれの国も、その者がもつばら自国の法律に従うものとみなすことができる。

(1)
22 禁治産および類似の保護手段に関する条約

(2)
(1905. 7. 17, 署名, 1912. 8. 23, 発効)

第1条 禁治産は治産を禁ぜられるべき者の本国法による。ただし次条以下に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第2条 禁治産の宣告は治産を禁ぜられるべき者の本国の管轄裁判所のみがこれをなすことができる。後見の設定は、次条以下に定める場合を除き、その者の本国法による。

第3条 締約国国民が他の締約国において、その者の本国法によれば禁治産の宣告をうけるべき状態にあるときは、その者の一身並びに財産の保護のために必要な仮措置はすべて地方官憲がこれを行うことができる。

前項の仮措置をしたときは、その者の属する本国の政府にあててこれを通知しなければならない。

地方官憲が本国の官憲より仮措置がなされた旨又は問題たる人の地位が判決により決定せられた旨の通知を受けたときは、これらの仮措置は効力を失うものとする。

第4条 禁治産の宣告をうけるべき状態にある外国人の常居所を有する国の官憲がこの事実を知ったときは、ただちにそのことを外国人の本国官憲に通知しなければならない

(1) 条約正文——Makarov, Quellen 1960 I 331; Lainé, La Conférence de La Haye relative au droit international privé, Clunet 1905, 803; Kusters et Bellemans, op. cit., 857.

(2) 当事国——ドイツ, (フランス), イタリア, オランダ, ポルトガル, ルーマニア, (スウェーデン)。括弧内の国は廃棄した。

い。この場合常居所地の官憲は禁治産宣告の請求を受理したこと又は仮措置をしたことを通知すべきものとする。

第5条 両国官憲の間に直接の通知が許されていないときは、第3条および第4条に定める通知は、外交手段によってなされるものとする。

第6条 常居所地における一切の確定措置は、第4条に定める通知に対し本国官憲が応答しない限りこれを停止しなければならない。本国官憲が処置することを欲しない旨宣言し、または6ヶ月の期間内に応答しないときは、常居所地の官憲は、禁治産の宣告について裁決してなければならない。この場合常居所地の官憲は本国官憲の回答に従い、本国における禁治産の宣告を妨げるべき障害を考慮に入れなければならない。

第7条 常居所地の官憲が前条の規定により管轄する場合においては、禁治産宣告の請求は外国人の本国法並びに居所地法により許される者および原因によってこれをなすことができる。

第8条 禁治産の宣告が常居所地の官憲によってなされたときは、禁治産者の一身および財産の管理はその地の法律による。禁治産宣告の効力もまた同じ法律による。

禁治産者の本国法がその者の監護は当然に特定の者に委託せられるべき旨定めているときは、その規定はできる限り尊重されなければならない。

第9条 禁治産の宣告が前数条の規定に従い管轄権ある官憲によってなされたときは、その宣告は禁治産者の能力およびその者の後見に関しては、すべての締約国において執行宣言を要することなくして、その効力を生ずるものとする。

前項の規定にかかわらず、地方官憲の宣告した禁治産について地方法の定める公示手段は、外国官憲の宣告した禁治産についても適用せられ又は類似の手段によって補充せられる旨、地方法によって宣言することができる。締約国はオランダ政府の仲介により、この点につきその公布した規定を互いに通知し合わなければならない。

第10条 第8条により設定せられた後見の存在は本国法による新後見の設定を妨げるものではない。

この設定の事実は、遅滞なく禁治産の宣告せられた国の官憲に通知されなければならない。

この国の法律はその国で設定せられた後見の終了時期を定める。この時期以後、外国

官憲によって宣告せられた禁治産の効力は禁治産者の本国法によるものとする。

第11条 本国の官憲は常居所地の官憲が宣告した禁治産を本国法に従って取消することができる。

禁治産の宣告をした地方官憲もまた本国法又は地方法の定める一切の原因により禁治産を取消することができる。

取消の請求はこれらふたつの法律のうちいずれかひとつにより権限を有するすべての者によりこれをなすことができる。

禁治産の取消の決定は、一切の締約国において執行宣言を要することなくして当然にその効力を生ずる。

第12条 前数条の規定は、動産たると不動産たるとを問わず、無能力者の財産に適用せられるものとする。ただし所在地法により特別の財産制度のもとにおかれる土地については、この限りでない。

第13条 この条約に含まれる規定は、本来の意味の禁治産だけでなく、行為能力の制限を伴う、保佐の設定、後見監督人の裁判上の任命、その他一切の類似の措置に適用される。

第14条 この条約は、その常居所を締約国の領域に有する締約国国民の禁治産についてのみ適用せられる。

この条約第3条は、前項の規定にかかわらず、一切の締約国国民に適用せられる。

第15条 (以下省略)

23 民事訴訟手続に関する条約⁽¹⁾

(1905. 7. 17, 署名, 1910. 7. 27, 発効)⁽²⁾

第1章 裁判上および裁判外の書類の送達

第1条 民事又は商事事項に関しては、外国にある人に対する書類の送達は、締約国内においては、被囑託国が指定する権限ある機関にあてた囑託国の領事官の請求に基づいて行なわれる。請求書は、伝達すべき書類を発する権限ある機関の表示、当事者の氏

名および資格、送達名宛人の宛先並びに当該文書の性質を包含し、被囑託官憲の国語で作成されなければならない。この官憲は、領事官に対し送達を証する書類又は送達を妨げた事実を表示する書類を送付する。

領事官の請求に関して生ずることあるべき一切の紛議は、外交手続によって処理される。

各締約国は、他のすべての締約国にあてた通告により、自国の領域において行なわれるべき送達の請求書で第1項に掲げる記載を含むものは、外交手続によって自国に差し出されることを欲する旨を宣言することができる。

前3項の規定は、2締約国がそれらの国の官憲相互間における直接の連絡を許容するため協定することを妨げない。

第2条 送達は、被囑託国の法律により権限を有する官憲がこれを行なう。この官憲は、第3条に規定する場合を除き、任意に受領する名宛人に文書の交付によって送達を行なうにとどめることができる。

第3条 送達すべき書類が被囑託官憲の国語又は関係2国間で合意された国語で作成されている場合、又はこれらの国語の1への翻訳文が添付されている場合において、請求書にその希望が表明されているときは、被囑託官憲は、類似の送達の実施のためその国内法に規定する方式により又は国内法に反しないことを条件として特別の方式により、その書類を送達させる。このような希望が表明されていないときは、被囑託官憲は、まず、第2条に定めるところに従って交付することに努める。

反対の協定がない限り、前項に定める翻訳文は囑託国の外交官若しくは領事官又は被囑託国の宣誓した翻訳者により、その正確であることが証明されなければならない。

第4条 前3条に規定された送達の実施は、その領域において送達が行なわれるべき国がこれをその主権又は安全を害する性質のものと判断する場合に限り、これを拒絶することができる。

(1) 条約正文——Kosters et Bellemans, *op. cit.* p. 891.

(2) 当事国——ドイツ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スペイン、フランス、ハンガリー、イタリア、ルクセンブルグ、ノルウェー、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スウェーデン、スイス、ポーランド、ダンチヒ、チェコ、スロバキア、フィンランド、エストランド、レットランド、ユーゴスラヴィア。

第5条 送達の証明は、日付および証明のある名宛人の受取書により、あるいは送達の事実、方式および日時を記載した被嘱託国の官憲の証明書によってなされるものとする。

送達されるべき書類が2通送付されたときは、受取書又は証明書は、そのうちの1通の上に存するか、あるいはこれに添付されなければならない。

第6条 前数条の規定は、次のことを妨げない。

- 1 外国にある利害関係人に対し書類を郵便により直接差し出すこと、
- 2 利害関係人が宛先国の裁判所附属吏又は権限ある機関により直接に送達を行なわせること、
- 3 各国が自国の外交官又は領事官により外国に在る者にあてた送達を直接に行なわせること。

これらの各場合において、前各号に規定する権能は、関係国間に締結された条約がこれを許容するとき又は条約がない場合にはその領域において送達が行なわれるべき国がこれに異議を唱えないときに限り、存在するものとする。その国は、第1項第3号の場合において、書類が嘱託国の国民に対し強制なしに送達されるべきときは、これに異議を唱えることができない。

第7条 送達は、どんな性質の手数料又は費用の償還をも生じさせることができない。

もっとも、反対の協定がない限り、被嘱託国は嘱託国に対し、裁判所附属吏の介入により又は第3条の場合特別の方式の使用により生じた費用の償還を請求する権利を有する。

第2章 司法共助の嘱託書

第8条 民事又は商事の事項に関しては、締約国の司法官憲は、その国内法の規定に従い、司法共助の嘱託書により、他の締約国の権限ある官憲に対し、その管轄区域内において証拠調その他の裁判上の行為をすることを請求することができる。

第9条 司法共助の嘱託書は、嘱託国の領事官により、被嘱託国の権限ある官憲に対して送致される。この官憲は、領事官に対し、司法共助の嘱託書の実施を確認し又は実施を妨げた事実を表示する書類を送付する。

この送致に関して生ずることあるべき一切の紛議は、外交手続によって処理される。

各締約国は、他の締約国に対する通告により、自国領域において実施されるべき司法共助の嘱託書は、外交手続によって送致されることを欲する旨宣言することができる。

前3項の規定は、2締約国がそれらの国の官憲相互間における直接の送致を許容するため協定することを妨げない。

第10条 反対の協定がない限り、司法共助の嘱託書は、被嘱託国官憲の国語若しくは関係2国間で合意された国語で作成されるか、あるいはこれらの国語の1への翻訳文で、嘱託国の外交官若しくは領事官又は被嘱託国の宣誓した翻訳者によりその正確であることが証明されたものを伴うことを要する。

第11条 司法共助の嘱託を受けた司法官憲は、被嘱託国官憲が嘱託書を実施につき又は関係当事者によりこの目的のためになされた請求の実施につき用いるのと同一の強制方法を用いて、これを執行する義務を負う。これらの強制方法は、事件当事者の出頭について、用いられるには限らない。

嘱託官憲は、それを請求するときは、関係当事者の立会を可能ならしめるため、嘱託した措置が行なわれるべき日時および場所の通知を受ける。

司法共助の嘱託書の実施は、次の場合に限り、これを拒絶することができる。

- 1 書類の公正力が証明されないとき、
- 2 被嘱託国において、その司法共助の嘱託書の実施が司法権の権限に属しないとき、
- 3 その実施がその領域で行われるべき国が、これをその主権又は安全を害する性質のものとして判断するとき。

第12条 被嘱託官憲が権限を有しない場合には、司法共助の嘱託書は、当該国の法律により定められた規定に従い、同じ国の管轄司法官憲に職権をもって移送される。

第13条 司法共助の嘱託書が被嘱託官憲によって実施されないすべての場合において、その官憲は、直ちに、嘱託官憲に対し、第11条の場合には司法共助の嘱託書の実施が拒絶された旨を、また、第12条の場合には嘱託書が移送された旨を表示して、これを通知しなければならない。

第14条 司法共助の嘱託書の実施をなす司法官憲は、従われるべき方式に関しては、自国の法律を適用する。

もっとも前項の司法官憲は、実施が特別の方式に従って行なわれることを目的とする

囑託国官憲の請求があるときは、この方式が被囑託国の法律に反しないことを条件として、その請求に従わなければならない。

第15条 前数条の規定は、関係国間に締結された条約がそれを許容する場合又はその領域で司法共助の囑託書が実施されるべき国がそれに異議を唱えない場合においては、各国が自国の外交官又は領事官によって直接に司法共助の囑託書を実施させることを妨げない。

第16条 司法共助の囑託書の実施はいかなる性質の手数料又は費用の償還をも生じさせることはない。

反対の協定がない限り、被囑託国は、囑託国に対し、証人又は鑑定人に支払った費用並びに証人が任意に出頭しなかったため必要となった裁判所附属吏の介入によって生じた費用又は第14条第2項の適用の結果生じた費用について、その償還を請求する権利を有する。

第3章 訴訟費用の保証

第17条 締約国に住所を有する締約国国民で、他の締約国の裁判所において原告又は訴訟参加人となるものに対しては、外国人であるとの理由あるいはその国に住所又は居所を有しないとの理由により、名称のいかんを問わず、いかなる担保又は供託金も、これを課することはできない。

前項の規定は、訴訟費用を保証するため原告又は訴訟参加人に要求される前払について準用する。

締約国が自国民につき住所を条件とすることなく、訴訟上の担保又は訴訟費用の払込の免除を協定した条約は、引き続き適用される。

第18条 第17条第1項又は第2項により若しくは訴訟が提起された国の法律により担保、供託又は払込を免除された原告又は訴訟参加人に対し、1の締約国において言い渡された訴訟費用負担の裁判は、外交手続によってなされる請求に基づき、他の各締約国において権限ある官憲により無償で、執行力あるものとされる。

前項の規定は、訴訟費用の金額をその後に決定する裁判所の裁判について準用する。

前2項の規定は、執行承認の請求が関係当事者によって直接になされることを許容す

るため、2 締約国が協定することを妨げない。

第19条 費用に関する裁判は、執行が行なわれる国の法律に従い、費用の負担を命ぜられた当事者のその後の上訴の場合を除き、当事者を審訊しないで、執行力あるものと宣言される。

執行承認の請求につき決定する権限のある官憲は、次の事項を調査するにとどまる。

1 費用の負担を命ずる裁判が言い渡された国の法律に従い、その裁判の正本が公正力を有するに必要な条件を備えているか否か。

2 前項に掲げる法律により、その裁判が既判力を取得したか否か。

3 その裁判の主文が被嘱託機関の国語若しくは関係 2 国間で合意された国語で作成されているか、あるいはこれらの国語の 1 への翻訳で、反対の協定がない限り、嘱託国の外交官若しくは領事官又は被嘱託国の宣誓した翻訳者によってその正確であることが証明されたものを伴うか否か。

第 2 項第 1 号および第 2 号に掲げる条件をみたすためには、その裁判が既判力を取得したことを確認する嘱託国の権限ある官憲の口述書、あるいはその裁判が既判力を取得したことを証明すべき適法な認証ある書類の提出をもって足りる。この官憲の権限は、反対の協定がない限り、嘱託国の司法行政を担当する最高の職員によって証明されなければならない。この口述書および証明書は、第 2 項第 3 号に含まれた規則に従って作成、又は翻訳されなければならない。

第 4 章 無償の訴訟救助

第20条 民事商事の事項に関しては、各締約国の国民は、すべての締約国において、無償の訴訟救助が求められる国の法律に従い、その国民と同様に無償の訴訟救助の利益を認められる。

第21条 無資力の証明書又は口述書は、すべての場合において、その外国人の常居所地の官憲又はそれがないときはその者の現在の居所地の官憲によって交付され又は受理されなければならない。当該官憲が締約国に属せず、かつ、この種の証明書又は口述書を交附し又は受理しないときは、その外国人の属する国の外交官又は領事官によって交

付され又は受理された証明書又は口述書をもって足りる。

申請人が請求が行われる国に居住していないときは、無資力の証明書又は口述書は、その書類が提出されるべき国の外交官又は領事官によって無償で認証される。

第22条 無資力の証明書を交付し又は無資力の口述書を受理する権限ある官憲は、申請人の財産状態に関し他の締約国の官憲に照会することができる。

無償の訴訟救助の申請につき裁定する任務を有する官憲は、その権限の範囲内において、受領した証明書、口述書および回答書を審査し、かつ、十分に明らかにするため補充的情報を求める権利を保有する。

第23条 無償の訴訟救助の利益が締約国の国民に付与された場合には、その訴訟に関する送達で他の締約国において行なわれるべきものは、被囑託国に対する囑託国によるいかなる費用の償還をも生じさせないものとする。

司法共助の囑託書についても、その方式のいかんを問わず、鑑定人に支払われた費用並びに第14条第2項の適用により必要となった費用を除き、償還を請求されることがない。

第5章 民事拘留

第24条 民事拘留が民事又は商事の事項に関し、執行方法としても、あるいは単なる保全的措置としても、自国民に適用されないときは、これを締約国に属する外国人に適用することはできない。民事拘留の解除を得るためその国に住所を有する国民が援用することのできる事実は、その事実が外国において生じたときでも、締約国の国民のため同一の効果をもたらさなければならない。

第6章 最終規定

第27条以下 省略。

24 破産に関する条約案⁽¹⁾

(1925. 11. 7, 採択, 未発効)

第1条 締約国において第2条の規定に従い管轄権を有する裁判所の言渡した破産宣告は、他の締約国において、次の諸条に定める方法および限度において承認され、かつ、効力を生ずる。

締約国は条約の効力を債務者が商人である場合のみに制限する旨宣言することができる。

前項の留保がなされた場合においては、破産宣告は、その申立のなされた国の裁判官が自国法により適用すべき規定に従って債務者を商人と認めたときに限り、第1項に掲げる効力を生ずる。

第2条 締約国においてなされた破産宣告が他の締約国において効力を生ずるためには、破産宣告は、債務者の主たる営業所のある締約国の裁判所において、又はこの営業所が破産宣告のなされた国の法律により参酌されないときは、債務者の住所のある締約国の裁判所においてなされなければならない。会社その他の団体に関するときは、破産宣告は定款上の本拠のある締約国の裁判所においてなされなければならない。この場合においては、定款上の本拠が詐欺の目的のために設けられ、又は仮装されたものであってはならない。

前項の規定により管轄権を有する裁判所のなした破産宣告は、第8条2項に定める公告をした後においては、再度の破産宣告を妨げるものとする。

第3条 締約国において第2条の規定により管轄権を有する裁判所以外の裁判所により宣告され破産にはこの条約の規定は適用されない。

第4条 締約国において第2条の規定により管轄権を有する裁判所により宣告された破産宣告の効力は他国の領域に及ぶものとする。

破産管財人は一切の保全および管理処分をなし、かつ、破産者および破産財団の代理

(1) 条約正文—Actes de la 5 session, La Conférence de la Haye de droit international privé, 1925 p. 341. et s.

人として一切の訴訟をすることができる。ただし、不動産の売買および強制執行は、破産宣告の裁判が執行判決を附与されたときに限り、実施することができる。

第5条 締約国の裁判官は、次の事項の証明があったときは、他の締約国において言渡された破産宣告の裁判に執行判決を附与しなければならない。

- 1 破産宣告が第2条の規定により管轄権を有する裁判所によりなされたこと、
 - 2 裁判がその言渡された国において執行することができること、
 - 3 提出された裁判の正本が、自国の法律により公正力に必要な条件を具備すること、
 - 4 債務者が適法に呼出され、代理され又は手続を怠ったこと、
 - 5 破産宣告の裁判が執行が行なわれる国の公の秩序又は公法に違反するものを包含しないこと、
 - 6 第1条第2項に定める宣告をした締約国において、債務者が商人であること、
- 裁判官は、職権で、前項に掲げる条件を具備しているかどうかを調査しなければならない。

締約国の裁判所が他の締約国においてなされた破産宣告を承認すべきことを請求された場合において争あるときは、同一の条件の存在を必要とするものとする。

第6条 破産宣告の効力に基づく債務者の行為の否認および債務者の行為の破産財団に対する対抗力の有無は、第2条に従い破産宣告のなされた国の法律の定めるところによる。

締約国は、前項の規定に拘わらず、自国の領土上に存する財産につき、自国の法律が許さない場合、債務者の行為の否認又は破産財団に対する対抗力の不存在を承認しない権能を留保することができる。

第7条 破産後の和議を認可する裁判で、一の締約国においてなされたものは、他の締約国において承認される。その裁判は、第5条に掲げる条件を具備し、かつ、第8条により定められた公告の手続が和議の締結前に完了したときは、執行判決により執行することができる。

第8条 第2条に従ってなされた破産宣告は、宣告がなされた国の法律に定める方法により、かつ、その制裁の下に公告されるものとする。

破産宣告の裁判は、前項に規定する場合のほか、破産管財人の申立により、破産者の

支店のある国および破産管財人が破産の効力を主張しようとする国において公告されるものとする。この公告は、いずれの国においても、その国の法律の定める方式によって行なわれる。その国の法律は、その国にある財産に関し、公告のなされなかった場合における効果をも定める。

第9条 いずれの破産においても、締約国の一に属する外国債権者は内国債権者と同一の地位を有する。

第10条 先取特権および物権は目的物たる動産又は不動産の存する国の法律によって規律される。ただし、以下の諸規定に従わなければならない。

破産の公告後における動産所在地の変更は、この関係においては、何らの影響をも及ぼさないものとする。

第11条 一般先取特権は第2条に従って宣告された破産の法律によって規律される。国庫の優先権は、前段の規定に拘わらず、財産所在国の法律によって規律される。

第12条 前2条の規定は、ある者が特定の物権を有するかどうか、ことに妻が夫の財産上に法定抵当権を有するかどうかを決定すべき場合、受訴裁判所が自国の現行国際私法の規定を適用することを妨げない。

破産者の財産に優先権を行使するについて第3者の利益のために加えられるべき制限は、前項の規定に拘わらず、所在地法の定めるところによる。

第13条 第6条の規定は債務者の財産上に物権を設定する行為の取消に準用する。

第14条 破産宣告の法律が前数条の規定に従い、先取特権および物権に適用されるときは、海法に基づいて生ずる同種の権利もまた破産宣告の法律による。

第15条 先取特権その他の物権を有する者はこれらの権利の目的物の存する国の裁判所においてその権利を行使することができる。

第2条に従ってなされた破産宣告の場合、破産管財人は前項に掲げる権利を有する者に弁済をなした後、残存額を破産財団に組入れることができる。

第16条 この条約は、債務者の国籍のいかんを問わず、締約国において第2条に従って管轄権を有する裁判所により宣告された破産に適用する。

第17条 以下省略。

25 相続および遺言に関する法律並びに裁判管轄の
衝突に関する条約案⁽¹⁾

(1928. 1. 28, 採択, 未発効)

第1条 相続は、相続人の指定、相続順位、相続分、持戻義務、分割、相続財産の自由および遺留分に関しては、財産の性質およびその所在国のいかなを問わず、死者の死亡当時の本国法に従うものとする。

前項の規定は、遺言処分の実質的要件および効力に適用あるものとする。

この条約は、自然人の相続権についてのみ適用あるものとする。

第2条 死者が相続人に贈与をなした当時死者が属していた国の法律が相続人にその受領したものの持戻義務の全部又は一部を免除するときは、持戻義務は当該法律の定める範囲内においてのみ存するものとする。

第3条 死者の本国法の規定の適用が締約国において承認されている公序の原則に明らかに反するとき、その適用はその限度において排除され、又は例外的に属地法の適用により代わらされることができる。

前項の規定は特別の制度に服するある種の財産に適用すべき法律を定める。

第4条 相続財産は遺言による権利承継人のいない場合、又は相続に適用せられる法律の国を除き、法定相続人が存在しない場合においてのみ、その所在国に取得せられるものとする。

法人が前項に掲げる国に代わるときは、前項の規定は法人に適用あるものとする。

第5条 第1条に掲げる事項に関しては、締約国に属する外国人は完全に内国民と同一に取扱われる。

第6条 遺言がそのなされた地の法律又は処分当時若しくは死亡当時死者の属していた国の法律の規定に従ってなされているときは、方式に関しては、有効なものとする。

一国の法律が自国民の本国以外の地でなした遺言につき、無効の制裁の下に特定の方

(1) 条約正文—Actes de la Sixième session de la Conférence de La Haye de droit international privé, 1928 p. 405 et s.

式を要求し又はこれを禁止するときは、前項の規定に拘わらず、その規定の不遵守は遺言者の本国において、かつ、本国に在る財産に関する限り、遺言を無効ならしめるものとする。

第7条 遺言処分に関する第1条第2項および第6条の規定は、遺言処分の撤回についてもまた適用あるものとする。

第8条 第1条に掲げる事項を目的とする訴は次に掲げる国の裁判所の管轄に属するものとする。

- 1 死者の死亡当時の本国，
 - a 訴訟当事者がその管轄の承認につき合意したとき，
 - b 特定名義の受遺者を除き、すべての相続人が死者の死亡当時その国に属していたとき，
 - c 特定名義の受遺者を除き、すべての相続人が死者の死亡当時その国に住所を有していたとき，
 - d 遺産の大部分をなす不動産又は営業財産および工業財産がその国に所在するとき，

2 死者が最後の住所を有した国について a ないし d に類似の事情が生じたとき、死者が最後の住所を有していた国。

以上に規定する場合を除き、第1条に掲げる事項を目的とする訴は、死亡当時死者が属していた本国の裁判所又は死者が最後の住所を有していた国の裁判所に提起することができる。訴が2ヶの裁判所に提起されたときは、訴訟事件は初めに訴を受理した裁判所によって裁判されるものとする。

死者の本国の裁判官又は死者の最後の住所地国の裁判官が同一の相続につき訴を受理した場合において、両者が第1項第1号および第2号に掲げる条件につき異なる判定をした結果、いずれも管轄権があると宣言したときは、事件は初めに訴を受理した裁判所により裁判されるものとする。

第9条 特殊の制度に服する財産に関する相続訴訟はその所在地の管轄に留保される。財産所在地の法律が公の秩序の理由に基づき第1条に定める法律の適用に反対する限度においても、同様とする。

第10条 この条約の適用により一の締約国においてなされた判決の効力は、次の各号に該当するときは、他の締約国において承認されるものとする。

- 1 この条約の規定が守られたこと、
- 2 判決の承認がその判決の援用される国の公序又は公法の原則に反しないこと、
- 3 判決がそのなされた国の法律に従い既判力を生じたこと、
- 4 判決を不利益に援用される敗訴の当事者が適法に召喚をうけ、かつ、その者が召喚当時判決のなされた国以外の締約国に住所を有したときは、召喚状がその者に到達し、又はその送達はその者の住所地法若しくは現に実施されている諸条約に定められた方式に従ってなされたこと。

判決が援用される国の官憲のなす調査は第1項に掲げる諸条件に限られる。これらの官憲は職権でこれらの条件が充足されているかどうかを調査することができる。

執行判決は同一の条件で附与される。

第1号ないし第4号に掲げる条件を守らなかったため承認又は執行が拒否された場合において、他の管轄権を有する裁判所が存しないときは、その地の裁判所が管轄するものとする。

第11条 相続財産に属する財産がその領域内に存する国の官憲は、その国の法律に従い、できる限り、その保全を確保するために必要な措置を執らなければならない。ただし、特別の条約により死者の本国の権限ある外交官又は領事官がこれをなすときはこの限りでない。

第12条 前条に定めるものを除き、第1条に掲げる事項に関しては、死者の死亡当時の本国、その最後の住所地国又は死者の財産所在地国の権限ある機関は、職権により又は関係者の申請により、それぞれの国の法律の定める非訟事件の裁判に関する一切の行為をなすことができる。

これらの国の一の機関が関与するときは、他国の機関は同様の措置を執ることができない。ただし、同様の措置がその国にないとき又は厳格に属地的性質を有する措置については、この限りでない。

死者の本国の官憲は、前項の規定に拘わらず、次に掲げる事項に関しては非訟事件の裁判に関する行為のため専属的管轄権を有するものとする。

1 相続人の指定、この場合には、相続人たることの証明書の交付および遺言書の開封の結果として相続人なる旨の通知を含む。

2 終意処分又は相続契約を無効とするための宣言。

3 遺言執行者。

4 相続の承認及び放棄。

5 協議分割。

第1号ないし第5号の措置が執られたことは、利害関係人がその措置に基づいて他国の非訟事件の裁判を求めることを妨げない。

前数項の規定により権限ある機関のなす措置は、その措置が採用される国の公の秩序又は公法の原則に反しないこと、その真正が証明されることおよびこの条約の規定が守られていることを条件として、他の締約国において、承認され、かつ、効力を生ずるものとする。

非訟事件の裁判権の行使に関する前数項の規定は訴訟事件を裁判権の行使を妨げない。

第13条 特殊の制度に服する財産に関する非訟事件手続上の諸行為については、その土地の裁判管轄権が留保されるものとする。財産所在地の法律が公序の理由に基づき、第1条に定める法律の適用を妨げる限度において同様とする。

第14条 第8条から前条までの規定は相続人のない財産に関する裁判管轄に関する規定を害するものではない。

第15条 この条約は、死者が死亡当時次に掲げる者であったときは、適用されるものとする。

1 締約国の国民、

2 締約国に常居所を有する無国籍者、この条約のすべての効果に関して、無国籍者の常居所国の法律がその者の本国法とみなされる。

2以上の国籍を有する者に関しては、その本国の中で、同時にその常居所の法律であるもの、常居所がないときは、同時にその居所の法律であるものをこの条約にいう本国法とみなす。ただし、その者が国籍を有するいずれの国も、その者が排他的に自国の法律に従うものとみなすことができる。

いずれの国も、この条約により、締約国の法律でない法律を適用する義務を負うこと

はない。

第16条 各締約国は、その国民の相続に関し、締約国であるかどうかを問わず、他国と特別の条約を締結する権能を失わないものとする。

締約国は、他の締約国に対し、前項に掲げる特別の条約を通知しなければならない。

この条約の全部又は一部がこの種の特別条約と抵触するときは、特別条約を締結した国の間ではその特別条約が適用され、これらの国は、この条約を参酌することを要しない。他の締約国は、この場合、特別条約により排斥される限度において、この条約を適用しないことができる。

第17条 以下省略。

26 ハーグ国際私法会議規程⁽¹⁾

(1951. 10. 31, 採択, 1954. 3. 1,)
(署名に開放, 1955. 7. 25, 発効)

下記の諸国政府は、

.....

ハーグ国際私法会議の性格が恒久的なものであることを考慮し、

この性格を一層強化しようと欲し、

そのために、会議の規程を定めることが望ましいと考えたので、

次の諸条を協定した。

ハーグ国際私法会議規程

第1条 ハーグ会議は国際私法規定の漸進的な統一をはかることを目的とする。

第2条 ハーグ国際私法会議の構成国は、この会議の1または2以上の会期にすでに参加し、かつ、この規程を受諾する国とする。

他のいずれの国も、その加入が会議の事業に法律上の利益をもたらすときは、構成国となることができる。新構成国の加入は、1または2以上の構成国政府の推薦に基づき、かつ、この推薦が提出された日の後6月の期間内に、構成国により、多数決で決定され

(1) 条約案正文——Actes de la Septième session de la Conférence de La Haye du d. i. p., (1951) p. 398.

る。

加入は加入しようとする国によるこの規程の受諾により確定する。

第3条 会議の運営は、国際私法の法典化を促進する目的で1897.2.20の勅令により設置されたオランダ国委員会がこれを行なう。

この委員会は、その指揮する常設事務局を通じて会議の運営を確保する。

委員会は会議の議事日程に載せるべく申出のあったすべての提案を審議する。委員会は、これらの提案の取扱につき自由に評定することができる。

委員会は、会議の構成国に諮問して、会期の期日および日程を定める。

委員会は、構成国の召集をオランダ政府に要請する。

会議の通常会期は、原則として、4年目ごとに開かれる。

必要があるときは、委員会は、構成国の承認を得て、臨時会期の召集をオランダ政府に要請することができる。

第4条 常設事務局の本拠地は、ハーグとする。常設事務局は、委員会の推薦に基づきオランダ政府により任命される国籍を異にする事務総長1名および書記2名からなる。

事務総長及び書記は、これにふさわしい法律上の知識および実務上の経験を有しなければならない。

書記の員数は、会議の構成国に協議した上で増加することができる。

第5条 常設事務局は委員会の指揮をうけ、つぎの事項を担当する。

- a ハーグ会議の会期および特別委員会の会合の準備および組織、
- b 前号の会期および会合における事務局の業務、
- c 事務局の活動に含まれる一切の任務、

第6条 会議の構成国政府は、構成国と常設事務局との間の通信連絡を容易にするため、国内機関を指定しなければならない。

常設事務局は、このようにして指定された一切の国内機関並びに管轄権を有する国際組織と連絡することができる。

第7条 会議、および会期休止期間内は、国家委員会が、条約案を起草し、または会議の目的の範囲内にある一切の国際私法問題を研究するため、特別委員会を設けること

ができる。

第8条 常設事務局および特別委員会の運営と維持のための経費は、会議構成国のあいだで分担する。ただし特別委員会委員の旅費および滞在費は、この限りでない。この旅費および滞在費は、その委員の代表する政府の負担とする。

第9条 常設事務局および特別委員会の予算は、毎年、ハーグに駐在する構成国の外交代表の承認をうけるものとする。

これらの外交代表は、予算により構成国の負担とされる経費の構成国間の分担をも定める。

外交代表は、これらの目的のために、オランダ外務大臣を議長として会合する。

第10条 会議の通常会期に要する経費は、オランダ政府が負担する。

臨時会期の場合においては、経費は、その会期に代表を派遣した構成国のあいだで分担する。

代表の旅費および滞在費はいづれの場合にも当該政府の負担とする。

第11条 会議の慣例は、この規程または規則に反しない限り、すべて、引き続き行なわれるものとする。

第12条 この規程の改正は、構成国の $\frac{2}{3}$ の多数の承認によって行なうことができる。

第13条 この規程の規定は、その実施を確保するため、規則によって補足される。規則は、常設事務局により作成され、構成国政府の承認をうけるものとする。

第14条 この規程は、会議の1または2以上の会期に参加した国の政府の承諾をうけるものとする。この規程は、第7回会期に代表を派遣した国の過半数により受諾された時から効力を生ずる。

受諾の宣言は、オランダ政府に寄託するものとし、同政府は、これを第1項の政府に通告する。

新しい国の加入の場合において、その国の受諾の宣言についても、同様とする。

第15条 各構成国は、前条第1項の規定に従いこの規程が効力を生じた日から5年の期間を経過した後は、この規程を廃棄することができる。

廃棄は、会議の会計年度が満了する少くとも6月前にオランダ外務省に通告しなければならない。廃棄は、その年度が満了した時に、その通告をした構成国についてのみそ

の効力を生ずる。

27 民事訴訟手続に関する条約⁽¹⁾

(1951. 10. 31, 採択, 1954. 3. 1,⁽²⁾
署名, 1957. 4. 12発効)

第1章 裁判上および裁判外の書類の送達

第1条 民事又は商事の事項に関し、外国にある者に対する書類の送達は、締約国においては、被嘱託国の指定する権限のある官憲にあてた嘱託国の領事の嘱託に基づいて行なわれる。その嘱託書には、伝達すべき書類を発送した権限ある官憲を明示し、当事者の氏名および職業、送達を受けるべき者の名宛先並びにその書類の性質を記載し、被嘱託官憲の国語でこれを作成しなければならない。この官憲は、送達を証する書類又は送達を妨げた事実を明示する書類を領事官に送付するものとする。

領事官の嘱託に関して生ずべき一切の紛争は、外交手続によって処理する。

各締約国は、他の締約国にあてた通告により、自国の領域内において行なわれるべき送達の嘱託書には、第1項に掲げる事項を記載し、外交手続により自国にあててこれを発すべきことを希望する旨を宣言することができる。

前3項の規定は、両締約国がそれぞれの国の官憲間における直接の送達を認めるため協定することを妨げるものではない。

第2条 送達は、被嘱託国の法律により権限を有する官憲がこれを行なう。この官憲は、第3条に規定する場合を除き、任意に受領する名宛人に書類を交付することにより送達をするにとどまることができる。

第3条 嘱託書には、送達すべき書類2通を添付しなければならない。

被嘱託官憲は、送達すべき書類が被嘱託官憲の国語若しくは関係2国間で協定された

(1) 条約正文—Actes de la septième session p. 390. et s.; *RabelsZ*, 1952, S. 269; *Am. J Comp. L.*, 1952, p. 275.

(2) 当事国—ドイツ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、ノルウェー、オランダ、スウェーデン、ユーゴスラヴィア、ポーランド。

国語で作成されているとき、又はこれらの国語の一による翻訳文を伴う場合において、囑託書にその旨の希望が表明されているときは、国内法の規定する類似の送達の実施のための方式により、又は国内法に抵触しない限り特別の方式により書類の送達を行なわせる。このような希望が表明されていないときは被囑託官憲は、まず、第2条に従って交付することに努める。

反対の協力が無い限り、前項に規定する翻訳文は、囑託国の外交官若しくは領事官又は被囑託国の宣誓した翻訳者により、正確であることが証明されなければならない。

第4条 前3条に規定する送達の実施は、その領域において送達が行なわれるべき国がその主権又は安全を害する性質のものとするときに限り、これを拒絶することができる。

第5条 送達の証明は、送達を受けるべき者の認証した日付のある領収又は送達の事実、方式および日時を確認する被囑託国の権限ある機関の証明書によってこれをなす。

送達すべき書類が2通送致されたときは、領収書又は証明書は、その1通の上に記載されるか又はこれに添付されなければならない。

第6条 前5条の規定は、次の権能を妨げるものではない。

- 1 外国にある利害関係人に対し書類を郵便により直接差し出すこと、
- 2 利害関係人が名宛国の執行吏又は権限のある官憲により直接送達をさせること、
- 3 外国にある者にあてた送達を自国の外交官又は領事官により直接に行なわせる各国の権能。

前各号に掲げる権能は、関係国間に締結された条約がこれを認めるとき又は条約のない場合においてその領域で送達が行なわれるべき国がこれに反対しないときにかぎり、存在するものとする。この国は前項第3号の場合において、書類が囑託国の国民に対し強制的でなく送達されることが確かであるときは、これに反対することができない。

第7条 送達については、手数料又は費用は、その性質のいかんを問わず、その償還を請求することができない。

もっとも、反対の協定がない限り、被囑託国は執行吏の介入により又は第3条の場合において特別の方式の使用により生じた費用の償還を囑託国に請求する権利を有する。

第2章 司法共助の嘱託

第8条 民事又は商事の事項に関しては、締約国の司法官憲は、その国内法の規定に従い、司法共助の嘱託書により、他の締約国の権限ある官憲に対し、その管轄区域内において証拠調その他の裁判上の行為をすることを請求することができる。

第9条 司法共助の嘱託書は、嘱託国の領事官により、被嘱託国の権限ある官憲に対して送致される。この官憲は、領事官に対し司法共助の嘱託書の実施を確認し又は執行を妨げた事実を表示する書類を送付する。

この送致に関して生ずべき一切の紛争は、外交手続によって処理される。

各締約国は、他の締約国にあてた通告により、自国領域において実施すべき司法共助の嘱託書は外交手続により自国に送致されるべきことを希望する旨を宣言することができる。

前3項の規定は、2締約国がそれぞれの国の官憲相互間における直接の送致を許容するため協定することを妨げない。

第10条 反対の協定がない限り、司法共助の嘱託書は、被嘱託官憲の国語若しくは関係2国間で協定した国語で作成し、又はこれらの国語の1による翻訳文は、嘱託国の外交官若しくは領事官又は被嘱託国の宣誓した翻訳者により正確であることが認証されなければならない。

第11条 司法共助の嘱託書の名あて先きである司法官憲は、被嘱託国の官憲の嘱託又は関係当事者がこの目的のためにした請求の執行をする場合と同様の強制方法を用いて嘱託を執行する義務を負う。これらの強制方法は、関係当事者の出頭については、必ずしも用いないものとする。

嘱託官憲は、その請求をするときは、関係当事者の立会ができるようにするため、嘱託した措置が行なわれるべき日時および場所の通知を受けるものとする。

司法共助の嘱託書の執行は、次の場合にかぎりこれを拒絶することができる。

- 1 書類の公正力が証明されないとき、
- 2 被嘱託国において、司法共助の嘱託書の実施が司法権の権限に属しないとき、
- 3 司法共助の嘱託の執行がその領域で行なわれるべき国がその執行がその主権又は

安全を害する性質のものとするとき。

第12条 被囑託官憲が権限を有しない場合においては、司法共助の囑託書はその国の法律の規定に従い職権をもって同国の権限ある司法官憲に移送するものとする。

第13条 司法共助の囑託書が被囑託官憲により執行されない一切の場合において、その被囑託官憲は、第11条の場合にあっては司法共助の囑託書の執行を拒絶した理由を、第12条の場合にあっては囑託書の移送先の官憲を明示して、直ちにこれを囑託官憲に通知しなければならない。

第14条 司法共助の囑託書の執行をなす司法官憲は、従われるべき方式に関しては、自国の法律を適用する。

もっとも、前項の司法官憲は、手続が特別の方式に従って行われることを目的とする囑託官憲の請求があるときは、この方式が被囑託国の法律に反しないことを条件として、その請求に従わなければならない。

第15条 前諸条の規定は、関係2国間において締結された条約が認める場合又は司法共助の囑託書がその領域で執行されるべき国が反対しない場合においては、各国が自国の外交官又は領事官により司法共助の囑託書の執行を直接行なわせることを妨げるものでない。

第16条 司法共助の囑託書の執行については、手数料又は費用は、性質のいかんを問わずその償還を請求することができない。

もっとも、反対の協定がないかぎり、被囑託国は、囑託国に対して、証人又は鑑定人に支払った金額並びに証人が任意に出頭しなかったため必要となった執行吏の介人により生じた費用又は第14条第2項の適用の結果生じた費用についてはその償還を請求する権利を有する。

第3章 訴訟上の担保

第17条 締約国の国民で1の締約国に住所を有し、他の締約国の裁判所において原告又は訴訟参加人となる者に対しては、外国人であるとの理由により又はその国に住所若しくは居所を有しないとの理由により、名称のいかんを問わず何らの担保又は供託金をも課することはできない。

前項の規定は、訴訟費用の担保のため原告又は訴訟参加人に要求される前払について準用する。

締約国がその国の国民につき相互に訴訟上の担保の免除又は住所を条件とすることなく訴訟費用の前払の免除を協定した条約は引き続き適用されるものとする。

第18条 前条第1項若しくは第2項又は訴訟が提起された国の法律により、担保、供託金又は前払の免除を得た原告又は訴訟参加人に対して、1の締約国において言い渡された訴訟費用の負担の裁判は、外交手続によって行なう請求により、他の各締約国において権限のある官憲により、無償で執行力があるものと宣言されるものとする。

前項の規定は、その後に至り、訴訟費用額を決定する裁判所の裁判について準用する。

前2項の規定は、2締約国が執行判決の請求が関係当事者により直接に行なわれることを許すために協定することを妨げるものではない。

第19条 訴訟費用に関する裁判は、執行が行なわれる国の法律に従って、当事者を審訊しないで、執行力のあるものと宣言される。ただし、支払を命ぜられた当事者は、その後において不服の申立をすることを妨げない。

執行判決の請求につき裁判する権限のある官憲は、次の事項を審査することにとどまる。

- 1 費用の負担を命ずる裁判の正本が、その裁判が言い渡された国の法律により、公正力を生ずるに必要な条件を具備しているかどうか、
- 2 裁判が前項の法律により確定しているかどうか、
- 3 裁判の正文が被囑託国の国語若しくは関係2国間で合意された国語で作成されているか、又はこれらの国語の一で作成され、かつ、反対の協定がない限り、囑託国の外交官若しくは領事官若しくは被囑託国の宣誓した翻訳者によって正確であることが認証された翻訳文を伴っているかどうか。

前項第1号および第2号に定める条件を具備するためには、裁判が確定したことを証明する囑託国の権限のある官憲の口述書、又は裁判が確定したことを確認できる適法に認証された書類の提出をもって足りる。この官憲の権限は、反対の協定がない限り、囑託国において司法行政を担当する最高の職員によって証明されなければならない。

前記の口述書および証明書は、前項第3号の規定に従って作成され、又は翻訳された

ければならない。

執行判決の請求につき裁判する権限のある官憲は当事者が同時に請求するときは、第2項第3号に定める証明、翻訳および認証の費用の総額を評定する。これらの費用は訴訟費用とみなす。

第4章 無償の訴訟上の救助

第20条 民事および商事の事項に関し、締約国の国民は、無償の訴訟上の救助の申請がなされる国の法律に従い、他のいずれの締約国においてもその国の国民と同様に無償の訴訟上の救助の利益を受けるものとする。

前項の規定は行政事に関し、訴訟上の救助が認められる国においては、行政事に関し管轄権のある裁判所に提起された事件についても、適用される。

第21条 無資力の証明書又は申立書は、いかなる場合においても、外国人の常居所又はそれがなくときは現在居所の権限ある官憲により、交付され、又は受領されなければならない。この官憲が締約国の一に属せず、かつ、この種の証明書又は申立書を交付し、又は受領しない場合においては、外国人の所属する国の外交官又は領事官により交付され、又は受領された証明書又は申立書をもって足りる。

申請人が申請が行なわれる国に居住しない場合には、無資力の証明書又は申立書は、書類が提出されるべき国の外交官又は領事官により無償で認証されるものとする。

第22条 無資力の証明書を交付し、又は無資力の申立書を受領するための権限のある官憲は、申請人の財産状態につき他の締約国の官憲に照会することができる。

無償の訴訟上の救助の申請につき裁判すべき任務を有する官憲は、その権限の範囲内において、提出された証明書、申立書および回答書を審査し、なお足りないときは補充的な回答を求める権利を有する。

第23条 無資力者が無償の訴訟上の救助が申請されるべき国以外の国にある場合において、並びに必要があるときは申請の審理に役立つその他の証拠書類を添付した訴訟上の救助の申請は、その国の領事官により、その申請につき裁判する権限のある官憲又は申請が審理されるべき国により指定された官憲に送致することができる。

司法共助の嘱託書に関する、第9条第2項から第4項まで、第10条および第12条の規

定は、無償の訴訟上の救助の申請及びその添付書類の送致について準用する。

第24条 訴訟上の救助の利益が一の締約国の国民に与えられた場合において、その訴訟に関し他の締約国において行なわれるべき送達については、その方式のいかんを問わず、被囑託国からなんらの費用償還の請求をも受けないものとする。

鑑定に支払った費用を除き、司法共助の囑託についても同様とする。

第5章 身分証書の抄本の無償交付

第25条 一の締約国に属する無資力者は、他の締約国においてその国民と同一の条件で、無償で身分証書の抄本の交付を受けることができる。その婚姻に必要な書類は、締約国の外交官又は領事官により無償で認証されるものとする。

第6章 民事拘留

第26条 民事又は商事に関し、民事拘留は、執行方法としても、又は単なる保全措置としても、自国民に適用されない場合においては、他の締約国に属する外国人に対してもこれを適用することができない。民事拘留の解除を得るため自国に住所を有する自国民が援用することのできる事実は、この事実が外国において生じた場合においても、各締約国の国民の利益のために同一の効果をもたらさなければならない。

第7章 最終条項

第27条 以下省略。

28 有体動産の国際的性質を有する売買に適用すべき 法律に関する条約案⁽¹⁾

⁽²⁾
(1951. 10. 31, 採択, 1955. 6. 15,
署名に開放, 1964. 9. 1, 発効)

第1条 この条約は、有体動産の国際的性質を有する売買に適用される。

(1) 条約正文—Actes de la septième session, p. 382; *RabelsZ*, 1952, S. 269; *Am J. Comp. L.*, 1952, p. 275.

この条約は、証券の売買、登録された船舶、舟艇又は航空機の売買および司法官憲又は差押による売買には適用されない。文書による売買には適用される。

有体動産を製造し又は生産して引き渡す契約は、引渡の義務を負う当事者が製造又は生産に必要な原料を提供すべきときは、この条約の適用については、売買とみなされる。

法律の適用又は裁判官若しくは仲裁人の管轄についての当事者のたんなる宣言だけでは、本条第1項にいう国際的性質を売買に与えることができない。

第2条 売買は契約当事者が指定した国の国内法によって規律される。

この指定は、明示の約款の目的をなすか、又は契約から確実に導き出されるものでなければならぬ。

適用されるべきものと宣言された法律に関する当事者の合意に関する条件は、その法律によって決定される。

第3条 前条に定める条件に従い当事者により適用されるべきものと宣言された法律がないときは、売買は、売主が注文受領当時常居所を有する国内法によって規律される。注文が売主の事務所を受領されたときは、売買はその事務所の存する国の法律によって規律される。

売買は、前項の規定に拘わらず、買主が常居所を有する国の国内法、又は買主が注文をした事務所を有する国において、売主又はその代表者、代理人若しくは注文取が注文を受領したときは、その国の国内法によって規律される。

取引所の取引又は売買に関しては、売買は取引所の存する国又は競売が行なわれる国の国内法によって規律される。

第4条 反対の明示の約款のある場合を除き、売買によって引き渡される有体動産の「検査が行なわれるべき国」の国内法は、検査およびこれに関する通知の行なわれるべき方式および期間並びに目的物の引取拒絶の場合にとられるべき措置に関する事項に適用される。

第5条 この条約は、つぎの事項には適用されない。

1 当事者の能力、

(2) 当事国——ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、イタリア、ノルウェー、スウェーデン。

2 契約の方式、

3 所有権の移転 ただし、当事者の各種の義務、特に危険負担に関するものは、この条約により売買に適用される法律の規律を受けるものとする。

4 当事者以外のすべての者に対する売買の効力。

第6条 この条約により定められた法律の適用は、いずれの締約国においても、公の秩序を理由として、これを排除することができる。

第7条 締約国は、第1条から前条までの規定を、各自国の国内法にとり入れることに同意する。

第8条 この条約は、国際私法会議第7会期に代表を派遣した国の署名のため開放される。

この条約は、批准され、批准書は、オランダ外務省に寄託するものとする。

批准書の寄託については、調書を作成し、その認証謄本は、外交手続により各署名国に交付する。

第9条 この条約は、前条第2項に定める第5の批准書の寄託の後60日目に効力を生ずる。

その後批准する署名国に対しては、この批准書の寄託の日の後60日目に効力を生ずる。

第10条 この条約は、締約国の本国の領域には、当然に適用する。

締約国の1が、本国の領域以外の領域又は国際関係が自国により確保されている領域にこの条約の効力を生じさせることを希望するときは、その国は、オランダ外務省に寄託する文書によりその旨の意思を通告するものとする。同外務省は、外交手続により各締約国にその認証謄本を送付する。この条約は、右通告文書の寄託の日の後60日目にその領域に対して効力を生ずる。

前項に定める通告は、前条第1項によりこの条約が効力を生じた後でなければ、その効力を生ずることができないものとする。

第11条 国際私法会議第7会期に代表を派遣しなかったいずれの国も、この条約に加入することができる。加入を希望する国は、オランダ外務省に寄託する文書により、その意思を通告するものとする。同外務省は、外交手続により、各締約国にその認証謄本

を送付する。条約は、加入書の寄託の日の後60日目に、加入国に対して効力を生ずる。

加入書の寄託は、第9条第1項によりこの条約が効力を生じた後でなければ、することができない。

第12条 この有効期間は、第9条第1項に定める日から起算して5年とする。この期間は、後に批准し、又は加入した国に対しても、この日から進行する。

この条約は、廃案の場合を除き、5年目ごとに黙示的に更新される。

廃棄は、期間の満了する少くとも6月前に、オランダ外務省に通告しなければならない。同外務省は、他のすべての締約国にこれを通知する。

29 本国法と住所地法との間の牴触を規律するための条約⁽¹⁾

(1951. 10. 31, 採択, 1955. 6. 15署名に開放, 未発効)

第1条 当事者が住所を有する国が本国法の適用を規定しているのに、その者の属する国が住所地法の適用を規定しているときは、すべての締約国は住所地法の国内法の規定を適用する。

第2条 当事者が住所を有する国およびその者の属する国がともに住所地法の適用を規定しているときは、すべての締約国は住所地法の国内法の規定を適用する。

第3条 当事者が住所を有する国及びその者の属する国が、ともに本国法の適用を規定しているときは、すべての締約国は、本国法の国内法の規定を適用する。

第4条 締約国の国際私法規定が一定の場合につき住所地法の適用をも、また本国法の適用をも定めていないときは、締約国は前3条に定める規則を適用する義務を負わない。

第5条 この条約において住所とは、人が常時居住する場所である。ただし、その住所が他人の住所又は公の機関の本拠地によって決定されるときは、この限りでない。

第6条 この条約により定められた法律の適用は、いずれの締約国においても、公の秩序を理由としてこれを排除することができる。

第7条 当事者が住所を有する国又はその者の所属する国が締約国でないときは、い

(1) 条約正文—Actes, 1951 p. 388 et s.

ずれの締約国もこの条約の規定を適用する義務を負わない。

第8条 各締約国はこの条約に署名し、若しくはこれを批准し、又はこれに加入するにあたり、ある事項に関する法律の抵触をこの条約の適用から除外する旨を宣言することができる。

前項に定める権能を行使した国は、その除外した事項に関しては、他の締約国によるこの条約の適用を主張することができない。

第9条 この条約は、国際私法会議第7会期に代表を派遣した国の署名のため開放される。

この条約は批准され、批准書は、オランダ外務省に寄託されるものとする。

批准書の寄託については、調書を作成し、その認証謄本は、外交手続により各署名国に交付されるものとする。

第10条 この条約は、前条第2項に定める第5の批准書寄託の後60日目に効力を生ずる。

その後批准する署名国に対しては、この条約は、その批准書寄託の後60日目に効力を生ずる。

第11条 この条約は、締約国の本土領域には当然に適用される。

締約国の1が、本土の領域以外の領域又はその国際関係が自国により維持されている領域にこの条約の効力を生じさせることを希望するときは、その国は、オランダ外務省に寄託する文書によりその旨の意思を通告するものとする。オランダ外務省は、外交手続によりその認証謄本を各締約国に送付するものとする。この条約は、右通告書の寄託の日の後60日目にその領域に対して効力を生ずる。

前項に定める通告は、前条第1項によりこの条約が効力が生じた後でなければ、その効力を生ずることができない。

第12条 国際私法会議第7会期に代表を派遣しなかつたいずれの国も、この条約に加入することができる。加入を希望する国は、オランダ外務省に寄託する文書により、その意思を通告するものとする。オランダ外務省は、外交手続により、各締約国にその認証謄本を送付する。条約は、加入書寄託の日後60日目に、加入国に対して効力を生ずる。

加入書の寄託は、第10条第1項によりこの条約が効力を生じた後でなければ、するこ

とができないものとする。

第13条 この条約の有効期間は、第10条第1項に定める日から起算して5年とする。この期間は後にこの条約を批准し又はこの条約に加入する国に対しても、右の日から進行を開始するものとする。

この条約は、廃棄のない限り、5年目ごとに黙示的に更新されるものとする。

廃棄は、少なくとも存続期間満了の6ヶ月前にオランダ外務省に通告されるべく、オランダ外務省は、すべての他の締約国にこれを通知するものとする。

廃棄は、第11条第2項によってなされた通告に指示された領域の全部又は一部に限定して行なうことができる。

廃棄はこれを通告した国に対してのみその効果を生じる。条約は、他の締結国に対しては、引き続き効力を有する。

30 外国の会社、社団および財団の法人格の承認に 関する条約⁽¹⁾

(1951.10.31, 採択, 1956. 6. 1, 署名に開放, 未発効)

第1条 会社、社団又は財団の法人格で、登記または公示の手続がなされ、かつ定款上の本拠のある締約国の法律によって取得されたものは、訴訟当事者能力のほか、少くとも、財産を所有し、契約その他の法律行為を締結する能力を含むことを条件として、他の締約国において当然に承認されるものとする。

会社、社団又は財団の法人格で登記または公示の手続をしないで取得されたものは、会社、社団又は財団がそれを規律する法律によって設立されたものであるときは、前項と同じ条件で、当然に承認されるものとする。

第2条 第1条の規定に従って取得された法人格は前条の規定にも拘わらず、現実の本拠を考慮にいれる法律を有する他の締約国においては、その本拠がその国の領域内にありと認められるときは、これを承認しないことができる。

法人格は、現実の本拠を考慮にいれる法律を有する他の締約国においては、その本拠

(1) 条約正文—Actes de la Septième Session p. 385.

が同様に現実の本拠を考慮にいれる法律を有する国にあると認められるときは、これを承認しないことができる。

会社、社団又は財団はその中心的管理機構が設けられている地に現実の本拠を有するものとみなす。

第1項および第2項の規定は、会社、社団又は財団が相当の期間内にその現実の本拠をこれを考慮にいれないで人格を附与する国に移転したときは、適用されない。

第3条 定款上の本拠を1つの締約国から他の締約国に移転する場合において、法人格の継続が両締約国において承認されるときは、その継続は他のすべての締約国においても承認されるものとする。

第2条第1項および第2項の規定は会社、社団又は財団が相当の期間内に定款上の本拠を現実の本拠のある国に移転したときは、適用されない。

第4条 同一の締約国において人格を取得した会社、社団又は財団のその国でした合併は、他の締約国においても承認されるものとする。

1の締約国において人格を取得した会社、社団又は財団と、他の締約国において人格を取得した会社、社団又は財団との合併は、それがその両関係国において承認されるときは、すべての締約国において承認されるものとする。

第5条 法人格の承認はその取得にあたり準拠せられた法律によって附与せられた能力を含む。承認国の法律が同種の会社、社団又は財団に附与しない権利は、前項の規定に拘わらず、これを拒否することができる。

承認国はまたその領域において財産を所有する能力の範囲を定めることができる。

人格はいかなる場合においても、その領域の法律に従って、原告又は被告として裁判所に出頭する能力を含む。

第6条 会社、社団及び財団を規律する法律により人格を附与されないものは、他の締約国の領域においては、その法律がこれらに認める法律上の地位、ことに訴訟当事者能力及び債権者との関係に関する法律上の地位を享有する。

前項の会社、社団および財団は他の締約国においては、それらの国で人格の享有を保証するすべての条件を具備しているときでも、前項に定めるところより法律上の待遇を要求することができない。

これらの国の法律が同種の会社、社団および財団に附与しない権利は、前項の規定に拘わらず、これを拒否することができる。

これらの国はまたその領域において財産を所有する能力の範囲を定めることができる。

第7条 承認国の領域内における事務所の設置、営業および一般に継続的活動の許可はその国の法律によってこれを定める。

第8条 この条約の規定の適用は、いずれの締約国においても、公の秩序を理由としてこれを排除することができる。

第9条 各締約国はこの条約に署名し、批准し又はこれに加入するにあたり、第1条に定めるこの条約の適用範囲を制限する権能を留保することができる。

前項に規定した権能を行使した国はその国が除外した種類のものに関しては、他の締約国によるこの条約の規定の適用を主張することができない。

第10条 この条約は、ハーグ国際私法会議第7会期に代表を派遣した国の署名のために開放される。

この条約は批准され、批准書はオランダ外務省に寄託するものとする。

批准書の寄託については調書を作成し、その認証謄本は外交手続により、各署名国に交付される。

第11条 この条約は、前条第2項に定める第5の批准書の寄託の後60日目に効力を生ずる。

その後批准する署名国に対しては、この条約はその批准書の寄託の日の後60日目に効力を生ずる。

第12条 この条約は締約国の本国の領域には当然に適用される。

締約国の一つが本国の領域以外の他の領域または国際関係が自国により確保されている他の領域にこの条約を実施することを希望するときは、その国はオランダ外務省に寄託する文書によりその旨の意思を通告するものとする。オランダ外務省は外交手続により各締約国にその認証謄本を送付する。この条約は、右通告文書の寄託の日の後60日目にその領域に対して効力を生ずる。

前項に定める通告は前条第1項によりこの条約が効力を生じた後でなければ、その効力を生ずることができない。

第13条 ハーグ会議第7会期に代表を派遣しなかつたいずれの国も、この条約に加入することができる。

加入書はオランダ外務省に寄託するものとする。

同外務省は外交手続により、各締約国はその認証謄本を送付する。

加入は、加入国と前項の通報のときから6月内に異議を申し出でない国との関係においてのみ効力を生ずる。

加入書の寄託は第11条第1項によりこの条約が効力を生じた後でなければ、これを行うことができない。

第14条 省略。

31 有体動産の国際的性質を有する売買における

所有権の移転に適用すべき法律に関する条約⁽¹⁾

(1956. 10. 24, 採択, 1956. 4. 15, 署名に開放, 未発効)⁽²⁾

第1条 この条約は、有体動産の国際的性質を有する売買に適用する。

この条約は、証券の売買、登録された船舶・舟艇又は航空機の売買、司法官憲によるか又は差押に基く売買には適用しない。証券による売買にはこれを適用する。

製造又は生産すべき有体動産を引き渡す契約は、引渡の義務を負う当事者が製造又は生産に必要な原材料を供給すべきときは、この条約の適用については売買とみなす。

法律の適用又は裁判官若しくは仲裁人の管轄権に関する当事者の単なる宣言は、本条第1項の意味における国際的性質を売買に付与するに足りない。

第2条 売買契約に適用される法律は、当事者間において、次の事項を決定する。

- 1 売主が、売買の目的物の産物および果実に対する権利をいつまで有するか、
- 2 売主が、売買の目的物に関する危険をいつまで負担するか、
- 3 売主が、売買の目的物に関する損害賠償請求権をいつまで有するか、
- 4 売主のための所有権留保約款の効力。

(1) 条約正文——Actes de la Huitième Session de la Conférence de La Haye, 1956, p. 340.

(2) 署名国——ギリシヤ, イタリア。

第3条 第4条および第5条の適用を留保して、売買契約の当事者以外の者に関しては、売買の目的物に対する所有権の買主への移転は、その目的物に関する請求が行なわれた時にその物が存在した国の国内法による。

売買の目的物が前に所在した国の国内法によって買主に認められた所有権は、前項の規定にかかわらず、その既得権とする。そのほか、証券による売買に関し、かつ、その証券が売買の目的物を表象するときは、買主が証券を受領した国の国内法によって買主に認められた所有権は、その既得権とする。

第4条 代金未受領の売主が、先取特権および所有権または占有権、ことに解除訴権又は所有権留保の特約によるものなど、売買の目的物についての権利をもって買主の債権者に対抗することができるかどうかは、その物についての最初の請求又は差押がなされた当時その物が所在した国の国内法によってこれを定める。

証券による売買に関し、かつ、その証券が売買の目的物を表象するときは、代金未受領の売主がその目的物についての権利をもって買主の債権者に対抗することができるかどうかは、その物についての最初の請求又は差押がなされた当時証券が所在していた国の国内法によってこれを定める。

第5条 売買の目的物に関する所有権その他の物権を請求する第三者に対し買主が対抗することのできる権利は、その請求当時その物が所在する国の国内法による。

買主がその物の占有を取得した当時売買の目的物が所在した国の国内法によって買主に認められた権利は、前項の規定にかかわらず、その既得権とする。

証券による売買に関し、かつ、その証券が売買の目的物を表象するときは、買主が証券を受領した国の国内法によって買主に認められた権利は、その既得権とする。ただし、現実には売買の目的物の占有を取得した第三者に、その目的物の所在国の国内法によって付与される権利は、これによって害されない。

第6条 ある国の領域を通過中であるか、あるいはすべての国の領域の外にある売買の目的物は、発送国に所在するものとみなす。ただし、前条第2項および第3項の適用についてはこの限りでない。

第7条 この条約によって定められた法律の適用は、各締約国において、公の秩序を理由として、これを排斥することができる。

第8条 各国は、この条約の第1条から第7条までの規定を各自の国法にとりいれることを合意する。

第9条 この条約は、締約国によって締結されているか又は締結されるべき条約で、その当事国において宣告された破産の承認及び効果に関するものを害しない。

第10条 締約国は、この条約の署名若しくは批准の時、又は加入の時に、次の権限を留保することができる。

a 第3条の適用を、売主の債権者に対する買主の権利に限定すること、並びに「請求が行なわれた時に」の字句を「請求又は差押の時に」の字句によっておきかえること、

b 第5条の規定を適用しないこと。

第11条 この条約は、ハーグ国際私法会議第8会期に代表を派遣した国の署名のため開放される。

この条約は批准され、批准書はオランダ外務省に寄託されるものとする。

すべて批准書の寄託については調書を作成し、その認証謄本を外交手続により各署名国に交付する。

第12条ないし第15条 翻訳省略。

32 有体動産の国際的性質を有する売買における 合意管轄に関する条約⁽¹⁾

(1956. 10. 24, 採択, 1958. 4. 15, 署名に開放, 未発効)

第1条 この条約は有体動産の国際的性質を有する売買に適用される。

この条約は証券の売買、登録済の船舶、端舟又は航空機の売買、裁判権による売買はこれを適用しない。この条約は証券に基づく売買に適用される。

製造又は生産すべき有体動産を引き渡す契約は、引渡の義務を負う当事者が製造又は生産に必要な原料を供給すべきときは、この条約の適用については売買とみなす。

法律の適用又は裁判官若しくは仲裁人の管轄に関する当事者の単なる宣言は、本条第1項の意味における国際的性質を売買に付与するに足りない。

(1) 条約正文—Actes de la Huitième Session de la Conférence, 1956 p. 344.

第2条 売買契約の当事者が当事者間にその契約より発生し、又は発生すべき訴訟を審理する権限を有するものとして、締約国の1ヶ又は数ヶの裁判所を明示的に指定したときは、指定された裁判所は専属管轄権を有し、第3条の規定する場合を除き、他の裁判所はすべて管轄権を有しないことを宣言しなければならない。

口頭で締結された売買が裁判所の指定を含むときは、この指定は当事者の一方又は仲立人の発する書面上の申述により表示又は確認され、争いのない場合においてのみ有効なるものとする。

第3条 被告が第2条に規定する裁判所の指定により管轄権を有しないが、その国の法律によれば自ら管轄権ありとみとめている締約国の裁判所に出頭したときは、被告はこの裁判所の管轄権を承認したものとみなされる。ただし、被告がこの管轄を争い、差押えられ若しくは差押えられるおそれのある物を保全し、又は差押の解除を求めるために出頭したときは、この限りでない。

第4条 前数条の規定は仮処分又は保全処分に関する締約国裁判所の管轄を妨げない。

第5条 第2条又は第3条により管轄権を有する裁判所が締約国において下した判決は、次の各号の要件を具備するときは、他の締約国において、その内容について再審査することなく、これを承認し、かつ、執行力を有する旨を宣言しなければならない。

1 当事者が判決の下された国の法律に従い、適法に呼出しを受け、出頭し又は欠席判決を受けたとき、ただし、欠席判決のあったときは、欠席者が防禦の方法を講ずるため、適當の時に訴の提起があったことを知ったときに限る。

2 判決が、それがなされた国の法律に従い、既判力を生じ、かつ執行力を有するにいたったとき、

3 判決がそれが援用される国の裁判所により同一当事者間において、同一事件につき、既になされ、既判力を生じた判決と抵触しないとき、

4 判決が、それが援用される国の公序に反するものを含まないとき、

5 執行判決を求められた裁判所の判断により、判決が外国裁判官の知らない詐偽に基づいてなされたものでないこと。

6 判決のなされた国の法律に従い、その判決について提出される正本が公正力を有するのに必要な要件を具備していること。

第6条 判決が、原告の過失なくして、第5条第1項に規定する要件を具備していないため、判決の承認又は執行が確定的に拒絶されたとき、第2条に規定する管轄に関する合意は、原告がその判決の承認又は執行が拒絶された締約国の裁判所に対し同一事件につき新たな訴訟を提起することを妨げない。

第7条 この締約国の本土に当然に適用あるものとする。

締約国が他のすべての領域における又はその国際関係がその国によって確保されている他の領域における条約の発効を希望するときは、その国は、オランダ外務省に寄託する文書によりその旨の意思を通告するものとする。オランダ外務省は外交手続により、各締約国に条約の認証謄本を送付するものとする。

この意思表示は、その表示をなす国と受ける国との間の関係のほか、本土以外の各領域においてはその効力を有しない。この意思表示はオランダ外務省に寄託されなければならない。同外務省は外交手続により、各締約国に認証謄本を送付するものとする。

第8条 この条約は、その発効後になされた裁判所の指定についてのみに適用されるものとする。

第9条 各締約国は、この条約に署名し、批准し、又は加入するとき、この条約の他の当事国との間に存する外国判決の承認及び執行に関する条約の適用を留保することができる。

第10条 各締約国は、この条約に署名、批准、又は加入するとき、次の事項をその適用範囲から除くことができる。

- a その国法により商業上のものでないとみとめられる契約
- b その国法により割賦売買とみなされる契約

第11条 この条約は、第8回ハーグ国際私法会議に代表を派遣した国の署名のため開放される。

この条約は批准され、批准書はオランダ外務省に寄託されるものとする。

すべて批准書の寄託については調書を作成し、その認証謄本を外交手続により各署名国に送付する。

第12条ないし第14条 翻訳省略

33 子に対する扶養義務の準拠法に関する条約⁽¹⁾

(1956. 10. 24, 採択, 1956. 10. 24,
署名に開放, 1962. 1. 1, 発効)

第1条 子がどの程度および何人に対し扶養料を請求しうるかは、子の常居所地の法律による。

子の常居所の変更の場合においては、その変更の時から新常居所地法が適用される。何人が扶養の訴を提起することを許されるかおよび出訴期間いかなの問題もまた前2項に定める法律による。

この条約において、「子」とは一切の未婚で21才未満の嫡出子、非嫡出子又は養子をいう。

第2条 締約国は、前条の規定に拘わらず、つぎの場合には、自国の法律を適用すべきものと宣言することができる。

- 1 その国の官憲の面前に申立がなされたとき、
- 2 扶養料被請求者および子がともにその国の国籍を有するとき、
- 3 扶養料被請求者がその国に常居所を有するとき。

第3条 子の常居所地の法律が子に対していかなる扶養料請求権をもみとめないときは、前2条の規定に拘わらず法廷地の衝突規則の指定する法律が適用される。

第4条 この条約により適用されるべきものと宣言された法律の適用が明らかに受訴裁判所国の公の秩序に反するときでなければ、その適用を排斥することはできない。

第5条 この条約は傍系親族の間の扶養関係には適用されない。この条約は扶養義務に関する法律の衝突のみを規律する。この条約を適用してなされた判決が権利者と義務者との間の親子関係又は親族関係の問題を予断することはできない。

第6条 この条約は、第1条によって指定された法律が締約国の法律である場合に限り、適用される。

第7条 この条約は、ハーグ国際私法会議の第8会期に代表を派遣したすべての国の署名のために開放される。

この条約は批准され、かつ、批准書はオランダ外務省に寄託されなければならない。

(1) 条約正文—Actes de la Huitième Session de la Conférence, 1956, p. 348.

批准書の寄託については、調書を作成し、その認証謄本は外交手続により各署名国に送付されなければならない。

第8条ないし第12条 省略。

34 子に対する扶養義務に関する判決の承認および 執行に関する条約⁽¹⁾

(1956. 10. 24, 採択, 1958. 4. 15,)
(署名に開放, 1961. 1. 1, 発効)

この条約の署名国は、

子に対する扶養義務に関する判決の承認および執行のための共通の規定を定めることを欲し、

そのための条約を締結することを決意して、次の諸規定を合意した。

第1条 この条約は、満21才未満の未婚の嫡出子、非嫡出子又は養子による扶養料請求について生ずる国際的又は国内的性質の訴に基づいてなされた判決の締約国による相互の承認および執行を確保することを目的とする。

判決が扶養義務以外の点についての処分を含むときは、この条約の効力は扶養義務のみに限定される。

この条約は傍系親族間の扶養に関する判決には適用されない。

第2条 締約国において扶養料に関してなされた判決は、つぎの場合には、他の締約国において、実質に関する再審査なくして、承認され、かつ執行力あるものとの宣言がなされねばならない。

- 1 判決裁判所がこの条約により管轄権を有していたとき、
- 2 被告たる当事者が判決裁判所の属する国の法律に従って適法に出頭を命じられ又は代理されたとき、ただし、欠席裁判の場合には、執行裁判所が、訴訟の状況にかんがみ、被告たる当事者が過失なくして訴訟手続を知らず、又は防禦することができなかったものと認めるときは、承認および執行を拒むことができるものとする。
- 3 判決がそのなされた国において既判力を生じているとき、ただし、仮執行宣言付

(1) 条約正文—Actes et Documents de la Huitième Session (1956) p. 351.

判決その他の仮処分はそれらの処分が判決裁判所の所属国において、上訴可能であろうとも、これをなすことができ、かつ、執行可能であるときは、執行裁判所より執行力あるものと宣言することができる。

4 判決が、それが援用される国において、同一当事者間に、かつ、同一目的物につきなされた判決に抵触していないとき、

判決の言渡し前に、判決が援用される国において訴訟係属が存在するときは、判決の承認及び執行はこれを拒むことができる。

5 判決が、明らかに援用される国の公の秩序に反するものでないとき。

第3条 この条約の適用において、つぎの裁判所が扶養料に関し判決をなすにつき管轄権を有するものとする。

- 1 訴提起の当時、扶養義務者の常居所の存する裁判所、
- 2 訴提起の当時、扶養権利者の常居所の存する国の裁判所、
- 3 扶養義務者が明示に、又は管轄につき留保することなく本案につき弁論することにより、その管轄権に服した裁判所。

第4条 判決を援用し又はその執行を請求する当事者は、次のものを提出しなければならない。

- 1 公正力を生ずるに必要な要件を具備する判決の謄本、
- 2 判決が執行力あるものであることを証明する書類、
- 3 欠席裁判の場合には、訴状の認証謄本およびこの文書が正式に送達されたことを証明する書類。

第5条 執行裁判所の審査は、第2条に定められた条件および第4条に記載された文書に限られる。

第6条 執行判決手続は、この条約に別段の定めがない限り、執行判決裁判所所属国の法律による。

執行力があると宣言された判決は、すべてその執行を請求する国の管轄権ある機関によってなされたものと同一の効力を有し、かつ、同一の効果を生ずるものとする。

第7条 執行の請求がなされている判決が定期支払いによる扶養料の給付を命じているときは、履行期の到来している支払のためにも、また履行期の到来すべき支払のため

にも、その執行は許されるものとする。

第8条 この条約の規定する判決の承認および執行に関し前数条によって定められた条件は、第3条に定める裁判所の発する扶養義務に関する言渡を変更する判決にも適用されるものとする。

第9条 判決国において無償の司法援助を認められた当事者は、判決の執行を得るための手続においてもその援助をうけるものとする。

この条約の定める訴訟手続においては、訴訟費用の担保の提供は必要でない。

この条約の規定する訴訟手続においては、提出文書の査証および認証は免除される。

第10条 締約国は子に対する扶養義務を履行するために要する資金の移動を容易にしうるようにしなければならない。

第11条 この条約のどんな規定も、扶養権利者が、あるいは執行裁判所の所在国の国内法により、又は締約国間に行なわれる他の条約の条項により、扶養料に関する判決の執行に適用される他のすべての規定を援用することを妨げることはできない。

第12条 この条約はその効力発生前になされた判決には適用されない。

第13条 各締約国は、扶養義務に関する判決をなすにつき、または外国判決を執行力あるものとするにつき、管轄権を有する裁判所をオランダ政府に対し通知しなければならない。

オランダ政府はこの通知を他の加盟国に通知しなければならない。

第14条 この条約は締約国の本土に当然に適用される。

締約国がその他の領域又はその国際関係が自国によって維持されている領域にこの条約の実施を希望するときは、オランダ外務省に寄託される文書によってこのことに関する意思を通告するものとする。オランダ外務省は外交手続により、各締約国にその認証謄本を送付する。

この宣言は、これをした国とそれを受諾する旨宣言した国との間の関係においてのみ、本土以外の領域に関してその効力を生ずる。この受諾宣言はオランダ外務省に寄託されるものとする。同外務省は外交手続により、各締約国にその認証謄本を送付する。

第15条 この条約はハーグ国際私法会議第8会期に代表を派遣したすべての国の署名のために開放される。

この条約は批准され、かつ批准書はオランダ外務省に寄託されるものとする。

批准書の寄託については、調書が作成され、その認証謄本は外交手続により、各署名国に送付される。

第16条ないし第19条 翻訳省略。

35 未成年者の保護に関する官憲の管轄権および 準拠法に関する条約⁽¹⁾

(1960. 10. 26, 採択, 1961. 10. 5, 署名に開放, 未発効)

第1条 未成年者の常居所国の司法および行政官憲は、この条約の第3条、第4条および第5条第3項の規定を留保して、その未成年者の身上又は財産上の保護を目的とする措置をなす管轄権を有する。

第2条 第1条に従い管轄権を有する官憲は、その国内法の定める措置をなすものとする。

右の法律が、当該措置の開始、変更および終了の条件を決定する。その法律は、また、未成年者とその保護の責任を負う個人又は機関との間の関係についても、また第三者に關しても、その措置の効果を規律する。

第3条 未成年者の属する国の国内法から法律上当然に生ずる権限関係は、すべての締約国において承認される。

第4条 未成年者の国の属する官憲は未成年者の利益のため必要があると認めるときは、その未成年者の常居所国の官憲に通告した後、自国の国内法に従い、未成年者の身上又は財産上の保護のための措置をなすことができる。

右の法律が当該措置の開始、変更および終了の条件を決定する。その法律は、また、未成年者とその保護の責任を負う個人又は機関との間の関係についても、第3者に関しても、その措置の効果を規律する。

なされた措置の実施は、未成年者の属する国の官憲によって確保される。

(1) 条約正文—Actes et Documents de la Neuvième Session (1960), t. 1, t. IV p. 213;
Revue critique de d. i. p., 1960 p. 679.

本条前3項によってなされた措置は、未成年者が常居所を有する国の官憲によってなされたに措置にとって代わるものとする。

第5条 未成年者の常住居所が1の締約国から他の締約国に移されたときは、前の常居所国の官憲によってなされた措置は、新たな常居所の国の官憲がそれを廃止し又は他の措置ととりかえない限り、なお効力を有する。

前の常居所国の官憲によってなされた措置は、当該官憲にあらかじめ通告した後でなければ、廃止又は他の措置ととりかえることができない。

その属する国の官憲の保護の下にあった未成年者の常居所が移された場合には、その官憲によりその国の国内法に従ってなされた措置は、新たな常居所の国においてもなお効力を有する。

第6条 未成年者の属する国の官憲は、その未成年者の常居所又は財産の存する国の官憲との合意により、なされた措置の実施をその官憲に委ねることができる。

未成年者の常居所国の官憲は、その未成年者が財産を有する国の官憲との関係において、前項と同一の権限を有する。

第7条 この条約の前数条により管轄権を有する官憲によってなされた措置は、すべての締約国において承認される。ただし、それらの措置が、そのなされた国以外の国における執行行為を必要とするときは、その承認および執行が求められる国の国内法又は国際条約によって規律される。

第8条 この条約の第3条、第4条および第5条第3項の規定に拘わらず、未成年者の常居所国の官憲は、未成年者が身上又は財産につき重大な危険にさらされている限り、保護措置をなすことができる。

他の締約国の官憲は、この措置を承認する義務を負わない。

第9条 すべて緊急の場合においては、その領域に未成年者が現在するか又はその財産が存する国の官憲は、必要な保護措置をなすものとする。

前項の規定を適用してなされた措置は、この条約に従い管轄権を有する官憲が事情に従い必要とされる措置をなしたときは、終了する。ただし、すでに生じた確定的な効果を妨げない。

第10条 未成年者に適用される制度の継続性を確保するため、各締約国の官憲は、で

きる限り、現に効力を有する決定をした他の締約国の官憲と意見を交換した後でなければ、その未成年者についての措置をなさないものとする。

第11条 この条約の規定によって措置をなした官憲は、その未成年者の属する国の官憲および場合によりその常居所国に対し、遅滞なくそのことを通知しなければならない。

各締約国は、前項に規定する通知を直接になし又は受領することのできる官憲を指定しなければならない。各締約国の指定をオランダ外務省に通知しなければならない。

第12条 この条約において「未成年者」とは、その者の属する国の国内法により、又はその常居所国の国内法により、未成年者たる地位を有するすべての者をいう。

第13条 この条約は締約国に常居所を有するすべての未成年者に適用される。

この条約により未成年者の属する国の官憲に対して認められる管轄権は、前項の規定に拘わらず、締約国に留保される。

各締約国はこの条約の適用を締約国の国籍を有する未成年者に限定する旨の留保をすることができる。

第14条 未成年者の属する国の国内法が不統一致法秩序からなるときは、この条約において「未成年者の属する国の国内法」又は「未成年者の属する国の官憲」とは、その法秩序において現に行なわれている規則によって決定される法律又は官憲をいい、またそのような規則がないときは、未成年者がこの法秩序を構成する法律に対して有する最も緊密な結び付きによって決定される法律又は官憲をいう。

第15条 各締約国は、未成年者の父母の婚姻関係の無効、解消又は緩和の申立について決定することを求められた自国の官憲がその未成年者の身上又は財産上の保護措置をなすための管轄権を留保することができる。

他の締約国は、右の措置を承認する義務を負わない。

第16条 締約国は、この条約の規定の適用が明らかに公の秩序に反する場合でなければ、これを排斥することができない。

第17条 この条約は、その効力を発生後になされる措置についてのみ適用される。

未成年者の本国の国内法上法律上当然に存する権限関係は、条約の効力発生時から承認される。

第18条 この条約の締約国間においては、この条約は、1902年6月12日にハー

グで署名された未成年者の後見を規律するための条約にとって代わるものとする。

この条約は、その効力発生の時に締約国を拘束しているいかなる他の条約の効力にも影響を及ぼさないものとする。

第19条 この条約は、ハーグ国際私法会議第9会期に代表を派遣した国の署名のために開放される。

この条約は、批准されなければならない。批准書はオランダ外務省に寄託されるべきものとする。

第20条ないし**第22条** 翻訳省略。

36 遺言処分の方式に関する法律衝突に関する条約⁽¹⁾

(1960. 10. 26, 採択, 1961. 10. 5, 署名に開放, 発効)

この条約の署名国は、

遺言処分の方式に関する法律の抵触を解決する共通の規則を定立することを希望し、そのための条約を締結することを決意して、次の諸規定を合意した。

第1条 遺言処分は、つぎに掲げる国の国内法に適合するときは、方式に関しては有効とする。

- (a) 遺言者が処分をした地、又は
- (b) 遺言者が、その処分又は死亡の当時国籍を有した国、又は
- (c) 遺言者が、その処分又は死亡の当時住所を有した地、又は
- (d) 遺言者が、その処分又は死亡の当時常住居所を有した地、又は
- (e) 不動産については、その所在地。

本国法が不統一の法秩序からなるときは、この条約の目的のためには、準拠法はその法秩序において現に行なわれている規則に従って決定される。この種の規則が存しないときは、その法秩序を構成する法律のうち遺言者が最も緊密な結び付きを有する法律によってこれを決定する。

遺言者が特定の地に住所を有するか否かは、その地の法律によってこれを決定する。

(1) 条約正文—Actes et Documents de la Neuvième Session (1960), t. 1, t. III 155.

第2条 第1条の規定は前にした遺言処分を取り消す遺言処分に適用される。

取消は、第1条に従い取消される遺言処分を有効とする法律のひとつに適合するとき
は、方式に関しては有効とする。

第3条 この条約は、締約国が現在又は将来の規則により前2条に規定されていない
法律の方式によってなされた遺言処分の効力を承認することを妨げない。

第4条 この条約は、2人以上の者が同一の書面においてなした遺言処分の方式につ
いても適用あるものとする。

第5条 この条約の適用に関しては、許容される遺言処分の方式を制限する規則で、
遺言者の年齢、国籍その他の個人的資格に関するものは、方式の範囲に属するものとみ
なす。遺言処分が有効であるために必要とされる証人が保有すべき資格についてもまた
同じである。

第6条 この条約の定める衝突規則の適用は、いかなる相互条件にもかからしめられ
ないものとする。この条約は、関係者の国籍又は前数条の規定による準拠法が締約国の
それでないときでも、適用されるものとする。

第7条 この条約によって管轄権があるとされる法律の適用は、それが明らかに公の
秩序に反する場合のほか、排斥することはできない。

第8条 この条約は、遺言者が条約の効力発生後に死亡したすべての場合に適用され
る。

第9条 各締約国は、第1条第3項の規定にも拘わらず、遺言者が住所を有する地を
法廷地の法律に従って決定する権利を留保することができる。

第10条 各締約国は、他国国籍を有しない自国民が口頭方式によってした遺言処分を
承認しない旨の留保をすることができる。ただし、その者が特別の事情の下でこれをし
たときは、この限りでない。

第11条 各締約国は、つぎの諸条件が具備するときは、その旨を定める自国法の規定
に基づき、外国でなされた遺言処分のある種の方式を承認しない旨の留保をすることが
できる。

(a) 遺言処分が、遺言者が処分をした地の法律であるという理由だけで管轄権ありと
される法律に従ってのみ方式上有効であること、

- (b) 遺言者が留保をした国の国籍を有していること、
- (c) 遺言者が留保をした国に住所又は常居所を有していること、
- (d) 遺言者が遺言をした国以外の国において死亡したこと。

この留保は、留保をした国に存在する財産についてのみ効力を有するものとする。

第12条 各締約国は、自国の法律によれば相続の性質を有しない遺言条項についてはこの条約の適用を排除する旨の留保をすることができる。

第13条 各締約国は、第8条の規定にも拘わらず、この条約をその効力発生後になされた遺言処分のみ適用する旨の留保をすることができる。

第14条 この条約はハーグ国際私法会議の第9会期に代表を派遣した国の署名のため開放される。

この条約は、批准され、かつ批准書はオランダ外務省に寄託されなければならない。

第15条 この条約は、第14条第2項に規定する3番目の批准書の寄託の後60日目に効力を生ずる。

この条約は、その後批准した各署名国については、その批准書寄託の後60日目に効力を生ずる。

第16条 ハーグ国際私法会議第9会期に代表を派遣しなかった国は、この条約が第15条第1項により効力を生じた後、この条約に加入することができる。加入書はオランダ外務省に寄託されなければならない。

条約は、加入国については、その加入書寄託の後60日目に効力を生ずる。

第17条 省略

第18条 いずれの国も、遅くとも批准又は加入の時に、この条約の第9、10、11、12および13の各条に規定する留保の1又は2以上のものを留保することができる。そのほかには、どんな留保も認めない。

各締約国は、第17条に従い条約の効力の拡張を通告する際に、それらの留保の1又は2以上のものを効力拡張の対象たる領域又はそのうちの或る領域にかぎってすることができる。

各締約国は、いつでも、自国のした留保を撤回することができる。撤回はオランダ外務省に通告されなければならない。

留保の効力は、前項に規定する通告の後60日目に消滅する。

第19条 この条約の有効期間は、第15条第1項に従い条約が効力を生じた日から5年とする。効力発生後に批准し又は加入した国についても同様である。

条約は、廃棄されない限り、5年ごとに黙示的に更新される。

廃棄は、5年の期間の満了する少なくとも6箇月前にオランダ外務省に通告されることを要する。

廃棄は、条約の適用される或る領域に限ってすることができる。

廃棄は、それを通告した国についてのみ効力を生ずる。条約は、他の締約国についてはなお効力を有する。

第20条 省略。

(後文邦訳省略)

37 外国公文書の認証の必要性を廃止する条約⁽¹⁾

(1961. 10. 5, ハーグで署名, 発効)

第1条 この条約は、締約国の領域で作成された公文書であって、他の締約国の領域で提出されるできものに適用される。

この条約の適用については、つぎのものを公文書とみなす。

a 国の裁判権に所属する機関又は職員の発する文書, 検察庁, 裁判所書記又は執行吏の発する文書をふくむ。

b 行政上の文書,

c 公証人の証書,

d 私署証書に付された登記済の記載, 確定日付証明および署名の証明の如き公の宣言。

ただし、この条約はつぎのものには適用されない。

a 外交機関又は領事機関が作成する文書,

b 商業又は関税の業務に直接の関係がある行政上の文書。

(1) 条約正文—Actes et Documents de la Neuvième Session (1960), t. I, t. II 168.

第2条 各締約国は、この条約の適用がある文書であって、自国の領域で提出されるべきものについて、認証を免除する。この条約において認証とは、その領域で当該文書が提出されるべき国の外交機関又は領事機関が署名の真正、文書署名者の資格および場合により文書に付された印章又はスタンプの同一性を証明する手続のみを指すものとする。

第3条 署名の真正、文書署名者の資格および場合により文書に付された印章又はスタンプの同一性を証明するために要求することのできる唯一の手続は、その文書が発せられる国の権限ある機関によって行なわれる第4条に規定する証明文の付記である。

もっとも、前項にいう手続は、文書が、提出される国の法律、命令若しくは慣習、又は2以上の締約国間の協定がそれを排除し、簡易化し、又は認証行為を免除しているときは、要求することができない。

第4条 第3条第1項に規定する証明文はその文書自体又は補箋に付記される。この証明文はこの条約の付属ひな型に適合することを要する。

ただし、証明文はそれを付与する機関の公用語で記すことができる。証明文の記述は第2国語ですることもできる。「証明文（年月日のハーグ条約）」という標題は、フランス語で記載されることを要する。

第5条 証明文は署名者又は証書の所持人の請求によって付与される。

証明文はそれが適法に付与されたときは、署名の真正、文書の署名者の資格および必要ある場合は文書に付された印章又はスタンプの同一性を証明する。

証明文に現われている署名、印章又はスタンプについては、いかなる証明も免除される。

第6条 各締約国は、第3条第1項に規定する証明文を付与する権限を有する機関を、その公の機能を示して指定しなければならない。

各締約国は、オランダ外務省に対し、批准書若しくは加入書の寄託の時又は適用拡張の宣言の時に、その指定を通告しなければならない。機関の指定における変更についても同様である。

第7条 第6条に従い指定された各機関は、その付与した証明文について記録するため登録簿又はカード箱を備え、これに次の事項を記載しなければならない。

(a) 通し番号および証明文の日付、

(b) 公文書の署名者の氏名および署名者がその公文書を作成した資格、又は署名がないときは、印章若しくはスタンプを付した機関の表示。

利害関係人の請求があるときは、証明文を付与した機関は証明文に記されている事項が登記簿又はカードの記載と一致するか否かを証明しなければならない。

第8条 2以上の締約国間に、署名、印章、スタンプの証明について或る種の手続を課する規定を含む協定、条約又は協約があるときは、この条約は、その手続が第3条および第4条に規定する手続よりも厳格である場合に限り、それらの規定に優先するものとする。

第9条 各締約国は、この条約が認証を免除している場合はその外交機関又は領事機関が認証を行なうことがないようにするため必要な措置を講じなければならない。

第10条 この条約はハーグ国際私法会議の第9会期に代表を派遣した国並びにアイスランド、アイスランド、リヒテンシュタイン、およびトルコの署名のため開放される。

条約の付属

証明文のひな型

証明文は、1辺の長さが少なくとも9センチメートルの正方形の枠を有しなければならない。

<p>APOSTILIE 証明文 (Convention de La Haye du 5 octobre 1961) 1961年10月5日のヘーグ条約</p>	
1. 国名:	
この公文書は、	
2.によって署名されたものであり、
3. その署名者は.....の資格において行動するものであって、
4.の印章/スタンプが付されている。
上記のことを証明する。	
5.において、	6.年.....月.....日
7. (証明者).....	
8. 第.....号	
9. 印章/スタンプ:	10. 署名:

この条約は批准され、批准書はオランダ外務省に寄託されなければならない。

第11条 この条約は、第10条第2項に規定する3番目の批准書の寄託の後60日目に効力を生ずる。

条約は、その後に批准した各署名国については、その批准書寄託の後60日目に効力を生ずる。

第12条ないし第15条 邦訳省略

38 養子縁組に関する裁判管轄、準拠法および判決 の承認に関する条約⁽¹⁾

(1964. 10. 28, ハーグで採択)

この条約の締約国は、養子縁組に関する裁判管轄、準拠法および判決の承認に関する共通の規定を設けることを希望し、このための条約を締結することを決意し、次の条項を合意した。

第1条 この条約は次のものの間の養子縁組に適用される。

一方、締約国の国籍を有し、かついずれかの締約国内に常居所を有する人、または夫婦のいずれも締約国の国籍を有し、かついずれかの締約国にその常居所を有する夫婦、および

他方、養子縁組の申請当時18才未満の未婚者であって、締約国の国籍を有し、いずれかの締約国に常居所を有する児童。

第2条 この条約は次の場合には適用されないものとする。

- (a) 養父母が同一国籍を有せず、また同一の締約国にその常居所を有しないとき、
- (b) 養親または養父母および児童が、すべて同一の国籍を有し、かつその本国に常住するとき、
- (c) 養子縁組の許可が第3条により管轄権を有する機関により与えられるのでないとき。

第3条 養子縁組の許可については次の機関が管轄するものとする。

(1) 条約正文—*Revue critique de d.i. p.*, 1964 p. 813 ff. I C L; Q 1965 p. 558.

(a) 養親の常住国の機関、または、夫婦による養子縁組の場合においては、双方が常住する国の機関、

(b) 養親の本国の機関、または夫婦による養子縁組の場合においては、その双方の本国の機関。

常居所および国籍の要件は養子縁組の申立のなされた当時および養子縁組の許可当時のいずれの場合にも充たされていなければならない。

第4条 第3条1項により管轄権を有する機関は、第5条1項の規定に服し、養子縁組を支配する条件に対してはその国内法を適用するものとする。

ただし、常居所のゆえに管轄権を有する機関は、養親の本国法に含まれている養子縁組の禁止規定または、夫婦による養子縁組の場合においては、その共通本国法の禁止規定が第13条に掲げられた種類の宣言中に照会されている限り、この禁止規定を尊重しなければならない。

第5条 第3条1項により管轄権を有する機関は、養親、その家族若しくはその配偶者に関する同意または協議以外の他の同意または協議に関する児童の本国法を適用しなければならない。

前項に定める法律により児童またはその家族の一員が養子縁組を許可する機関の面前に出頭しなければならない場合において、その者がその機関の国に常住していないときは、その機関は裁判事務の囑託によりその手続をなすべきものとする。

第6条 第3条第1項に規定する機関は、児童の利益となるのでなければ、養子縁組を許可してはならない。この機関は縁組の許可に先立ち、適当な現地機関を介して、養親、児童および実方家族について綿密な調査を行わなければならない。この調査は、可能な限り、国際的養子縁組について資格のある公私の団体の協力のもとに、かつ養子縁組問題に関し特別の訓練または経験を有する社会事業家の援助を得て行わなければならない。

いずれの締約国の機関もこの条約により規定される養子縁組のために必要なあらゆる援助を遅滞なく与えなければならない。これらの機関はこの目的のため相互に直接に連絡することができる。

各締約国は前項に従い連絡の権限ある一つまたは多数の機関を指名することができる。

第7条 この条約によって規定される養子縁組を無効とし、または取り消すについての管轄権は次の機関に与えられるものとする。

(a) 無効または取消の申立当時養子が常住する締約国の機関、

(b) その当時養親が常住する国または、夫婦による養子縁組の場合においては、その双方が常住する国の機関、

(c) 縁組を許可した国の機関。

養子縁組は次の場合には取り消すことができる——

(a) 縁組を許可した国の国内法によって認められた原因あるとき、

(b) 無効の申立が第4条第2項が適用される禁止規定を遵守していないことに基く場合においては、縁組許可当時における養親の本国法に従い、

(c) 無効の申立が縁組許可当時における養子の本国法により必要される同意を得ていないことに基く場合においては、その養子の本国法に従いて。

養子縁組の取消は管轄権を行使する機関の国内法による。

第8条 この条約によって規定され、かつ第3条第1項に従い管轄権を有する機関によって許可された養子縁組は、いずれの締約国においてもなんらの方式を要することなくして承認されるべきものとする。

第7条により管轄権を有する機関によって許可された養子縁組を無効とし、または取り消す判決はいずれの締約国においても何らの方式を要することなくして承認されるべきものとする。

前項の縁組または判決の承認に関し締約国においてなんらかの問題が生じたときは、その国の機関は縁組を許可した機関または判決した機関の管轄権を尊重し、その管轄権の基礎とした事実の認定に拘束されるものとする。

第9条 第3条第1項に従い管轄権を有する機関が養子縁組を許可したときは、同機関は同条により縁組許可の権限ある機関の属する他の国、児童の本国および児童が出生した締約国に、このことを通知するものとする。

第7条第1項に従い管轄権を有する機関が縁組を無効とし、または取り消したときは、同機関は縁組を許可した機関の国、児童の本国および児童が出生した締約国にこのことを通知しなければならない。

第10条 無国籍または国籍の知れない養親または児童は、この条約のためには、その常居所の国の国籍を有するものとみなされる。

第11条 養親または児童の本国に2以上の法秩序が行なわれているときは、この条約の目的のためには、その本国の国内法または、その国の機関への照会は、その国に行なわれる規則によって定まる法律または機関への照会とみなされる。このような規則がないときは、この照会は当事者が最も密接な関係を有する法秩序の法律または機関に対する照会と見なすべきものとする。

第12条 この条約はその施行当時に締約国を拘束する養子縁組に関する他の条約の規定を害しないものとする。

第13条 いかなる国家も、署名、批准または加入のときに、第4条第2項の適用のために、次の理由に基くその国内法の養子縁組禁止規定を指定する宣言をなすことができる——

- (a) 養父母の直系卑属の存在、
- (b) 独身者が養子縁組の申立をしているということ、
- (c) 養親と児童との間に血縁関係の存在すること、
- (d) 他者による児童の養子縁組の存在、
- (e) 養親と児童との間の年令上の相違の要件、
- (f) 養親の年令および児童の年令、
- (g) 児童が養親と共に居住していないこと。

前項の宣言はいつでもこれを撤回することができる。撤回はオランダ外務省に通知しなければならない。

撤回された宣言は、前項の定める通知ののち60日目に失効するものとする。

第14条 いかなる締約国も、この条約の目的のために、何人が自国の国籍を有するとみなされるかを定める宣言をなすことができる。

前項の宣言およびその修正または撤回はオランダ外務省に通知しなければならない。

この宣言、修正または撤回は前項に掲げた通知ののち60日目に効力を生ずるものとする。

第15条 この条約の規定は、その遵守が明らかに公序に反する場合においてのみ締約

国においてこれを排斥することができる。

第16条 各締約国は、次の事項について権限のある機関を指定しなければならない。

- (a) 第3条第1項の意義において養子縁組を許可すること、
- (b) 第6条第2項に定める通知が同条第3項によって付与された権限を行使することを目的とする場合、その通知を交換する権限、
- (c) 第7条に基づき養子縁組を取り消しまたは撤回すること、
- (d) 第9条に従い通知を受けること。

各締約国は前項に掲げる機関のリストおよびそのリストに対する事後の改訂リストをオランダ外務省に提供しなければならない。

第17条 各締約国は、第5条の適用のために、同意および協議に関するその国内法の規定をオランダ外務省に通告しなければならない。

第13条に従い宣言をなす国家はその宣言に定められた禁止に関するその国内法の規定をオランダ外務省に通告しなければならない。

締約国は前2項に掲げた規定の変更をオランダ外務省に通告しなければならない。

第18条 この条約は第10回ハーグ国際私法会議に代表された諸国による署名のために開放されるべきものとする。

この条約は批准されなければならない。批准書はオランダ外務省に寄託すべきものとする。

第19条以下第24条 省略。

39 民事および商事に関する裁判上および裁判外文書

の外国における送達に関する条約⁽¹⁾

(1964. 10. 28, ハーグで採択)

この条約の署名国は、

外国で送達または告知されるべき裁判上および裁判外文書が適当な時期にその名宛人に了知されるための適当な手段を創設することを希望し、

(1) 条約正文—Revue critique de d. i. p., 1964. p. 813 ff.; I C L O 1965 p. 558.

上の目的のために、相互の司法共助の手続を簡易化し、促進することによってこれを改善することを念願し、

そのため条約を締結することを決定し、つぎの諸条を協定した。

第1条 この条約は、民事および商事に関し、裁判上または裁判外文書を外国における送達のために送付すべきすべての場合に適用されるものとする。

この条約は、文書名宛人の宛先場所が知れないときは、適用されないものとする。

第1章 裁判上の文書

第2条 各締約国は、第3条から第6条までの規定に従い、他の締約国から発せられた送達の要求を受領しかつこれを実施する任務を有する「中央機関」を指定する。

「中央機関」は各国がそれぞれ自国法に従って組織するものとする。

第3条 文書の発せられる国の法律に従い権限ある機関または裁判所附属吏は被要求国の「中央機関」に対し、この条約に付せられた様式に適合する要求書を送付するものとする。この場合、文書の認証その他これに相当する手続は必要としない。

要求書には送達されるべき文書またはその写しを添えるべきものとする。要求書および文書はいずれも2部送付しなければならない。

第4条 中央機関が要求書はこの条約の規定を遵守しないと認めるときは、中央機関は直ちに申請者に対し、要求に対する異議を明記してこれを通知しなければならない。

第5条 被要求国の中央機関はつぎのいずれかの方法により、文書を自ら送達するかまたは適当な機関により送達させなければならない。

(a) 被要求国の領域内にある者に宛てられた国内文書の送達のためその国の国内法により定められた方法、または

(b) 申請者の要求する特別の方法、ただし、それが被要求国の法律に反しないときに限る。

本条第1項(6)号の場合を除き、文書は、つねにこれを任意に受領する名宛人に交付することができる。

文書を第1項の規定に従い送達すべきときは、中央機関は、その文書が宛先き国の公用語またはその複数の公用語の一により作成されるかまたはその語に翻訳されるよう

に要求することができる。

文書の要旨をふくむ要求書の部分は、この条約に付せられた方式において、文書とともに送達されなければならない。

第6条 被要求国の「中央機関」又は被要求国がこのために指定することのあるいずれの機関も、この条約に付せられた様式において証明書を作成するものとする。

証明書には文書が送達された旨を記載し、かつ送達の方法、場所および日時、並びに文書が交付された者を表示しなければならない。文書が送達されなかったときは、証明書の送達を妨げた事由を説示しなければならない。

証明書が中央機関又は司法機関によって作成されないときは、申請人は、それらのいずれかの機関による査証がなされるべきことを要求することができる。

証明書は直接申請人に送付されるものとする。

第7条 この条約に付せられた様式における標準条項は、どんなばあいにも、フランス語又は英語で記載しなければならない。ただし、文書の作成される国の公用語又はその一つにより記載することを妨げない。

相応する空白部分は、被要求国の語またはフランス語若しくは英語により充足されなければならない。

第8条 締約国は、外国にある者に対する裁判上文書の送達を自国の外交又は領事機関により、直接に行なわせることができるものとする。ただし、強制を伴うものではない。

どんな国も、文書がそれを発した国の国民に送達されるべき場合を除き、自国領域内における前項の送達に反対である旨宣言することができる。

第9条 そのほか、締約国は他の締約国が指定したその国の機関に裁判上文書を送達するため領事経路を利用することができるものとする。

締約国は、例外的事情あるときは、同一目的のために外交経路を利用することができるものとする。

第10条 宛先国が反対しないかぎり、この条約はつぎのことを妨げないものとする。

(a) 郵便で直接外国にある者に対し裁判上文書を送付すること、

(b) 文書発出国の裁判所付属吏、官吏その他の権限ある者が、直接宛先国の裁判付属

吏、官吏その他の権限ある者を通して裁判上文書の送達をなさせること。

第11条 この条約は、2以上の締約国が裁判上文書の送達のため、前数条に規定する以外の送付経路、特にそれらの国の関係機関相互間の直接の連絡を許容するように合意することを妨げないものとする。

第12条 締約国から発せられる裁判上文書の送達は、被要求国によってなされた役務に対する手数料又は費用の支払又は償還を生ぜしめることはないものとする。

申請人は、つぎのことによって生じた費用を支払または償還しなければならない。

- (a) 裁判所付属吏または宛先国の法律に従い権限ある者の使用、
- (b) 特別の送達方法の利用。

第13条 送達の要求がこの条約の条項に適合するときは、被要求国はその執行により自国の主権または安全が害されると判断する場合においてのみ、これに応じることを拒むことができる。

被要求国は、その国が自国の国内法上、当該事件について専属裁判管轄権を認めていること、またはその国内法が申請の基礎をなす訴訟を認めていないことだけを理由としては、これに応じることを拒むことはできない。

拒絶する場合には、中央機関は直ちに申請者にその旨通知し、かつ拒絶の理由を知らせなければならない。

第14条 裁判上文書の送達のための送付に関し問題が生じたときは、問題は外交経路によって解決されるものとする。

第15条 呼出状その他類似の文書がこの条約の規定に従い、送達のため外国に送付されるべかりし場合において、被告が出頭しなかったときは、以下のことが証明されるまでは、裁判をしてはならない。

(a) その文書がその領域内にある者に対する国内訴訟上の文書の送達について被要求国の国内国法によって定められた方法により送達されたこと、または

(b) その文書が、この条約に規定されたその他の方法により現実に被告またはその居所に交付されたこと、

かつ、右のいずれのばあいにおいても、送達又は交付が、被告が防禦をなし得るのに十分な時期になされたこと。

締約国は、本条第1項の規定にかかわらず、送達または交付の証明書が受領されていないときでも、つぎの条件がすべて充されているときは、裁判することができる旨、宣言することができるものとする。

(a) 文書がこの条約に規定されているいずれかの方法によって送付されたこと、

(b) 文書送付の日から、個々の場合に裁判官が適当と認める6カ月以上の期間が経過したこと、

(c) 被要求国の権限ある機関を通じてそれを取得するため相当な手段が講ぜられたにもかかわらず、証明書を得ることができなかったこと。

裁判官は、前数条の規定にもかかわらず、緊急の場合には、仮処分または保全処分を命ずることができる。

第16条 呼出状その他類似の文書が、この条約の規定に従い、送達のため外国に送付されるべかりし場合において、不出頭の被告に対し裁判がなされたときは、裁判官は、つぎの条件が充たされているかぎり、被告に上訴期間満了の効果を免れさせることができるものとする。

(a) 被告が、自己の責に帰すべき事由なくして、防禦をするのに十分な時期に当該文書を了知しておらず、かつ、上訴するのに十分な時期において裁判を了知していなかったこと、

(b) 被告が争点につき一応の抗弁をなしたこと。

上訴権回復の請求は、被告が裁判を知ったのち相当の期間内になされたのでなければ、受理することができない。

締約国は、回復請求が宣言に定める期間の経過後になされたときは、受理することができないと宣言することができる。ただし、その期間は裁判言渡のときから1年を下ることができない。

本条は、人の身分または能力に関する裁判には適用されないものとする。

第2章 裁判外文書

第17条 締約国の機関および裁判所付属吏の発した裁判外文書は、他の締約国における送達のためこの条約の方法および条項に従い送付することができる。

第3章 一 般 条 項

第18条 締約国は中央機関のほかに、他の機関を指定し、その管轄権を定めることができる。

請求者はつねに直接に「中央機関」に対して請求する権利を有するものとする。

連邦国は数個の中央機関を指定することができる。

第19条 この条約は、外国から発せられた文書の自国領域における送達のため、締約国の国内法が前数条に規定されている送付方法以外の方法を許容することを妨げないものとする。

第20条 この条約は、2以上の締約国がつぎの規定の廃止を合意することを妨げないものとする。

- (a) 第3条第2項によって要求されている送付文書を2部作成する必要性、
- (b) 第5条第3項および第7条の用語上の要件、
- (c) 第5条第4項の規定、
- (d) 第12条第2項の規定。

第21条 締約国は批准書、若しくは加入書の寄託のとき、またはその後の時期に、つぎの事項をオランダ外務省に通告しなければならない。

- (a) 第2条および第18条に規定する機関の指定、
 - (b) 第6条に規定する証明書の作成を完成する権限を有する機関の指定、
 - (c) 第9条に従い、領事経路を通じて送付される文書を受領する権限ある機関の指定。
- 必要あるときは、締約国は、なおつぎの事項を通告しなければならない。
- (a) 第8条および第10条に規定する送付経路の使用に対する異議、
 - (b) 第15条第2項および第16条第3項に規定する宣言、
 - (c) 上に掲げた指定、異議および宣言の変更。

第22条 この条約の当事国が1905. 7. 17 および1954. 3. 1、ハーグで署名された民事訴訟手続に関する条約の1または双方の当事国であるときは、この条約は当事国の間では前記条約第1条ないし第7条に代わるものとする。

第23条 この条約は1905. 7. 17 ハーグで署名された民事訴訟手続に関する条約第23

条, または 1954. 3. 1 ハーグで署名された民事訴訟手続に関する条約第24条のいずれの適用をも害しないものとする。

ただし, これらの規定は, これらの条約の定める連絡方法と同一の方法が用いられる場合にのみ適用されるものとする。

第24条 1905年および1954年条約当事国間の付加的協定は, 当事国が別段の合意をしていない限り, この条約にも適用あるものとみなす。

第25条 第22条および第24条の適用を害することなく, この条約は, 締約国が当事国であるかまたは将来当事国となるべき条約によりて規律される事項に関する規定をふくむ条約の効力を害しないものとする。

第26条以下第31条 末文および条約付属書の邦訳省略。

40 裁判所の選択に関する条約⁽¹⁾

(1964. 10. 28, ハーグで採択)

この条約の締約国は,

裁判所の選択の合意の成立および効力に関する共通規定を設けることを希望し,
このため条約を締結することを決意し, つぎの規定を合意した。

第1条 この条約が適用される事項においてかつその定める条件のもとに, 当事者は裁判所の選択の合意により, 特定の法律関係に関しその間にすでに生じた, または生じることあるべき紛争を審理するために, つぎの裁判所を指定することができる。

1 締約国の裁判所, ただし特別管轄裁判所, 場合により, その国の国内法によって決定される。

2 明示に指定された締約国の裁判所, ただしこの裁判所はその国の国内法により管轄権あることを要する。

第2条 この条約は, 国際関係において, 民事または商事に関し締結された裁判所の選択の合意に適用されるものとする。

この条約はつぎの事項に関してなされた裁判所の選択に関する合意には適用されない。

(1) 条約正文—*Revue critique de d. i. p.*, 1964 p. 813 ff.; I C L Q 1965 p. 558.

1 人の身分または能力、若しくは親子間又は夫婦間の身分上若しくは財産上の権利義務を含む家族法上の諸問題、

2 第1号に含まれない扶養義務、

3 相続問題、

4 破産、和議または類似の手続問題、これらの手続にもとづく判決であって、債務者の行為の有効性に関するものを含む、

5 不動産上の物権。

第3条 この条約は当事者の国籍のいかんにかかわらず適用されるものとする。

第4条 この条約の適用のためには、裁判所の選択に関する合意は、それが明示に選択裁判所を指定する相手方の書面による申込みに対する他方当事者の承諾にもとずくときは、有効になされたものとする。

当事者の一方がその者を被告として選択裁判所に提起された訴訟に出頭しなかったという事実だけからこの合意の存在を推定することはできない。

裁判所の選択の合意は、それが経済的実力の濫用その他不正の手段によって得られたものであるときは、有効でない。

第5条 当事者が別段の定めをしない限り、選択裁判所は専属的管轄権を有するものとする。

他の締約国の裁判所が第6条2号の規定を利用する可能性が証明されたときは、選択裁判所は紛争を審理しないことができる。

第6条 選択裁判所以外の他の裁判所は無管轄を宣言しなければならない。ただしつぎの場合はこの限りでない。

1 当事者のなした裁判所の選択が排他的でないとき、

2 排斥された裁判所の国の国内法によれば、当事者が、事項のゆえに、合意によってその国の裁判所の管轄をしりぞけることができないとき、

3 裁判所の選択の合意が第4条の意味において有効でないとき、

4 仮処分または保存処分に関するとき。

第7条 当事者がその合意により、他の裁判所の管轄を排斥することなくして、締約国の裁判所を指定したときは、管轄権を有するいずれかの裁判所にすでに係属中であり、

かつ抗弁のなされた国において承認される可能性ある判決となることあるべき訴訟手続は、権利拘束の抗弁を根拠づけるものとする。

第8条 この条約の規定に従い締約国において選択裁判所によってなされた判決は、他の締約国においてその国に行なわれる外国判決の承認および執行に関する規則に従い承認され、かつ執行可能を宣言されるものとする。

第9条 裁判所の選択に関する合意にもとづいてなされた判決の承認および執行の要件が他の締約国において具備されないときは、この合意は当事者がその国の裁判所に新たな訴を提起することを妨げないものとする。

第10条 訴訟の係属中に選択裁判所においてなされ、その裁判所の国において執行可能な和解は、その裁判所のなした判決と同一に取扱われるものとする。

第11条 この条約は、締約国が当事国であるかまたは当事国となることあるべき条約により規定されている事項に関する規定を含んでいる条約に抵触してはならない。

第12条 締約国は、合意の成立当時、その国の国民であり、かつその領域にその常居所を有していた者の間に締結された裁判所選択の合意を承認しない旨留保することができる。

第13条 締約国は、一方その地の自然人または法人と他方その地の登記簿上に登記されている営造物——その営造物が外国会社の当該領域における支店その他の代表機関である場合においても——との間に自国領土上で形成された法律関係を国内事項として取扱う旨留保することができる。

第14条 締約国は、一方その国にある自然人または法人と他方その地の登記簿上に登録されている営造物——たとえその営造物が外国会社のその領域における支店その他の代表機関であっても——との間にその領域で形成された法律関係にその専属管轄を及ぼすことができる旨留保することができる。

第15条 紛争選択裁判所との間に何らの関係も存しないとき、または場合の事情により、事件を選択裁判所により裁判することにつき重大な不都合があるときは、締約国の裁判所の選択合意を承認しない旨留保することができる。

41 財産的事項についての外国判決の承認および 執行に関する決議

(1964. 10. 28, ハーグで採択)

外国判決の承認および執行に関し、

第10回総会は、左記の各条の第1読会を終了した上、これらの各条についての再討議を可能な限り避けることが重要であることについて一致の意見に達し、

本議題に関する作業が2年を越えない期間内に開催を予定されている規約第3条および第10条の臨時総会において続行され、かつ完成されるべきことを決定し、

なお、いわゆる「2国間条約化」の制度の検討がさらに深化されるに値するものであること、および細目の結論が相当の期間内に臨時総会に提出されるべきことを決定し、従って、国家委員会に対し、臨時総会を相当の期間内に招集するため必要な措置を執るべきことを要請し、

同じく、国家委員会に対し、1965. 3. 31までに、各国政府に条文案を提出することを任務とする極めて小範囲の特別委員会を構成すべきことを要請し、

左の各条が採択されたことを確認する。

第1条 この条約は、民事または商事の事件について、締約国の裁判所によってなされた裁判に適用される。

この条約は、次に掲げる事項の決定を主たる目的とする裁判には適用されない。

(1) 人の身分若しくは能力に関する事件または親子間および夫婦間の身分上および金銭上の権利および義務を含む家族法に関する事項

(2) 扶養義務に関する事件で前号に該当しないもの

(3) 相続に関する事項

(4) 破産、和議またはこれらに類似する手続に関する裁判。これらの手続に由来し、かつ債務者の行為の有効性に関する裁判を含む。

(5) 義務的社会保険に関する事項

この条約は、すべての課徴金、租税または罰金の支払を命ずる裁判には適用されない

ものとする。

第2条 この条約は、判決、決定、命令または履行命令のように、原裁判国が手続または裁判自体に付与する名称の如何にかかわらず、締約国の裁判所によってなされたすべての裁判に適用される。

もっとも、この条約は、仮のまたは保全的な処分を命ずる裁判には適用されない。

この条約は、行政裁判所によってなされた裁判には適用されない。各締約国は、刑事訴訟手続の機会になされた裁判にこの条約を適用しない権利を留保することができる。この留保をした国は、自国の裁判所が刑事訴訟手続の機会にした裁判にこの条約を適用すべきことを要求することができない。

第3条 この条約は、当事者の国籍の如何にかかわらず適用される。

第4条 一の締約国でなされた裁判は、次に掲げる要件が備っているときは、他の国において承認され、かつ執行することができるものとする。

(1) その裁判がこの条約によって管轄権を有するものと認められる裁判所によってなされたものであること、

(2) その裁判が原裁判国において確定力を有するものであること、

なお、裁判が被要求国において執行することができるものとされるためには、その裁判が原裁判国において執行に適するものであることを要する。

いずれの二締約国も、その合意により、裁判が確定力を有するものとされるための条件を定めることができる。

同様に、いずれの二締約国も、裁判に対して上訴がなされ、またはなお上訴が可能である場合であっても、その裁判が原裁判国において執行することができるものときは、相互的に、これを承認し、かつ執行すべきことを合意することができる。2締約国は、この合意により、承認または執行の請求についての裁判を延期することができる条件を定めることができる。

第5条 もっとも、裁判の承認または執行は、次のいずれかの場合には、拒絶することができる。

(1) 裁判の承認または執行が明らかに被要求国の公の秩序に反するとき、

(2) 裁判が詐欺によるものであるとき、

(3) 目的が同一であって同一の理由に基づく同一の請求が、同一の当事者間において被要求国の裁判所に係属しており、かつ、その裁判所に最初に係属したとき。

いずれの国も、この条約に署名し、若しくはこれを批准し、またはこれに加入する際、法の一般原則または法の正当な手続に合致しない手続によってなされた裁判を承認せず、または執行しない権利を留保することができる。

第5条の2 欠席裁判は訴状が原裁判国の法律に従って欠席した当事者に送達され、かつ、その当事者が、諸般の状況により防禦の準備をするのに十分な時間を有した場合でなければ、承認することを要せず、また、執行できるものとするを要しない。

第8条 承認または執行は、原裁判国の裁判所が被要求国の国際私法によれば適用されることとなる法律と異なる法律を適用したという理由のみによっては拒むことができない。

42 外国において得られた離婚および別居の承認 に関する条約予備草案⁽¹⁾

(1965. 10. 15, 離婚に関する特別委員会起草)

第1条 (適用範囲) この条約は、[締約国の1において] [全ての国において] 裁判上又はその他の手続に従ってなされた離婚および別居に対して適用される。

離婚又は別居の裁判の際になされる附随的な処分又は給付命令は、この条約の対象とはならない。

第2条 (管轄) (この条約の対象となる) 離婚および別居は、つぎの場合には、訴提起の日に(遡って)、この条約の規定に従い承認されなければならない。

1. 夫婦の双方が、離婚又は別居を宣告した国に、その常居所を有したとき、
2. 夫婦の双方が、離婚又は別居を宣告した国に、その住所を有したとき、
3. 夫婦の双方が、離婚又は別居を宣告した国の国籍を有したとき、
4. (離婚又は別居訴訟において) 被告となった者が、離婚又は別居を宣告した国に

(1) Cf *journal du droit international* 1965 p. 350; *ILCQ* 1965 p. 20; 国際私法部会小委員会資料162。

その常居所を有したとき、

[5. (離婚又は別居訴訟において) 被告となった者が、離婚又は別居を宣告した国にその住所を有したとき、]

[6. (離婚又は別居訴訟において) 被告となった者が、離婚又は別居を宣告した国の国籍を有し、かつ、夫婦の双方が、その国に共通の最後の常居所を有したとき、]

7. (離婚又は別居訴訟において) 原告となった者が、離婚又は別居を宣告した国に常居所を有し、かつつぎの要件の1を充たしたとき、

(a) 右の常居所が、訴提起の日に至るまで、少くとも〔1—3〕年間継続していたこと

(b) 夫婦の双方が、その共通の最後の常居所をその国に有したとき、

8. (離婚又は別居訴訟において) 原告となった者が離婚又は別居を宣告した国に住所を有し、かつ常居所をも有したとき、[又は、訴の提起に先立つ10年間に、その国に常居所を有したとき、]

9. (離婚又は別居訴訟において) 原告となった者が、離婚又は別居を宣告した国の国籍を有し、かつその国に常居所をも有したとき、]又は、訴の提起に先立つ10年間に、その国に常居所を有したとき。]

第3条 (反訴) 本訴原告又は反訴原告が、第2条に掲げる諸要件を充たした場合に、その本訴若しくは反訴又はその双方に基づきなされた裁判は、この条約の(定める)諸要件に従い、承認されなければならない。

第4条 (別居の離婚への転換) この条約の(定める)諸要件に合致して宣告された別居が、その(別居を宣告した)国において、離婚に転換されたときは、その離婚の承認は、(本条約)第2条に定める諸要件が、離婚の訴提起の際には充たされていなかったということのみによって、拒絶されてはならない。

第5条 (準拠法) (離婚又は別居の)承認は、その離婚又は別居が、承認を求められた国の国際私法規定により準拠法たるべき法律以外の法律に基づき宣告されたことのみを理由として、これを拒絶することはできない。

第6条 (夫婦の双方が承認を求められた国の国籍を有する場合) どんな国も、訴提起の際に、ともに自国民であった夫婦が、他国において離婚(判決)を得た場合に、自

国の法律が離婚を認めていないとき、又は離婚判決の基礎となった事実が、自国法では離婚原因とならないときは、その離婚を承認する義務はない。

第7条（防禦権） 諸般の事情に鑑みて、被告が訴について知らされ、かつ相当な防禦方法を講じることができるように、然るべき手続が履行されなかったときは、（そのような状況下に宣告された）離婚又は別居は、承認されないことがあり得る。

第8条（判決の抵触） 離婚（判決）の承認を求められた国において、同一夫婦間で、同一の事実に基づき離婚を許可し、又はこれを拒絶した裁判が、すでに存する場合には、そのような離婚（判決）の承認を拒絶することができる。

この点は、別居についても同様である。

第9条（公序） 離婚又は別居の承認は、これを求められた国の公の秩序と明白に相容れないときは、例外的に拒絶することができる。

いかなる場合にも、承認を求められた国の国内法が準拠法とされていないことだけから、公序を援用することはできない。

第10条（再婚する権利） 承認の結果として、解消された婚姻（の存在）を以て婚姻障碍事由とすることはできないことになる。

第11条（差別待遇の禁止） 締約国は、この条約を性人種又は宗教によるいかなる差別も加えることなしに、適用する義務を負う。

第12条（訴訟係属） 締約国の機関は、同一当事者の離婚又は別居訴訟が、すでに他の締約国において係属中であり、その結果なされるべき裁判が本条約に従って承認され得るときは、自国において係属する訴訟につき裁判するのを延期することができる。

第13条（二重国籍）（A案）この条約の適用に当り、夫婦の一方が、1を越える国籍を有する場合には、その者がそのほかに常居所を有する国の国民と看做される。

（B案）この条約の適用に当り、夫婦の一方が、2又はそれ以上の国籍を有する場合には、その者が、その国の法律に従い国民とされている全ての国の国民と看做される。

第14条（不統一法制） この条約の適用に当り、或る国において、多数の法制が行なわれているときは、その国の法律によるとは、その国の規定により定められた法律を指すものと解釈されるべく、若し、そのような規定が存しないときは、利害関係ある夫婦の一方が最も密接な関係を有する法制の法律を指すものと解釈されるべきである。

第15条（他の諸条約との関係）〔(A案) この条約は、締約国が現に当事国であり、又は将来当事国たらんとする条約が、本条約により規制されている事項についての規定を有する条約の効力を害するものではない。

(B案) この条約は、その効力発生のときに締約国を拘束している離婚又は別居に関する他の条約の諸規定に影響を及ぼすものではない。〕

第16条（連邦条項） 多数の法則を有する国は、すべて、署名批准又は加入のときに、この条約は、その1又は多数の法制にのみ及ぶ旨を宣言することができ、また、この宣言は何時でも修正することができる。

該宣言は、オランダ外務省に通告されるべく、その場合には、関係諸法則を示さなければならない。

〔締約国は、離婚又は別居が特殊な法制の下に宣告されたときはその法制が、前項の宣告の対象となっている場合にのみ、不統一法制下においてなされた離婚および別居を承認する義務を負う。〕

第2部 解 説

I モンテヴィデオ条約

文献 Heck, Der Kongress von Montevideo und das internationale Vertragsrecht der südamerikanischen Staaten: Zeitschrift f. int. Recht, I (1891), 324-346, 592-600; M. P. Pradier-Fodéré, Le Congrès de droit international sudaméricain et les Traités de Montevideo; Revue de droit international et de législation comparée, XXI (1889), 217-237, 561-577; Nolde, La Codification du d. i. p., Recueil des Cours, 1936I, 352; Gallardo, La Solution des Conflits de lois dans les pays de l'Amérique latine, 1956; Rabel, The Revision of the Treaties of Montevideo on the law of Conflicts, Michigan Law Rev., 1941 517; Valladão, Le droit international privé des états americains, Recueil des Cours, 1952-II, 107. 折茂豊, 『国際私法の統一性』(1955) 203頁以下; 川上太郎, 『国際私法の法典化に関する史的研究』(1961), 60頁以下; 西賢, モンテビデオ国際私法条約覚書, スペイン図書, 第4号(1961) 11頁以下。

解説 前史 ラテンアメリカではやくから国際私法統一の必要が感じられていたのであるが, そのための会議が開かれたのは1877年になってからのことである。同年, ペルー政府の招請により首都リマに, ペルー, アルゼンチン, チリー, ボリヴィヤ, エクアドル, ベネズエラおよびコスタリカの7ヶ国の代表者が集って, 開いたリマ会議がそれである。この会議では, (1)身分および能力, 財産, 契約, (2)婚姻, (3)相続, (4)裁判管轄, (5)不法行為に関する裁判管轄, (6)外国判決の執行, (7)認証等の諸事項に関する若干の基本原則をふくむひとつの条約案(8章60条)が採択された。この条約は, ヨーロッパの属人法主義の思想に立脚して作成されていたため, ペルー以外の国によっては批准されなかった。

1888年モンテヴィデオに南米国際私法会議が招集せられることとなったのは, リマ会議で採択されたヨーロッパ学説に対しラテンアメリカ諸国が抱いた不満

感の結果であるといわれている。

第1回モンテビデオ会議 1888年～89年に開かれた第1回南米国際私法会議の主たる目的は「国際私法にふくまれる各種の事項を条約の方法によって標準化すること」であった。アルゼンチンおよびウルグァイ両国の外務大臣からチリー、ブラジル、ペルー、ボルビア、エクアドル、コロンビア、ヴェネズエラおよびパラグアイ政府にあてた招請状には、この法部門における南米諸国の立法に相違の存すること、およびその相違がそれら諸国の国民に及ぼしている困難が指摘されていた。招請状には一部次のようなことばがあった。

「困難を生ぜしめる立法上の相違は、各国の特有の必要に応ずる、主権の行使の結果である。容易に理解しうるように、それらの相違は軽減せられうるが、いくら努力しても、その相違がなくなることはないであろう。しかしながら衝突の根源である各種の立法の間に、相違のばあいごとに、困難を解決するため単一の国際法を設定することによりできるかぎりの統一を実現するために努力することは諸政府の義務である」と。

コロンビア、エクアドルおよびヴェネズエラは、会議の目的に賛同してはいたが、出席しなかった。会議の成果は著しいものがあつた。締結せられた条約は、国際民法、国際商法、国際刑法、国際民事手続法、文学的美術的知能財産、商標、発明特許、自由職業の行使および付属議定書をふくむものであつた。

これらの条約を全体的に批准したのは、ペルーおよびパラグァイ(1889)、ウルグァイ(1892)、アルゼンチン(1894)、およびボリヴィヤ(1903)であつた。そのほか、つぎの諸国が条約に加入した。ブラジル(1890、自由職業)；コロンビア(1917、文学的および美術的知能財産)；1920、民事訴訟手続法；1934、民法および商法)；フランス(1896、文学的および美術的財産)；イタリア(1900、文学的および美術的知能財産)；ベルギー(1903、文学的および美術的財産)；オーストラリア(1923、文学的および美術的財産)；ドイツ(1925、文学的および美術的財産)；ハンガリー(1931、文学的および美術的財産)。

第2回 モンテヴィデオ会議（1939—1940） 50年後の1939年に、アルゼンチンおよびウルグァイ政府は、モンテヴィデオに第2回会議を招集した。代表者を派遣した諸国——アルゼンチン、ウルグァイ、ペルー、ボリヴィヤ、チリーおよびパラグァイ——は、同年8月、政治的避難、知能的財産、および自由職業の行使に関する条約に署名した。

しかしながら1939年の会議は、たんに1888年—89年の会議を記念するだけでなく、条約改定のため、第2回国際私法南米会議なる、新たな会議を開くことが望ましいとされた。この第2回会議は1940年3月に開かれ、ブラジルおよびコロンビアも出席した。1940年会議の結果、民法、陸商法、航行通商法、刑法、民事、訴訟手続法、および付属議定書（批准、ウルグァイ、アルゼンチン、パラグァイ）等の諸条約が成立した。

1939—40年の改定では、1888—89年の商標および特許に関する条約はそのままにされた。航行通商法および陸商法に関する1940年条約は1888—89年の国際商法条約を分割拡充したものにはかならぬ。

Ⅱ ブスタマンテ法典

文献 齋藤武生「国際私法に関する所謂ブスタマンテ法典と其の正文」法学論叢、23巻（1929）1141頁以下；江川英文「De Bustamente, *Projet de Droit international privé*, 国家学会雑誌 40（1926）1629；江川英文「第6回汎米会議に於て成立せる国際私法法典」国家学会雑誌 43（1929）1775；折茂豊、前掲書（1955）206；川上太郎、前掲書（1961）63。

Bustamante, *Le Code de d. i. p. et la sixième Conférence Panaméricaine*, *Rev. de d. i. p.* 1928, 613; Bustamante, *Projet de Code du d. i. p.*, 1929. p. 7; *Conférences Panaméricaines et Code de d. i. p.*, *Répertoire t. IV* p. 607; Octavio, *L'Amérique et la Codification du d. i. p.*, p. 638; Straznicky, *Les Conférences de d. i. p. depuis la fin de la mondiale*, *Recueil des Cours*, 1933—III p. 499;

Vallaño, *Le droit international privé des états Américains, Recueil des Cours, 1952-II*, p. 101; Gallardo, *La Solution de conflits de lois dans les pays de l'Amérique latine, 1956*, p. 62.

解説 ブスタマンテ法典は、1928年キューバの首都ハバナで開かれた第6回汎米会議で採択され、現に15のラテンアメリカ諸国に行なわれている、437ヶ条からなる国際私法の大法典である。アメリカ諸国が共通の利害関係事項について共同利益のために協力の道を見出し、その実現をはかるといふ目的のもとに結集している汎米会議が、米州諸国の国際私法を統一化するために採択したものであり、ハバナ大学教授ブスタマンテ氏の編さんにかかるものである。この条約に対し一般的留保なしに批准したのは、ブラジル、キューバ、ドミニカ共和国、グアテマラ、ハイチ、ホンデュラス、ニカラグア、パナマ、ペルーおよびヴェネズエラの10ヶ国であり、その他の留保付加入国はチリー、コスタリカ、エルサルバドル等の諸国である。アルゼンチン、ウルグァイおよびパラグァイの3国は、モンテヴィデオ条約を批准している関係からコロンビアは別の理由から、署名はしたが、批准はしなかった。そのほか、メキシコ、米国は条約に署名しなかった。カナダは汎米会議の圏外にあり、参加していない。

全アメリカ連合(OAS)の一機関たる全アメリカ法律家審議会(Inter-American Council of Jurists)はその第1回目の会合(1950. 5. 22)において、ブスタマンテ法典、1889年および1940年のモンテヴィデオ条約および米国衝突法リストメントの三者を画一化するため、ブスタマンテ法典を後の2者に照らして修正する可能性いかなの研究を常設全アメリカ法律委員会に委嘱する旨の決議をした。⁽¹⁾

全アメリカ法律委員会はこの決議にこたえ、ブスタマンテ法典の改正問題に取り組み、今日までにすでに5回にわたり同法典の改正に関する調査研究の結

(1) Cf. Freeman, *The first meeting of the inter-American Council of Jurists*, A. J. I. L. 374, 377 (1950).

(2)
果を報告書にまとめて審議会に提出してきた。しかし問題の困難なため、および同委員会の機構の不十分なため（ただ一個の常設法律委員会が全米のあらゆる国際法、国際私法および比較法問題の研究にあたることになっているほか、委員会を構成する委員の多くは国際私法の専門家でないため、国際私法問題を調査研究する上には適当でない）、改定の準備作業は進捗していない。

改定準備の進展を阻む要素としては種々のものがあるが、その主要なものとしては次の3つを挙げることができよう。

1) ブスタマンテ法典と米国リスティメントとの統合の困難——米国リスティメントとの統合をはかるためには、とりあげるべき事項を民事手続法の分野に限定する必要があるといわれている。

2) ブ法典とモンテヴィデオ条約とを統合することの困難性——ブ法典は包括的なものであるから、成文の法典を有する国としては一括無留保にこれを採択することには困難がある。これに反し、モンテヴィデオ条約は個別条約であるから、法典国もこれに加入することは比較的容易である。同じ理由がブ法典とモ条約との統合を困難にしている。

3) 属人法決定規準の問題。

Ⅲ 国際連盟・国際連合下の国際私法条約

国際連盟および国際連合主催の会議において採択され、成立したものにつきの諸条約がある。

(1) 有価証券条約 為替手形法および小切手法の統一を期する1930年および

(2) 第3次報告書については、Cf. Nadelmann, A New Report of the inter-American Committee on Revision of the Bustamante Code, 53, A. J. I. L. p. 654 (1954); 川上『国際私法の法典化に関する史的研究』73頁以下; 第5次報告書については、Cf. Nadelmann, The Question of Revision of the Bustamante Code, 57 A. J. I. L. (1963) 84-391.

1931年のジュネーヴ条約締結の機会につきの2つの国際私法条約が締結された。⁽¹⁾

(i) 為替手形および約束手形に関する若干の法律衝突解決のための条約——1930. 7. 7 署名, 1934. 1. 1 発効。当事国——オーストリア, ベルギー, ダンチッヒ, デンマーク, フィンランド, フランス, ドイツ, ギリシャ, イタリア, 日本, モナコ, オランダ, ノールウェイ, ポーランド, ポルトガル, スウェーデン, スイス。⁽²⁾

(ii) 小切手に関する若干の法律衝突解決のための条約——1931. 3. 19 署名, 1934. 1. 1 発効。当事国——ダンチッヒ, デンマーク (グリーンランドを除く), フィンランド, フランス, ドイツ, ギリシャ, イタリア, 日本, モナコ, オランダ, ニカラグア, ノールウェイ, ポーランド, ポルトガル, スウェーデン, スイス。

ユーゴスラヴィアでは, 法律が6つのジュネーヴ条約全部を承認したが, 条約への批准はなされなかったようである。⁽³⁾

(2) 仲裁に関する条約仲裁。

6—仲裁条項に関する議定書⁽⁴⁾

7—外国仲裁判断の執行に関するジュネーヴ条約

文献 中田淳一『訴訟及び仲裁の法理』(1953) 382; 川上太郎「外国仲裁判断の執行に関するジュネーヴ条約」神戸大学国際経済研究年報Ⅱ(1952) 171.

(1) Rabel, p. 34 n. 87. 折茂豊『国際私法の統一性』(1956), 197頁注(二)。国際手形法小切手法条約に関する文献については, 参照 Kegel, IPR 2 Auf. (1964) S. 25; Caemmerer, Internationales Scheck- und Wechselrecht, WBVR² III (1962), 166-173.

(2) 締約国: Rev. crit. dr. i. p. 1962, 364.

(3) 当事国については, Rev. crit. d. i. p., 1962, 363.

(4) 批准および加入については, 参照 League of Nations, Official No. A. 1. 1939, Annex 1. V.

Volkmar, Das Genfer Abkommen über die Vollstreckung ausländischer Schieds-
sprüche vom 26 Sep, 1927, N. J. II, 125 ff., Baumbach, Das privatrechtliche
Schieds-Verfahren, 212 ff., Gaup-Stein-Jonas, Kommentar, §1044 VIII; Mezger,
Zur Auslegung und Bewertung der Genfer Schiedsabkommen von 1923 und 1927,
RebelsZ 24 (1959), 222-215; Vertragsstaaten und Texte auch bei Bülow-Arnold,
Der internatinal Rechtsverkehr in Zivil-und Handelssachen, 1957, A II.

8—外国仲裁判断の承認および執行に関する国連条約

文献 阿川清道「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約について」ジュリスト
231号, 232号(1961); 川上太郎「外国仲裁判断の承認及び執行に関する国連条約と日
本国の加入」民商法雑誌45巻(1962)591以下。

Pointet, La Convention de New York sur l'exécution des sentences arbitrales
étrangères, 1958; Domke, The United Nations Conference on International Com-
mercial Arbitration, 53 (1959) Am. J. Int. L. 414-426 mit Text; Confini,
International Commercial Arbitration; 8 (1959) Am. J. Comp. L. 283-309 mit
Text.

Bred in Clunet 1960, 1002-1029; Quigley, Accession by the United States to
the United Nations Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign
Anbitral Award S. 70 (1961) Yale L. J. 1949-1052; Klein, Schweiz. JZ 1961,
229-235, 247-252; Cohn 25 (1962) Mod. L. Rev. 449-454; Klein, Reuve crit. d.
d. i. p., 1962, 621-640 und ZZP 1963, 343-370.

(3) 国籍法の衝突に関する若干問題に関するハーグ条約——1930. 4. 12, ハ
ーグで署名に開放, 1939. 7. 1⁽⁵⁾発効。

1939. 8. 28までの批准又は加入——ベルギー, ブラジル, 大ブリテン, カナ
ダ, オーストリア, インド, 支那, モナコ, オランダ, ノールウェイ, ポーラ
ンド, スウェーデン。

(4) 無国籍の若干の場合に関する議定書および無国籍に関する特別議定書—
—1930. 4. 12ハーグで署名に開放, 1937. 7. 1⁽⁶⁾発効。

(5) 条約正文—Hudson, 5 Int. Legislation 359 No. 249.

このうち前者が発効したのは——ブラジル、大ブリテン、オーストリア、南アフリカ、インド、チリー、支那、オランダ、ポーランド、エルサルヴァドル。

9—避難民の法的地位に関する条約

文献 溜池良夫「避難民の属人法について」法学論叢76(1964)1; 高野・宮崎「難民問題の法的処遇と日本人の責任」世界210号(1963); 宮崎繁樹「国際避難民(亡命者)の保護」(「国際法における国家と個人」所収); 小田滋「亡命者保護の国際的立法」ジュリスト282号(1963)41, 小田「日本における『亡命』をめぐる裁判例について…」ジュリスト283号(1963)61。

Kimnich, *Der internationale Rechtsstatus de Flüchtlings*, (1962); *Handbuch des internationalen Flüchtlingsrechts* (1960); Sarrante et Tager *Le Nouveau Statut international des réfugiées*, *Rev., crit. dr. i. p.* 1953, 245-287; Kegel, *Das internationale Privatrecht im EG* (1961) S. 973; Neuhaus, *Der Grundbegriffe des int. pr.* (1962) 146.

10—無国籍者の地位に関する条約

文献 Weis, *Clunet* 1960; 938 f.; Weis, *The Convention relating to the Status of stateless Persons*, 10 (1961) *Int. L. Q.* 255-264; Kimnich, *Der internationale Rechtsstatus für Flüchtlinge*, 1962, 336-341; Weis, *The United Nations Convention on the Reduction of Statelessness*, 11 (1961) *Int. Comp. L. Q.* 1073-1090.

11—外国における扶養料の取立に関する条約

以下には、国際私法部会小委員会資料140として配布された文書により、日本国法務省当局が当時問題点だと考えた点を紹介しておく。

第1 条約解釈上の問題点

1 条約の趣旨 この条約は、扶養請求についての抵触規則、裁判管轄権、

(6) Hudson, 5 *Int. Legislation* 381 No. 25 1 and 387 No. 252.

裁判手続並びに外国裁判の承認および執行等の問題には触れず、これらの事項に関する各国の国内法制には何らの変更を加えるものでないと解される（6条3項参照）。

2 条約の適用範囲

(1) 「扶養」の意義（1条） 条約には「扶養」の定義は与えられていない。これについては次のように解し得るかどうか、問題である。

- (イ) 夫婦、親子その他の親族関係によるものに限る。従って、契約による扶養や公私¹の社会福祉機関による扶養の如きはこれに含まれない。
- (ロ) もっとも、右の親族関係は扶養義務の関係において認められれば足りる。
- (ハ) わが国の場合、離婚による財産分与や慰謝料の請求はこれに含まれない。

(2) 請求者についての居住要件（1条3条） 請求者は「締約国の領域内にある (is in the territory...）」ことをもって足るものとされているが、一時的な滞在者でもよいかどうか。

(3) 対象となる請求の種類

(イ) 扶養請求のほか、すでに得た扶養命令の執行の申立（5条）および扶養命令の変更の申立（8条）が含まれる。扶養命令の変更の申立には、扶養義務者の側からの申立が含まれるか。

(ロ) 扶養請求の前提として認知の請求が必要とされる場合でも、認知の請求はこの条約による手続の対象とならないか。

3 送付機関の職務

(1) 「申請が善意でなされたものでないと確認する場合」(4条1項) とはいかなる場合をいうか。「申請が明らかに理由がないと認められるとき」と翻訳することは誤りか。

(2) 「書類の方式が請求者の国の法律に従い正規のものである」(4条2項) とは、いかなる意味か、文書の成立の真正はこれに含まれないと解してよいか。

第2 わが国が加入するについて問題となる点

1 被請求者についての居住要件（1条3条） 被請求者は「締約国の裁判管轄権に服する者」たることを要するが、わが国の場合は、国内に住所を有することを必要と解してよいか（家審規45, 94参照）。

2 機関の指定（2条） わが国としてはいずれの機関を指定すべきか。次の案が一応考えられる。

(イ) 送付機関として 家庭裁判所

(ロ) 受領機関として 法律扶助協会、弁護士会、家庭裁判所（調査官）又は法務省（訟務局）

3 送付機関としてはいかなる程度に事案の審理をすべきか（4条）。

書類の形式についての審理に止むべきか、書面審査により事案の内容をも審査すべきか、あるいは更に証人尋問等の証拠調をも行うことを得るものとすべきか。

4 受領機関は請求者の代理人として行動すべきものとし、その権限の範囲は民訴81条2項の規定する各事項について特別の委任を受けたる訴訟代理人と同様とすべきか（6条）。

5 機関の指定、送付機関における手続および受領機関の職務権限等についての立法形式はいかにすべきか。

6 司法共助の囑託（7条）については、次の点において「外国裁判所ノ囑託ニ因ル共助法」の定める原則と抵触する。

(イ) 実施についての時間的制約があること(c)。

(ロ) 費用の償還を求め得ないこと(d)。

これについては同法第1条第2項に規定する「異ル規定」として認容してよいか。

7 免除および便益について（9条）

(1) 民訴11条は、訴訟上の救助につき、国籍又は居住する国のいかに問わないものと解してよいか。

(2) 訴訟費用の担保に関する民訴 107 条の規定は、家事審判事件には適用なきものと解してよいか。

(3) 送付機関における手続を家事審判手続とした場合にこの条約による申立には手数料を課することができないこととなるか。

8 資金の送付について (10条) 資金の送付について最高の優先順位を与えるためには立法措置を必要とするか。

IV スカンディナヴィヤ条約

文献 斎藤武生「本国法主義と住所地法主義」法学論叢 26 卷 (1931) 949-54; 柳瀬兼助「スカンディナヴィヤ諸国に於ける国際私法に関する条約」民商法雑誌 2 卷 (1935) 1 号; 折茂豊『国際私法の統一性』(1955) 219 頁以下。

1. Allen Philip, *The Scandinavian Conventions on Private international Law*, *Recueil des Cours* 1959-I, p. 245~343;

2. *American-Danish Private International Law*, *Bilateral Studies in Private International Law*, n. 7, 1957;

3. *Bulletin de Jurisprudence Danoise in Journal Clunet*, 1954 and 1959;

4. *Commercial Arbitration in Denmark in the Arbitration Journal*, 1958, pp. 16 et seq.

5. Bentzon and Hammerich, *La récente union scandinave de droit international privé*, *Revue critique de d. i.*, 1934, p. 855. (I-V).

6. Bloch, *Die Nordische Konvention über internationalprivatrechtliche Bestimmungen auf dem Gebiet des Ehe-, Adoption— und Vormundschaftsrechts*, *Rabels-Z.*, 1934, S. 627.

7. Hambro, *Recognition and enforcement of foreign judgments in the Nordic countries*, *Journal du droit international*, 1957, p. 908.

8. *Répertoire de droit international*, Supplément 1934, "Union Scandinave." (I-II).

解説 スカンディナヴィヤ諸国人民は人種上ゲルマン系に属し、スカンディナヴ

イヤ法はゲルマン法系に属する。それゆえ、デンマーク、アイスランド、スウェーデン、ノールウェイ、フィンランド等北欧諸国法は多くの点で類似している。しかしこれら諸国法のあいだにおいても、何らかの点で法の相違が存するのを免れない。そこで19世紀末葉以来これらの諸国においても民商法とりわけ海商法、小切手法、売買法、契約総則、保険契約法等につき、法の統一化が策てられ、統一化はかなり高度に達成されえた。しかし、家族法、相続法、外国判決の効力、破産法等の領域においては、なお多くの法の相違が残存しており、法律衝突問題解決のため特別の規則を制定する必要があった。とりわけこの必要がたよく感じられたのは属人法の領域においてであった。けだし、スウェーデン、フィンランド等東方諸国においては属人法は国籍を基準として定められていたのにたいし、デンマーク、ノールウェイ、アイスランド等西方諸国では住所が基準とせられており、両者のあいだに統一をはかる必要があったからである。

このようにして、1930年代に入ると、これら諸国の衝突規則を統一化するため、この書に掲げてあるような各種の国際私法条約が締結せられることとなったのである。

いずれの条約にも、スカンジナビヤ5カ国が署名している。

V ベネリュックス条約—文献と解説

文献 山田鎌一「ベネリュックス国際私法統一条約」法学協会雑誌71巻（1954）410；*Revue critique de d. i. p.*, 1951 IV, 1952 I, II；E. M. Meijers, *The Benelux Convention on Private International Law: Amer. J. Comp. L.*, 2 (1953), 1-11.

解説 ベネリュックス3国の国際私法はフランス民法第3条を移入したものにすぎず、きわめて不完全である。そこで3国は、新立法にあたり3国の法律的・政治的・経済的親近性に鑑み、相互間の関係において国際私法を共通なものにしようとの立場に立ち、締結したのがここにかかげるベネリュックス条約

である。

この条約は、3国相互間の関係においてのみ行なわれるとの目的をもって作られており、これら3国の各々と他国との関係においてはそれぞれの国に固有の国際私法がひきつづき行なわれるとの建前に立っている。

ベネリュックス条約は今日までのところいずれの国の批准をも得るにいたっていない。その発効にいたらない理由は明らかでないが、この条約がすべての事項を包含する法典化条約であること、および3国がこの条約を締結した時（1951. 5. 11）以後に、ハーグ国際私法会議が再開され、そこで多くの個別条約が採択され、3国がそのうちの若干を批准するようになったこと、なども影響しているように考えられる。

けだし、法典化条約は包括的なものであるだけに、個別的条約とちがひ、批准を得るに困難があることは改めて言うをまたない。つぎに、3国間だけの法典化条約だとすると、他国との間に従来から行なわれている3国のそれぞれに固有の国際私法体系は引きつづき維持されることになり、3国の国内国際私法は複雑化するばかりである。そのうえ3国がハーグ国際私法条約のうちの若干のものを批准するとなると、これらのハーグ条約と国法とを調整することなくして3国がベネリュックス条約を批准することは考えられないことだからである。

VI ハーグ条約—概説, 文献および解説

- 一 第1回（1893年）ないし第4回（1964年）会議の成果
- 二 第5回（1925年）および第6回（1928年）会議の成果
- 三 第7回（1951年）会議の成果
- 四 第8回（1956年）会議の成果
- 五 第9回（1960年）会議の成果

六 第10回（1964年）会議の成果

概説 国際私法の法典化運動の起源はマンチニ（1871—1888）が1874年ジュネーブで開かれた国際法学会の会議に提出した有名な覚書にある。そこで彼は若干の一般原則の統一又は法典化を主張したのであるが、彼の主張は、ヨーロッパでは彼の死後オランダ政府の招請によるハーグ国際私法会議の開催となって結実した。

この会議は、1893、1894、1900、1904、1925、1928、第2次大戦後、1951、1956、1960、1964と今日までに10回にわたって開かれ、そこで数多の国際私法条約案が採択された。

それらの条約案のうち若干のものは、諸国の署名批准を経て発効したが、条約として発効するにいたらなかったものも多数ある。

発効したもののうち、第1次大戦（1914年）以前のものとしては、（1）婚姻に関する法の衝突を規律するための条約、（2）離婚および別居に関する法律並びに裁判管轄の衝突を規律するための条約、（3）未成年者の後見を規律するための条約、（4）夫婦の身分上の権利義務および夫婦財産に及ぼす婚姻の効力に関する法律の衝突に関する条約、（5）禁治産および類似の保護手段に関する条約、（6）民事訴訟事件に関する条約、がある。第2次大戦（1951年）以後のものに、（7）民事訴訟事件に関する条約、（8）有体動産の国際売買に適用すべき法律に関する条約、（9）子に対する扶養義務の準拠法に関する条約、（10）子に対する扶養義務に関する判決の承認および執行に関する条約、（11）遺言の方式に関する法律衝突に関する条約、（12）外国公文書の認証の必要性を廃止する条約、（13）養子縁組に関する官憲の管轄、準拠法および判決の承認に関する条約、（14）民事および商事に関する裁判上および裁判外文書の外国における送達に関する条約、（15）裁判所の選択に関する条約がある。

本書には未発効の条約案をも含めて、ハーグ会議で採択された条約案全部を

載録した。ハーグ会議の重要性からみて、未発効のものであっても、その研究価値は大きいと考えたからである。

条約案正文テキストは、「ハーグ国際私法会議議事録」, *Actes de la Conférence de La Haye de droit international privé* (1893, 1894, 1900, 1904, 1925, 1928, 1951, 1956, 1960, 1964) に載録されているほか、*Makarov, Quellen des internationalen Privatrechts* (1960) Bd. II にもものせられている。

文献 宮内国太郎訳述, 山田三良校閲「海牙国法私法会議及条約」法学協会雑誌 21 (1907) 1, 2; 法務資料 333号 (1954) 78; 339号 (1955) 252; 340号 (1956) 146; 『終戦後における国際私法に関するハーグ条約案三』法務資料 340号 (1956) に掲載された邦訳; 「法制審議会国際私法部会小委員会」資料 (法務省民参仮訳印) として配布された諸条約案邦訳。

山田三良「ハーグ国際私法会議の成果」法学協会雑誌 23 (1905) 556, 1434, 1593, 1782; 折茂豊『国際私法の統一性』(1955) 156; 川上太郎「ハーグ国際私法条約邦訳」神戸法学雑誌 13巻 (1963) 1号 2号; 川上太郎「ハーグ国際私法会議と法の属人性原則」神戸法学雑誌 13巻 (1963) 2号; 川上太郎「売買国際私法の研究」(一)〜(八)民商法雑誌 50巻 1〜5, 51巻 1, 2, 3 (1964); 川上太郎『国際売買法概論』(1964)。

Nolde, *La Codification du droit international privé, Recueil des Cours* (1936-I); Rabel, *Conflict of Laws* (1954), 30; Gutzwiller, *Das Internationalprivatrecht der Haager Konferenz, Schweiz. Jahrbuch f. internationales Recht*, 1945 II 48; *Conférence de La Haye de droit international privé, Actes et Documents de la neuvième session, tome I* 321~332.

BRAGA, S., FICKER, H. G., MAKAROV, A. N., MUELLER-FREIENFELS W., PETERSEN G., ZWEIGERT, K.—Berichte über das Status der Vollmacht (Annexe au rapport de M. von Caemmerer); *Zeitschrift für ausländisches und internationales Privatrecht*, 1959, p. 326; VON CAEMMERER, E.—Die Vollmacht für schuldrechtliche Geschäfte im deutschen internationalen Privatrecht (Rapport du Conseil allemand de droit international privé à l'intention de la Conférence de La Haye, texte original du mémoire figurant supra p. 257); *Zeitschrift für ausländisches und internationales Privatrecht*, 1959, p. 201; MAKAROV, A. N.—

Die Haager internationalprivatrechtlichen Abkommen und die Vorbehaltsklausel, *Ius et Lex*, Festgabe zum 70. Geburtstag von Max Gutzwiller, Bale, 1959, p. 303; — Réflexions sur l'interprétation des circonstances de rattachement dans les règles de conflit faisant partie d'une convention internationale, *Mélanges Maury*, t. I, Paris 1960, p. 207 (spécialement p. 128).

一 第1回(1893)ないし第4回(1964)会議の成果

第1回会議は、1893年9月12日から27日まで、ドイツ、オーストリア・ハンガリー、ベルギー、デンマーク、スペイン、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スイスなど13国の代表者が集まって開かれた。婚姻、法律行為の方式、相続、裁判管轄その他の訴訟手続などの問題が討議されたが、条約案作成までにはいたらなかった。

第2回会議は、1894年6月25日から7月13日まで、前回の会議に参加した13カ国のほかに、新たにスウェーデンとノルウェーを加えた15カ国の代表が集まって開かれた。婚姻の効力、婚姻の解消・別居、後見および禁治産、外国人と内国人との同一的取扱い・外国人の訴訟の保証・訴訟上の救助、破産、相続と遺言などの問題が討議された。最終の議定書には、婚姻、後見、民事訴訟手続、破産、相続・遺言および死因贈与に関する条約案がふくまれている。このうち民事訴訟手続に関する条約案は、1896. 11. 14 ハーグで、フランス、ベルギー、スペイン、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、スイスなどの諸国の署名を得、条約として成立した。同年12月中には、ドイツ、オーストリア・ハンガリー、デンマーク、ルーマニア、ロシアなども加入した。かくてこの条約には、第2回会議に参加した15カ国全部が署名批准したことになる。

第3回会議は1906年5月21日から6月18日にかけて開かれ、前回と同じ15ヶ国の代表が参加した。婚姻、離婚ないし別居、未成年者の後見、相続遺言および死因贈与なる4つの条約案が採択された。なお最終議定書には国際私法に関する若干の他の事項を検討するため、第4回会議を開きたい旨の希望が表明さ

れた。

第4回会議は、前回の15ヶ国のほか、日本国が新たに参加し、1904. 5. 16に開かれた。開会に当り、オランダ外務大臣は、婚姻、離婚および別居ならびに未成年者の後見に関する3つの条約が1902. 6. 12ドイツ、オーストリア・ハンガリー、ベルギー、スペイン、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、スウェーデン、スイスの12カ国により署名されたと述べた。第4回会議はこの成功に力を得てその作業を強く押しすすめた。1904年6月7日に17カ国の代表によって署名された最終議定書には5つの条約案がふくまれている。訴訟手続に関するもの（1896年条約の修正）、相続および遺言（前の条約案の修正）、夫婦の権利義務に関する婚姻の効力、禁治産および破産に関するもの（従来条約案に対する修正）がそれである。さらに会議のため新たに会合が招集されうべきだとの希望が述べられた。これは、相続および遺言に関する条約案作成の仕事を完成するため新たな会合が必要と考えられたのによる。

しかし、次の会合が開かれるまでには20年の経過を必要とした。1912年に手形法および小切手法の統一に関する会議がハーグに開かれ、この会議のため国際私法会議の招集が妨げられた。その後勃発した第1次世界大戦とその後始末のため、1925年になってやっと第5回ハーグ国際私法会議を開くことができたのである。

その間に、第4回会議で採択された3つの条約案は1905. 9. 17に条約の形で署名された。しかし他方において、条約の脱退のことが生じた。すなわち、1913. 11. 12に、フランスは1902年の3つの条約を廃棄し、1916. 12. 5には1905年の2つの条約を廃棄した。この先例は1918年にイタリー、ベルギーによって、婚姻および離婚に関する1902年の条約に関して踏襲せられた。それまで非常な賞讃を博したハーグ会議の事業はここにはじめて、締約国によって公然と欠陥あるものと宣言されることになったのである。同じ不信感により、ハー

グの諸条約は、第1次大戦後の平和条約により旧交戦国間において効力を復活せしめられなかった（ただし、1905年の民事訴訟に関する条約を除く）。

18—婚姻に関する法の衝突を規律するための条約

文献 Meili und Mamelok, *Das internationale Privat-und Zivilprozessrecht auf Grund der Haager Konventionen*, 1911, 73-137; Lewald, *Haager Konventionen z. ipr*, dans Strupp, *Wörterbuch*, I 459-465; F. Kahn, *Die dritte Staatkonferenz für das internationale Privatrecht*, *Zeitschrift*, XII (1902/01), 1-21, 201-261, 385 ? 437, *Abhandlungen zum I P R*, II, 1928, 39-178.

第5会期によりて提案された修正については、Volkmar, *Die Ergebnisse des fünften Haager internationalen privatrechtskonferenz*: J. W. 1926, 307-313; J. Koster, *La cinquième Conférence de droit international privé: Revue de droit international et de législation comparée*, 1926, 156-201, 245-280.

フランスおよびベルギーの条約廃棄については、参照。川上太郎「ハーグ国際私法会議と法の属人性原則」*神戸法学雑誌*13巻(1963)143頁以下; M. Travers, *Effets de la dénonciation par la France des conventions de la Haye de 1902 en matière de mariage, de divorce et de séparations de corps*: *Clunent* 41 [1914] 778-798; *La dénonciation des conventions de la Haye du 12 juin 1902*; *Revue X* [1914], 364-395; Bere, *Die französische Kündigung der Haager Familienrechtskonventionen und ihre Begründung*: *Zeitschrift XXV* (1915, 305-320), *la Belgique le 31 Octobre 1918* (cf. cg. u Visscher, *La dénonciation par la Belgique der Conventions de la Haye relatives au mariage, au divorce et à la séparation de corps*: *Revue XV* [1919], 624-630), *la Suède le 29 Novembre 1958*.

第6会期によって提案された修正については、cf, Volkmar, *Die familien-und erbrechtlichen Beschlüsse der sechsten Haager Konpernz über internationales privatrecht*: *Juristische Wochenschrift*, 1928, 857-867.

19—離婚および別居に関する法律並びに裁判管轄の衝突を規律するための条約

文献 山田三良「海牙国際私法会議の成果」*法学協会雑誌*23巻(1905)556; Kahn,

Die dritte Haager Staatenkonferenz f. intpr., Abhandlungen, Bd. II, 1928, S. 42 ff. Francescakis, La prudente élaboration par la Conférence de La Haye d'une Convention sur le divorce, Journal du d. i., 1965 p. 24.

20—未成年者の後見を規律するための条約

文献 Meili und Mamelok, Das internationale Privat-und Zivilprozessrecht auf Grund der Haager Konventionen, 1911, 257-315; Japiot, La tutelle des mineurs d'après la Convention de La Haye du la 12 juin 1902, Revue VII (1911), 59-618, VIII (1912), 288-301; Travers, Convention de La Haye relative à la tutelle des mineurs et les accords antérieurs passés par la France, Revue VIII (112), 641-660; Lewald, Haager Konventionen zum i. pr., Strupp, Wörterbuch des Völkerrechts, I 472-474.

21—夫婦の身分上の権利義務および夫婦財産に及ぼす婚姻の効力 に関する法律の衝突に関する条約

文献 a) ハーグ条約一般 上掲 181 頁参照。

b) 婚姻の効力に関する条約: Audinent, Le régime matrimonial et le Contrat de mariage d'après la convention de La Haye: Revue, VI (1910), 289-312; Neubecker, Der Ehe-und Erbvetrag im internationalen Verkehr, 1914, 310-385; Lewald, Haager Konventionen zum internationchen Privatrecht, Strupp, Wörterbuch des Völkerrechts und Diplomatie, Ir edit, I, 474-478; Volkmar, Die familien-und erbrechtlichen Beschlüsse der sechsten Haager Konferenz über internationales Privatrecht—J. W. 1928. 857-867.

22—禁治産および類似の保護手段に関する条約

文献 Actes de la Conférence de La Haye, I-II, 1893; 1894; 1900; 1904; Documents relatifs à la quatrième Conférence de La Haye 1904. 第6期会期においてなされた修正については, cf. Actes de la sixième session, et Documents 1928;

Hans Lewald, *Haager Konventionen zum int. Pr.*, Strupps Wörterbuch des Völkerrechts, I 479-481; 第6会期の修正については, cf. Volkmar, JW. 1928, 857-867.

23—民事訴訟手続に関する条約

文献 邦訳については, 参照, 宮内国太郎訳, 前掲法協21巻2号, および法務省仮訳(昭32. 3. 11民参印) 国際私法部会資料4に所収。De Lapradelle, *Conférence de La Haye, Répertoire t. IV* (1929) p. 590.

二 第5回(1925年)および第6回(1928年)会議の成果

第5回会議は1925. 10. 12から11. 7にかけてハーグで開かれ, 21ヶ国が参加した。第4回参加国のうちロシアを除いた15ヶ国と, ほかにイギリス, フィンランド, リトアニア, ポーランド, セルブクロアート・スロヴェーヌ, チェコスロヴァキアである。討議の対象とされたのは, 破産, 外国判決の承認執行, 相続, および従前の諸条約の再検討であった。最終議定書には, 破産に関する条約案と外国判決の承認執行に関する条約案とがふくまれている。

第5回会議の成果として注意すべきは, すでに存する既存の5つの身分関係条約を第1次世界大戦後諸国の国籍法関係が変更したのに適応させるための措置に関するものである。大戦後, 多数国において妻および子はもはや当然に夫または父と国籍を同じくするに限らなくなった。また戦争の影響を受けて多数のものが国籍を剥奪され, 多数の無国籍者を生じたからである。しかし, 1902年および1905年の条約に対しこの点を補足する条文は法上の効力を取得するに至らなかった。もっとも無国籍者の属人法として提案された連結素は1938年ドイツ民法施行法に採用され, その後まもなくイタリアおよびギリシャの新法典にも採用された。それによると, 無国籍者の人事親族相続法関係については常住地法(ギリシャ法では住所地法)が, それがないときは居所地法が準拠法とされる。さらに, 1902年の婚姻の締結に関する条約は, 次のように改訂された。

すなわち婚姻締結の場合、当事者の本国法に定める婚姻禁止は、それがもっぱら軍事上の義務、または王室の家族法に基くものである時は、これを尊重するを要しないと趣旨である。この制限が最初からこの条約規定のうちに織り込まれていたのであれば、フランスは1913年に条約を脱退することはなかったであろうといわれている。

1925年会議の主眼とするところは、国際相続法、破産法および訴訟法の問題、とりわけ外国判決の承認および執行の問題であったが、ここでも会議の成果を条約案の形にまとめることはできなかった。しかし結果的にみて良い仕事がなされたといわれている。相続の問題は後日に延期された。

第6回会議は1928. 1. 5 から28にかけてハーグで開かれ、1925年におけると同じ21ヶ国が参加した。討議の対象となったのは、相続および遺言、1902年および1905年の条約に関連しての国籍問題、司法上の共助、売買契約などの諸問題であった。最終議定書には、相続および遺言に関する法および管轄権の抵触に関する条約案、無償の司法共助等に関する条約案、民事訴訟手続に関する1905. 7. 17の条約の補充的条約案、さらに婚姻、離婚および後見に関する1902年の条約の修正案および婚姻の効力と禁治産に関する1905. 7. 17条約の修正案、最後に破産、外国判決の承認及び執行に関する1905年条約案の修正案がふくまれている。しかし何れも条約にはならなかった。なお、第6回会議で着手した国際売買契約に関する問題は、この会議では成果をあげるまでにはいたらなかったが、特別委員会の審議に付せられ、後に大きな成果をあげることになる。

実際に得られた成果は、国際私法の法典化の問題ではなく、その周辺の事項に関するものであった。すなわち第6回会議に参加した諸国のうち17ヶ国は、1931. 3. 27にひとつの議定書に署名し、ハーグ条約の解釈については、常設国際司法裁判所の義務的裁判管轄を認める旨規定した。しかしここでも大国はこれに参加していない。

これを要するにふたつの大戦の間においては、ハーグ会議による国際私法の国際的法典化の事業には何らの進捗も見られなかったといつてよい。

24—破産に関する条約案

文献 邦訳については、参照、法務資料340号104頁以下に所載のもの、および斎藤常三郎「海牙の国際破産協定法案について」(破産法和議法研究第2巻〔1934〕100頁以下)。

25—相続および遺言に関する法律並びに裁判管轄の衝突に関する条約案

文献 VIハーグ条約の冒頭(181頁)掲げた一般参考文献参照。

三 第7回(1951年)会議の成果

文献 Cheshire, G. C. et Wortley, B. A. The 1951 Hague Conference on Private International Law (suivi d'une discussion portant surtout sur la Convention renvoi); The Grotius Society, Transactions for the year 1952, Problems of Public and Private International Law, Vol. 38 (Proceedings of the International Law Conferenc, 1952), p. 25; Dölle, H.-Die 7. Haager Konferenz; Zeitschrift für ausländisches und internoationales Privatrecht, 1952, p. 161; Graveson, R. H. Note: Hague Conference on Private Internatioal Law; The International and Comparative Law Quarterly, 1953, p. 605; Julliot de la Morandière, L. La Septième Session de la Conférence de La Haye de droit international privé; Revue critique de droit international privé, 1952, p. 5; Nadelmann, K. H. The United States and the Hague Conferences on Private International Law; The American Journal of Comparative Law, 1952, p. 268; Offerhaus, La Septième Session de la Conférence de La Haye de droit international privé (avec traductions en anglais et en allemand); Journal du droit international (Clunet), 1952, p. 107; Sauser-Hall, G. La Septième Session de la Conférence de La Haye de droit international privé; Annuaire suisse de droit international, vol. VIII, 1951, p. 93; Wortley, B. A. Aspects of the 1951 Hague Conférence on Private international law; Festschrift Hans Lewald, Bâle, 1953, p. 407.

第7回会議は1951. 10. 9から31にかけて開かれ、16ヶ国の代表が参加した。西ドイツ、オーストリー、ベルギー、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、イギリス、イタリア、日本、ルクセンブルグ、ノールウェイ、オランダ、ポルトガル、スウェーデン、スイスの16ヶ国である。ほかに、ユーゴスラヴィア代表はオブザーヴァーとして出席した。ソ連圏諸国は参加しなかった。主な討議事項は、国際売買契約、外国会社等の法人格の承認、反致、扶養義務、ハーグ国際私法会議の組織等であった。

最終文書によると、第7回会議は5つの条約案を採択したほか、若干の勧告を提案している。これらの決議は3つに分ちうる。

第1のものは、従前の会議で採択された若干のテキストの補完を目的とするものである。A) 1905年7月17日の民事訴訟手続に関する条約に対する改訂、B) 常設国際司法裁判所の管轄に関する勧告、C) 外国判決の承認および執行に関する決議がこれに属する。第2のものは、第7会期の本来の仕事であって新たな条約を定立するもの、第3のものは、将来に備えるものである。

26—ハーグ国際私法会議規程

文献 上記議事録 Actes p. 251 et s. 国際私法の統一方法に関する参考文献としては、cf. NADELMANN, K. H.—Méthodes d'unification du droit international privé (La législation uniforme et les conventions internationales). *Revue critique de droit international privé*, 1958, p. 37.; NADELIMANN, K. H. et REESE, W. L. M.—The American Proposal at the Hague Conference on Private International Law to use the Method of Uniform Laws (compre. des traductions de la séance de la Commission IV de la Huitième Session du 18 octobre 1956 et d'une partie du Rapport de la Délégation néerlandaise), *The American Journal of Comparative Law*, 1958, p. 239.; VON OVERBECK, A. E.—Essai sur la délimitation du domaine des conventions de droit international privé; *Ius et Leux, Festgabe zum 70. Geburtstag von Max Gutwiller, Bâle 1959*, p. 325. (spéc. p. 342; représentation)

27—民事訴訟手続に関する条約

文献 Dölle, Die 7. Haager Konferenz; RabelsZ, 1952, S. 161; Graveson, Hague Conference on PIL, I C L Q., 1953, p. 605; Julio de La Morandière, La Septième Session de la Conférence de La Haye de d. i. p., Revue critique de d. i. p., 1952, p. 5; Ponsard, La convention de La Haye du 1^{er} mars 1954 relative à la procédure civile, Travaux du Comité français de d. i. p., (1960-1962), 1963 p. 39.

解説 この題目が第7会期の議題にとりあげられたのは、ヨーロッパ審議会 (Conseil de l'Europe) の英国代表から会議加盟国間に、訴訟手続問題に関する条約をもつ必要があることを主張したのに起因する。ヨーロッパ審議会はこの作業をハーグ会議に一任することを決議した。この要請に応じて、ハーグ会議がこの問題をとりあげたのである。会議は1905年に採択され、1928年に改訂された民事訴訟手続に関する条約に若干の微細な変更を加えたものを採択した。本書に掲げたのがそれである。改訂にあたりとくに注目されたのは、第27条ないし33条の最終条項の規定である。

まず、32条にたいしてなされた新规定を注意しなければならぬ。それは各締約国に、条約の署名または批准、若しくは加入にさいして、自国領土上に常居所を有する他の締約国国民に、訴訟費用の保証に関する、第17条の適用を制限するように留保することを許すことを目的とする。この留保を行使した国は、もとより、他国領土上に常居所を有する自国民のためののみ、他国による第17条の適用を主張することができるにとどまる。

この留保が許されたのは、英国の要求による。この国はその署名する条約中にこれを一般に予見しているからである。しかし、若干の代表は、彼らが訴訟手続に関する条約を批准するとき、それを使用することは確かではない旨述べた。

同じく条約の施行も修正された。新规定によると「条約は第4批准書の寄託以後60日目に発効するものとする。」以前のテキストが定めていたように60日目以降ではない。

さいごに、第31条によると、第7会期に代表されないすべての国は、条約を批准した1以上の国がそれに反対しない限り、6ヶ月の期間内にこの条約に加入することを許される。従前のテキストには、条約に代表されない国は批准したすべての国の事前の同意によってのみ加入できると定められていた。

28—有体動産の国際性を有する売買に適用すべき法律に関する条約

文献 Bagge, *Les conflits de lois en matière de contrat de vente de biens meubles corporels*, Recueil des Cours, 1928-V, p. 125; Deutscher Rat f. intrp., *RabelsZ*, 1959, S. 151; Fragistas, *La compétence internationale aux Conférences de La Haye de d. i. p.*, Grundproblem des internationalen Rechts, Festschrift für Jean Spiropoulos, 1957, p. 139; Fragistas, *La Compétence internationale en droit privé*, Cours donné à l'Académie de droit international de La Haye, 1960; Fédéricq, *La vente en droit international privé*, Recueil des Cours, 1958-I, p. 1; Gutzwiller, *La loi applicable aux ventes à caractère international d'objets mobiliers corporels*, Annuaire suisse de droit international, vol. XIII, 1951, p. 149. Jacobson, *International Sale of Goods*, the International and Comparative Law Quarterly, 1954, 659; Strisawer, *Das internationale Privatrecht des Kaufvertrages in den Entwürfen der sechsten Haager Privatrechtskonferenz*, *RabelsZ* 1931, S. 381; Weill, *Les Conventions de La Haye sur la vente à caractère international d'objets mobiliers corporels*, Travaux du Comité français de droit international privé (1958-1959), 1960, p. 37, Georges A.-L. Droz, *Entrée en vigueur de la Convention sur la loi applicable aux ventes à caractère international d'objets mobiliers corporels*, *Revue Critique LIII* (1964) 663; 川上太郎「売買国際私法の研究」*民商法雑誌*50 (1964) 1, 2, 3, 4; 川上太郎『国際売買法概論』(1964)。

解説 採択されるに至るまでの経過 この条約案で取り扱われている事項は、1928年の第6会期に付議された。しかし当事者意思自治原則にどの程度の効力範囲を認めるべきかについて諸国の意見が分かれ、委員会ではひとつの成案を得ることができなかった。この問題に関する予備草案を作成するために設けられ

た特別委員会は、まず各国政府に質問状を送り、かつ、国際取引社会について取引界の実状を調査した。特別委員会は回答を受け取り調査を終わった後、1931年6月ハーグに会合した。議論は活潑、かつ、徹底的に行われたが、ひとつの草案の作成に成功した。第7会期では、この特別委員会の手になる草案が基本的にはそのまま採択された。本書に掲げたのがそれである。

この条約案の骨子 「この条約は、有体動産の国際的性質を有する売買に適用される」との規定（第1条1項）は、この条約の適用される売買の定義に関する。この規定によると、条約は純然たる国内的売買には適用されない。しかし、当事者が純然たる国内的売買契約を締結するにあたり、自己の立場からみて窮屈と思われる若干の国内法の規定の適用を免れるために、たとえば、この契約はしかしかの外国法の適用に服するとか、あるいは、その履行上生ずる紛争は外国の裁判官または仲裁人の管轄に服すると定めることにより、その契約に国際的外観を与えるように企てることがある。このような詐欺行為があれば、裁判官は公序規定を援用して条約の定める準拠法の適用を排斥することができる。しかし一層慎重を期するために、「法律の適用または裁判官若しくは仲裁人の管轄についての当事者の単なる意思表示だけでは、本条第1項にいう国際性を売買に与えることはできない。」との条項（第1条4項）が付加されたのである。

売買契約の準拠法は契約当事者が指定する国の国内法である（第2条1項）が、当事者による準拠法の指定には、原則として明示の合意が必要である（第2項）。質問状に対する回答で、日本国は、明示の意思表示のほか黙示の意思をも参酌されるようにと希望した。しかし黙示の意思をみとめると、当事者の暗黙の意思をたずねるといふ口実のもとに、当事者が思いもつかなかった法律を適用することを裁判官に許すことになり、取引上好ましくない不確実をもたらすことになる。そこで、条文では、明示の指定がない場合には、「この指定は、契約の規定から確実に導き出されるものでなければならない」とされた（第2

項)。すなわち、裁判官はしかじかの法律が準拠法であることを宣言するためには、一切の外部事情を排し、もっぱら契約の約款、当事者の意思表示自体にのみその決定の基礎をもとめなければならない。「確実に」という表現によって、裁判官の調査に限界が設けられた。準拠法に関する合意の有効性が何国法によるべきかについては、学説が分れているのであるが、条約は、「準拠法に関する当事者の合意に関する条件はその法律による」と定めた（第2条3項）。この解決は循環論に帰するという非難があるが、實際上この主義が最も簡単で、この条約の立脚する方針——すべての困難を解決するための〈単一の法〉なる方針——に適合するというので、採用せられたのである。

当事者の明示の意思表示がないときは、場合に依じ、当事者に容易に知られる法律として、「売主の法律」または「買主の法律」の適用がみとめられた（第3条）。そこで考えられているのは、契約締結地の法的決定から生ずる不確実を避けながら、なるべく多くの場合「契約締結地法」の適用に導かれるということである。

第5条は、売買契約に関する事項であって、条約の定める準拠法の適用から除かれる事項を定める。この条約では、売買の目的物の所有権の移転は、当事者間における移転でも、これを除外することになっているのであるが、「危険負担」に関する問題は、それが所有権の移転にかかわるものであるかどうかを問うことなしに、当然に条約により適用されるべきものと宣言された法律に従うことになる。

第7条は、この条約の効力範囲を明確にするために設けられた。もちろん、この条約は、一般に締約国の国民が関係している事項にのみ適用されると定めることは可能であった。あるいは、準拠法として指定された法律が締約国の法律である場合とか、売買の目的物たる商品が締約国領域にある場合とかに制限することも可能であった。しかし、このような立法の仕方は、締約国において、国際売買に関し、2つの国際私法体系——ある場合には条約の体系、他の場合

にはその国の固有の国際私法体系——を適用させるという不都合を生じさせる。そこで、この条約の諸規定は、各締約国の本来の国際私法体系にとって代わるものとするの方針がとられたのである。

29—本国法と住所地法との間の抵触を規律するための条約

文献 江川英文「本国法と住所地法の抵触を規律するハーグ条約案について」国際法外交雑誌54巻(1955)4号; ALLEMAGNE—Deutsche Stellungnahme zum Thema renvoi (texte original du mémoire figurant p. 125 des Documents relatifs à la Septième Session); *Zeitschrift für ausländisches und internationales Privatrecht*, 1952, p. 273; BATIFFOL, H.—Principes de droit international privé (traitant notamment la Convention renvoi); *Recueil des Cours de l'Académie de droit international de La Haye*, tome 97, 1959 II, p. 431 (spéc. p. 485); BELLET, P.—Comité français de droit international privé (Communication sur les séances des 19 mars et 4 juin 1959, où ont été discutées les Conventions sur les obligations alimentaires et le renvoi); *Revue critique de droit international privé*, 1959, p. 394; BENTWICH, N.—Recent developments of the Principle of Domicile in English Law; *Recueil des Cours de l'Académie de droit international de La Haye*, tome 87, 1955. I, p. 121 (spéc. p. 133); FRANCESKAKIS, PH.—La théorie du renvoi et les conflits de systèmes en droit international privé, Paris, 1958 (spéc. p. 177); —La Convention de La Haye de 1955 pour régler les conflits entre la loi nationale et la loi du domicile (Communication suivie de discussion); *Travaux du Comité français de droit international privé*, 19^e et 20^e années, 1958–1959, Paris, 1960, p. 151; KORKISCH, F.—Der Anteil der nordischen Länder an den Fragen des internationalen Privatrechts (III. Haager Konferenzen, Renvoi, Parteiautonomie, Uebergang des Eigentums); *Zeitschrift für ausländisches und internationales Privatrecht*, 1958, p. 613; MANN, F. A.—Der “gewöhnliche Aufenthalt” im internationalen Privatrecht, ein Beitrag zur Rechtsvereinheitlichung, *Juristezeitung*, 1956, p. 466; MARIDAKIS, G. S.—Le renvoi en droit international privé, rapports définitif et provisoire, observations des membres de la 23 Commission et de M. H. KELSEN; *Annuaire de l'Institut de Droit international*, vol. 47, tome II, Session d'Amsterdam, 1957, p. 1; PRIVATE INTERNATIONAL LAW COMMITTEE—First Report of the Private International Law Committee (domicile-report). Londres, 1954, Cmd. 9068; Communication de M. Ph.

Francescakis, *La Convention de La Haye de 1955 pour régler les Conflits entre la loi nationale et la loi du domicile*, Travaux du Comité français de d. i. p., (1958-1959), 1960 p. 151.

解説 この条約案は、もとオランダ国家委員会が準備し、会議の準備作業の過程において、諸国政府の意見を徴した、反致に関する予備草案⁽¹⁾に基づいて作られた。提示されたもとの案はもっぱら自然人の身分および能力事項並びに親族相続法関係に適用されるべきものであった。しかしこの案に対する諸国の反対にかんがみ、オランダ国の代表で、委員の一人、メイジャース (Meijers) は第7回会議の委員会に自分の作成した別案を提出した。会議ではこれらの案を検討したのち、最後に提出された妥協案に賛成した。最終的に採択された(6票にのぼる棄権をもって、9対11で)のは、この最後の案である。

条約案のみとめる体系の核心は、第1条に見出される。同条は、本国法が住所地法の適用を定めているのに、住所地法が本国法の適用を定めている場合における本国法および住所地法の連結規定間のてい触を住所地法の管轄権が優越するものとして解決している。すなわち、この場合には、遵守され、適用されるべき法律は、住所地法ということになる。この解決は、住所地法主義を認める国際私法を有する国にとっては、受諾しうるものであることは当然である。また本国法主義をとる国に対しても大きな犠牲を要求するものではない。ただし、本案第1条の規定によれば、これらの国は、外国人がその本国法によりすでに住所地法すなわち、大部分の場合に住所地国の本来の国内法である法律に従うべきものとされている外国人にのみ適用すべき義務があるに過ぎないからである。

案の第2条および第3条は、住所地国および本国が、ともに住所地法にせよ、本国法にせよ同一の法律の適用を定めている場合を規定する。いずれの締約国も、その本来の国際私法の規定がどうであれ、法律のてい触の解決の統一を確

(1) Documents 1951 p. 44.

保する利益のためにこのように指定された法律を守らなければならない。従って、住所地国および本国がともに住所地法の管轄権を認めるときは、この住所地法が他のいずれの締約国においても適用されなければならない。これに反して、住所地国および本国がともに本国法の適用に導く同一の国際私法の規定に従うときは、他のいずれの締約国も、ひとしく本国法を適用しなければならない。

第4条は何よりも契約地法または物の所在地法その他の間に生ずるてい触の規定をすべて除外して、この条約の諸規定の機能を本国法と住所地法との間の連結のてい触に制限することを目的とする。たとえば、デンマーク人がドイツに住所を有している当時死亡したときは、イギリスまたはフランスの裁判官は、第1条の条件が充足されている事実にもかかわらず、自国に存する不動産については、所在地法を適用することができる。

第5条は、条約の適用上生じうる住所のてい触の一部のみを解決することを目的とする。条約は、しばしば住所および住所地法に言及するが、住所の觀念に関して諸国の定めが区々であって、本条約の主目的をなす統一的解決に対し障害とならざるを得ない。そこで委員会では、フランス代表の意見により独立の住所を有する場合におけるその者の常居所を住所と定めたのである。住所が他の者の住所または官公署の所在地に依存する場合は、故意にこれを除外した。この場合には、住所の決定は、本条約の適用についても、異なる国際私法体系において採られている連結規定にまかされているのである。

30—外国会社の法人格の承認に関する条約

文献 川上太郎「外国会社の承認等に関するハーグ条約について」神戸法学雑誌5巻(1955); DAIG, H. W.—*Weitere Entwürfe der Haager IPR-Konferenz, Entwurf eines Abkommens über die Anerkennung der Rechtsfähigkeit ausländischer Gesellschaften, Vereine und Stiftungen*, Juristenzeitung, 1952, p. 188; LOUSSOUARN, Y.—*La condition des personnes morales en droit international privé*; *Recueil des*

Cours de l'Académie de droit international de La Haye, tome 96, 1959 I, p. 443; — La Convention de La Haye sur la reconnaissance des personnes morales étrangères (Communication suivie de discussion); Travaux du Comité français de droit international privé, 19^e et 20^e années, 1958–1959, Paris, 1960, p. 67; WOLFF, E.— Personalstatut für Gesellschaften, Vereine und Stiftungen. (Entwurf eines Abkommens der 7. Haager Konferenz für internationales Privatrecht), Festschrift M. Wolff, 1952, p. 375; Communication de M. Yvon Loussouarn, La Convention de La Haye sur la reconnaissance des personnes morales étrangères, Travaux du Comité français de d. i. p. (1958–1959), 1960 p. 67.

解説 この条約案は、オランダ政府がハーグ条約の従前の会期でなされた勧告に従ってなした発議の結果としてなったものである。身分および能力や相続法問題よりもむしろ国際取引に関する問題に従った方が成功の確率が高いというので、この問題が取り上げられることになったのである。

オランダ政府が会議に先立ち発送したアンケートは、単に外国会社等の人格の特定の国における承認だけでなく、広く会社に関する法律衝突の問題全般に及ぶものであった。しかしながら会社に関する法律衝突問題に関する諸国の意見はひじょうに区々たるものであったため、オランダ政府は法人格の承認問題だけに限って討議の基礎となる予備草案を作成したのである。

この条約の骨子 この条約案の最大の特色は、これが法人の人格の承認問題に関連して、法人の人格の存否を決定する準拠法について、設立準拠法主義の原則を採用した点にある（1条）。しかしながら、同時にこの原則には多くの制限が付せられ、条約の統一的機能を著しく阻害していることに注意しなければならぬ。すなわち、

(1) この条約案は法人の設立につき現実の本拠地法主義をとっているフランス・ベルギー・オランダ等の諸国のために、準拠地法主義の原則に対し大きな制限を認めざるを得なかった（2条1項, 2項）。しかも条約案は準拠地法主義をとるイギリスのために、更にこの制限を緩和することを余儀なくされ、解

積上疑問の余地のある規定を設けるに至っている（2条4項，3条2項）。見解を異にする諸国を満足させるためにある程度の妥協は止むを得ないところであるが，条約案がこのような錯雑し，しかも疑義のある規定を設けざるを得なかったことは，この案の未熟を示すものといわねばならない。

第1条1項は，外国法人の人格を承認するための最小限度の要件を定めているのであって，少くともこの要件を具備する法人の人格は承認しなければならぬとして締約国を義務づけたに過ぎない。従って締約国が第1条1項の規定よりもより寛大な条件で外国法人の人格を承認することは，少しもさしつかえない。それゆえ，固有の準拠法主義をとるイギリスその他の諸国は，この条約に加入した後であっても従来通り，外国法人がその設立準拠法に従い有効に設立せられた限り，その定款上の本拠が何れの国にあろうとも，その人格を承認することができる。条約案はこのことを少しも妨げるものではないのである。

これに反して，現実本拠地法主義をとる国は，本条1項によれば，自国に現実の本拠をおきながら自国法の適用を免れるために，ことさらに定款上の本拠を外国において外国法に従って設立せられた法人をも承認しなければならなくなるから，到底これに賛成するを得ない。そこで条約案は，現実本拠地法主義の国はこの種の外国法人の人格を承認するを要しない，との例外規定（2条）を設けることにより，第1条の原則を採用することを得たのである。

第2条によると，法人の現実の本拠が現実本拠地主義をとる国にあるときは，その国に第1条に従って取得された外国法人の人格の承認を拒むことができる（同条1項）。さらに，法人の現実の本拠が自国内には存せず，第三国にあるときにも，第三国が同じく現実本拠主義を採るかぎり，その第三国は同じくこの法人の人格の承認を拒むことができる（2項）。たとえば，英国法人の現実の本拠がオランダ国にあるときは，オランダ国は法人の属人法の決定につき現実本拠地主義をとるから，この英国法人の人格の承認を拒むことができ（1項），またフランス国も同じく現実本拠地主義を採るから，この英国法人の人格

の承認を拒み得るのである（2項）。これと異なり，法人の現実の本拠が法人の属人法の決定につき準拠法主義を採る第三国にあるとき，たとえば英国に定款上の本拠をおき英法に従って設立せられた法人の現実の本拠が同じく準拠法主義をとる米国にあるときは，第2条1項または2項を適用する余地はない。従ってこの場合には，オランダ国やフランス国もまた第1条の原則に従い，この英国法人の人格を承認しなければならぬのである。

(2) 法人格承認の効果として締約国の法人が他の締約国においていかなる範囲の権利能力を有するか，およびいかなる私権を享有し得るかは，第5条の定めるところである。第1項によれば，承認された法人は第1条に定められた準拠法上附与せられる権利能力を他の締約国においてもそのまま認められる。従って承認された法人は属人法上訴訟当事者となり，財産を所有し，契約その他の法律行為をなすことができるかぎり，他の締約国においてもそのままこの能力を保有する。

承認の効果に関する上の原則に対し，条約案は第5条において2つの規則を定める。そのひとつは，承認国の法律が同種の内国法人に対し特定の権利の享有を拒み，または制限あるときは，この禁止または制限を外国法人にも及ぼすことができるということである（5条2項）。たとえば，締約国は，法人は計可なくしては贈与により財産を取得することはできないとの国内法を外国法人にも適用してその受贈能力を制限することができる。その2は，締約国が自国領域内で外国法人の財産権享有能力の範囲を任意に定め得るということである（5条3項）。たとえば，締約国が外国法人は自国領域内では内国法人と異なり，土地を所有することはできないと定めるが如くである。この第5条2項および3項の規定は，この条約の効力範囲を減殺するものである。

(3) 締約国がこの条約の比較又は加入にあたり条約の適用範囲を制限しうる（9条）。これも，止むを得ないこととはいえ，条約による統一を害するものである。

以上のような制約はあるが、この条約案がとにもかくにも準拠法主義の原則を採用し得たことは、法人の承認に関する衝突法規の統一上、大きな進展であるとみななければならない。

四 第8回（1956年）会議の成果

文献 Gutzwiller, M. *Annuaire suisse de droit international*, vol. XIII, 1956, p. 9; Julliot de la Morandière, *Revue critique de droit international privé*, 1957, p. 1; Nadelman, K. H. *Eighth Session of the Hague Conference on Private International Law*; *The American Journal of Comparative Law*, 1956, p. 709; *The United States at the Hague Conference on Private International Law*; *The American Journal of International Law*, 1957, p. 618; Petersen, G. *RabelsZ*, 1959, p. 1; Reese, W. L. M. *Some observations on the Eighth Session of the Hague Conference on Private International Law*; *The American Journal of Comparative Law*, 1956, p. 611; Wortley, B. A. *Great Britain and the movement for the unification of Private Law since 1948*; (1. *The Hague Conference on Private International Law.*); *Tulane Law Review*, 1958, p. 541.

会議に参加したのは、ドイツ、オーストリア、ベルギー、米国（オブザーヴァー）、日本をふくむ20ヶ国、およびヨーロッパ審議会である。以下に掲げる4つの条約案が採択された。

31—動産の国際売買における所有権移転に関する条約案

文献 Gottheiner, *Zum Eigentumsübergang beim Kauf beweglicher Sachen*, *RabelsZ* 1953, S. 356; Gottheiner, *Compte rendu des Ouvrages de Schultz et de Sovilla*, *RabelsZ*, 1958 S. 369; Lagergren, *Delivery of the Goods and the Transfer of Property in the Law of Sale*, 1954; Lalive, *The Transfer of Chattels in the Conflict of Laws*, 1955; Nial, *Selected Problems in Private International Law*, *Recueil des Cours* 1960 III p. 256; Sovilla, *Eigentumsübergang an beweglichen körperlichen Gegenständen bei internationalen Käufen*, 1954; Vauthier, *Le transfert de propriété en cas de vente internationale d'objets mobiliers corporels*, *Revue de*

droit international et de droit comparée, 1952, p. 142. 川上太郎「売買国際私法の研究」民商法雑誌51巻（1964）1，2号；川上太郎『国際売買法概論』（1964）136頁以下。

解説 採択にいたるまでの経過 有体動産の国際売買における所有権移転の問題は、1951年の第7会期において審議せられたが、そこでは意見がわかれ、ひとつの成案に達することができず、やむなく2つの仮案第Ⅰ案第Ⅱ案を作成するにとどまった。そして第8会期までにこの問題についての予備草案を準備するため、特別委員会が設けられた。特別委員会は1954年に審議したが、やはり一致に達することができず、仮案2つ、第Ⅲ案（具体的条約といわれるもの）および第Ⅳ案（混合条約といわれるもの）が作成された。

第8会期においてはこの問題はモランジュール (*de La Morandière*) を委員長とする第1委員会で審議されたが、同委員会は第7会期で起算された第Ⅱ案および特別委員会の起草した2つの条約案を審議の基礎とした。その結果作成された委員会案は第Ⅲ案また第Ⅳ案のいずれでもなく、この2つから示唆を受けたものである。これが総会で採択されて条約案となったのである。

この条約の骨子 この条約案は、「所有権移転に適用されるべき法律に関する条約案」という表題を付せられていること、およびその基本的条文のひとつである第3条においてあらたに「所有権の移転」なることばが用いられていることからみて、形式上スカンデナヴィヤ諸国の希望する具体的条約案に対し反対の立場にある抽象的条約案の形式のものとなっている。しかし、案は、解決しようとする問題を具体的にとり上げて規定しているのであって、実質面ではスカンデナヴィヤ諸国の要望にそっているのである。

以下にこの条約の特色をなす若干の規定を掲げる。

第1に、案は、売買契約の当事者と当事者以外の者（たとえば、売主の債権者または買主の債権者）との関係に関しては、売買の目的物についての所有権の買主への移転は、その目的物に対する請求がなされた当時におけるその物の所在地法によるとしている（第3条）。これは売買の目的物についての担保権

を有する売主の債権者の権利を保護するための規定である。ただし、売買の目的物が前に所在した国の国内法により買主に認められた所有権は、買主の既得権とするとして既得権保護の立場を採用している（3条ノ2）。

2) つぎに、売主買主間の所有権移転問題のうちとくに列挙されている若干の事項——1 売主が売買の目的物の産物および果実に対する権利をいつまで有するか、2 売主が、売買の目的物に関する物権をいつまで負担するか、3 売主が、売買の目的物に関する損害賠償請求権をいつまで有するか、4 売主のための所有権留保の特約の効力——は、物の所在地法によるのではなく、売買契約の準拠法によることとせられている（第2条）。所在を転ずる動産についてはその時々を所在地を決定することが困難なことがあり、所在地法主義によるとすれば売主買主間の所有権関係が不分明となることがあるのを免れないという英国代表の主張をある程度とり入れて、この条規ができたのである。

3) 発送をとまなう売買の場合において、所有権移転の準拠法を定めるについては、どんな連結素を基準とすべきか、発送地か到達地か。案はいずれとも決めなかった。もっとも発送当時、発送地法によって所有権が買主に移転していればそれが認められるとの考え方を採用した（3条2項⁽¹⁾）。もし発送当時所有権の移転が発生すると、その買主への移転は決定的となり、その後の所在地のいかんにはかかわらないことになる。これに反し移転が発送前に生じなかったときは、移転の時期は契約準拠法が定めることになる（第2条）。ただし、差押がなされたときは、差押当時の物の所在地法が適用される（3条1項4条1項）。

4) 証券による売買に関する特則 証券による売買であって、かつ証券が売買の目的物を表彰しているかぎり、買主が権利を取得したかどうかは、売買の目的物の所在地法によるのではなく、証券所在地法によるとせられる（3条2

(1) 川上『国際売買法概論』164頁。

項、5条3項)。これは、準拠法決定のためには、銀行の所持する証券について請求がなされることが必要であるとして、証券所持人（一般には銀行）に安全を与えようとしたのである⁽²⁾。

5) 非権利者の売買の場合 非権利者からの買主が売買の目的物について所有権を主張する第三者に対し、どんな権利をもって対抗しうるかは、請求当時における目的物所在地法による（5条1項、一般的には3条1項）。ただし、買主の既得権は保護される（5条2項）。

6) 運送中の物 第6条は運送中の物の売買に関する。一国の領域を運送中の、または公海もしくは公空にある売買の目的物を発送国にあるものとして取扱うのは、通過中瞬間的に所在する一時的所在地を考慮に入れることは好ましくないからである。ただし、非権利者の売買に関するときは、目的物の占有がどこでなされたかを問わず、占有の取得が決定の基準となる。従って運送中の物に関する第6条の規定は第5条2項および3項にまで伸長されるものではないのである。もっとも、ヴァン ヘッケ (Van Hecke) はむしろ契約準拠法によるべきものとなす。

32—有体動産の国際売買における合意管轄に関する条約

文献 川上太郎「売買国際私法の研究」民商法雑誌51巻（1964）2号；川上太郎『国際売買法概論』（1964）192頁以下。

解説 ハーグ会議で管轄問題がとりあげられた最初は、第5会期（1925）当時である。同会期において全文5ヶ条からなる、外国判決の承認および執行に関する条約案が作成された。つづいてこの草案を補足する35ヶ条の規定がつぎの第6会期（1926）において採択され、もとの条約案に追加された。しかし、これらの条約案は発効をみなかった。その後国際法協会は1947年のプラーク会

(2) 前掲書 167 頁。

議で8ヶ条からなる「有体動産の売買に関する裁判管轄に関する条約案」を採択した。この草案は、オランダ政府がハーグ国際私法会議第7会期(1951)の準備のために各国に発送した質問状の基礎となった。ハーグ会議第7会期(1951)では、この問題が議題としてとりあげられたが、時間不足のために十分審議されなかった。たんに若干の重要点について意見を表明したにすぎない。会議はオランダ国委員会に、裁判管轄に関する条約案を準備する特別委員会を組成するように要請した。特別委員会は、1954年3月末の会合で裁判管轄問題の一部たる、「合意管轄」に関しては予備草案を起草することができたが、当事者意思にかかわらない「一般裁判管轄」に関しては意見がわかれ、案を起草するまでにいたらなかった。そこでオランダ国委員会は第8会期における討議の基礎とするために、仮案を起草することを報告委員バチフォル(Batiffol)に委嘱した。バチフォルは1955年10月一般的裁判管轄に関する条約予備草案を提出した。

第8会期では上に述べた2つの案を基礎として裁判管轄問題を審議した。その結果、「合意管轄」に関する条約案が採択されたが、売買契約中に裁判管轄に関する約款がふくまれていない場合、裁判管轄はどのようにして審議されるべきかという一般的问题の方は審議するだけの時間的余裕がなく、後にもちこされた。⁽¹⁾

条約案の骨子 この条約案の眼目は、売買契約の当事者が合意によりその契約について訴訟を裁判すべき裁判所の管轄を約定しうべきことおよび管轄合意約款の方式、および効果を定める第2条の規定にある。

方式 管轄裁判所の指定は明瞭でなければならぬ。口頭による指定も可能であるが、口頭による場合には、この指定は当事者の一方または仲介人の発する書面上の申述により表示または確定され、争いのない場合でなければならない。

(1) 第9会期では、契約による一般的特別管轄問題と外国判決の承認および執行の問題とが議題として審議されたが、審議未了となった。そこで会議はこれらの目的を審議する特別委員会を設置するようオランダ国委員会に要請した。Actes et Documents 1960 I p. 57., 313.

取引界においては商取引は口頭で，ことに電話一本で行なわれ，直後に合意された約款を記載した当事者一方の書面による確認を伴う場合が多い。条約案はこれにかんがみ，口頭による管轄合意をみとめたのである。もっとも，当事者一方のこの確認はこれを受領した当事者によって署名されないから，法的な意味での書面とはならない。この書面による表示または確認は，取引の慣習に従って定まる短期間内になされなければならない。このようにして，電報によって口頭の合意がなされ，その直後に当事者の一方の署名した，合意された約款を表わす確認書が届けられると，この合意は完全に有効になる。同様に，仲立人が当事者のあいだを仲介して，売買を仲立し，かつ，契約の当事者が仲立人から裁判権付与約款を記載した書面を受取り，その効力を争わないときは，仲立人の署名した書面は有効となる。

目的 約款が指定しうるのは締約国の裁判所に限られる。この条約案は，管轄裁判所の選択における当事者の自由になんらの制限も加えないから，当事者は問題たる契約となんらの関連もない国の裁判所をも，指定することができる。

約款の効力 この約款の直接の効力は，指定された裁判所に専属管轄権を付与するにある。

第2条に定められた合意管轄の専属性の原則に対しては，実際上の必要と衡平の理由により2つの例外がみとめられている。第3条と第4条の規定がそれである。

管轄裁判所が下した判決は，第5条所定の要件を具えているかぎり，他の締約国において，その内容について再審査することなく，承認され，かつ，執行力あるものと宣言されうる。

33一子に対する扶養義務の準拠法に関する条約案⁽¹⁾

この条約案が起草されるまでの経過 第2次大戦中および戦後における避難

(I) これについては，Cf. Panchaud, La Huitième Session de la Conférence de la

民の移動や、戦時中および戦後の外国軍隊の占領または駐留等により、扶養については困難な問題が惹起せしめられた。けだし多くの要扶養者ことに未成年の子は、扶養義務者が外国に移動し帰国したことにより、事実上遺棄されたと同様な状態に陥ったのであって、人道上これが早急な解決が必要となったからである。このような問題が生ずるにいたった原因のひとつとして、扶養義務に関する各国法制の相違ということがあげられる。けだし扶養義務に関する各国法制の著しい相違とその準拠法決定の不統一は外国判決の承認と執行および外国における訴訟追行に関する国際的取極めがないことと相まって、扶養権利者が在外扶養義務者に対して扶養の請求をすることを事実上阻んでいるとあって差し支えないからである。このような法制上の障害と欠陥を除去し、これに対して適切な国際法制上の措置を講ずることは、この社会問題を解決するための重要な手がかりとなる。ハーグ会議が戦後緊急を要する重要議題として扶養問題をとりあげたのは正にこのゆえである。国際連合社会経済理事会も同じく扶養問題をとりあげ、「外国における扶養請求権の主張に関する協定」(1956. 6. 20, ニューヨークでの決議)によって、扶養権利者の外国における訴訟の追行を⁽²⁾あ⁽²⁾っせん、援助する方法を講ずるにいたっている。

ハーグ会議は1951年の第7会期でこの問題を討議したが、討議のための十分な時間がなく、後日にもちこされた。しかし、予めオランダ国委員会から、参加各国に送付した「扶養義務に関する質問書」に対し、各国から寄せられた回答書並びに第7会期における委員会での討議を通じて、ハーグ会議がこの問題につき採るべき基本的方針が決定または示唆されるにいたった。

第7会期後、ハーグ会議の要請に基づき設けられた、扶養問題に関する特別

Haye de droit international privé, Schweiz. Jahrbuch für internationales Recht 1956 XIII S. 48.

(2) Kegel Internationales Privatrecht (1964) 67. 加盟国は、ドイツ、セイロン、中国国民政府、デンマーク、グアテマラ、ハイチ、イスラエル、イタリア、ユーゴースラヴィア、マロッコ、ノールウェイ、パキスタン、スウェーデン。

委員会は、1955年1月ハーグに開催され、第8会期において審議の基礎とされるべき条約仮案を作成した。⁽³⁾

第8会期はこの特別委員会の作成した仮案をごく僅か修正して、確定案を作成した。

条約案の骨子⁽⁴⁾ この条約の目的とするところは、21才未満の未婚の子（嫡出子、非嫡出子のほか養子をもふくむ）に対する扶養義務の準拠法を締約国間において統一すること、およびこれにより締約国相互間において扶養判決の執行を容易ならしめようとするにある。

条約は扶養義務に関する一切の問題を規律することを目的とするものでなく、たんに未成年の子が何人に対し、どの程度扶養料を請求しうるかの問題だけを規律するにとどまる。子が扶養料を請求するのは通常は父および母に対してであろうが、扶養の訴が祖父母、兄弟姉妹、父母の相続人または公共機関に対して提起されることもないではない。条約は子が何人に対し扶養を請求しうるかの問題を取扱う。他の扶養問題はこの条約の取扱うところではない。

条約の対象とするところは、(a) 子が扶養請求権を有するかどうか、(b) どのていどの扶養請求権が存在するか、すなわち扶養料の額および扶養料は子の何才まで支払わるべきか、その他請求に先立つ期間の扶養料をも請求しうるかの問題、(c) 扶養料は何人に請求しうるか、の問題である。

条約案では、子に対するこの扶養問題は子の常居所地（衝突法をふくまない）によるべきものとせられる（第1条）。子の常居所地の法律を準拠法としたのは、子がどんな場合に、どのていど、かつ何才まで扶養料を必要とするかは、子の生育する地の官憲がその地の社会経済状態を考慮にいれて、最もよくこれを決定しうるからである。すなわち、子の常居所地法を適用することによってこの条約の目的とする子の利益が最大限保証されることになるというので、

(3) 条約案およびその解説については、司法資料 339号25頁。

(4) 以下の記述は、特別委員会の審議についての Winter の報告書 (Documents 1956 p. 125) およびこれを基準とする法務資料 339号14頁—37頁の記述による。

条約は子の常居所地を連結素としたのである。

そのほか、子の常居所地法の適用により、子を扶養する義務を負う者が、この義務をみとめないか、または制限的にしか認めない国に移住することによって扶養義務を免れることのないように、これを阻止することができる。

さいごに、子の常居所地法の適用は、住所地主義国、国籍主義国の何れにとっても受諾可能であるという考慮からも、認められるに値するといわれている。子の常居所変更の場合には準拠法も変更し、新常居所地法が準拠法となるとせられる（1条2項）のは、子の常居所地法主義が子の現に生活する地の社会的経済的環境を考慮してのことである以上、当然のことである。

常居所地法を適用するとの上の原則に対しては、例外の定めがある（第2条、3条）ことに注意しなければならぬ。第2条の例外は、法廷地国に子および扶養料被請求者の国籍があり、かつ、その国に扶養料被請求者が居住することを条件として、すなわち、子の常居所のみが外国にある場合に、法廷地国法の適用をみとめたもの、すなわち、原則たる子の常居所地法主義に対し、本国法の適用を例外的にみとめたものである。

もうひとつの例外は、子の利益保護のために法廷地法を適用すべきものとする第3条の規定である。

扶養義務の存否を判断するための前提たる親子関係その他の親族関係はこの条約の定めるところではない（第5条）。元来扶養義務は、親子関係その他の身分関係の基礎の上に成立し、このような身分関係の効力のひとつとして構成される。従って扶養義務の存否ないしその範囲について判断するためには、通常親子関係その他の親族関係の存否が先決問題となってくる。しかしこの条約案は、このような先決問題の準拠法決定までをその対象としているのではない。すなわちかかる先決問題については、各国の国際私法規定によることになる。従って、たとえば、婚外父子の場合に子の常居所地法が父子関係の存在を扶養義務の準拠法としている場合、この父子関係の成立に認知を要するか否かのよ

うな問題は、これに関する法廷地国の国際私法規定によって定まる準拠法によって決定されることになるのである。

これに伴ない、第5条2項は、扶養義務についてなされた判断が親子関係や親族関係に影響を及ぼすことを断ち切ろうとするのである。

34—子に対する扶養義務に関する判決の承認および執行に関する条約

文献 ALLEMAGNE.—Gesetz zur Ausführung des Haager Uebereinkommens vom 15. April 1958 über die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen auf dem Gebiet der Unterhaltspflicht gegenüber Kindern, Bundesgesetzblatt, Teil I, 1961, No 54, p. 1033; BELLET, P.—Comité français de droit international privé (Communication sur les séances des 19 mars et 4 juin 1959, où ont été discutées les Conventions sur les obligations alimentaires et le renvoi); Revue critique de droit international privé, 1959, p. 394; CONTINI, P.—L'exécution internationale des obligations alimentaires-International Enforcement of Maintenance Obligations; L'unification du droit, volume III, 1954, (français et anglais), éd. Unidroit, Rome; p. 122; California Law Review, 1953, p. 106; — The United Nations Draft Conventions on Maintenance Claims; The American Journal of Comparative Law, 1954, p. 543; DÉPREZ, J.—Les conflits de lois en matière d'obligation alimentaire; Revue critique de droit international privé, 1957, p. 369; MEZGER, E.—Les Conventions de La Haye sur la loi applicable et sur la reconnaissance et l'exécution des décisions en matière d'obligations alimentaires envers les enfants (Communication suivie de discussion); Travaux du Comité français de droit international privé, 19^e et 20^e années, 1958-1959, Paris, 1960, p. 123; N., H.—Compte rendu de l'article de L. I. de Winter dans Nederlands Tijdschrift voor International Recht, 1957, p. 133; Zeitschrift für ausländisches und internationales Privatrecht, 1958, p. 196; Communication de M. Ernst Mezger, La Convention de La Haye en matière d'obligations alimentaires envers les enfants, Travaux du Comité français de d. i. p. (1958-1959), 1960, p. 123; Bischoff, Les Conventions de La Haye en matière d'obligations alimentaires, Journal du droit international

1964 p. 759.

解説 この条約が起草されるまでの経過 子に対する扶養義務に関する国際私法の統一条約がハーグ会議第7会期において審議せられた際、この統一国際私法条約が真に実効をあげるためには、扶養義務に関してなされた判決の外国における承認および執行を容易ならしめる措置を講じておく必要があるとする点で委員会の意見が一致した。⁽¹⁾しかしながら、扶養義務に関する外国判決の承認と執行および裁判管轄の問題は、外国における扶養訴訟の追行の問題とともに、ローマの私法統一国際協会がはやくから手がけていた。また、国際連合経済社会理事会の専門家委員会がこれをひきつぎ、すでに2つの条約草案を作成し、近く国際会議を開く予定となっていた。そのためハーグ会議としては作業の重複を避ける必要があった。1955年1月扶養義務に関する統一国際私法条約案を議するため集合した扶養問題特別委員会は、裁判管轄権、外国判決の承認と執行並びに外国における訴訟追行の問題をつぎの第8会期の議題に上すことにすべきだと声明することで意見の一致をみた。⁽²⁾そこでオランダ政府はこの問題の取扱いに関し参加各国政府の意見をあらかじめ徴し、その意見に従い、この問題をハーグ会議に附議した。ところで第8会期開催当時にはすでに、外国における扶養料の取立に関する1956. 6. 20のニューヨーク条約が存していた。⁽³⁾そして会議参加国のうちにはこの条約に署名していたもの、また署名の意思を

-
- (1) 1951. 10. 30の第3委員会議事録および第3委員会報告書参照。法務資料339号85頁、93頁。
- (2) 法務資料339号228頁以下、239頁以下。ひとつは、扶養義務の外国における執行に関する条約案——法務資料339号261頁、1954. 4. 26のモデル条約、Documents 1956 p. 173. 他のもは、扶養に関する訴の外国における追行に関する条約案（外国における扶養料の取立に関する条約案、1956. 6. 20ニューヨークで署名されたもの、Documents 1956 p. 178）——1952年ジュネーブで作成された国連専門家委員会の案。
- (3) 法務資料339号22—24頁。
- (4) Documents 1956 p. 178-184.

もっていたものもあった。それにもかかわらず、ハーグ会議が扶養義務に関する判決の承認執行の問題をとりあげたのは、扶養に関する法律衝突条約を完成させるためには扶養権利者のためになされた判決の簡易な執行を得させる必要があり、しかもニューヨーク条約がこの問題を解決しえていなかったからである。

上記の事情により、この問題については、第8会期の開催前にはなんらの準備作業もなされなかった。ハーグ会議は、この条約の目的に適合する指導精神と条規とを私法統一国際協会並に第7回ハーグ会議のオランダ代表の一人、故メイジャーズ教授を議長としてジュネーブで開かれた国際連盟専門家委員会によって作成された条約草案のうち⁽⁵⁾に発見することができた。

ハーグ会議がこの条約案の作成に成功し、かくて国連経済社会理事会の第17会期の勧告(1954. 4. 26, 勧告527—⁽⁶⁾XVII)にこたえることができるにいたったのは、これらふたつの機関の作業成果の賜であるといつてよい。

条約案の骨子⁽⁷⁾ 条約案は子に対する扶養義務に関する判決のみに適用される。会議が条約の対象をこのように制限したのは、この問題が現在最も切実な問題であり、かつ、これによって意見の一致をみる機会が多くなると考えたからである。

条約の効力範囲 第1条は、条約の目的、すなわち扶養料に関する判決の相互的な承認および執行を保障するとの目的を定めている。本条にいう<判決>なることばは、広義に解し、司法裁判所の判決のほか、行政庁による決定をもふくむと解すべきである。スカンジナビヤ諸国、オーストリア、スイス等多

(5) このふたつの条約案の条文は、Documents relatifs à la Huitième session (1956), p. 169-178.

(6) 経済社会理事会は「……扶養義務の外国における執行に関するモデル条約の条文をあるいは二国間条約の締結あるいは種々の国による統一的法制の宣布のために手引きとして利用することを諸政府に勧告する。」

(7) 以下は、この問題を審議した第8会期第3委員会の報告書を編集したジュナール(Jenard)の記述による(Actes 1956, p. 314).

くの国において、行政機関が扶養の請求について裁判権を有することに鑑み（たとえば、ヴォー地区においては、県庁の役人が嫡出子に対する扶養義務について裁判する権限を有する）、会議は行政上の裁判にも条約の適用を及ぼすべきであると考えたのである。

執行に関する条約は、法律衝突条約を補充することを目的とするのであるが、その適用範囲はそれよりも広げられ、「国内的性質の訴に基づいてなされた判決」にも及ぶものとせられている。子の利益のためには、法廷地の国内法のみを適用してなされた裁判——この方が数の上では圧倒的に多い——に、判決に関する条約による保障を得させる必要があるからである。これが、第1条に「国際的又は国内的性質の訴に基づいてなされた判決」ということばで示された効力範囲なのである。

条約の対象とするところは、扶養料を目的として執行されるべき裁判に関する処分のみであって、たとえば、子の監護に関する処置の如きは除外される。そうしないと、条約の受諾を困難ならしめるおそれがあるので、これのみに限定されたのである。

第2条は、承認され、かつ執行され得べき判決がどのような条件を具えなければならぬかを定める。第3号において、「仮執行宣言付判決その他の仮処分」にたいし執行力をみとめたのは、判決が既判力を得るまでには、長い年月を要することがしばしばあるところ、扶養義務に関する判決の執行は、義務の性質自体に鑑み、迅速な執行を必要とするものであり、延引を許されないものだからである。

第3条によれば、訴提起の当時、義務者が常居所を有していた国の官憲および義務者が任意にその管轄に服した官憲だけでなく、訴提起の当時権利者が常居所を有する国の官憲もまた管轄権を有する。原告の裁判籍による管轄をみとめたのは、つぎの考慮に基づく。

- 1 義務者の裁判籍しか認めない、執行に関する条約は、原告が被告の常居

所国の裁判所に提訴することを余儀なくされ、僅少な効能しかないからである。条約がその効力を発揮する主要な場合は、被告が判決後にその住所を変ずるにいたった場合、および被告が敗訴の判決をうけた国以外の国に財産を有する場合である。

2 子の常居所地法は、子の需要を最もよく評価し得るものであるから、衝突条約において連結素決定基準とされたのである。その意味からすれば、子の裁判籍による管轄をみとめるのが論理的である。しかし、原告の裁判籍に管轄をみとめる条約の採択を拒む国があるかも知れないというので、第18条において、この点についての留保がみとめられたのである。

第7条は、ローマ案第8条に対応する。同案の注には、「……将来の支払分に関しては、若干の国は、あるいはその取消可能性のゆえに、あるいは領土外の執行は裁判時において確定しており、かつ、支払うべき金額を給付する旨の判決のみに制限しているがゆえに、外国判決の執行を拒んでいる。このような事情のもとに、委員会は、期限の到来済みの支払分にせよ、将来の支払分にせよ、定期的支払を予想する判決の執行を明示的にみとめる規定を条約中に設けて、この問題についての曖昧さを取り除くのがよいと考えた」とある。⁽⁸⁾

五 第9回(1960年)会議の成果

第9回会議には、ドイツ連邦共和国、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スペイン、米国(ただしオブザーバー)、フィンランド、フランス、イギリス、ギリシャ、アイルランド(ただし代表者は出席せず)、イタリア、日本、ルクセンブルグ、ノールウェイ、オランダ、ポルトガル、スウェーデン、スイス、トルコ(ただし代表者は出席せず)およびユーゴスラビヤ計21ヶ国の代表が出席して開かれた。

(8) Institut international pour l'unification du droit privé, Avant-projet d'une convention pour la reconnaissance et l'exécution à l'étranger des décisions en matière d'obligations alimentaires, p. 46.

この会期においては、3つの条約が採択された。ここには、外国公文書の認証の必要性を廃止する条約を除く、他の2条約について、それが採択されるまでの経過と内容の大体を概説する。

35—未成年者の保護に関する官憲の管轄権および準拠法に関する 条約⁽¹⁾

この条約案は、もと特別委員会によって準備されたもの（報告者はローマ大学教授マルモ氏）を、第9会期の第3委員会で審議してなったものである。

ボル（**Boll**）事件⁽²⁾に関する国際司法裁判所の判決によって提起された関心がこの条約に影響をおよぼしたといわれる。

ボル事件は久しい以前から提起されていた無能力者の保護のための本国法の適用にかかわる難問題を現実に浮びあがらせることになった。無能力者の保護には司法機関の関与のほか、しばしば行政機関の関与をも必要とすることがあるがために、とくに無能力者の保護に関する本国法の適用は難問題をひきおこすことになり勝ちなのである。非訟事件においては手続と実質とを区別することの困難はいちじるしい。他方、すぐにぶつかるのは、実質に適用される法律によって定められた役割に比較しうる役割を果たすことのできる司法機関を発見することの困難である。さいごに、純然たる行政機関がその権限を行使する

(1) これについては、Cf. Actes et Documents de la Neuvième Session, IV Protection des mineurs (1961); Batiffol, La 9^e Session de la Conférence de La Haye de d. i. p., Revue critique de d. i. p., 1961 p. 461; Loussouarn, IX Session de la Conférence de La Haye de D. I. P., Journal du d. i., 1961 p. 656; Reese, The Ninth Session of the Hague Conference on P I L (1961), 55 American Journal of I L (1961), 447. Graveson, Ninth Session of the Hague Conference on P I L (1961), International and Comp. L. Q., (1961) 10.

(2) この事件については、参照川上太郎「国際私法条約の解釈」, 国際法外交雑誌 62 (1963) 4号, Mme Simon-Depitre, La protection des mineurs en droit international privé, après l'arrêt Boll de la Cour internationale de justice, Travaux du Comité de droit international privé, 1960-1962 p. 109.

にあたり依拠する法律以外の他の法律を適用するというようなことはまずありえないということを指摘しておかねばならない。

従って本国法の適用を定めている1902年の条約は時代おくれになった感が深い。今日の発展は、行政手段による未成年者保護を組織立てる法律（これがボル事件をひきおこす直接の原因となった）を多数生ぜしめている。それだけにこの条約はいっそう時代おくれになったようにみえるのである。

第9会期において採択されたこの条約の規定は正しく未成年者の常居所の司法または行政機関の管轄を重視する。条約の精神は、後見に関する新たな衝突規則を導入することにあるのではなく、未成年者保護を組織化するため司法および行政機関の権限を有効に認めようとするにある。もっともこのような立場が当然準拠法に影響をおよぼすことはいうまでもない。あたかも第2条は、前掲の機関は「その国内法によって定められた処置をなす」と定めているようなのがそのたぐいである。

しかし条約は、未成年者の本国の法律および機関の管轄を一部みとめる。第3条がそれである。同条は、多少あいまいなことばづかいで、「未成年者の本国の国内法上当然に生ずる権限関係はすべての締約国において承認される」と定めている。フォン スタイガー (Von Steiger) 氏の報告書によると、この条文は、司法上または行政上の判決なしに直接法律に由来する保護を対象とするように思われる。たとえば、未成年者が災害を受けた場合、損害賠償の訴えが父または母により、もしくは一方のいない場合に両者のうちの何れか1人によって行使しうるか、または行使されなければならぬかは、本国法が決定するというたぐいである。条約の精神は、未成年者のために有利に機関が関与するようにはかろうというにある。

しかしながら司法または行政機関のなす措置によって親権の喪失をきたすことがある。この場合には、常居所地法による親権の喪失が本国法に基づく「権限関係」を終了させることができることになるのを注意しなければならない。

しかもこの決定は条約の条項に従い本国においても認められなければならないのである。本国法主義の原則を採用する諸国が条約の批准につき多少ためらいを感ずる点のひとつはこの点であろう。

他方条約は、第4条をつぎのように定める。「未成年者の本国の機関は未成年者の利益のため必要があると認めるときは、その常居所国の官憲に通告したのち、自国の国内法に従い、その身上またはその財産の保護を目的とする措置をなすことができる。」

この規定は国籍原則の支持者に与えられた満足と考えられる。国籍原則を固執しないひとびとは、この規定はさして大きな実際上の効力をもつものではないと考えるにちがいない。常居所国の機関が必要な決定をなしうることこそ重要なのである。本国の機関が事態を知らされ、自己の関与が未成年者の利益のため必要だと考えるような場合は非常に稀であろう。

属人法の利点は、無能力者がどこにいても、その準拠法は原則として同じであるという、継続性を保障する点に存する。そこで、条約は未成年者の常居所の移転を規定しなければならなかった(第5条)。この規定は、なされた措置は、新常居所国の機関がそれを廃止し、または変更しないかぎり、そのまま効力を持続する、と定める。これに反し、本国の機関のなした措置は常居所の変更にも拘わらず効力を維持すべきである。これが本国法適用の理由でもある。しかし最終的に居所の機関に有効な優越性を保障する必要があると考えられた。もし未成年者がその身体またはその財産について重大なる危険にさらされているときは、常居所の機関は本国法の管轄に関する、第3条、4条および5条3項の規定にも拘わらず、たとえば法定後見人の免ちつのような必要な措置をなすことができる(第8条)。しかし第2項に、他の締約国の機関はこれらの措置を承認するを要しないと付加されている。第9条が、一般に認められた解決、ことに1902年の条約によって認められた解決を採用して、緊急の場合には未成年者または財産の存在する国の機関は必要な保護措置を暫定的にとることがで

きると定めているのは、同じ考え方によるものである。

この簡単な素描はこの条約が作成された実際上の趣旨を示すことを目的とする。条約は継起的に関与をもとめられる別異の国の機関の間の協議を定めている。しかし条約の作用と衝突法のそれとの間の境界線が微妙であることは肯定せざるを得ない。すでにみたように、採択された条規によれば、未成年者の常居所地の官憲はその属人法を顧みることなしに、親権の喪失または法定後見人の免ちつを言渡すことができる。条約はまた、未成年者が何を意味するかを規定しておかなくてはならず、第12条は「この条約の意味において、未成年者とはその者の本国国内法に従いまたはその者の常居所国の国内法上未成年者たる地位を有するすべての者をいう」と定める。条約の趣旨が受理した機関の法律のみを顧みるように導くことは疑いないところであるが、この規定もまた妥協の徴表をもつものといえる。そのしるしは、条約がここでも本国法のみを属人法とみていることのうちに見出される。ハーグ会議への参加国中には、英、デンマーク、および部分的ながらスイスのように住所地法をもって属人法とする国がある。しかも周知のように属人法を住所に連結することは、属人法が弱い観念であることを示すものなのである。

この発展は、国内法上あまりにもしばしば保護の衰退がみられる家族に行政上の保護をもって置き換えるとの発展が国際私法面であらわれたものにはかならない。この置換は国際私法上は衝突法に裁判管轄を代置するということに帰着する。しかし裁判管轄と立法管轄との区別は長い、幾世紀にもわたる経験にもとづいているのであるから、ひとつが他に代わる徴候がここにあらわれているとみるべきものではなからう。

未成年者保護に関するここでの問題は、1例にすぎない。未成年者の居住地域の官憲にその保護をもとめることがどんなに利益であろうとも、親権、すなわち未成年者の能力問題をその常居所地法によらしめることは、条理に反し、しかも未成年者にとって不都合がないとは言えないとの批判が存するのである。⁽¹⁾

(1) Batiffol p. 474.

「未成年者の本国官憲は未成年者の常居所国または財産所在国の官憲との協議により、後者にとられた措置の実施を委ねることができる」との第6条の規定は、属人法による指令を居住地または財産所在地域の可能性に適応させる道を開くものであり、そこにより総合的解決が見出される余地がある。それゆえ、この規定はすぐれた解決を示すものであるといわれている。ただし、このような適応はかならずしもつねに可能であるとは限らないことをみとめねばならない。

司法または行政機関による未成年者の保護の趨勢は、国家の役割の増大と同様の一般的傾向にはちがいないが、従来の局面を全面的に覆すものと考えてはならない。現実には即してみると、純然たる家族的後見が引きつづき最も普通の保護の方法であることを維持するものと考えられる。したがって、ハーグ条約により管轄と準拠法とのあいだに厳格に設定された関連は未成年者保護の特定領域に関するものにすぎず、当然にその全体を蔽うものであってはならないであろう。

36—遺言処分の方式に関する法律衝突に関する条約⁽¹⁾

条約作成の経緯 遺言の方式準拠法の問題がハーグ会議でとりあげられたのは、1893年第1回ハーグ会議の当時に遡る。それ以来この問題は、法律行為の方式の問題として、また相続並びに遺言に関する問題として第2会期以降第6会期まで会議ごとにとりあげられた。しかし、これらの会議で採択されたどの案も条約として発効するまでにいたらず、死文に帰した。会議は第2次大戦後の第8会期(1956)に、イギリス代表の提案に従いこの問題をとりあげる旨の決議をした。イギリス代表は、遺言の有効性について死亡当時の国籍または住所を考慮するために、作成当時有効な遺言が遺言者の国籍または住所の変更の

(1) これについては、Cf *Actes et Documents de la Neuvième Session III Forme des testaments* (1961); 川上太郎「遺言の方式の準拠法に関するハーグ条約(1960)の形成過程」民商法雑誌49巻(1964)5号。

ゆえに無効となることを防止し、遺言の効力を維持したいとして、この題目を議題とすることを提案したのである。

第8会期の決議に従って設けられた特別委員会により仮案が作成せられた。第9会期はこの仮案を基礎として審議し、表記の条約案を採択したのである。日本国はこの条約に署名批准した。そして、この条約を国内法にとり入れ、「遺言の方式の準拠法に関する法律」を制定公布したのである（昭39. 6. 10, 法律 100号）。

条約の基本概念 この条約の主目的は、遺言の方式の準拠法を国際的に統一するにある。この目的達成のために、条約は遺言の方式の準拠法決定の基準として、多数の連結点を採用し、遺言が方式面で無効化することをできるかぎり防止すること、すなわち遺言に有利に解決することを期している（第1条）。遺言の方式の準拠法を決定するに際し、遺言に有利なように衝突法上の解決をはかることを「遺言の優遇」(**Favor testamenti**)という。この条約は、広範囲にわたる「遺言優遇」の観念を基本としているというべきである。

この観念が国際面に浸透してきた原因の大半は、第一次世界大戦以来、とりわけ、第2次大戦以後における国際的相続事件の激増にある。これらの国際的相続事件においては、遺言の方式の準拠法を決定するのに、たんに1, 2の連結点のみとめるだけではとうてい満足すべき結果には達しえられないことがわかった。その上、今までにくらべ、思いもよらぬほど多くの属人法の変更の現象が生じた。これらの経験に基づいて、いまや方式の準拠法についての連結点として選択的に多くのものを用いることとされたのである。遺言行為地、遺言者の国籍、その住所および常居所 (**résidence habituelle, habitual résidence, Gewöhnliche Aufenthalt**) が、それである。しかも後の3つの連結素については、遺言行為当時におけるそれらのものへの連結と同時に、死亡当時におけるそれらのものへの連結までも可能とせられたのである。これら7つの準拠法のほか、イギリス代表の提案により8番目の連結点として不動産について目的物

所在地の法律が採り入れられることになった(第1条第1項e)。もっとも目的物所在地法の定める方式はただその法律の行われる領域内にある不動産についてのみ行なわれるにとどまり、他の遺産についてまで行なわれるわけではない。このように遺言優遇の立場を採ることにより、条約の第2の目的たる、個々の物の所在地のいかにかわらず、全部の相続財産についてただ1個の遺言により統一的に判断するという構想は一部分棄て去られたことになる。従って、この形のもとにおいては、この条約は、遺言の方式の準拠法の決定を国際的に統一することにより、遺言の統一的処理をはかることを目的としているとは言えないことになる。

条約の主な内容 採択された案は、まず、有効な遺言を作成するために遺言者が方式について遵守すべき法律を定める。それは国内法であると定められ、反致の排斥を規定する。これは行為の方式に関しては反致を認めないとする一般的傾向に応じるものであり、またイタリアなど、反致を容認しない若干の参加国の意向を汲んだものである。

採り上げられた第1の法律は、實際上普遍的な規則に従って、遺言が作成された国の法律である。続いて遺言者の本国法が採り上げられる。これは今日の法秩序の多数が認めるところであり、属人法を住所に連結する国の中にもこれを採る国がある。会議は、国内的に私法が統一されていない国に属する遺言者の本国法の決定方法を定めた。この点については異論がないわけではなく、特別委員会は、このような一般問題を特殊の場合について解決することは望ましくないとの考えに立って、この点でのイギリスの提案を斥けた。しかし会議は、一般問題に対する解決を特殊の場合に試むことは経験の範囲を限定しながらもひとつの立法形式をためす可能性を与えるものとして非常に好ましいものであると指摘する、イギリスの主張に譲歩した。しかし採用された法文は用心深いものであって、まず遺言者の属する国の国内衝突規則に照会し、続いてこのような規則のない場合においては、その法秩序を構成する立法中遺言者が最も緊

密な関連を有する地に照会する（1条2項）。

採り上げられた国籍は遺言者が遺言作成当時またはその死亡当時に有していたそれである。この二重性も、また両者のいずれかひとつの選択も不都合がないわけではない。会議は、この問題に対する回答が比較法上多様であることからみて、これが多数の投票を勝ち得るのに最も適切な立場であるがゆえに、またこの解決は遺言の成立に有利であるがゆえに、この二重性を認めることにしたのである。

つづいて、案は、遺言者の住所地法および常居所地法の管轄を認める。これら2種の法律を同時に採り上げたのは、住所および居所の定義が多様であるので、これが必要だと考えられたのによる。とりわけ、若干国では住所と常居所との間に大きな差異はないとはいえ、英法上認められているような出生住所を顧みることができることが望ましいとされたのである。

条約は、住所は、遺言者が遺言の方式に対するその地の法律の適用のために住所を有していると主張される地の法律に従って決定されるべきものと定める（1条3項）。この解決は、裁判管轄および遺言の方式上の要件につきふたつの異なる住所の決定に導くおそれがある。イギリスの代表は、この規定に対し強く反対した。この規定によれば、イギリス法上の死者のイギリス住所のゆえに遺言の検認はイギリス裁判官に求めることができるにもかかわらず、イギリス裁判官は遺言の有効性をその領域に遺言者の住所の存在することを認める外国法によって判断することになり、矛盾であるという理由による。会議は、この意味での留保の可能性を認めた（9条）。

さいごに、第9会期は、イギリス代表の要請に基づき、このリストに不動産の所在地法をつけ加えた。特別委員会はこれを斥けたのであるが、それはこの法律の方式に従ってなされた遺言が他国にある財産につき有効となりうるのは困難であり、しかも遺言者に多数の遺言書を作成するように義務づけることは遺憾であると考えたのによる。しかし、会議は条約の第一目的は遺言優遇でな

ければならぬと考えた。そして不動産所在地法の決定には実際上なんらの曖昧さもないこと、および多くの国において不動産に関する権利を行為の方式に結びつける緊密な関連を考慮に入れて、この採択された規則は条約の批准を促すことができると考えたのである。

条約は、遺言の取消に特別の規定をあてがい（第2条）、取消は取消される遺言のために管轄権を有する法律のうちいずれかひとつの方式に従うと定める。従ってその法律は取消行為が他地で作成され、又は国籍もしくは住所の変更後に作成されたならば、その取消行為については管轄権を有しないこともあるであろう。この解決は、もしそれが遺言が依拠した法律の国によって要請されているならば、方式の相応性を尊重することを得させるであろう。

最後に、条約は第3条において、第1条および2条に定められている法律以外の他の法律を適用して遺言の方式上の有効性を認めている締約国の法律を維持し、またはこれを採用することを認めている。このより有利な法律の留保は同時に遺言の優遇を満足させ、かつ条約の批准を容易にするものと考えられる。

準拠法をこのように決定したのち、条約はこれらの法律の適用範囲につき若干の規定をおいた。会議は実質と方式との限界画定を体系的になそうとはしなかった。この問題に対する諸国の国内法が複雑し、かつ不確実なるがゆえに、またこの問題と各法秩序に固有な観念との関連性が複雑、かつ不確実なるがゆえに、この仕事は実現しがたいと考えたのによる。これに加えて、この問題はさほど頻繁に生ずるものでないのに、条約は最も注意を要すると考えられる2点だけを取り上げた。

第一に、第4条は、この条約は共同遺言の方式に適用がある旨定めるが、この遺言の禁止または規制が方式事項であるか、または実質事項であるかの問題については立場を表明しない。従って裁判官はこの事項に関する問題であって、この条約に従い管轄権があるとされる法律が方式に属せしめている問題をその法律に服せしめなければならない。すなわち条約はそれがあまりに複雑に過ぎ

ると判断した領域については解決を統一せず、そのなす性質決定が問題を方式の範疇に組み入れている裁判官がなすべきことを規定する。

つぎに、条約は諸国の判例上しばしば難問を生ぜしめた問題、すなわち遺言のある種の方式、とくにオランダもしくはポルトガルにおける自筆遺言の禁止の問題につき立場を定めた。

条約は方式の性質決定の立場をとる。すなわち、その領域においてその国の法律に従い作成された自筆遺言の禁止を定めていない諸国において一般に認められている、自筆遺言の有効性を認める（第5条）。採用された法文は、同じ解決を未成年者に関するある種の遺言方式の禁止（ドイツおよびスペインにおける自筆遺言の、またドイツおよびギリシャにおける神秘的遺言の禁止）に適用することを許す。

オランダおよびポルトガルの代表は、問題たる遺言の無効をオランダまたはポルトガルの遺言者が自国以外においてその遺言を作成した場合に限定するとの妥協条文を提案した。会議は長い討議の後、この妥協を認めなかった。あまりに特殊な場合についてのあまりに複雑すぎる解決であると考えたからである。しかし留保が定められた。

条約は若干の適用規定を設ける。

第一に、第6条により、この条約の定める規則は、相互の条件を除き、各締約国の国際私法となると定められる。従ってこれらの規則は、衝突が非締約国法との間に生じた場合にも適用される。すなわちこの条項は締約国をして非締約国法を適用するように拘束する。その救済は公序の例外に存する（7条）。

他面において、第8条は、この条約は遺言者がこの条約の発効後に死亡したすべての遺言に適用されると定める。

住所の決定、自筆遺言、ある種の方式の禁止、非相統的条項および条約の時間的適用に関し、各種の留保が定められている。

この条約の対象とするところは比較的狭いように見える。しかしながらこれ

らの一見限定された問題は複雑な法律衝突問題を惹起するのであるから、条約が上にみたように解決したことはある意味において成功であるといわねばならない。その批准は、困難な問題の充分になされた研究の結果の解決が特定の点において決定的であることを示すであろう。このような経験は確かに価値のあるものである。条約の実用的価値は疑いないところであろう。

37—外国公文書の認証の必要性を廃止する条約

文献 35—条約に関する文献と同じ。

六 第10回(1964年)会議の成果⁽¹⁾

第10回会議には、参加国がふえ、23ヶ国の代表が集った。すなわち、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ連邦共和国、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、ノールウェイ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、アラブ連合共和国、イギリス、米国、およびユーゴスラビアの諸国である。米国は第8回および第9回会議にはオブザーバーとして参加したが、第10回会議には正式メンバーとして参加した。⁽²⁾なお、1956年の第8回会議までは討議はほとんどフランス語のみによってなされ、会議の成果もフランス語だけで公刊されたが、1960年の第9会期以後はフランス語のほかに英語が用いられるようになった。さらに、第10会期においては討議の場合英語フランス語との同時的通訳がなされ、会議の成果の刊行も英仏の両語でなされるようになった。

(1) これについては、Cf. Loussouarn, *La X^e Session de la Conférence de La Haye de d. i. p.*, *Journal du d. i.* 1965 p. 5 et s.; Lagarde, *Revue critique de d. i. p.*, 1965 p. 249; Graveson, *I L C L O.*, 1965 p. 528.

(2) 米国の参加については、Cf. Philip W. Amram, *Report on the Tenth Session of the Hague Conference on Private International Law*, *Am. J I L* (1965) 87.

この会議で討議の対象として採りあげられたのは、財産事項に関する外国判決の承認および執行、子の国際的養子縁組、外国における文書の送達および通知、裁判所の選択の合意、離婚によって生ずる国際私法上の諸問題などで、ひじょうに盛り沢山であった。この会議において採択され、最終議定書にふくまれている条約案は、38—養子縁組に関する官憲の管轄、準拠法および判決の承認に関する条約、39—民事および商事に関する文書の外国における送達および通知に関する条約なる3条約、40—裁判所の選択の合意に関する条約、および財産事項に関する外国判決の承認および執行に関する決議Ⅰのうちにふくまれている、41—条約仮案だけである。しかも、第10会期の決議Ⅱにより、離婚、別居および婚姻無効に関する外国判決の承認に関する42—規則設定のために設けられた特別委員会は、会期終了後にこの問題に関する条約予備草案⁽⁴²⁾を作成した。本書条約集の部分には、上記の3条約のほか、決議Ⅰに引用されている仮案41および決議Ⅱによって作成された予備草案⁽⁴²⁾をも載録しておいた。

38—養子縁組に関する官憲の管轄、準拠法および判決の承認に関する条約⁽¹⁾

養子に関する条約はハーグ会議で作成された子の利益の国際的保護を目的とする条約の範疇に含まれる。この条約は子に対する扶養義務の準拠法に関する

(1) 以下の記述については、主として下記の解説によった。Loussouran, *La X^e Session de la Conférence de La Haye de d. i. p.*, *Journal du droit international*, 1965 p. 5 et s. そのほかの国際私法部会小委員会資料107, 122をも参酌した。なお、文献として、参照 Lagarde, *La dixième Session de la Conférence de La Haye de d. i. p.*, *Revue critique de d. i. p.*, 1965 p. 249; Graveson, *The Tenth Session of the Hague Conference of P I L, I C L Q*, 1965 p. 528; Loussouarn, *op. cit.*; *Report on the Tenth Session of the Hague Conference on P I L*, *Am. J. I. L.*, 59 (1965) p. 87.

条約（1956. 10. 24締結）、子に対する扶養義務に関する判決の承認および執行に関する条約（1958. 4. 15 締結）および未成年者の保護に関する官憲の管轄および準拠法に関する条約（1960. 10. 5 締結）に付加されたものである。

ハーグ会議が1960年に国際的養子縁組条約の作成に従事したのはこの背景のもとにおいてである。この題目は会議にとり現実性のある問題と考えられた。けだしヨーロッパおよび米国間の養子縁組のみならず、ヨーロッパ諸国間における養子縁組についても、この分野においては子の売買市場の存在のゆえに子の国際的保護が必要不可欠であったほか、多数国の認めている本国法の管轄はこの事項に関してはおそらく現実性を欠くものであったからである。仮案の筋書が常設事務局によって準備され、特別委員会に提出された。特別委員会は1963. 3. 19から29までハーグに集合して総会の議事の基礎となるべき仮案を作成した。

一度で重要な難問にぶかった。けだし必要上ふたつの基本的な選択をなさねばならなかったからである。

1 従来の条約は実質法規定の統一に向うべきか、それとも官憲の管轄および法の衝突の規制を目的とすべきか。第1の主張については、それは諸国の法律間の相違を減少させるものであって、子の利益の保護をよりよく保証することを得させるものであると主張せられた。諸国の法律間の相違が子の利益の保護を害することは決定的であり、かつ各国国内法間の顕著な相違ある場合に真の統一を実現することは困難であるにしても、たとえば養子と嫡出子との同一視および実父母との関係の断絶のような、若干の原則についての一致に達することは不可能ではないと考えられたのである。常設事務局が仮案の筋書を準備したときはこの考えであった。ところが特別委員会ではこの考えが捨てられ、その立場は総会当時にも維持された（若干の代表からいかんの意が表されたけれども）。事実、実質法の統一の合意および若干の一般原則に限定した統一が夢想にすぎない以上、官憲の衝突および法の衝突の分野における一致を実現す

ることがより容易であろうと考えられたからである。

2 第2の選択は、承認の条約と機関又は管轄の衝突ならびに法の衝突に関するかぎりにおいて直接的管轄規則を設定する条約との間にいずれを選択するかに存していた。この点につき、会議は決定するにひじょうに暇がかかり、かつ条約の目的につき存するあいまいさのために日本として困難が討議につきまっていた。条約は機関の管轄、準拠法および承認と言っているので、疑問を生ずる余地は存するが、結局のところ条約がとりわけ承認の条約であることは明らかである。長い討議の後に、第3条に定められた機関は専属管轄を有するものでないと決定された。

A 条約の適用範囲 第1条および2条は条約の適用範囲を定める。第1条は条約に服する養子縁組が何であるかを定め、第2条は条約の適用が明らかに排斥される場合を列举する。

条約の適用あるためには、養親の側において養親が締約国の国籍を有することおよび締約国にその常居所を有することが必要である。独身者による養子は最初、社会面上望ましくないとみられたので排斥されたが、後にフランスの希望によって再びとりあげられたことに注意すべきである。

養子の側におけるその国籍ならびに住所についても同じ条件がみられる。そのほか、養子は未婚者であることおよび養子縁組の請求の日に18才に達していないことが必要とされる。のちの条件は若干の論議を招いた。この点は、成年者の養子縁組をみとめていない国によって非常に強く支持されたのだが、この条件は他国の代表者の批判の的となった。それは、養子縁組制度を条約の範囲内にふくまれる17才未満の未成年者の縁組と、条約の範囲外におかれる19才の未成年者の養子縁組に分裂させるにいたるからである。この条件が大多数の国によって認められたのは、18才以上の未成年者の養子縁組および成年者の縁組は児童の養子縁組とは全然異なる目的、たとえば相続上の目的に応ずるものであること、およびこの場合には養子保護の必要ははるかに薄いと考えられたか

らである。

第2条は、養父母が同一国籍を有せず、同一締約国にその常居所を有しない場合には、条約は適用されないと定める。第3条の依拠する機関の管轄は、2人の配偶者による養子縁組に関するかぎり、両配偶者が共通の連結点（国籍または常居所）を有する場合にのみみとめられる。養親および児童がいずれも同一国籍を有し、かつその本国に常住するときは条約は適用されないと定める第2条の規定は一見奇異に感じられる。たしかに、この場合の養子縁組は、一切の連結素が同一国に集中しているから、純然たる内国的なものである。しかしこのような養子縁組でも、承認の分野においては場合により国際的な問題を惹きおこすことがなくはない。会議において、代表たちは、このような養子縁組は問題なく承認されるであろうから、条約の適用範囲内にふくめる必要はないと考え、これを条約の適用外においたのである。

B 機関の管轄 機関の管轄問題は、養子縁組については第3条により、縁組の無効または取消については第7条によって規定される。

第3条は、養子縁組の許否を決定するについてふたつの機関の管轄を定める。ひとつは、養親の常居所国の機関であり、他は養親の本国の機関または夫婦による縁組の場合は、その共通本国の機関である。

この基本的条文については、若干の注意が必要である。

a まず注意すべきは、管轄機関が養親と特定国（常居所または国籍）との間の関連のゆえに選ばれているという点である。このような選択がなされたのは、養子縁組制度が嫡出親子関係に擬制されたものである点からみて、親の側に附着するのが穏当だと考えられたのによる。

b 条約は養親の本国の機関と常居所の機関とのふたつの管轄を認めた。これは住所地主義の国と国籍による国の間の妥協のあらわれである。

c すでに述べたように、第3条に定められた機関の管轄は排他的なものではない。その結果は主として承認の面にあらわれる。

第7条は、養子縁組の無効または取消に関して管轄の範囲をさらに広げている。

C 法の衝突 ハーグ会議はこの点でつよい現実主義をとった。裁判官にとっては法廷地法を適用するのが便宜であり、かつそのためには裁判管轄と立法管轄とを一致させるのが合理的であるというので、会議は、「第3条1項に定める機関が、養子縁組の要件に対しては、第5条1項を留保して、その国内法を適用する」ことを認めた（第4条）。そのほか、この体系は本国法の支持者と住所地法の支持者とを同じように扱うという利点を有する。

しかし、受訴機関によるその国内法の適用については、二重の例外が認められていることに注意しなければならない。第4条2項の規定および第5条1項の規定がそれである。

条約は、また第7条2項において養子縁組の無効および取消に適用されるべき法律の問題を解決している。この点については無効と取消との間に区別がなされた。無効が第4条2項に定められた禁止規定の背反を理由とするときは、無効はあるいは養子縁組を決定した機関の国内法、または、養子縁組の決定当時における養親の本国法の適用によって言い渡されうる。さらに、無効が養子の本国法によって必要とされる意思の欠缺または瑕疵を理由とする時は、養子の本国法の適用によって言渡されうる。これに反し、取消はもっぱら受訴機関の国内法の適用によってのみ言い渡されうる。

準拠法に関する規定のうちには、養子縁組の効力を支配する準拠法に充当された条文は存しない。条約がこの点について沈黙しているのは、失念の結果ではなく、この点について一致に達することができなかったによる。

40—裁判所の選択に関する条約⁽¹⁾

条約成立の経緯 この条約の起源は1956年にさかのぼる。同年開かれたハー

(1) 以下の記述については、前掲38—条約注(1)所引の文献によった。

第8会期は有体動産の国際売買の場合における合意による裁判管轄に関する条約を作成した。この条約は1958. 4. 15に諸国の署名に開放された。しかし同日署名したのは、ドイツ、オーストリア、ベルギーおよびギリシャの4ヶ国にすぎず、かつ今日まで批准した国はないから、この条約の成果は限定的なものにすぎない。1960年の第9会期当時には、売買に関する合意裁判管轄についてのこの条約の効力範囲は狭きに失するのではないかということ、および当事者の裁判所選択の合意は他の領域でも必要性があるのだから、売買契約だけに限定されない、より広範な条約を作る必要があるのではないかということが問題とされた。このために作られた特別委員会は1963年に集合して、第10会期での審議の基礎となる予備草案を作成した。

最初から、将来の条約の独自性の問題が生じた。事実、作られるべき条約と有体動産の国際売買に関する合意裁判管轄に関する条約との間に当然密接な関係が存することは、疑いない。そこで後者との関係において問題たる条約の独自性をいかにするかが問題となる。すなわち後者を付加的なものとするかどうかである。第10会期でこの問題を審議した委員会は、一般的な条約がより制限的な範囲しか有しない条約の付加物たるはずはないと考えた。

さらに条約の自主性に関し、いまひとつの問題が提起された。裁判所選択合意と外国判決の承認および執行の一般問題との間には明らかに関連が存する。それで、この条約は判決の承認および執行に関する将来の条約に付加すべきものなのか、それとも独自の条約とすべきかが問題となったのである。委員会はここでものちの解決を採用した。その結果この条約は、判決の承認および執行に関する一般条約の審議途上に作られた「二国間条約化」なる暗礁を免がれることができた。もっとも、裁判所の選択に関する条約は承認の面できわめて慎重な規定を含んでいる（参照、条約第8条および9条）。それゆえ、合意裁判所については、承認および執行一般に関するよりも二国間条約化を認める理由をはるかに少ないといわねばならない。

以下には、この条約の主要規定につき、若干の解説を試みる。

この条約の骨子 第1条は、当事者に裁判所選択の合意によって、あるいは締約国の裁判所を（この場合の特別管轄裁判所は、場合により、その国の国内法が定めるであろう）、または明示に指定された締約国の裁判所（ただしこの裁判所はその国の国内法により管轄権あることを必要とする）を指定することを許す。

この条文の作成は長い論議を生ぜしめた。事実、特別委員会の作業によって生じた第1条は、当事者の合意は選択された裁判所の属する国家の国内管轄規定に反しても強制されうるであろうとの危惧をひきおこした。実際当事者が民事関係について商事裁判所を選択したり、またはその逆の選択をなしうることが危惧されたのである。第1条の確定条文によって当事者に提供されたふたつの可能性の区別はこれらの危惧をはずめることを得させる。すなわち当事者は補充的な精密化なしに、単にある国の裁判所を指定し、この場合当事者は何ら国内管轄規則を侵害することはないか、あるいはまた当事者は管轄裁判所が何れでなければならぬかを精密に定める。条約はこの場合、当事者がこの可能性を行使するにあたり、国内管轄規則を尊重すべきことを定めるのである。

第2条および3条は2点において条約の適用範囲を定める。一方において、両条は条約が国際関係において適用されることを規定する。他方、第2条は、条約は民事および商事に関し締結された裁判所の選択の合意を支配すると規定し、かつ制限的に列挙した若干の事項を排斥する。第1の精密化は当然のことのようにみえる。しかし論議が生じた。というのは交渉者に、3つの可能性、すなわち、国内的な裁判所の選択をしりぞけないこと、事項上に国際性を帯びさせること、および裁判所の選択自体に国際性を具有させることなる3つの可能性が与えられることになるからである。結局、第2条においては、国際性が維持され、つぎの文言となった、「この条約は、国際関係において、民事または商事に関し締結された裁判所の選択の合意に適用される。」国際性は契約締結

当時に判断されねばならぬから、この法文は、国際関係なる観念に純然たる国内事項だけを排斥するように、できる限り広い意味を与えようとの配慮を示す。しかも交渉者たちは、この広い国際性なる観念が若干国による条約の批准への障害となることを懸念した。そのため諸国にこの点についての留保をなすことを許した。第12条には、「締約国は合意の成立当時、その国の国民であり、かつその領域にその常居所を有していた者の間に締結された裁判所選択の合意は承認しない旨留保することができる。」とある。第13条には、「締約国は、一方その地の自然人または法人と他方その地の登記簿上に登記されている営造物——そのものが外国会社の当該領域における支店その他の代表機関である場合においても——との間に自国領土上で形成された法律関係は国内事項として取扱う旨留保することができる」とある。同一の場合につき、第14条は諸国が上記の法律関係にその国の専属管轄を及ぼすことができる旨留保することを許している。

裁判所選択約款の対象となる事項についていえば、条約は民事および商事に適用される。しかしこの一般原則は第2条2項に定められた例外によって制限される。すなわち、人の身分および能力、家族法、扶養義務、相続、破産、和議または類似の手續問題、不動産物権は条約の適用範囲から除かれる。

第4条は、裁判所選択約款の有効なるために充たすべき要件いかんという重要問題を規定する。諸国の代表は、国際取引の需要を考慮に入れ、柔軟な体系を認めようとする見解と、当事者ことに附合契約の場合における当事者に最小限の安全を保証するためながしがの形式主義を必要視する要請との、ふたつの矛盾する要請にわかれた。西ドイツの代表は、商業界は過度の形式主義に苦しめられるとして、自由主義の立場をとった。取引界では電話による合意がなされ、続いて確認書、そのうちに裁判所付与約款またはこの約款を含む売買契約条件への照会をふくむ書面が届けられることがしばしばある。この確認書の名宛人が回答しない時は、商習慣は一般に、名宛人の沈黙を承諾とみなし、し

たがって明示の承諾は必要でないとする。仲立人・買手間に締結される口頭の契約の場合も同様である。仲立人はこの合意につづいて合意裁判管轄の約定をふくむ確認書を差し出す。動産の国際売買の場合における合意管轄に関する条約第2条2項によると、「口頭で締結された売買が裁判所の指定を含むときは、この指定は、それが当事者の一方または仲立人の欲する書面上の申述により表示または確認され、争いのない場合においてのみ有効なるものとする。」

したがって明示の承諾は必要でなく、これらの条件のもとでは、承諾に関する何らかの形式主義的要件は後退だとされよう。

反対に、イタリア代表は、この点に関するイタリア国内法上の要件と条約とを調和させるためには明示の承諾が必要だと述べた。さいごに、フランス代表の主張したように、非専門家間の裁判所選択約款については厳格な条件を要求し、専門家間の合意裁判管轄の設定の場合にはより自由な立場をとることができよう。この場合には、契約当事者に共通の反対の意味での職業上の慣行がないかぎり、明示の承諾を必要とするとの原則が設けられることになろう。

結局、比較的自由な体系がとられることになった。第4条第1項には、「この条約の適用のためには、裁判所の選択に関する合意は、それが明示に選択裁判所を指定する相手方の書面による申込みの他方当事者による承諾に基くときは、有効になされたものとする。」とある。すなわち、申込みは書面によらなければならないが、承諾は必ずしもその必要はない。確実なものであれば足りる。第4条2項および3項は、裁判所選択の形成の自由に対し若干の制約をおく。第4条1項によると、「当事者の一方がそのものを被告として選択裁判所に提起された訴訟に出訴しなかったという事実だけからこの合意の存在を推定することはできない。」この規定は、諸国の法制上一般に、被告が裁判所に出頭しなかったときは、受訴裁判所の管轄に関する原告の確認が容易に認められるとされていることに、その起源がある。これらの条件のもとでは、裁判所選択合意の存在が確実に証明されていないのに、条約を適用することは危険である。第

4条2項の規定は、裁判官にこの確実性を得るように義務づける。「裁判所の選択の合意は、それが経済的実力の乱用その他不正の手段によって得られたものであるときは有効でない」との第4条第3項は、経済上の弱者保護のためのものである。

第5条および6条は、裁判所選択の合意に二重の効力を付与する。積極的には、選択裁判所の管轄を定め、消極的には、排斥された裁判所の管轄権のないことを定める。これらの条文は、イギリス代表の激しい反対のゆえに、他のものにまさる、激しい論議を生ぜしめた。イギリス代表の考えでは、当事者による裁判所の選択は選択された裁判所に管轄を承認する義務を課する効力をもつべきものでないと同時に、しりぞけられた裁判所に管轄権ありと宣言することを禁止する効力をもつべきものでない。当事者による裁判所の選択は不充分に、乱用的または不適當になされることがあるほか、万一訴訟が多年ののちに生じたときは、この選択に導いた事情は、根本的に変わっていることがあり得よう。これらの事情のもとでは、裁判官が当事者によってなされた管轄の付与を取消し、場合によっては、選択裁判所の無管轄を宣言し、また排斥された裁判所に管轄権がある旨宣言することが許されなければならない。イギリス代表は、当事者に裁判所選択の自由を認めるに傾きながらも、私人に諸国の法体系を変更して、公序のゆえに強制され得る他の裁判所の通常の管轄を排斥することを許してはならないと考えた。従って、裁判所選択約款の効力の決定は諸国の普通法にゆだねるべきだというのが、その主張である。

イギリス提案は、管轄付与約款の唯一の効力を裁判所選択約款により当事者の指定した裁判所のなした判決の承認を得させることだけにするという、単なる執行条約の考え方に立ったものである。従ってイギリス提案をみとめたならば、一切の管轄規定を排除することにより条約の実体の一部を空虚にするという結果になり終わったであろう。理由はちがうが、イギリス提案に同調した国もある。ノールウェー代表は、裁判所選択約款は、当事者の意思が自由に合致

した限度において，かつ経済上の弱者たる当事者が十分に保護される限度においてのみとめられるべきだとし，第5条，6条に反対した。しかしこのような現実性を欠く場合には，裁判所選択約款の効力を規定しない方がよい。

条約中に第5条および6条が存在していることからわかるように，つまりはイギリス提案は斥けられたが，それは正しかったといえる。実際に，裁判所選択約款の効力に関する条文の消失は，条約からその効用の大半を取り去ることを意味する。他方，イギリス代表の直面した，国内管轄規則を侵害するとの危惧は，第1条によってなされた精密化のためにその根拠を失なった。すでにみたように，同条によると，当事者はその指定した裁判所がその国の国内法上管轄権を有する場合においてのみ，その国の特定裁判所を指定することができるのである。ノールウェー代表の主張した論拠についていえば，それは採りあげるに価するものであった。しかし，そのために条約を解体させることをしなくとも，それをするには完全に可能であった。事実，第4条第3項の最終法文では，経済上の弱者たる当事者の保護がはかられているのである。

交渉者たちは，これら各種の理由により，条約において次の点を確認するにいたった。

a 当事者が別段の定めをしていない限りにおいて，選択裁判所の専属管轄（積極的効力）（第5条）。

b 当事者のなした選択が排他的でない場合，排斥された裁判所の国の国内法によれば，当事者が，事項のゆえに，合意によってその国の裁判所の管轄をしりぞけることができないとき，および裁判所の選択の合意が第4条により有効でないときを除き，他の裁判所の無管轄（第6条）。

かくて条約は，当事者に裁判所選択約款に排他性を与えると，非排他性を与えるとの自由をみとめている。この後の場合には，権利拘束の問題を規定する必要があった。それが第7条の目的とするところである。同条によると，「当事者がその合意により，他の裁判所の管轄を排斥することなくして，締約国の裁

判所を指定したときは、管轄権を有するいずれかの裁判所にすでに係属中であり、かつ抗弁のなされた国において承認される可能性ある判決となることあるべき訴訟手続は、権利拘束の抗弁を根拠づけるものとする。」

管轄問題がこのように規定されたので、会議は、その「承認」の面を規定する必要に迫られ、選択合意により管轄権を有する締約国裁判所のなした判決が他の締約国領域においてどんな条件で承認され、執行を宣言されるかを決定するにいたった。第8条によれば、「この条約の規定に従い締約国において選択裁判所によってなされた判決は、他の締約国においてその国に行なわれる外国判決の承認および執行に関する規定に従い承認され、かつ執行可能と宣言されるものとする。」

さいごに、一連の留保規定が存する。条約の国際関係への適用に関して、上に言及した、第12条13条および14条の定める留保のほか、第15条の規定に注意すべきである。

41—財産事項についての外国判決の承認および執行に関する決議

文献 ハーグ会議におけるこの題目の沿革については、参照川上太郎「動産の国際売買と合意管轄および外国判決の承認、執行の問題」民商法雑誌51巻（1964）2号3号；「終戦後における国際私法に関するハーグ条約案」（三法務資料340号（1956）49頁以下；所謂「二国間条約化」に関する小委員会の提案，国際私法部会小委員会資料115（昭和40.9.1民参印）；所謂「二国間条約化」に関する小委員会の報告（要旨）国際私法部会小委員会資料152（昭和40.9.9民参印）。Actes de la Cinquième Session de la Conférence de La Haye 1925, p. 95 et s; Documents 1925, p. 14; Actes 1951, p. 401; Actes de la Huitième Session 1956, p. 344 et s; Actes et Documents de la Neuvième Session de la Conférence de La Haye, 1960, t. 1, p. 57.

“Reconnaissance et Exécution des jugements étrangers en matière patrimoniale”, Exécution Doc. préf. N°4 Texte révisé, Mai 1964; Paul Lagarde, La Dixième Session de la Conférence de La Haye de d. i. p., Revue critique de d. i. p., 1965 p. 262 et s.

42——外国において得られた離婚および別居の承認に関する条約 予備草案

文献 ハーグ会議第10会期，離婚・別居および婚姻無効に関する第5委員会の仮報告
(Ficker 氏による)⁽¹⁾；Lagarde, *La Dixième Session de la Conférence de La Haye de*
d. i. p., *Revue crit.* 1965; p. 264 Francescakis, *La prudente élaboration par la*
Conférence de La Haye d'une Convention sur le divorce, *Journal du droit inter-*
national, 1965 p. 24 et s.

国際私法条約集

昭和41年3月28日 発行

(非売品)

神戸大学教授
法学博士
著者 川上太郎
神戸市灘区六甲台町
発行者 神戸大学経済経営研究所
奈良県天理市川原城町300
印刷者 天理時報社
